

申遣之旨老中被仰渡之、萬天日録、○按するに、明年八月廿一日來朝す、明
天和元年

覺

廿七年已前、朝鮮人來朝之節、從對州江戶迄海陸泊
泊馳走人馬被出候哉、并西國中國之面々は船も被
出候哉、先年之扣焼失に付難知候、右之節何に不寄
被勤候面々は、先年之扣を以、委細書出可有之候、
以上、

延寶九年酉九月廿三日、雜話燭談附錄、

寶永二乙酉年四月廿三日、朝鮮御用之儀土屋相模
守へ按するに、老中政直御徒方萬年記には、政直朝鮮御用掛命せ
られたしを、寶永六年十一月廿五日に係けしは、誤りなるにや、
可申談、異國之儀爲大切之間、彌入念可申旨、御日記
るに、これすへて御用掛
の輩に命せられたしにや、
寶永六己丑年四月

宗對馬守

朝鮮來聘之儀被仰渡、柳營日次記、○按するに、明々年
正德元年十月十八日來聘あり、
寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一信使者、來年何月頃被致來聘候哉と御尋之節、時
節之儀相窺候處、來年秋中可致同道旨、被仰出
候、對藩政事問答、

走御賄等之次第、被仰付旨を相守、各遵行あるへき
よし、急度可被申觸候事、
一信使江戶留館之間、御馳走人火之番御賄方、并寺
社町々等、被仰出旨を相守、各遵行有へきよし、急
度可被申觸事、

附、信使留館之間、町々に巡察之上存寄事等有之
におひては、各支配に付て其指引あるへき事、
一驛路の間客館之中、失火地震等非常之變事、かね
て其備を設け置、時に臨て四度計なき舉動なき様
に、沙汰あるへき事、

附、信使經過留滯之間、御城下諸道驛土民之居、
寺社等にいたるまで、失火之愼猶更意緩のなき
様に、沙汰あるへき事、

右三奉行に相模守達之、
右條々可被得其意候、以上、御日記、
上正德元年六月十六日、久世大和守按するに、若達之
年寄重之、達之
趣、

一今度御座敷向御修復有之候間、朝鮮人來聘前者
不及申、常々も入念疵など付申さす候様、御座敷向
伺公之面々に可被達候、柳營日次記、

寛永七年、明年朝鮮人來朝之沙汰有、是亦三十年以
來の事故、按するに、天和二
年來聘なす、東海道大に賑ひ、江戸にて
は彼是支度なり、元正問書、

正德元年辛卯年朝鮮人を來朝と申間敷候、來聘と可
申候よし觸廻す、中村氏筆記抄、

正德元年十月十八日、朝鮮國三使江戶着なり、今般
者先規に違公儀之御馳走事嚴重也、稱之御客と可
唱之よし、御觸有之といふ、前規者御觸等來朝と有
之、今般者來聘と書す云々、承寬雜錄、○按するに、已上二
書に驅るころ、異説に似た
り、其辨、信使者館留
中御扱の條にあり

正德元年四月十三日、左之通相達之、

一朝鮮人江戸道筋之内、寺社方修復料拜借之儀、被
差出旨帳面之通被仰付之間、其段可申渡候、來辰年
より十ヶ年上納候様可被致候、

右寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘
定奉行荻原近江守に、土屋相模守渡之、
同年五月十日御書付

覺

一朝鮮信使經過之道驛橋渡往來之煩なし、人夫船
馬等迎送之勞なく、御料私領の旅館におひて、御馳

正德元年七月十日

一朝鮮人の音物之銀、京、大坂、駿府、其外音物有之
方々、當時通用之銀遣候筈之段、不殘可被相達之
候、

右三奉行に相模守渡之、御日記、

正德元年七月十四日御書付、

朝鮮信使江戶到着之日、初而登城之時、御暇被下候
而退出之時、發足之日、右書簡之與通候時、下馬下
座等之禮可有之候、以上、

右者、江戸到着之日者、彼國王之書有、初而登城之
時同斷、退出之時者から與也、禮に不及、御暇被下
退出之時、御國之書有、登城之時空與也、禮に不及、
發駕之日御國之書有、

右之趣、被得其意可被相觸候、

七月、御徒方萬年記、大成令補遺、
承寬雜錄、正寶事錄、御書付寫、

正德元年八月十九日、大久保加賀守按するに、
老中忠増、久世大
和守列座、被渡候御書付之寫、

覺

一朝鮮信使屋敷之前を經過之節、各警固之ものを
差出し、往來の貴賤其道を横きり通らず、駐り見る

ものも其道をさりて、見物の場を妨げざる様に、沙汰すへき事、

附、要用の事有て、使を他方に差遣すとも、信使経過の路をさけて往來せしむへし、若急事有て他路なきに於ては、屋敷町家に限らず、警固のものに相斷、其差引に任すへきよし可申付事、按ず、此年警固等特に嚴重なり、

一信使経過之道々、見物の場に於て、男女僧尼等雜居へからず、簾幕屏障の類をもつて、其座を隔て居るへし、或は酒菓飯食のものを陳ね、或は醉狂戲慢之容を顯すへからざる事、

附、綵段の幔幕、金銀の屏風等所持あるに任せて、見物の場を飾る儀は、制禁に及ざる事、

一外國之人、風俗に習はずして、無禮の儀有とも、深く咎にたらず、然といへども捨置かたき事にいたりては、對馬守役人に相達して、其沙汰に任すへき事、

一信使之從人、私に交易の事を以て下部等に對して相謀るとも、一切うけかはしむへからず、たとひ後日に及ひて、事露顯すといふとも、物の多少價の

高下によらず、嚴に罪科に處せらるへき事、
一信使留館の間、失火の戒猶更怠緩あるましき事、
右之條々可被得其意候、以上、

卯八月

右諸大名、其外諸向に相達、御日記、柳營日記、

正徳元年

一今度朝鮮人通候道筋、武家屋敷大門を開、金屏風を建、幕は段子、外幕は紫絹、或は晒弓鐵砲飾立、番人麻上下、随分花やかに致候様被仰付候、町々も金屏風幕をうち、男女見物致候、幕は縮緬、白段子、紗綾、御所染類之幕打、おもひ／＼花やかに飾申候、
枯木集、

正徳元年十月九日

一朝鮮人來聘に付、別而火元入念候様に、鳥居伊賀守按ずるに、若年寄忠教なり、詰合之面々に申渡之、

享保二丁酉年五月十二日

宗 對馬守

右被爲召、來々亥年朝鮮人可爲來朝旨、老中被傳之、以上、柳營日記、○按ずるに、即享保四年九月廿七日着府す、

享保四己亥年六月

一當秋朝鮮人信使來朝之節、國書並御返簡、并信使に不及下座候、大成令補遺、

享保四年八月十三日、大目付横田備中守相渡書付、一朝鮮人信使之到着段々近寄候間、最前相觸候通、右之儀に付、彌音信振廻等無之様に、末々まで可被入御念候、猶又爲御心得如斯候、

八月十三日

横田備中守柳營日記、

白石引こまれて後、大御所御代、朝鮮來聘の時のことを御尋問ありしか、とかくいはす、大久保山城守殿は門人ゆへ、たのみしかとも、とかく取合すして、老て若き時の事すこしも覺へ申さず、又著述の書火災にかゝれりとして、一言も申されざりしとなり、白石叢書載金溪雜話、

延享三丙寅年九月

來々辰四月頃、朝鮮人來朝之筈候間、諸事享保度之通、被相心得同等可被差出候、

九月大成令續集、○按ずるに、即寛延元、五月廿一日來聘す、

延享四丁卯年正月廿八日、酒井雅樂頭渡候由、河野豊前守觸、按ずるに、雅樂頭忠知は老中、豊前守は大目付なり、

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而、彼是取繕候

儀、手重く結構に取繕候には及間敷候、萬事無滞様に申付、掃除等之儀申付候は、相濟候、

一正徳之時分者、手重く取繕候儀も有之様に相聞候、此段紛不申候様に取計可然候、

右之通相心得、寄々可被達候、年録、御徒方萬年記、

延享四月廿九日

中山五郎左衛門

駒井 靱負

諸大名留守居に、按ずるに、御書付の文前、同じければ略す、

右者、板倉佐渡守被相渡、向々に御目付朝鮮人懸り、右兩人より相渡者也、朝鮮來聘記、

寛延元戊辰年四月

六月貳勤之面々、朝鮮人來朝に付、木曾路旅行候様に可被達候、大成令續集、

寛延元四月十五日

朝鮮人往來道筋屋敷々々口上に而申渡候覺享保年中之通り不及固、横小路有之所者、屋敷々々之高に應し、物頭足輕等差出し固め可申候、小身之面々申合、徒士足輕四五人も差出し固め可申候、惣體並手桶は不及差出、辻番之番杯者積手桶いた

し、尤前夜より提灯差出し申間敷候、見物所之窓等者廉かけさせ、屋敷々々表門者明置、飭道具に者不及、見脱カす候所も候は、有合之屏風又者幕に而も張候様に可致事、

但、道筋之内、屋敷々々に而も、人數差出かたき小身のもの、近所向寄大身之もの徒士足輕二三人も爲差出、固め候様に可致事、令條錄、

寛延元年四月十五日

今日御暇被下候面々、東海道筋罷越候分者、朝鮮人旅行差障可申候間、木曾路罷越候様可致候、

但、當月廿日迄に當地發足仕候面々、朝鮮人旅行に不相障分、東海道旅行いたし候とも、又木曾路罷越候とも、勝手次第可致候、

右之通可申達候、

四月大成令續集、

寛延元年五月廿八日

一朝鮮人登城之節者、年始御禮之通之旨、中山五郎左衛門被申觸候、年條錄、

寶曆十一年辛巳年正月十八日

御代替に付、朝鮮人來朝之儀、宗對馬守相伺、先

格之通可有來朝、時節之儀者追而以使者可伺旨被仰渡候、柳澤信濃條錄、

寶曆十二年壬午年正月十五日

一來年九月頃、朝鮮人來朝候之様に、宗對馬守方に相達候間、諸事延享之度之通り被相心得可被伺候、

一正徳之度之諸事手重成儀も有之候、享保之度、天和之格合に成、延享之度も享保之格を以取計候得共、猶以無益之儀者致省略、手重成儀も有之候は、天和之格に准し致作略取計可被申候、

正月十五日、天明條錄、○按するに、明々年明、

寶曆十二年正月廿三日、松平右近將監按するに、渡御書付、

大井伊勢守に、按するに、伊勢守

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而彼是取繕候之儀、手重く結構に取繕候に者及間敷候、萬事不滞様に申付、掃除等之儀申付候は、可相濟候、

右之趣に相心得、寄々可被相觸候、御觸候、大成令後集、

寶曆十三年癸未年四月、大井伊勢守に、

當秋各之内、朝鮮人來朝之積、先達而相達候得と

得申達候、

未十一月、御徒方萬年記、

天明八戊申年三月十九日

宗 猪三郎

柳澤信濃守

右朝鮮人來聘之儀、可爲先格之通、尤時節之儀者追而可相伺旨、御白書院椽類おいて、松平周防守按するに、老中、申渡之、柳澤日次記、○按するに、是より延期及び易地聘禮の事により、彼此掛合等にて、二十四年を経て、文化八年五月對馬國に、ないて聘禮行はる、

天明八年六月

先達而、來聘之儀先格之通、時節之儀者追而相伺可申旨被仰出候、通聘之儀只今迄格別延引等いたし候者無之候得とも、卯年以來凶事打續、下々困窮宿驛致衰微、諸大名逆も不如意之輩多き事に候間、此節來聘等有之候者、彼是可爲難儀候、通聘之儀も不輕儀に候得とも、下々難儀困窮に可及儀、尤以重き事に有之候間、追々下民舊時に復し候儀も遠かるましき事候間、暫來聘延引之儀、懸合候様に可致旨被仰出候、

右之趣、宗猪三郎家老に申遣候間、其趣可被存事、

も、彼國去年凶年に而故障有之に付、來朝期月一月差延之儀相願候に付、願之通被仰出、當十一月、十二月初迄之内江戸着之積、宗對馬守に相達候間、此段向々可被達候、

四月大成令後集、

寶曆十三年十一月四日、道中奉行按するに、御勘定安藤彈正少弼相達候書付、

御徒頭衆

朝鮮人通行之節、東海道并美濃道通、大名通行之節、大人數に而者差掛致混雜、人馬手支候間、當月二日より之江戸出立者相成間敷候、其外之旅人者、朝鮮人通行之前後者、往來無構相通、通行之節者差留一切通申間敷候、急用之旅人者、脇道有之場所者障に不成所廻置、朝鮮人通行障に不成様に取計、尤朝鮮人江戸着以後者、江戸表より出立之大名早速發足致し、歸國之節二三日以前よりは、江戸出立相成間敷候、京大坂より罷下候大名も、右之日積を以、道中朝鮮人歸國之障に不成様、道中宿々可相心得者也、

右之通、右近將監殿伺之上、宿々相觸候間、爲御心

憲法類集、朝鮮來聘、文化元甲子年六月初日

水戸中納言殿 水戸中將殿

朝鮮之信使來聘之儀、先達而御内意有之候通、於對州聘禮相整候様、彼國に被仰遣置候處、承引之趣申來候に付、近年之内彼地來聘たるへく候、此段申上候様被仰出候、

右御禮以前、於大廳下休息所、老中列座下野守按ずるに、青山、演達之、

月次出仕之面々

御代替付而、朝鮮之信使來聘之儀、思召旨有之、只今迄被相延、信使當地に不及相越、於對州聘禮相整候様、追々被仰遣候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄、信使可爲來聘候條、爲心得相達候、右御禮以前、於席々列座同前、同人傳達之、同日堀田攝津守按ずるに、若年寄正致、渡御書付、御目付に、

御代替に付而、朝鮮之信使來聘之儀思召旨有之、只今迄被相延、信使當地に不及相越、於對州聘禮相整

候様、追々被仰遣候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄、信使可爲來聘候條、爲心得相達候、右之趣、今日出仕之面々に爲見置可被申候、尤達相洩候面々に可被相觸候、

六月朔日、以上、柳營日次記、文化年録、憲法部類編、制令通彙、文化二乙丑年五月十九日

宗 對馬守

朝鮮信使來聘、來る、巳年之旨被仰出之、右於御白書院椽類、老中列座大炊頭按ずるに、土井利厚、申渡之、柳營日次記、

通航一覽卷之四十五終

通航一覽卷之四十六

朝鮮國部二十二

○信使來聘に付町觸等 從明曆度 至享以度

按ずるに、上々宣、御三家并老中廻り曲馬、宗氏鑿照等の事により出されし町觸は、各條にゆつる、明曆元乙未年、朝鮮國信使來聘により、御府内市中に諸御觸を出さる、此事、寛永二十年度以前は、其記載を缺く、

明曆元乙未年三月六日、覺

一當夏朝鮮人當御地の參着仕候、按ずるに、此時當夏之十月、就而者表長屋破損仕、見苦敷所は壁を塗直し、屋根杯あしき所はつくろひ、みくるしく無之様に、兼てより修復可仕候、少も油斷有間鋪候、勿論朝鮮人參着之刻、屋根之上見苦敷ものなど置不申様に可仕候事、

未三月

右者、三月六日朝鮮人通り候町々御觸連判、大成 令補 遺正寶 事缺、明曆元年七月五日

一朝鮮人當御地の參着候時分漸近付候、然者最前

兩度迄相觸候趣、按ずるに、兩度御觸とあれど、堅御請負申、其砌町中不殘連判之手形差上候儀、表長屋之分壁を塗直し、屋根杯そこね候所は、早々ふき直し可申候、長屋庇之上二階之出かうし杯に、見苦しき物置申間敷候事、

一道惡敷所は、砂を置可申候、はきため淤泥などに而築申間敷候、通り中計高く築兩脇あしき候間、かつこうよく道造可申候事、

一橋詰門際などに耳棚有之所者、早々崩取可申候、もちろん見苦もの差置申間敷候、

附、登梯天水溜桶ふるく成候分者、此度あたらしく仕可申事、

未七月

右者、七月五日御觸町中連判、

九月十九日、覺

一今度朝鮮人參候に付、來廿一日より町中家持共、自身番可仕事、

附、晝之内者儘成手代中番に置可申事、一朝鮮人參府之日より、自身番晝夜共、爰許發足之日迄可仕事、

一名主月行事、取わけ無油斷晝夜共、火之用心之儀
隨分念を入可申付候事、

未九月

右者、九月十九日御觸町中連判、

九月廿四日、覺

一ものほしとらせ可申事、

一何にても見苦敷物置候處、是もとらせ可申事、

一屋根ひさし掃除之事、

一番屋見くるしき所可有之候間あらはせ、板敷之

下迄奇麗可仕事、

一こし板破れ候所繕いたし、同し色にいろを付可

申事、

一かわらの損し候處、修復可仕事、

一庇之下のうれん之上に、すかしを致候、此板とら

せ候敷、無左者きれいにはり直し候敷、紙を取候

敷、三色之内能様に可仕事、

一横町に見くるしき所有之候間、是亦右同前に可

申付候事、

一朝鮮人通候道筋に、砂まき道作間敷候、はき候而

水をうらきれいに可仕候、勿論表に砂置申間敷事、

一庇之下に手桶酌置申間敷候、勿論竹并棒などお
き申ましく候、登梯、くまで、其外何に而も木戸に
たてかけ申間敷事、

未九月

右者、九月廿四日御觸町中連判、

九月廿六日、覺

一自身番晝夜無油斷相勤、火之用心可仕候事、

一朝鮮人江戸の參府仕逗留中、家持店借之者隨分

火之用心可仕候、二階に而火を燒申間敷候、店かり

借屋之者方ね、家主より晝夜切々火之用心之儀相

觸可申事、

一橋詰に薪竹米積候所者、昨日被仰渡之通、貳拾間

之屋しき之地尻木戸切に、二三日中急度取拂掃除

可申事、

未九月

右者、九月廿六日御觸、町年寄衆に而月行事致請判

候、

十月朔日、覺

一明日朝鮮人彌御當地の參着仕候間、町中家持は

不及申、店借借屋之者堅申付、火之用心可仕事、

一自身番晝夜共に無油斷可仕候、月行事早天より
前後之木戸に附居、喧嘩口論無之様可申付候、勿論

火之用心、切々其町々相觸可申事、

一朝鮮人通候節、二階に而見物仕間敷候、二階之戸

を立置可申事、

一朝鮮人通候刻、ゆびさし笑ひ申間敷事、

一辻橋之上に而見物不仕候様に可申付候、右庇よ

り外に而見物仕間敷候、いかにも形儀能、無作法に

無之様に可申付事、

一庇ねさしき仕出候は、疊の下みえ不申候様、蹴

込に板あて可申事、

一水うち候手桶、銘々家前に置掃除仕、唐人通候前

に水を打可申事、但逗留中水溜桶に水を入置、手桶

銘々之家の前に置、若火事出来候は、早々駆集消

可申事、按ずるに、慶長寛文間記に、明暦元年九月廿二日之夜、神

田大火出来候而、方々町四十八町焼申候、殊之外に賣物

萬藏々へ火入候而、何れも大損を致し申候、瀬戸物町、小田原町、室

町なさは、半年の内二度迄やけ申候、朝鮮人參候間、上様道通り

(通り道カ)には、板に而かへいを被下候とあり、

未十月

右者、十月朔日朝鮮人通り候町々御觸、

十月六日、覺

一朝鮮人、明後八日に御目見罷出候間、町中火之用
心無油斷可申付事、

一自身番晝夜共に、家主罷出相勤可申候、勿論月行

事は、切々町中をめぐり火之用心可申付候、晝夜共

に兩町御奉行所より、御與力衆御廻り候間、少も油

斷仕間敷候、昨夜四日市新草屋町之自身番之者、番

所に不罷在候に付、今日牢舍被仰付候、彌片時無懈

怠自身番可仕事、

未十月

右者、十月六日御觸、町年寄に而月行事致請判候、

正實事録、

天和二壬戌年朝鮮使來聘により、町中に御條目等を

出さる、

天和二壬戌年六月廿九日

一當秋朝鮮人、當御地の參着可申候間、表長屋致破

損候所者壁を塗直、屋根杯惡敷處者繕候而、見苦敷

無之様兼而修復可仕候、并町々に有之候番所之屋

根、見苦敷無之様修復可仕候、

一屋根之上に有之候押竹取可申候、茅葺并見苦敷

屋根者、板に而庇之上より矢切可仕候、按ずるに、是より下二箇條、明

層度の御觸に見えず、
 一街道に有之候下水損候は、新規成共修復成とも仕直可申候、通りより見渡下水之石垣、關板破損之所共、見苦敷無之様に修復可仕候、

六月

七月

一朝鮮人來朝に付、先日相觸候通、彌屋根見苦敷所損候所繕いたし、壁杯落候所修復仕、屋根之押竹取、茅葺見苦敷所は、庇之上矢切を致し、何に而も見苦敷物置申間敷候事、

一物干有之所、古く其奇麗なる分は其儘差置、殊之外見苦敷物干之分は取崩し可申候、并横町物干見渡之分右同斷、按ずるに、明層度は物干とらせ可申とあり、是れは、新古にかゝらざりしなるべし。

一表雨落溝浚奇麗に仕、石垣板橋惡敷所者繕可申候、附椽之下見込掃除可仕候事、

一腰板見苦所者繕致し、同色に色付可申候、并軒之下、暖簾之上透し致し候此板を取候敷、又者寄麗に張直し候敷、二色之内能様に可仕事、

一横町見渡之分、見苦敷無之様に可仕事、

一道惡敷所者一町申合、隣町見渡能様に造、中一通

り砂利を敷可申候、尤惡敷土に而道造り申間敷事、一登梯子、天水桶、水溜桶古く成候者、新規可仕候事、

右之通、來月五日切、急度出來申候様に可致候、若遅々致し候は、可爲越度者也、

七月 大成令補遺、
 正寶事錄

天和二年八月、朝鮮人來朝に付、町中々之御條目、

一朝鮮人來る廿一日に到着に付而、十九日より發足之日迄、町中自身番可仕候、但晝之内は儘成者差替相動可申候、月行事取分無油斷晝夜共に、火之用心念入可申付事、

一朝鮮人逗留中者、家持店借之者随分火之用心可仕候、二階に而火を焚申間敷候、店借借屋之方へも、家主より晝夜切々、火之用心之儀相觸可申事、一橋詰にて薪木積候所は、猥に無之様に並能積置、掃除可仕事、

一朝鮮人通候節、指さし笑ひ申間敷事、

一朝鮮人通候刻、二階に而見物仕候は、簾すだれにても掛候而、見物者不苦候、尤物干に而見物堅可

爲無用事、按ずるに、明層度は二階にて見物仕間敷事、御觸に見ゆ、

一辻橋之上に而見物不仕候様に可申付候、尤店より外に而見物仕間敷候、いかに而行儀よく、無作法に無之様に可申付事、

一庇口棧敷仕出し候而、疊之下見え不申候様、蹴込板當て可申事、

附、金屏風建申候儀、彌可爲停止事、

一横町□□より棧敷懸候は、表長屋店杭より外に出し申間敷候、床高き其町之店並に棧敷見苦敷無之様に致し、取分屋根念を入可申付候、棧敷之間馬乗物自由に通候様、可申付候事、

一雨落之溝より外一尺出し、高さ三尺程、高下無之様に、町中並能竹矢來可仕事、按ずるに、金屏風停止の事より以下、こゝに至りて、また前度に見えし、下の水溜桶の箇條同し、

一水打手桶銘々家之前に差置掃除仕、朝鮮人通候前わ、かに水打可申事、但逗留中水溜桶に水を入置、并表之間敷に應し、手桶に水を入出置可申候、若火事出來候は、早々駆着消可申候、

一庇之下に手桶釣置申間敷候、勿論竹并杭など置間敷候、登梯、熊手、其外見苦敷もの何に而も、木戸

に建置申間敷事、

右御觸之趣、町中家持者不及申、借家店借地借下々に至迄、此旨を相守可申候、以上、

天和二年八月十九日 慶錄記、
 正寶事錄、

天和二年八月十九日、覺

一朝鮮人通り候町々道作候に付、牛車大八車右之通筋通し申間敷候旨被仰付候間、按ずるに、この事、町中に而車持申者共に爲申聞、來る廿一日迄、堅く通り不申候様に可申付候、以上、

八月十九日 町年寄

三

人

八月廿日、覺

一明廿一日朝鮮人、彌當御地に到着仕候間、町中家持者不申及、借屋店かり地借等迄、火之用心可申付候、尤前方相觸候通街道掃除仕、表之間敷に應し、手桶に水を入出し置可申事、

一自身番晝夜共に無油斷可仕、并名主月行事上下を着し、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬事物さわかしき事無之様可申付候、勿論火之用心裏々迄、切々相觸可申事、

一朝鮮人通候道筋、自身番所街道に有之分者、明早

天に取除候而、家之内に而自身番相勤可申候、并雨落之溝より外に在之諸商人のかんばん柱、是又明廿一日到着之日を發足之日は、取退掃除可仕事、按ずるに、この箇條明曆度にみえす。

八月

右者、戊八月廿日御觸、

八月廿六日

一朝鮮人明廿七日御本丸、廿八日西之御丸に出仕致し候間、火之元念入可申旨御觸有之、

九月十日

一明後十二日、朝鮮人發足之御觸有之、

同十二日

一朝鮮人今日御當地致發足候に付、町中之自身番御赦免被成候間、今日より無用可仕旨御觸有之、正寶事錄

正徳元辛卯年、信使來聘のとき、市中御觸等特に嚴重にして、華麗に制せられず、參着の前老中若年寄ををしめ三奉行、其外度々道筋見分あり、

正徳元辛卯年二月

一朝鮮人來朝に付、道筋爲御見分明十六日町御奉

行様御通被成候に付、其町々名主月行事御尋之儀も可有之候間、其節可能出候、尤街道掃除可仕候、少も油斷有間敷候、以上、

二月十五日

町年寄

人正寶

正徳元年二月十六日、來聘に付品川より下谷本願寺まで通り筋、町奉行衆御見分、町並作事可仕旨被仰付、段々御觸事有之、琉韓紀事

正徳元年四月

一朝鮮人來聘に付、淺草橋御修復有之、出來迄之内往來無之、東之方に而船渡し有之候、

一當秋朝鮮人來聘に付、品川より淺草本願寺迄之道筋御見分、仙石丹波守殿、按ずるに、大目付、萩原近江守殿、按ずるに、御勤定奉行なり、御普請奉行、月堂見聞集、

正徳元年四月廿五日

一明後廿七日、御老中様、町御奉行様通筋町々普請御見分御廻り被成候間、家主者宿に袴を着居可申候、又普請出來不申候は、近日普請可仕候と書付、家前へ出し置可申候、尤常々有之候町名之有之月行事、のぼりを其町々面々木戸に立置可申旨、今日喜多村に而、朝鮮人通り筋町々名主共被申渡候、

同月廿六日

一明廿七日、御老中様、若御年寄様、其外先達而之通御町奉行様方、芝より淺草へ御通被成候旨御觸、正寶事錄

正徳元年四月廿七日、御老中、若年寄、寺社、勘定、町奉行、町年寄地割、大芝より淺草迄御見分、此時仕様御覽に付、屋根或はひさしの上に、新規ふきかへ、又はふき直し杯と筆ふきに書、庇に打付る、琉韓紀事

正徳元年四月廿九日

一此度朝鮮人來聘に付、町中普請修復等、來六月中彌出來候様可申渡之旨、昨廿八日土屋相模守殿、加藤越中守殿、按ずるに、御用掛老中、若年寄なり、被仰渡候、右之趣、町中不殘可相觸候、

四月大成令補遺、

正徳元年四月廿九日、江戸通り町の作事、六月中に彌出來候様に急度被仰付故、通町我かに作事仕ゆへ賑敷事、則土屋相模守加藤越中守被仰渡候、琉韓紀事

正徳元年六月廿三日、明廿四日丹羽遠江守様松野壹岐守様、按ずるに、この二御通り被成候旨御觸、正寶事錄、人町奉行なり、

正徳元年六月、日本橋修復出來に付、奈良屋、右衛門見分、夫より通筋見分、同廿四日丹羽遠江守松野壹岐守、通り筋見分、

同年七月十一日、御老中、若年寄、寺社、勘定、町奉行町支配に付御見分、此時横町板に而仕切申事無用に候、竹矢來喰違可仕候事、琉韓紀事

正徳元年七月十二日、覺

一横小路々々に、板に而やきりいたし候儀無用にいたし、竹矢來くひ違にひきくいたし、尤人の乗越不申程に仕、往來之障に不成様に可仕事、

但、矢來高さ四尺程、矢來喰違之所に矢來戸いたし置、朝鮮人通り候時、人出し不申候様に可仕候、尤急用は格別に候事、

一廣小路も板かこひ無用に致し、竹矢來可仕候、是又往來之さはりに不成様に可致事、

但、右同斷、

惣而竹矢來之儀、押ころばし不申様に、念入可被申付候、

右之通被仰出候間、此旨相觸可申候、以上、

七月、踐好録、正寶事錄、按ずるに、此御觸も前々は所見なし、

正徳元年七月十三日
朝鮮信使江戸到着之日、初而登城之時、御暇被下候而退出之時、發駕之日、右四度書簡之與通り候時、下馬下座等之禮可有之候、以上、

七月

江戸到着之日者、彼國王之書有、初而登城之時同斷、退出之時者から與に成、禮に及はず、御暇被下退出之時御國書有、登城之時はから與なり、禮に及はず、發駕之時御國書あり、右之趣被仰出候間、町中不殘可相觸候、右之通被仰出候間、町中家持者不及申、借屋店借地借召仕等迄、急度可申付候、少も油斷有間敷候、以上、

七月十三日

町年寄

人正寶

琉球紀事、○按するに、これ又前後はしめての御觸なり、
正徳元年七月十五日、町中見世看板などに、御所御用等之書付有之者書改可申候、附、物之形を作り繪を書、わけもなき看板、暫時とらせ可申候、但看板はしら取之、天水の箒も取なり、琉球紀事、

相知候共、當人者勿論、組名主迄急度可申付候條、町中可相觸者也、

正徳元年卯七月廿七日

右惣町中連判、琉球紀事、正寶事録、按するに、琉球紀事による覺

一朝鮮人來聘に付、逗留之間町中自身番中番可仕候、按するに、御觸に町中番の事、明火之元之儀、借屋店借裏々迄、隨分念入候様に名主家主無油斷申付、若火事出來候は、早々馳集り消可申事、
一朝鮮人通り候道筋之町中掃除念入、間敷に應し水手桶出置、朝鮮人通り候前に水打可申事、
一通筋町中雨落之溝より外わ一尺程出し、高さ三尺程之竹矢來並能、高下無之様に可仕候事、
附、看板に物之形を作り繪を書候類之内、わけもなきもの共は朝鮮人通り候内、暫爲取可申事、
一朝鮮人通り候節、往來之輩急用之外者、貴賤によらず斷を申、道之左右によらせ止め置へし、若横筋より通りかへり、朝鮮人之行列割候者有之候は、斷を申相止むへし、急用之子細分明に候は、見合候而行列之間切れ候時、早々通すへき事、按するに、前度は看板

正徳元年七月十八日、朝鮮人來朝に付、明十九日御老中様、若年寄中様、其外諸御奉行様、本町より東本願寺迄、從夫神田橋迄御通被成候間、軒下に草履、草鞋、煮燒賣物之類不差置、寄麗に掃除可致候、且又來聘に付、品々板行いたし賣歩行候者有之不届に候、右類之板行賣歩行不申候様御觸、
覺

今度朝鮮人罷通り候道筋之町々にて、御徒目付、御小人目付、御徒町與方同心等馳走場として、町屋表店二三間充あけさせ候よし相聞候、惣而武士屋敷者勿論、町屋町屋に而右之輩一切馳走請申間敷候、自然休息所のため、町屋しつらひ候はて不叶にをいては、朝鮮人道筋之町を除き、或は横町、或は脇之町屋に而織成所をしつらひ用之、見物之場を妨へからず、若此旨違犯之輩於有之者、後日に相聞候共可爲曲事もの也、按するに、大成令、御徒方萬年記には、八月廿八日、土屋相模守、加藤越中守殿御渡御書付、御目付鈴木伊兵衛野勘右衛門被相渡あり、但し、八月廿八日に係しは、追記の誤りにや、
右之趣被仰出候間、此御書付之趣を相守、與方同心者不及申、其外に至迄、町人方より馳走并見物場堅く借申間敷候、若密々に借候者於有之者、其後日に

の事、及びこの箇條み
文す、次第おなし、

一朝鮮人通り候刻、二階又は窓より見物仕候は、簾など懸け行儀能、見物可仕候、勿論物干に而見物仕候儀も不苦事、

但、屋根に而見物仕間敷事、

一見世店并二階にて見物仕候共、作法能仕、高聲高笑ゆひさしなど不仕、物靜に見物可仕候、簾幕屏風杯にて仕切、男女僧尼等わかり罷在見物可仕候、交り居申間敷候、給物杯取散し不申、不行儀成鉢不仕、喧嘩口論醉狂者不及申、惣而物騒敷仕間敷事、按するに、この箇條またはしめてみゆ、

附、色絹緞子幕、金銀之屏風所持仕候は、勝手次第用可申事、按するに、天和度は金屏風建候事、いよく停止のむれ仰出さる、

一辻々横小路に行懸り見物之儀、棧敷とは違候間、男女僧尼等入交り、行儀能見物仕候分者不苦事、按するに、明暦天和度は、辻橋の上にて見物を許されす、
一通り筋橋より見通し候河岸、并橋詰に薪竹木米之類積候所者、猥に無之並能積置掃除可仕候、底下に手桶釣置へからず、勿論竹并棒梯子熊手、其外見苦敷もの、木戸に建掛置へからざる事、

一 通り筋川々之船共並能、見苦敷船共は跡わくり候様に仕へし、若船に而見物候共、町並見物之格に准し、行儀能見物すへき事、

一 朝鮮人之從者と賣買之儀、多少高下に寄す堅く仕間敷候、後日に相知るにおいては可爲曲事事、按るに、この二箇條御觸にはしめてみゆ、

右條々、町中急度可相觸もの也、

正徳元年七月

一 毎度相觸候通、火之元之儀隨分大切に致し、借家裏々迄名主月行事相廻り、火焚所等迄相改、無油斷可申付候、朝鮮人來聘前にも候間、別而念入可申付候、并前々相觸候處、頃日者夜更往來致候者有之候而も、送り不致候之様相開候、朝鮮人到着より歸國迄之内者、別而無油斷送之儀致し可申候、

右之趣、町中不殘可相觸者也、

七月 大成令補遺、○按するに、此御書付またはしめてみえたり、

正徳元年

一 八月六日濱御殿御成、芝より御直に御見分なり、一同八日、庇上破風作に有之候看板取拂ひ、跡見若

敷可有之候間、其儘差置可申事、按するに、取拂の事仰出り、但御所杯御の字を諱なり、

一 八月廿二日、外國之人風俗に習はずして、無禮之儀ありとも深く答るにたらず、雖然拾置かたき事に至ては、對馬守役人に相達して、其沙汰に任すへし、

一 横町喰違矢來しきり様、片矢來は町屋前三尺矢來より九尺、片矢來は一丈四尺しきらせ可申候、横町二十間尻、或は町境木戸無之所は人どめなり、矢來繪圖之通りに候、

一 竹矢來仕様、兩側雨落溝より外わ貳尺外に出し、高さ三尺北南木戸際迄六尺間に、大三寸角にて杭を立、根入一尺はと青竹四寸廻り、一間に杭共におくり七本つゝ立、横竹銘々麻繩にて結、笠木手すり大貫家並戸口付、庇下柱内切に大竹にて手すり高さ一尺一二寸にて渡し板はめ、兩家堺丸竹三段に渡し仕切、庇下疊敷つめ、ゑんの上丸竹柱より柱に渡し、其上色之毛氈掛、横町喰違矢來高さ四尺五寸、竹五寸廻り、杭木杉丸太末口三寸程竹あゆみ五寸つゝ、道ぶち三通り銘々麻繩にて結、喰違之板戸

開かきかね錠前付、二十間尻喰違矢來之末の竹にて、わら繩に而結、まん中出入口あけ、

一 江戸着之節、及暮儀可有之間、挑灯之儀支度可仕候、大さ竿等之仕方繪本通り、丸挑灯上に黒筋二筋引挑灯かけ、雨覆板にて町々に而ごもし様之儀は、六十間一町、十間めに一張つゝ、兩側に而十二張ちどりかけに立置、五間目に成候積りに候、右之割五十間ほどの町は、兩側に而十張、三十八間之町は八張、七八十間之町は十四十六張、右六十間之町に可

准候、他町堺ふたへ、木戸之横町中ほどに、向合に兩側に二張はかりごもし可申候、橋の上、橋語、廣小路は、片側に六間目七間目に壹張つゝ、ちどりか

けに兩側にごもし可申候、挑灯竿町屋前に而三尺矢來にゆひ付、橋の上は高欄にゆひ付可申候、但十

八日朝七ツ前より此挑灯ごもし置、按するに、これらの御觸、また前に所見し、

一 町々夜更人通候節送候事、先頃も申渡候得共于

今不送候、來聘前之間歸國已後差免迄、夜四ツ時已

後通り候者、心をつけ送り可申候、琉球紀事、

正徳元年八月、朝鮮人通候道筋爲御見分、秋元但馬

守殿 按するに、加藤越中守殿淺草より芝口邊に御通り候由、續談海、

正徳元年九月七日、喜多村に而申渡、

一 朝鮮人江戸着之節、及暮儀可有之候間、挑灯之支度可仕候、大さ竿等之仕方繪本之通に候、按するに、付等の事、琉球紀事に同じければ略す、

右之通被仰渡候間、其支度可被致候、尤挑灯模様大

さ不違申候様に可被心得候、以上、

九月

一 挑灯竿竹 長さ九尺

一 挑灯 横壹尺五寸五分 型貳尺三寸五分

一 挑灯上に黒筋貳通り、筋のふとさ壹寸五分つゝ、

同様に、二筋間之明壹寸つゝ、

朝鮮人通り筋町屋前之矢來横町喰違に致し方、

町々一様に繪圖見せ置候、順々廻し可被申候、

一 矢來杭中三寸木壹間毎に打、四五寸廻り之竹杭

木どもにおくり七本立、高さ三尺、

一手すり貫平打貫、竹貳通わらひ繩ゆひ、

一家主銘々露路通り、釣戸仕様高さ等、矢來同斷、

一 横町喰違に四五尺矢來高さ四尺、竹六七寸廻り、

貫竹三通り、

九月十二日

右者、九月十二日道筋町々繪圖配符廻り候、正寶事録

上、
九月大成令補遺、
正寶事録、
正徳元年九月廿七日、通り筋竹矢來一間に盛砂一間、水手桶十間目ほとに箒塵ごり、其町々印之半髯を着たる人足一人つゝ、箒に附罷在、兩木戸假番所しつらひ、家持麻上下着、腰物差罷在なり、但信使通り候節は、手前家々に附罷在也、琉球紀事、○按ずるに、この事また始めて見

朝鮮人來聘に付、獻上之鷹馬近日御當地に參着候由、當日芝口より淺草東本願寺迄之道筋、見物之者多可有之候間、込合不申候様に可仕候、尤其節車類率通候儀相扣可申候、小荷駄馬荷附候も率掛不申、片付差置可申候、太鼓其外何にても物音高く馬驚候類、是又脇道通し可申候、尤當日警固をも可差出候、且又火之元之儀彌念入可申候、
右之趣、芝如來寺門前より東本願寺迄之町々可相觸候、以上、按ずるに、この御書付ま、たはしめてみり下同し、

九月

同月廿五日、覺

朝鮮人獻上之御鷹并御馬、明廿六日川崎に令着、明後廿七日江戸着候間、芝如來寺前より淺草東本願寺迄、道筋可致掃除候、委細之儀者、先達而相觸置候通彌相守可申候、水手桶出し候には不及候、尤火之元隨分念入候様に、町中裏々迄急度可相觸候、已

正徳元年十月朔日
朝鮮人江戸着近寄候間、町中火之用心彌可入念候、朝鮮人往來道筋之町々は、別而火之用心大切に可仕候、龜末に仕火を出し候もの有之は、常之時とは違候間、吟味之上其趣申上候而、急度曲事可申付候、且又町内之者出火之節者、早速はせ集り精を出し消可申候、油斷致し火をはびこらせ候は、是又遂吟味急度可申付候、

十月

右書付、町奉行に相模守按ずるに、老中土屋政直、渡之、御日記、大正徳元年十月朔日、朝鮮人江戸着近寄り候に付、火

之元念入可申旨御觸、町中連判名主奈良屋へ納る、

正寶事録、

正徳元年十月

一町々夜更人通り候節、送り候事、先頭も申渡候得共、今に不送候由に候、朝鮮人來聘前候間、歸國以後差免候迄、夜四時已後通り候ものは、心附送り可申候、尤怪敷者有之候は、急度召捕可申事、

一此間、相觸候通、火之元彌入念可申候、少々も風吹候節者、猶以油斷なく、名主共も支配場一通り相廻り、家主五人組月行事共、町内裏々迄節々相廻り、火之元之儀可申付事、
右之趣、町中不殘可相觸候、以上、

十月

覺

一朝鮮人來聘に付、見物二階格子等は、翠簾すたれ勝手次第掛可申候、下座敷にて飾のため翠簾すたれ掛候共卷あけ置、おろし見物仕間敷事、
一前々度々相觸候通、男女僧尼致混雜見物仕間敷事、
一火之元之儀、彌大切に可相守候事、
右之通、町中可被相觸候、以上、

十月大成令補遺、
正寶事録、

正徳元年十月三日

一朝鮮人來聘前に候間、歸國已後差免候迄、夜四時過町々通り候者、心を附送り可申候、并火之元可念入旨御觸、
同月十日

一明十一日、松野壹岐守様朝鮮人通り筋御見分被成候旨御觸、
同十二日

一朝鮮人到着之日、表ならへ手桶之間々に、盛砂いたし候様に喜多村に而申渡、
一大井川満水に付、朝鮮人江戸着相延、來る八日に相極候、江戸着殊之外早く有之由に候間、右之趣町中不殘可被相觸候、已上、

十月十四日
右之通被仰渡候間、來聘道筋之町々は不及申、町中不殘可被相觸候、以上、

十月十四日

同十六日

町年寄
三二

人

一明十七日、町御奉行様朝鮮人通筋御見分被成候間、棧敷之儀當^カ到着之時分かさり候通、幕翠簾すたれ屏風等かさり置可申旨御觸、同廿八日

一明廿九日朝鮮人登城之御觸、

一右に付、今晝時樽屋藤左衛門殿、奈良屋市右衛門殿道筋見分之觸、

一右に付、朝鮮人退出迄、町々棧敷其儘差置、退出過幕屏風翠簾すたれ等仕廻可申候旨御觸、同廿九日

一今日雨天に付、登城延引之御觸、同晦日

一明朔日登城之御觸、十一月十八日

一明十九日、朝鮮人御當地發足之御觸、

覺

朝鮮人今日出足に付、火之元之儀油斷も可有之様思召候間、猶以火之用心無懈怠、名主支配場相廻り、家主五人組も町内裏々迄廻り、急度可申付候旨被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

十一月十九日

町年寄

人正寶

正徳元年十一月廿日、久世大和守^{按ずるに、若年相渡之由、御目付堀田源右衛門相達候御書付、}

今度朝鮮人江戸逗留中、町方火之元之儀、別而入念候様にと最前相觸候處、入念候と相見え物靜に而有之候、朝鮮人發足に付而者、油斷致し火之元鹿末

にも可成候間、下々差支難儀に成候向々之事者致用捨、彌以無油斷火之元入念候様可仕候、^{御從方萬年條、令條留、大}

享保四己亥年、朝鮮人來聘には町中御觸等も、多分舊規に復せらる、

享保四己亥年五月

一今度朝鮮人到着道筋表通見苦敷所家作、來年にも普請可仕存候者は、當年朝鮮人到着前出來候積

普請仕候様可相心得旨、先達而申渡候、^{按ずるに、その御觸、ま所見}

右普請可致存寄も無之者、朝鮮人道筋に付態と取繕候儀に者不及候、最前相觸候節は來年普請可致ものは、此節可致と計申觸候故、心得違も可有之

と前々相觸候、以上、^{按ずるに、この御書付前々大}

五月

同年六月、覺

一當秋朝鮮人來朝に付、到着道筋表通り家作之儀、先達而相觸候通、彌可被相心得候事、

一朝鮮人通り筋町々之分、横町木戸有之所は、朝鮮人通り候節木戸立置可申候、木戸無之町々は、喰違

ひ竹垣致し木戸を附、馬乗もの通候様に仕、朝鮮人通候節者人留可致事、

一朝鮮人通筋之町々、格別道惡敷所計道作可申候、惣而掃除者到着一日前に可仕候、道作り候儀は到

着一兩日前に出來候積りに仕、出來候は、其節より朝鮮人通候當日迄、牛車大八車右之道筋通し申

間敷候、逗留中も同斷、

六月

一當秋朝鮮人信使來聘之節、國書御返簡并信使の不及下座候、^{按ずるに、此事正徳度}

同年八月廿八日、覺

一朝鮮人來朝之儀に付、献上之鷹馬、明日明後日之内御當地に參着之由に候、當日芝より淺草本願寺迄之道筋、見物之者多く可有之候間、込合不申候様

に可仕候、尤其節車之類率通候は、扣置可申候、小荷駄馬荷付馬者片付差置可申候、大鼓其外馬覺候

類者、心を附扣置可申候、勿論警固之者指置、火之用心彌念入可申付候、以上、

八月以上、大成令補遺、

享保四年八月廿七日

一日本橋御修復出來に付、明廿八日より往來有之候、車は朝鮮人歸國迄不相通候旨に候、^{柳營日記、}

享保四年九月^{按ずるに、下の正寶事録に、}十日の御觸なるへし、

一最前も相觸候通、此節より朝鮮人逗留中發足迄、火之元念入可申候、其内出火有之候は、其一町過

意申付に而可有之候、

九月

大成令補遺、

享保四年九月十八日、樽屋に而年番名主に被申渡、

一朝鮮人歸國迄、谷ッ山より本願寺迄之道筋、并近邊相廻り尤組之者をも相廻し、裏屋迄町々火之元吟味仕、火之元を鹿末に仕候者有之候は、召捕候

様にと安部式部殿、山川安左衛門殿^{按ずるに、此二人火附盜賊改}

に御先手頭にして、加役なり、被仰付候間、町中火之元彌大切に仕、入念

候様に可申付旨、從町御奉行所被仰渡候間、此旨急度相守可申候、以上、

九月正寶事錄

享保四年九月廿四日、覺

一朝鮮人來る廿七日到着に付、發足日迄町中名主月行事取分無油斷、晝夜とも火之用心念入可申候、二階に而火焚候儀堅く仕間敷事、

一朝鮮人通筋町々、并橋詰に薪竹木積候處は、猥に無之並能積置掃除可仕事、

一朝鮮人通候剋、二階に而見物仕候は、麗翠にても麗にても掛、見物は不苦事、

一朝鮮人通候節、指さし笑申間敷事、

九月

同年同月、覺

一明廿七日朝鮮人彌御當地に到着候間、町中家持者不及申、地借店借等迄火之用心可申付候、尤前方相觸候通掃除可仕候、勿論名主月行事上下を着、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬事物騒敷事無之様に可申付候、勿論火之用心裏々迄切々相觸可申事、一道筋川々之船共並能、見苦しき船共は跡へくり

候様に仕、若船に而見物候共、行儀よく見物可仕事、

一朝鮮人と賣買之儀、上下に不寄堅く仕間敷事、

九月以上、大成令補遺、
正寶事錄

按するに、寛延度町間に、日本橋邊魚商賣の事、享保度にも到着歸國の日は、朝より晝までの内無用にいたすにより、此度も右同斷記載す、されども其御觸書いま所見なし、

享保四年九月、覺

一明廿七日朝鮮人到着に付、道筋火之見番所に候、之候、さら通候内者取置可申候、

一右通り筋町火消目印之小はた等、通候内者引込置候様に可仕候、

九月

覺

一朝鮮人通り筋町々之内、門構に而罷在候者は、門を開き見物候而も不苦候、左候は、門之内に、屏風立候とも幕張候とも見合に可仕候、尤美々敷飾立候儀者無用に可仕候、此旨町々不殘可被相觸候、以上、

九月

按するに、以上二通の御觸はしめてみり

覺

一朝鮮人通候刻、物干に而見物致候儀、堅く無用に可仕候、按するに、此事も天和尤二階にて見物候は、先達而相觸候通、みすに而もすたれに而も懸見物可仕候、此旨念入可被相觸候、以上、

九月大成令補遺、

享保四年九月廿八日、樽屋に而町々名主に被申渡、一火之元之儀、先達而度々申渡候處、昨日も出火有之、朝鮮人到着之砌、御奉行様方も被仰譯難被成御苦勞被思召候間、随分火之元入念大切に相守候様、家主月行事相廻り度々可申付候、

一裏店ひとり者、かせぎに罷出候跡に而出火、手あやまち等有之由、向後店之者商に罷出候は、兩隣相店家主立合、火之元随分入念相改め、商に罷出候跡に而も、随分見廻り可申候、

亥九月廿八日、正寶事錄、○按するに、同書に出火の町に存す、参考

享保四年九月廿四日晝九時過、幸町作兵衛店茶碗

鉢屋傳兵衛方より出火致し、本八丁堀四丁目同五

丁目致類焼、○附錄朝鮮人逗留中、出火有之候は

は、其町過息可被仰付段、當月十日御觸有之候、

依之、町御奉行所中山出雲守様御懸りに而御吟味

之上、同月廿六日一件被召出、火元傳兵衛手鎖被

仰付、家主作兵衛に過料貳貫文、月行事太兵衛に

同貳貫文、名主嘉左衛門に同三貫文被仰付、幸町

中より朝鮮人町料理人百人、風上永島町、風脇左

右日比谷町、長澤町、右三町に而同百人差出候様

過息被仰付、樽屋藤左衛門殿掛りに而、料理人壹

人に付、銀八匁宛之積りを以、金子に而同十月朔

日、右御賄所淺草誓願寺中快樂院に持參相納候、

正寶事錄

享保四年九月

覺

一明朝日朝鮮人致登城候間、前々相觸候通道筋之町々入念、諸事到着之節之通可相心得候、別而火之元之儀無油斷可申付候、以上、

九月大成令補遺、

同月晦日

一 明朝日朝鮮人登城に付、火之元入念可申御觸有之、

同年十月三日

一 於御本丸藝馬被仰付候間、火之元入念可申御觸有之、正寶事錄、

享保四年十月十三日、覺

一 明後十五日、朝鮮人當地發足に候間、町中火之元用心之儀、家持者不及申、地借店借裏々迄月行事切々廻り、成程念入可申付候、附喧嘩口論萬事物噪敷事無之様、堅可申付候、少も油斷有間敷候、以上、

十月大成令補遺、

享保四年十月十五日

朝鮮人逗留之内、町中火之元入念候と相聞、出火之儀も無之候、然共常々只今迄之通にも難成可有之儀に候間、去々年相觸候通、風烈之時分商賣物等も仕廻置候程之節者、此度朝鮮人逗留之内之通可申付候、然處油斷之鉢も有之、致出火及大火候は、火元之一町は勿論、風上風脇之町々々過怠申付候に而可有之候、

右之趣、相心得様町中可觸知候、

十月大成令、
十月正寶事錄、

通航一覽卷之四十六終

通航一覽卷之四十七

朝鮮國部二十三

○ 信使來聘に付町觸等從寬延度至明和度

寬延度來聘使のとき、町方御觸等も享保の例に準せらる、また御用掛老中及ひ町奉行以下、度々道筋見分あり、

延享四丁卯年正月廿三日佐渡守按ずるに、若年寄板倉勝清相渡、

駒井 粉 負

中山五郎左衛門按ずるに、この二人御用掛御目付なり

一 朝鮮人來聘に付、道中筋江戸表に而彼是結構之儀、手重く結構に取繕候には及間敷候、萬事不滯様に申付、掃除等之儀申付候者可相濟候、

一 正徳之時分は、手重く取繕候儀も有之様相聞候、此段紛不申候様取計可然候、

右之趣に相心得、寄々可被達候、憲教類典、
延享四年九月、町奉行

來辰夏朝鮮人通候町中若燒失之家居、來年に至り

普請可致と存候者は、來春迄作事いたし可然候、

一 朝鮮人通り候道筋之橋、損候も有之候は、公儀より被仰付分は御修復可申付候、町方より申付候分其向より修復可有之候、

一 町中木戸類燒、又は損候分は可申付候、

右之趣、相心得可被取計候、按ずるに、この御觸のうち、末の事はしめ、二ヶ條及ひ下二月の御書付てみえたり、

寬延元戊年二月、板倉佐渡守御目付に達、

町奉行

朝鮮人來朝に付、御用之儀銀座に申渡候趣、御勘定奉行に申渡候、就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀は會而無之事に候條、決而右鉢之風説無之様可被取計候、是迄も浮説申觸、諸物之直段狂せ候之儀有之趣相聞候條、前以申達置候、

二月以上、大成令續集、

寬延元年朝鮮人來聘に付、町奉行支配町方惣人數御改、

五十一萬三千三百二十七人、但、地借店借召仕等迄之員數、内男三十二萬二千七百五十人、女十九萬五百七十五人、朝鮮來朝記、

寛延元年三月

一當夏朝鮮人來朝に付、到着道筋表通家作等之儀、先達而相觸候通彌可相心得候事、

一朝鮮人通筋町々之分、横町木戸有之所は、朝鮮人通り候節木戸立置可申候、木戸無之町々は、喰違竹垣致木戸を附、馬乗物通候様仕、朝鮮人通候節は人留可致候事、

一朝鮮人通筋之町々、格別道惡敷所計道作可申候、尤隣町見渡能様に作可申候、惣而掃除は到着一日前に可仕候、道作候儀も到着二三日前に出來候積に仕、出來候は其節より朝鮮人通候當日迄、牛車大八車、右之道筋通申間敷候、逗留中登城之節も同右斷、此段牛車大八車所持之者共へも可申開候事、

一朝鮮人到着之節、發足之日迄は、町中名主月行事取分無油斷、晝夜共火之用心入念可申付候、二階に而火燒候儀空仕間敷事、

一朝鮮人通筋町々、并橋詰に薪竹木積候所は、猥に無之、並能積置掃除可仕事、

一朝鮮人通候剋、二階に而見物仕候は、みすに而

もすたれにても掛候而、見物は不苦事、

一朝鮮人通候節、ゆびさし笑申間敷事、

一朝鮮人到着之節、彌町中家持は不及申、地借店借等迄火之用心可申付候、尤道掃除可仕候、勿論名主月行事上下を着し、前後之木戸に付居、喧嘩口論萬事物噪敷事無之様に可申付候、勿論火之用心裏々迄切々相觸可事、

一道路筋川々之船共並能、見苦敷船共を跡へくり候様仕、○カ若船に而見物候共、行儀能見物可仕候事、按するに、正實事録に、この間朝鮮人賣買之儀、上下に不寄聖仕間敷候事の條あるを是とす、

一朝鮮人通候筋町々之内、門構に而罷在候者は、門開見物候而も不苦候、左候は、門之内屏風立候共幕張候共有合に可仕候、尤美々敷筋立候儀は、無用に可仕候事、

一朝鮮人到着之節、逗留中町中火之元彌入念、裏々迄月行事並家主度々見廻、裏々之者壹人者杯留守之節は、居宅戸明置、其隣より見廻、尤月行事家主も留守之所見廻可申候、縦者、戸を立錠おろし置候共、こちはなし内を見廻、何れにも留守之所戸を立不申様、末々迄不洩様委細に可申付候事、按するに、この條及

ひ下の小便所の事初てみゆ、

一朝鮮人道筋之内小便所、中橋廣小路、淺草廣小路兩所に而、六ヶ所に相極候、其外之町々に而は、小便所拵候儀無用可仕候事、

一朝鮮人到着之節、道筋火之見番所に有之候ごら、通候内は取置可申候事、

一右通り筋、町火消目印小はた等、通り候内は引込置候様可仕候事、

右之趣、町中家持は不及申、地借店借裏々迄不殘入念可相觸候、以上、

三月 大成令續集、正實事録、但し、正實事録三月九日と記し、三月またこの御觸により、何心得等の事を載す、下に出す、

寛延元年三月晦日

一右御觸之内、壹人者他出之儀に付、道筋町々名主より、左之通奈良屋迄伺候得者、左之通御下知有之、尤此儀は惣躰之儀に有之間、外々にも相達候様被申渡候に付、道筋名主より致通達候、

一火之元之ため、獨身者他出候節、戸明け置候様に被仰渡候得共、却而不用心之儀も可有御座候間、他出仕候節、家主に相届錠を下し置申度段伺申候事、御下知

伺之通に而者、享保年中之通と被仰付候儀致相違之間、先達而御觸之通戸明け可申、按するに、このも、享保度にその御觸あり、其の上店のもの兩人程つ、店番りし事、今所見なし、

可仕候、尤拔路次之分は、一方路次置可申事、

一朝鮮人參向歸國之節、六郷渡し場は屋形船御用に付、爲見分近日御役舟之者差越候間、舟持共立合差圖を請、御用立候舟之分、無滯彼地に乘廻し候様に、兼而町々屋形持共可申渡候、以上、

辰四月 御役所

追而、右御用相濟、御役舟會所より右賃錢可指遣候、以上、

四月八日正實事録

寛延元年三月

一朝鮮人通候節、惣躰並手桶には不及候、辻番の前に積手桶可仕事、

一前夜より挑灯出候儀、無用可仕候事、按するに、このに仰出され

一見物所之窓に、惣而籠懸可申事、

一朝鮮人通候節、火之見櫓に有之候半鐘、并町火消目印、纏、挑灯、小幡、其外火消道具も、通り候内

は引込せ置可申候事、
 一日本橋邊町々看商賣之儀、朝より晝迄日々群集致候、到着之刻限成候而も、急に取拂難致候に付、享保年中にも到着歸國之日は、朝より晝迄之内商賣無用に致候、此度も右同斷に可致事、按ずるに、この事享保度にも仰出されしなるへけれども、今所見なし、御觸によれば、
 一町々に有之看板は取入、看板柱并腕木は其儘差置可申事、但、家根上看板も取入、覆は其儘差置可申事、
 一屋根上に有之水溜桶、目立候間取入可申事、
 一幕屏風有來候を用可申事、
 一町々商賣之材木炭薪等、家前下水より外に有之分は取除、下水より内に有之分は並能差置可申候、河岸揚場有之分は除可申候事、
 一中橋廣道左右之商床、西之方に有之候者瓦葺に而候間、尙又修復致し差置可申候、東之方に有之候者常躰之商床に而見苦候間、前通板圍可致事、
 一京橋南之方橋詰有之候商床見苦候間、板圍可仕事、
 一牛込御門より四ッ谷御門邊迄之間、大下水浚致

し、并右下水蓋板修復可仕事、
 一麴町紀伊國様御屋敷前明地、所之者より、板圍可仕事、
 一淺草御門之内廣道に有之候町内之番屋は修復致し差置、疊床之分は取拂、同所御門際明地前通りに竹垣致、并馬喰町四丁目入隅之所、竹矢來可致事、
 一淺草御藏土手通に有之候商番屋藏作之分は修復致し差置、其外當分之商床等は取拂可申事、
 一淺草田原町三丁目之儀、道幅狹朝鮮人通り候節、木戸有之候而者、馬上に而二行に通り候儀難成候間、木戸取拂可申候事、
 一上野山下通商床後ろに有之候土塀は致修復差置、庇并床は取拂可申事、
 一昌平橋外芝地之矢來、神田旅籠町に向き候壹方は、所之者より修復可致候事、
 但、殘に而三方は御作事奉行より修復有之候事、
 一芝田町壹丁目に在之候松平薩摩守抱屋敷類焼後、小屋掛之屋作故、表通に板圍致有之候得共、圍低見苦敷候に付、此度高さ壹長ヶ半之笠木塀に仕直可申事、

一淺草御門前、左右河岸石垣柵も無之、見苦敷候間柵可致候事、
 一町中惣而裏屋見越見苦敷候間、路次之上高く矢切致し、裏屋之見苦敷場所、表に見不申候様可致事、
 一町中番屋之後口、其外雪隠之分取拂可申事、
 一淺草は勿論、其外町々明地板圍可致候事、
 一十王堂矢來損し見苦敷候間、板圍可致事、
 一町中家作無之明地之處、竹垣葎垣は無用、板圍に可致事、
 一町々木戸際に有之火之見階子、其儘置危無之様致し可置事、
 一中橋廣小路 小使所三ヶ所
 一淺草廣小路 同斷 三ヶ所
 右六ヶ所輕く圍致し、手水場を付、尤手拭白布指置、町人世話可仕事、
 一道筋に有之井戸ヶ輪、矢來龜甲、見苦敷分取替可申事、
 一惣體町々番屋、并橋際に有之番屋等、見苦敷分修復可致事、
 一朝鮮人道筋は非人拂ひに而候間、町々有之非人

小屋にも差置申間敷事、
 但、小屋に非人道置不申候に付而者、火之類一切不差置、人念しめし、とくと見届可申候、
 右之通可相心得候、以上、
 三月按ずるに、この御書仕のうち、日本魚商賣のヶ條より以下は、すべて初てみえたり、 覺
 朝鮮人道筋町々家作木戸修復、其外當月中に出來候様可致候、出來候分は早速奈良屋所可相届候、以上、
 三月令條條、
 寛延元年四月十七日、覺
 一宿々又者途中に而も、朝鮮人と猥に不入交様、下迄堅申付、且又少々之品に而も、宗對馬守役人の斷無之、官人と取遣り不致様急度可申付候、
 辰四月
 右之趣、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、
 四月十七日 町年寄 三三 人
 朝鮮人來朝に付勤方申合覺
 一到着前日より晝夜自身番相勤、裏々迄度々相廻、

火之元可申付事、

一 逗留中火消人足、晝夜共別而心掛け可申事、
 一路次之分、暮六時より可申事、
 但、兩口之路次者、先達而被仰渡候通、晝之内も
 片路次可申候、
 一 町々裏々表共、火之元のため四斗樽に水を入、所
 所々差置可申事、
 但、朝鮮人通り道表通りは、右樽に水を入出し置
 候儀、無用に可致候事、
 一 湯屋風呂屋、其外大火焚候類、到着登城歸國之節
 共に相休可申候、尤逗留中晝七ツ切相仕廻可申事、
 但、御屋敷方焚出し致候者は、差支無之様に致
 し、若日暮火焚候は、家主付居可申事、
 一 講釋淨留理會、其外人集致候類、到着前夜より逗
 留中、晝夜相止可申事、
 右之通、年番名主寄合申合之上、組合々々通達、
 四月廿一日

相勤裏々迄度々相廻、火之元申付、并桶などに水を
 入所々に差置候儀者、此節より仕可然段、年番申合
 通達、
 朝鮮人來朝に付、七番組名主寄合勤方申合
 一 此節より晝夜自身番相勤、裏々迄度々相廻り、火
 之元入念可申付候、
 一 逗留中火消人足、并道具等迄晝夜共に、別而心懸
 置可申候、
 一 町内木戸無之、べり惡敷所は、竹矢來或者假木戸
 拵、夜者可置可申候、
 一路次之戸行拔路次は、一方晝夜可切可申候、尤一
 方内者路次番相付、暮六ツ時切に、町内家主裏々
 相廻候度、每路次番之者明け可申候、
 一 水溜桶小間口は壹ツ、大間口は二ツ三ツ程つゝ、
 見合差置可申候、屋根之上水溜桶之義も、入念改水
 入置可申候、裏々も障に不相成所は、水溜桶差置可
 申候、
 一 河岸に有之雪隠之戸を、むしろなどにて致置候
 分は、戸に仕替可申候、
 一 町内髮結床は、夜番爲相勤可申候、

惣而、大火焚候商賣人、到着登城歸國之節共相休可

申候、湯屋、風呂屋、鍛冶屋、豆腐屋、餅屋、うどん
 屋、其外大火焚候類、逗留中は暮六時限りに相仕
 舞、家主立合火之元入念しめし可申候、夜中火焚申
 間敷候、
 但、御屋敷方焚出し致候者は、差支無之様致、若
 日暮候而火を焚候は、家主付居月行事見廻り
 可申候、
 一 獨身之者他出致候節は、御觸之通相心得可申候、
 尤家主入念取計可申候、
 一 明店物置に不致、家主月行事立合相改、錠をおろ
 し候共、或者釘付に成とも可致候、
 一 講釋上留理會、其外人集致候儀無之様、彌入念可
 申候、
 一 往還并明地河岸者不及申、見世先に而煙草給申
 間敷候、尤入口に左之通、書付張置可申候、
 往還明地河岸見世先に而、たばこ一切給へ申間
 敷事、
 一 表裏共に逗留中蚊いふし候儀、一切可致無用候、
 一 花火往還者不及申、家内に而も一切ともさせ申

間敷候、

一 諸勸進に付、挑灯ともし歩行候儀、可致無用候、
 一 夜中諸商人燈を持歩行候儀、可致無用候、
 一 往還并家前に而、行燈立田樂之類燒賣候儀、一切
 可致無用候、
 一 開帳等に付、町方に而挑灯ともし候儀、可致無用
 候、
 一 河岸に而板をため候節、火焚候儀致無用、若無據
 急入用有之、板をため候は、家主五人組付居、火
 之元入念しめし可申候、
 右之分、朝鮮人逗留中急度相守可申候、
 一名主支配度々見廻り、尤來月上旬名主向寄二三
 人宛申合、一同に相互之支配相廻り、諸事改合可申
 候、
 右之通、申合之上組合町々銘々名主より申聞候、
 四月
 朝鮮人來朝に付、四番組申合之事、
 一 逗留中火之元組合申合、來朝一兩日前より裏々
 迄可相廻事、
 但、十日頃裏々迄一度相廻り、藁薦等火之元之爲

惡敷品者取拂せ可申事、
一往還に而くわへきせる、又は明地に而晝夜共、火を取扱候商人不差置様に可致事、

一前日より見通し之町々は、物干に見苦敷物不差置、二階之窓之戸をべ切、家前に有之候古木等取拂可申候、并掃除可仕事、

一木戸に板打付見透不申様致、月行事其外家主附居候而、人をせいし可申事、

但、家主内引譯け候而、火之元裏々迄度々相廻可申候事、

一當日名主は、麻上下着用致可申事、

但、横町見通し町々の事、

右惣躰之申合は、先達而有之候得共、横町見通し之申合無之に付、當組合計年番孫左衛門方に而寄合之上、右之通申合候、當日家主袴羽織、其内火之元相廻候者は火事装束、名主若通町より御役人衆中御呼出し之儀も難計故、麻上下着用之筈、

一朝鮮人到着登城歸國共、道筋之分は明六時限、焚火相止させ候筈に申合候、依之隣町も右に准し、朝五時切に焚火相止させ可然申合候間、御支配可

被仰渡候、以上、

辰五月十二日

年 番 正實事録、○按する
中の心得なれ共、時勢を
見るへき一助に存す

寛延元年四月、町奉行の

朝鮮人到着前に付、道筋者勿論、淺草邊者猶以繁々組之者、裏店迄も相廻し可申候、胡亂成者は不及申、火之元致龜末候者も有之候は、召捕可申候、風烈之時分は、其方共組之者相廻候間、町中の相觸候様町奉行の申渡候間、可被得其意候、

右之通、火附盜賊改の申渡候間、得其意町中へ相觸候様可被致候、

四月 大成令續集、
正實事録

寛延元年四月

此節より朝鮮人逗留中發足迄、別而火之元入念可申候、其内出火有之候は、其壹町過意可被仰付段、當四月廿三日御觸有之候處、當月六日本銀町壹町日家主吉兵衛物置に致置候裏店より致出火屋根の焼拔、尤外には火移り不申、右出火は吉兵衛召仕源七の申者挑灯を燈し、

四月 大成令續集、
正實事録

寛延元年四月

朝鮮人江戸出立迄、龍閑橋、一石橋、西紺屋町橋、右三ヶ所橋際に而、土俵を切取掛候に付、來廿五日よ

り右べ切場所通船相留申候、尤飯田町下堀留より數寄屋橋邊之間、通船は構無之候、

四月 大成令續集、正實事録○按する
四月に、この御觸またはしめてみゆ、

寛延元年五月朔日

朝鮮人來朝之儀に付、獻上之鷹明二日御當地の參着之由に候、當日芝より淺草本願寺迄之道筋、見物之者多可有之候間、込合不申様可仕候、尤其節車之類率通候は、扣置可申候、小荷駄馬荷附候馬は片付差置可申候、大鼓其外鷹鷲候類に心を付扣置可申候、勿論警固之者差置火之用心之儀、彌入念可申付候、

五月 是迄、正實
事録同し

覺

先刻相觸候朝鮮人獻上之鷹通り候道筋相替、品川より通町通日本橋、神田鍛冶町、須田町通筋違橋御門内戸田能登守屋敷脇、夫より駿河臺戸田五介宅に參候、其外者先刻相觸候趣、間違無之様可致候、此旨町中不殘可申付候、以上、

五月 大成令續集、

寛延元年五月十六日、此節より朝鮮人逗留中發足

迄、別而火之元入念可申付候、其内出火有之候は

は、其壹町過意可被仰付段、當四月廿三日御觸有之候處、當月六日本銀町壹町日家主吉兵衛物置に致置候裏店より致出火屋根の焼拔、尤外には火移り不申、右出火は吉兵衛召仕源七の申者挑灯を燈し、右物置の參候所、其節蠟燭之火落致出火候儀に可有之旨に付、能勢肥後守様按するに、御掛りに而、則奉行、御掛りに而、此節別而御觸も有之候處、龜末之致方に付、源七義手鎖、吉兵衛義は御預け被仰付、今十六日吉兵衛、

并右町内家主不殘、地かり店かり之者共にも被召出、右出火御成前日と申此節之義、龜末之致方に付、吉兵衛義押込被仰付、壹丁内小間壹間に付銀拾五匁つ、過意被仰付候、但月行事名主御構無之候、
正實事録

寛延元年五月十七日

朝鮮人來聘之儀に付、獻上之馬明十八日御當地の參着之由に候、當日芝より淺草本願寺迄道筋、見物之者多可有之候間、込合不申様可仕候、尤其節車之類率通候は、扣置可申候、小荷駄馬荷附候馬は片付差置、大鼓其外馬鷲候類に心を付扣置可申候、

勿論警固之者差置、火之用心之儀入念可申付候、

五月

同年同月十七日、

朝鮮人通り候節、惣躰享保四亥年之通、美々敷致間敷旨、先達而相觸候通に候、殊一祭禮之時分之様成衣類、并伊達成衣服等、別而不埒之事に候間、此旨堅可相守候、

五月

同年同月廿日、覺

朝鮮人明廿一日到着に付、發足日迄町中名主月行事、取分無油斷、晝夜共相廻、家持者不及申、地借店借等迄火之用心之儀入念申付、二階に而火焚候儀堅仕間敷候、尤通筋之分道掃除仕、名主月行事上下を着し、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬事噪敷事無之様可申付候、此旨町中不殘入念可被相觸候、以上、

五月

同年同月廿九日、覺

明後朔日朝鮮人致登城候間、前々相觸候通道筋之町々、入念諸事到着之節之通可相心得候、別而火之

元之儀、無油斷可申付候、以上、

五月以上大成令續集

寬延元年五月廿九日、覺

朝鮮人登城退散之節、夜に入候得者西九大御門外に而、衛士焚候に付、其旨可相心得候、以上、右之通、町中不殘可被相觸候、以上、正實事錄

寬延元年五月晦日

明朔日朝鮮人退出及暮候は、町々に而も挑灯差出候様用意可致候、

五月

同年六月九日

朝鮮人到着之節、二階之窓に掛候簾竹を抜取、又者簾上候杯致猥候、歸國之時分右躰之事無之様、名主月行事者勿論、其店主制當可致候、

六月以上大成令續集

寬延元年六月十二日、覺

明十三日、朝鮮人當地發足に候間、町中火之用心之儀、家持は不及申、借屋店借裏々まで、月行事切々廻り成程入念可申付候、附喧嘩口論萬事物噪敷事無之様、堅く可申付候、萬事油斷有間敷候、

六月

同年同月十四日

朝鮮人逗留之内、町中火之用心入念候と相聞、出火之儀も無之候、然其常々唯今迄之通にも難成可有之候間、先達而相觸候通、風烈之時分火之元隨分入念候様、可相心得旨可觸知者也、

六月以上大成令續集

寬延元年六月廿四日、覺

龍閑橋、一石橋、西紺屋町橋際へ切取拂候間、勝手次第可致通船候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、是迄大成令續集同し

追加

寶曆十三未年朝鮮人來朝之御觸に付、同年十二月六日七番組申合之内、河岸に而舟たて船板ため不申候様申渡候處、船大工共家業差支候に付、少々宛舟板ため火焚候様仕度段、舟大工仲間行事之由に而、深川蛤町九兵衛店平七、龜島町茂兵衛店長右衛門、同町市右衛門店市郎兵衛、東湊町一丁目久七店半三郎、大川端町庄兵衛店佐五兵衛、佃島善四郎店長三郎、南八丁堀五丁目惣兵衛店空左衛門、南小田

元之儀、無油斷可申付候、以上、

五月以上大成令續集

寬延元年五月廿九日、覺

朝鮮人登城退散之節、夜に入候得者西九大御門外に而、衛士焚候に付、其旨可相心得候、以上、右之通、町中不殘可被相觸候、以上、正實事錄

寬延元年五月晦日

明朔日朝鮮人退出及暮候は、町々に而も挑灯差出候様用意可致候、

五月

同年六月九日

朝鮮人到着之節、二階之窓に掛候簾竹を抜取、又者簾上候杯致猥候、歸國之時分右躰之事無之様、名主月行事者勿論、其店主制當可致候、

六月以上大成令續集

寬延元年六月十二日、覺

明十三日、朝鮮人當地發足に候間、町中火之用心之儀、家持は不及申、借屋店借裏々まで、月行事切々廻り成程入念可申付候、附喧嘩口論萬事物噪敷事無之様、堅く可申付候、萬事油斷有間敷候、

原町善右衛門店久兵衛、右之者共同十四年申正月廿八日、依田豊前守様按ずるに、町奉行、御番所へ御訴訟申上候に付、同申二月朔日喜多村彦右衛門殿へ、右町々名主被呼、延享年中朝鮮人來朝之節、舟板ため火差留候哉否書付差出候様被申渡、依之翌二日組合寄合之上、左之通書付相認、即日喜多村彦右衛門殿へ、右名主より差出候得者請取被置候、

此節別而火之元大切に申合候に付、私共組合町町河岸に而、舟板ため火焚候儀、無用に仕候様申開候處、舟大工共家業差支候段御訴訟申上候に付、延享五辰年朝鮮人來朝之節、右ため火差留候哉之段、御尋に御座候、

此儀、延享五辰年は左之通申合候、
朱書 一河岸に而板をため候節火焚候儀致無用、若無據急用有之板をため候は、家主五人組付居、火之元入念しめし可申事、
朱書 右者、五月之申合せに御座候處、此節者時分柄之儀、尤舟板ため火之儀餘程之焚火にて、殊に取散し候場所に御座候得者、平生に而も風有之節者仕間

敷儀に付、此節纒之間之儀に御座候間、無用仕候様申聞候儀に御座候、右御尋に付申上候、以上、

申二月二日

龜島町名主甚七判、東湊町同長兵衛判、南八丁堀町同市藏判、佃島町同忠兵衛判、南小田原町同作右衛門判、

朱書

同申二月八日、豊前守様御番所々、右船大工行事共被召出、右河岸に而松板ため火致候事、取締り無之場所にてこつば等取ちらし有之、殊に餘程之焚火致候事、此節火之元惡敷不相成儀に候、併一向ため火不致候而者、家業相止難儀致候旨に付無據請取置、差急き候細工之分は、支配之名主へ相届、竹に而たいまつ様にいたし、少々宛ため火いたし、尤手桶水入置、家主行事付居、火之元入念ため火可致、勿論風立候節は一向不相成段被仰渡候旨、前書五人之名主より組合通達、

朱書

同申二月九日、喜多村彦右衛門殿年番名主に被申渡、

朱書

船大工共舟板ため火致候儀、朝鮮人來朝に付、火

之元嚴敷家主名主共より申渡、尤右ため火致間敷旨申渡候に付、家業相休難儀致候間、舟大工共銘々河岸端にて、少々宛舟板ため火焚候様致度旨、相願候間相伺候處、右ため之義餘程之焚火に而、殊に取ちらし候場所之義候得者、家主共先達而申渡候通、此節より朝鮮人逗留中者、右ため火焚候儀致間敷候、乍然一向相止候而者、渡世差支可申候間、無據差急き舟造り候義有之候は、右急候譯委細に銘々支配之名主共々、舟大工共申出、名主共承届候上、随分火之元大切に致、用心水等汲置、竹に而成共明松に而ため火可致候、其節者家主五人組月行事杯付居、ため火仕廻候跡等得としめし見届可申候、勿論風烈之節は無用に可致候、前書之趣大工共罷在候町々名主共にも申渡候間、其旨可相心得候、右者船大工仲間行事共願之上、右之通豊前守様被仰渡、舟大工共罷在候町々名主共は申渡置候様被仰渡候、尤到着登城歸國之節も相止させ可申候、右之趣不洩様可被申候、以上、

二月九日

年番名主中

右者、寶曆十四年申二月九日被仰渡、尤河岸に而舟板ため火焚候事、平生に而も不苦と申儀不分明に候處、右之通被仰渡有之候に付、追加致置候、正實事錄、寬延元年七月

近き頃於所々朝鮮之衣装を寫し着之、鳴物等を交夜に入、町々に而辻おどり致候由相聞候、前々よりも辻踊之儀停止候處不届に候、若此以後右躰之儀有之者召捕、當人者勿論家主名主迄急度答可申付候、

七月大成令續集、正實事錄

明和度朝鮮人來聘御觸等、寬延度之格に仰せ出され、別に寺院にも御觸あり、

寶曆十二壬午年正月廿三日、松平右近將監按するに、老中松平武、相渡、

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而彼是取繕候之儀、手重く結構に取繕候には及間敷候、萬事不滞様に申付、掃除等之儀申付候は、可相濟候、右之趣に、相心得寄々可被相觸候、靈驗類典、

寶曆十二癸未年四月、町奉行に朝鮮人來朝に付、御用之儀銀座に申渡候趣、御勘定奉行に申渡候、就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀者曾而無之候條、決而右躰之風説無之様可被取計候、是迄も浮説申觸し、之諸物之直段狂せ候儀有之趣相聞候條、前以申達置候、

四月

同年十一月

一當冬朝鮮人來朝に付、到着道筋表通家作等之儀、先達而相觸候通、彌可相心得事、按するに、是より先の御觸書いませ所見なし、
一朝鮮人通筋町々之分、横町木戸有之所は、朝鮮人通候節木戸立置可申候、木戸無之町々者、喰違竹垣いたし、木戸を附、馬乗物通候様仕、朝鮮人通候節は人留可致事、
一朝鮮人通筋之町々、格別道惡敷所計道作可申候、尤隣町見渡能様に作可申候、惣而掃除者到着一日前に可仕候、道作候儀も到着二三日前に出來候様に仕、出來候は、其節より朝鮮人通候當日迄、牛車大八車右之通筋申間敷候、逗留中登城之節も右同斷、此段牛車大八車所持之者にも可申聞候事、

一朝鮮人到着之節、發足之日迄は、町中名主月行事
取わけ無油斷、晝夜共火之用心入念可申候、二階に
而火焚候儀堅仕間敷事、
一朝鮮人通筋町々、并橋詰薪竹木積候處は、猥に無
之並能積置、掃除可仕事、
一朝鮮人通候刻、二階に而見物仕候は、すたれ掛
候而見物は不苦、みす懸候儀は不相成事、按するに、寛
には、すたれにても、
苦しからずあり、
一朝鮮人通候節、ゆひさし笑申間敷事、
一朝鮮人到着之節、彌町中家持は不及申、地借店借
等迄、火之用心可申付候、尤道掃除可仕候、勿論名
主月行事上下を着、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬
事物噪敷事無之様可申付候、勿論火之用心裏々迄
切々相觸可申事、
一一道筋川々之船共並能、日苦敷船共は跡わくり候
様仕、若船に而見物候とも、行儀能見物可仕候事、
一朝鮮人と賣買之儀、上下によらず堅く仕間敷事、
一朝鮮人通候刻、物干に而見物致候儀堅く無用可
仕候、尤二階に而見物仕候は、すたれ懸見物可仕
候、みす掛候儀は不相成事、

一朝鮮人通筋町々之内、門構に而罷在候者は、門開
致見物候而も苦からず候、左候は、門之内屏風立
候共幕張候共有合可仕候、尤美々敷飾立候儀は無
用可仕候事、
一朝鮮人到着之節、逗留中町中火之元彌入念、裏々
迄月行事并家主度々見廻、裏々之者一人もの杯留
守之節は、居宅戸明け置、其隣より見廻、尤月行事
家主も留守之處見廻可申候、たとへは戸を立錠お
ろし置候共、こちはなし内を見廻、何れにも留守之
處戸を立不申候様、末々迄洩不申候様、委細可申付
事、
一朝鮮人道筋之内小便所、中橋廣小路、淺草廣小路
兩所に而六ヶ所相極候、其外之町々に而は小便所
拵候儀、無用可仕候事、
一朝鮮人到着之節、道筋火之見番所に有之候とら、
通候内は取置可申候事、
一右通候道筋町火消目印之小旗等、通候内は引込
置候様可仕事、
右之趣、町中家持は不及申、地借店借り裏々迄、不
殘入念可相觸候、以上、

申渡

一朝鮮人通候節、惣體並手桶には不及候、辻番之前
に積手桶可仕候、
一前夜より挑灯出候儀、無用に可仕候事、
一見物所之窓に、惣而懸懸可申事、
一朝鮮人通候節、火之見櫓に有之候半鐘、并町火消
目印、纏、挑灯、小旗、其外火消道具共、通候内は引
込せ置可申候事、
一日本橋邊町々肴賣之儀、朝より晝迄は日々致
群集、到着之刻限に成候而も、急に取拂難致候に
付、延享年中にも到着歸國之日は、朝より晝迄之内
商賣無用に致候、此度も右同前に可致事、
一町々に有之看板は取入、看板柱并腕木は其儘差
置可申事、
但、屋根上看板も取入、覆は其儘差置可申事、
一屋根上に有之水溜目立候間、取入可申事、
一幕屏風等有來候を用可申事、
一町々商賣之材木炭薪等、家前下水より外に有之
分取除、下水より内に有之分は並能差置可申候、河
岸揚場に有之候は取除可申事、

一中橋廣道左右之商賣床、西之方に有之候は瓦葺
に而候間、猶又致修復差置可申候、東之方に有之候
は、常林之商賣床に而見苦敷候間、前通板圍可致
事、
一牛込御門外より四谷御門邊迄之間、大下水芥溜
淺致、并右下水蓋板修復可仕事、
一麴町紀伊殿屋敷前明地、所之者より板圍可仕事、
一淺草御門之内、廣道に有之候町内之番屋は、修復
いたし差置、疊床之分は取拂、同所御門際明地前に
致竹垣、并馬喰町四丁目入隅之所に竹矢來可致事、
一淺草御藏土手通に有之候商番屋藏作之分は、修
復いたし差置、其外當分商床は取拂可申事、
一上野山下通商床後口に有之候土塀は、致修復差
置、庇并床は取拂可申事、
一昌平橋外芝地之矢來、神田旅籠町に向候一方は、
所之者より修復可致事、
但、殘而^カ之三方は、御作事奉行より修復有之候
事、
一淺草御門前右左之河岸石垣、柵も無之見苦敷候
間柵可致事、

一町中惣而裏家の見越見苦候間、露路之上高く矢切いたし、裏屋之見苦敷場所、表見へ不申候様可致事、

一町中番屋之後口、其外共雪隠之分取拂可申事、

一淺草は勿論、其外町々明地板園可致候事、

一十王堂前矢來損見苦敷候間、板園可致候事、

一町中家作無之明地之所、竹垣葎垣は無用板園可致儀事、

一町々木戸際有之火之見階子、其儘差置危無之様にいたし可置事、

一道理筋に有之候婦人醫者之看板取入可申事、按ずるの一條はしめて見ゆ

中橋廣小路 小便所三ヶ所 淺草廣小路

右六ヶ所、輕園致手水塙を付、尤手拭白布差置、町人世話可致事、

一道理筋に有之井戸ヶ輪矢來、龜甲、見苦敷分取替可申事、

一惣鉢町々番屋、并橋際に有之番屋等、見苦敷分修復可致事、

一朝鮮人道筋は非人拂ひにて候間、町々に有之非

人小屋にも、非人差置申間敷候事、

但、小屋に非人差置不申候に付、火之類一切不差置、入念しめし、とくと見届可申候、

右之通、可相心得候、以上、

十一月

同年同月

朝鮮人到着前に付、道筋は勿論、淺草邊は猶以繁々火附盜賊改方組之者、裏店迄も相廻、胡亂成者は不及申、火之元龜末に致候者も有之候は、可召捕候、風烈之時分は火附盜賊改、自身も相廻候間、此旨相心得可申候、

十一月以上、大成令後集、

寶曆十三年十一月

此節より朝鮮人逗留中發足迄、別而火之元入念可申候、其内出火有之候は、一町過意申付に而可有之候、

十一月天集渠錄、

明和元甲申年正月、

寺社奉行の

朝鮮之使信來着近寄候に付、諸事穩便に相心得、火

通航一覽卷之四十八

朝鮮國部二十四

○信使參向道中

從慶長度 至寬永度

按ずるに、この條すへて、宗氏通信使何并掛合の條、來聘御用掛御褒美等の條、信使着府并滞留中御扱の條併せ考ふへし、下再の辨せす、又按ずるに、對馬國府中城下より、同國豐崎まで三十六里、豐崎より釜山浦まで四十八里、釜山浦より朝鮮國王都まで、六丁一里にして、二千二百六十里なりと、朝鮮來朝記に見ゆ、また享保十一年十二月、宗對馬守より書上し、對馬より豐崎朝鮮國方角書付に、對馬國府中より豐崎國風本は、辰巳の間に當り、古來より海上四十里さかいの傳へ、中途に泊り、又は島もなく一渡しの所に、戌亥の風にて真帆なり、また對馬國佐須奈より、朝鮮國草梁對馬守に、亥の方當り、古來より海上四十八里さかいの傳へ、また中途に島もこれなく一渡しの所に、巳の方より風にて、真帆なりとあり、その書竹橋餘筆別集に載せたり、

慶長十二丁未年、前年朝鮮使孫文或等來りて、講和全く成りしに於て、事は修好始末、この年かの國より、はしめて通信使來聘、信使來朝、正徳度に、來聘と唱ふへきむれ仰せられたれば、定唱なりしと見ゆ、正使呂祐吉、副使慶運、從事官丁好寬等正月發途し、對馬國に着船あり、着船せし日、三月廿二日宗對馬守義智、かの三使等を伴ひて自國を發す、旅中の御饗應は、かねて諸大名に命せらる、

之元別而入念晝夜繁々見廻、無油斷可申付候、旅館東本願寺逗留中、近所寺院に而法事、并弔等之節物靜に致、鳴物等旅館に不相開様可致候、

右之趣、寺社觸下末寺支配之末々迄、不洩様駢と可被申付候、

正月大成付後集、○按ずるに、この御書付またはしめて見えたり、

通航一覽卷之四十七終

道中御馳走等の事、記載の多少による
なれば、下或は盡く、くくる能はず、

慶長十二年舊冬より正月迄暖氣、二月始中終甚寒
氣、從高麗無事扱の使、按するに、無事扱の事、前年すてに成
りて、この信使來聘なれば、この説誤
り、隨分の人來の由、對馬より、慶長見聞書漏在
其告の間、路次中泊々屋形を作り可有馳走と也、此
塞氣故海上ある、か、于今無渡海と云々、宮本當代記
日記同し、○按するに、創
業記には十三日に係く、

慶長十二年二月廿日、從朝鮮無事扱之使可來由、宗
對馬守注進、依之於路次中泊々、馳走可有支度之旨
也、乍然寒氣其敷、渡海難儀到着及延引、慶長見聞
録案紙、
慶長十二年、是より先、朝鮮國王より松雲等の一二
三使を來らしめ和を議しけるに、按するに、松雲等來り
て講和せしは、慶長七
年、及び同、先年の亂に、日本へ囚へ來る者數百人を、
松雲にそへ返し遣されければ、其中に朝鮮王の縁
類の者もあり、按するに、金
光をさす、返りて日本の事を委細語
りける故に、朝鮮王疑ひ止て、正月朝鮮王より呂祐
吉慶暹丁好寬といへる三使を來聘す、武徳大成記、
秀吉公文祿の始より、朝鮮を攻給ふ處に、慶長三年
太閤薨去し給ひ、和軍を引取給ふ後、朝鮮より依催

和談、慶長十一年丙午十一月十四日、大御所様駿府
より江戸へ在御下向、將軍家御内談、按するに、この説
此時從對州以使者、高麗の使者可在渡海由注進す、
翌年丁未二月高麗より無事扱之使者來る由、對馬
より告來、依之、路次宿々等御馳走之儀被仰付、雜話燭
慶長十二年三月廿二日、義智、并柳川豊前守景直、
自注、調信子、○按するに、
景直は智永の初名なり、蘇長老等、三使を同道して對馬
を出つ、朝鮮物語、

四月廿一日、宗義智信使を率ゐて入洛し、東照宮の御
旨を窺ふに、まつ江戸にいたり、台徳院殿に拜謁せし
むへしと命せらる、よて閏四月六日洛を出、直に江戸
に赴く、同月廿六日着府あり、
慶長十二年、朝鮮正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁
好寬來聘、對州太守義智同伴、景輦蘇長老相附、四
月着京都寄宿大徳寺、續本朝通鑑、對馬國記、
續善國寶記、
慶長十二年三月、宗對馬守義智、朝鮮の三使を同道
し京師に來り、此由駿河へ申上げる、武徳大成記、
慶長十二年三月、宗對馬守義智三使を將ひて上京
し、此旨を駿府に告げれば、神君開召て先江戸に抵
りて、大將軍に謁すへしと仰出さる、東邊基業、

慶長十二年四月上洛し、大徳寺に旅宿し、閏四月六
日出京、關東に下向、先つ駿府に參り、家康公へ御
禮申上へしと伺ければ、此度は兼而仰付らるゝ如
く、秀忠公への御禮なれば、まつ直に江戸へ下り、
歸路に駿府へ參るへしと仰出さる、依之、先江戸に
參向す、朝鮮物語、

慶長十二年四月十三日、去十二日高麗人七百餘人來
朝、按するに、諸記録廿一日記す、
の書十二日とせしはふしんなり、
按するに、京都所
守司代板倉勝重、爲奉行被申付了、同廿四日天晴、高
麗人東福寺清水寺町々令見物也、雜舊記、

慶長十二年閏四月六日、高麗人去月廿一日京着、此
間在京、今六日出京關東へ下る、正使祐吉、副使慶
暹、從事官丁好寬也、坂氏慶長古日記、
十三本慶長日記、

高麗人去月廿一日に京着、此間在京、今六日に上京
關東へ下、勅使三人、貳人上々官人、二十六人中官、
又其次八十四人、下百五拾四人、合貳百六十九人
歟、右之貳百七拾人之内、日本人少々在之、是は先年
彼國に打入し時、殘留居住の者歟、泊々之事、守山、
佐和山、大垣、清須、岡崎、濱松、掛川、藤枝、清見寺、三
島、小田原、藤澤、神奈川、何も路次中、宿々朝夕の

餉、御分領代官衆行之、鞍置馬百四五拾、小荷駄馬
貳百足餘、人足三百人計也、鞍馬は路次中城々より
出、并所々船橋以下馳走也、大鷹五拾居下、是も城
城より鷹師出す、但近江美濃衆之鷹江戸迄相下、鷹
は何も尾羽を切、舟にて渡故歟、此渡海之衆何も衣
裝きらひやかならず不審と云々、勅使三人乗物、其
内先壹人、乗物之内に書物を左に置、右に人形を
置、作花をもたせたり、朱にして、按するに、慶長年録朱
にてたみたる記す、
置、是指南車の古事之木人歟、此三ツ之乗物は、高
麗よりの乗物なり、上々官人と在之貳人は、日本之
乗物なり、是迄慶長見聞
書漏分同し、馬に乗こと一段上手也、跡へ
もをり、先なる馬へ飛移乗る、か能馬にも鞍をあ
て、走共早道共なく乗る、食物は庭鳥、上々同雞、ぶ
た、上々鳩、上鴨、同鶉、雀、同鯛、同鯉、かまぼこ、
鯉、鮎、同雲雀、鮑以下上の食物なり、賤者共はんに
にくを好なり、茶も上々酒を好、何も嫌物はさして
無之、菓子以下まで大方此分なり、甘き物を別而好
と也、勅使三人は、路次にても左右を見事無之、形
儀神妙也、何時も宿を出入時、如鐵砲なる物を三ツ
放、鐘鞞を打鳴す、閏卯月廿六日江戸着、宮本當代記、

豊臣公數萬の兵を朝鮮に渡海せしめ、平壤城を陥れ、國王を追下し貳人の王子を虜り、其外諸手に於て男女千三百餘人を虜り、又幾千の賊を日本へ送り渡せしを、秀吉是を土中に埋めける、今の京都大佛の耳墳是也、爾來聘使來朝の度毎に、耳塚に至て拜念せずといふ事なし、我國武威の勢を示せり、然るに太閤此軍半はに薨御ありて、大兵悉く歸朝せしむ、其後東照宮の御世に至て、朝鮮より孫文或松雲大師來朝して和談を調へ、虜の男女皆々歸國を許さる、此恩德に感服せしより後、聘使來朝し、京都本國寺を宿坊とし、東照宮を伏見城に拜し、台徳公を二條城に謁敬し、書簡別幅を以進物を捧り、按ずるに、是慶長十年の事、又慶長十二年朝鮮の聘使江戸に來り、台徳公を拜す、夫より駿府に至り、東照宮に奉見す、太平雜話、柳營拾遺集、

慶長十二年、寛永十三年、同二十末年、明曆元年、正徳元卯年朝鮮人來朝之度々、駿府町之内往還通二十七町、小間一間に付金貳分宛、給仕人一人に付金貳分宛被下置候、駿河國志補遺、

元和三丁巳年、大坂御陣御勝利賀儀の信使として、武東

實録、紀年録に、台徳院殿御代替の賀儀とあれども、ふしんなり、朝鮮聘考、元和年録の説を得たりとすへし、正使吳允謙、副使朴梓、從事官李景稷等、七月八日對馬國府中に着す、信使の國發途の事等、今考へた、宗對馬守義成これに贊導し、對馬國出船の日、八月廿一日京都に到着あり、上落中なれば、信使江戸下向なりしなり、

慶長十九年甲寅、太守義智公奉東照君之命、遣使於朝鮮請信使之來聘、蓋令賀平定大坂而邦内一統也、義智公逝去之後、元和三年秋七月六日、信使帆泊于鰐浦、同月八日到本府焉、太守義成公接待方首座相從也、同年秋八月廿一日到京都、此時信使對府寓宮谷、京都寓大徳寺、韓錄、

元和年三丁巳朝鮮國通信使、通政大夫呂夫謙、按ずるに、吳允謙の誤、通訓大夫朴梓通、訓大夫李景稷を遣し、台徳君天下を平治の賀をなす、公按ずるに、公は對馬守義成をなす、護行家臣調興從之、八月三使伏見に到る、津島記略、

元和元年、大坂没落の事朝鮮へ聞へければ、同三年國王より三使を差上て、天下一統の事を賀し奉る、朝鮮聘考、

元和三年八月朔日朝鮮人來朝、按ずるに、入洛せしは八日に係し、誤、是は大坂御陣太平の御祝儀のために、

三使を進上、使者は通政大夫吳允謙、通訓大夫朴梓、通訓大夫李景稷、又朴崔兩通事上下四百餘人也、元和年録、

元和二丙辰年、按ずるに、この書二年に係し、誤りなり、八月、朝鮮信使來朝、依御代替也、正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴梓、從事官通訓大夫李景稷、並朴崔兩通事、及上官等上下都四百數十人、各廿一日入洛、紀年録、

寛永元年甲子年、御代替慶賀之信使、正使鄭豈、副使姜弘、從事官辛啓榮等、豈一に豈に作り、姜弘を姜弘重に作り、辛啓榮を辛啓榮に作り、信使登城聘禮、并御覽條に出す日觀要政、

着船、十月四日對府に到る、是より宗對馬守義成同伴し、對馬國出船の日、十一月十八日京師に着、信使六日次等詳ならず、

對馬島主與東萊釜山兩令書、按、明天啓四年甲子、朝鮮國王李綜遣鄭豈姜弘辛啓榮來聘、以賀大猷廟繼立、此告其旅程書也、事在我寛永元年、

對馬州太守拾遺平義成、謹啓東萊釜山兩令伯閣下、華使星槎今月初二日、既達于陋島豐崎之浦、同初四日即見臨於府廳、慶甚、當既望之頃、謹以要發船上

るに、七月廿七日なり、依之寛永元年甲子、朝鮮國王より三使を差上賀し奉る、朝鮮聘考、

寛永元年冬十二月朝鮮來聘、賀我新主也、先是、朝鮮國王李琿爲其任李綜所篡、琿素稱仁柔、綜其親任也、綜因見琿疾、密約琿繼母王太妃于宮中、舉火爲號、綜以救火爲名、領兵入宮縛琿投火、而不死、令王太妃數其罪而廢之、綜遂即王位、時明天啓三年癸亥也、至是綜遣使賀聘以繼先好、方策新篇、

寛永元年信使來聘、正使通政大夫鄭豈、副使通訓大夫弘重、從事通訓大夫辛啓榮、賀大猷君之繼位也、秋九月廿八日、信使帆泊于鰐浦、冬十月四日到本府也、韓錄、

寛永元年

京也、爲啓稟此之由、仍差送飛船、伏希、僉公宜轉達該司否、蓋在貴慮而已、不宣、

甲子十月日

對馬州太守拾遺平義成樓善隣國寶記、方策新篇

寬永元年、朝鮮正使鄭立、副使姜弘、從事辛啓榮來聘、對馬太守義成同伴、規伯方長老相附、十月四日着對府、十一月十八日着京都寄宿大德寺、同廿五日發京、十二月十二日到于江府、樓善隣國寶記、寬永元年

朝鮮國禮曹參判吳百齡、奉書日本國板倉公足下、我朝廷開新國王龔位、顯价馳賀、兼答馬島賀使之來意、且承足下繼續命業鎮撫都下、其接遇使臣以時往還達命宜旨、懇昭睦隣之義、寔在足下善盡心力耳、仍達、本國人口前日未及盡還、留在貴境者更仰無遺刷出、付此使臣之歸、則兩國交驩萬世永敦、豈不休哉、土宜雖薄、亦係朝廷恩數、笑領幸甚、統希丙亮、不既、

天啓肆年捌月日

朝鮮國禮曹參判吳百齡是まて異國出突方策新篇同し

私紙の奉書

日本國板倉公 足下

別錄

虎皮貳張 金襴五匹 花襦絹五匹
白苧布三匹 花席三張

整す、これは右の計とも書

按するに、板倉重宗よりの返書は、信使歸國の時なれども、便覽のため併せ出す、下再ひ辨せす、

一極月廿四日、右之朝鮮より到來之書簡之寫、并日本より返簡之寫共以上六通、按するに、これ老中よりの返物、附執政贈答信使御殿等の條に出す、板倉周防殿へ爲披見上す、土井大炊頭殿按するに、遣次飛脚之便宜に御上せ候様にと申遣す、朝鮮より周防殿へ書を越候由候間、其返書上方にて良長老に被書候様にと、心得の爲に右之案共上す、是は大炊殿御内意故也、
一寬永二年正月廿二日、板周防殿より正月十八日之狀來、内膳殿より按するに、内膳は即周防守重宗の子内膳正重昌なり、被届案在左、

日本國臣周防守源重宗 別錄

貼金屏風六張 蔀繪重匣三座 計

孟阪十六日 周防守源重宗

一同正月廿六日、良長老正月十七日之狀下る、朝鮮へ板防州より返書之案、又朝鮮より板防州之來書之案、付別幅之案來る、其案在左、按するに、この案文書は、但防州返書案は、右に防州より來る同前也、不記之、以上、異國日記、

寬永元年、對馬主與朝鮮國禮曹書、

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、冬令云、嚴爲問僉雅候矣似、貴國華使上自三位下僉官及格卒、各無恙今月旬又八日既達于洛下、關東發軔龜告於三日之間、其傳命修睦、以護送使樣、必在來歲初春之頃乎哉、姑以此之由、欲啓稟貴廷、伏望、轉達惟幸、冗甚不既、謹希僉照、頓首、

甲子十一月

對馬州太守拾遺平義成樓善隣國寶記、方策新篇、寬永十三丙午年、昇平奉賀の信使來聘、正使任統統一に作る、今多副使金世瀛、從事官黃床以下、十月五日對馬分に従ふ、

先度者、被入御念御狀過分不淺存候、則朝鮮人返禮、良長老頼、如此調遣申候間、寫進上申候、大炊殿へ可然様に御心得奉願候、拙者も隙明次第可罷下と存候間、於其地御禮可申上候條、不能委細候、恐惶謹言、

正月十八日

板倉周防守源重宗

金地院侍者御中

尙々、被入御念被仰下候故、朝鮮人返札遺置奉存候、昨日朝鮮人も京都を罷立、淀にて船に乗大坂迄罷下候、何事も面上に御禮可申上候、以上、

日本國臣周防守源重宗、拜復朝鮮國禮曹參判閣下、三使奉命鼎至、遠致吾殿下踐位之賀儀、實是交隣芳意、不朽盛事其在斯哉、其在斯哉、鄙臣叨續襲父業、留守都城、忝達貴聽、忽擊華絨、兼領珍貺、依錄祇受、仰謝萬萬、第以公務無暇、不能附貴使之驥尾同赴東武、且往來接遇亦似甚薄、方切浩嘆而已、餘詳近臣僉議之答書矣、只此不盡、伏惟昭亮、

龍輯乙丑孟春日 日本國臣周防守源重宗

一從周防殿三使へ音信、貼金屏風六張、蔀繪重匣三座、

國佐須奈浦に着岸、同十二日對府に着す、同廿四日同所出帆、宗對馬守義成、及び兩長老東福寺長東堂、瑞西堂なり、護行し、十一月十五日入洛、京都所司代と贈答の書あり、同廿日京を出て、十二月六日江戸に著せり、寛永元年以前來聘には、對馬國以前庵主方長老同伴たり、同十二年義成の老臣柳川豐前の一伴ありしより、義成請ひ奉りて、五山願學のうち、以前庵輪番となり、信使のこき必兩長老館伴たらしむる例なり、下再び本文に掲げず、その輪番の事、對馬國以前庵輪番の條に詳なり、

寛永十三年丙子信使來聘、正使通政大夫任統、別號白鹿、副使金世濂別號東溟、從事黃床別號青丘、太守義成公接伴、五山之僧召長老璘西堂相從也、大猷君繼位之初、信使雖來聘也本邦泰平久矣、因是、本邦請信使、朝鮮遣信使也、冬十月五日信使帆泊于佐須奈浦焉、同月十二日到對府、韓錄、

寛永十三年十月、對馬島主與朝鮮國東萊府使書、日本國對馬州太守拾遺平義成、啓書朝鮮國東萊府使閣下、信使星槎今月旬又二日、速到着于鄉邦之府、風波不動、鯨海無障、豈惟天幸哉、敢丐勿介懷、想必月尾奉護以將解纜矣、仍審選秩高望重三使差送之示辭、即以跌足告報東武、是實閣下出於向國之信、欣慰曷已、這般情由洞胤於該曹、則其慶甚慶、凡

百之事、達都下之後宜啓稟而已、忿闕不既、統希丙亮、不宣、

丙子冬十月旬有七日

日本國對馬州太守拾遺平義成、方策新駕、

寛永十三年、朝鮮通信使通政大夫任統、通訓大夫金世濂、通訓大夫黃床來聘、我國太平を賀す、公護行、津島記略、

寛永十三年、朝鮮國通信正使白鹿任統、副使東溟金世濂、從事官青丘黃床來聘、宗對馬守平義成、玆蒙台命、東福寺陰召東堂、玉峯璘西堂司翰墨、同伴相附、續善隣國寶記、

寛永十三年、朝鮮の信使對馬を出船して、江府まで海陸御馳走の次第、

十月廿四日渡海、

一 壹岐國勝本、名護屋へ二十里、藍島へ三十五里、松浦壹岐守隆信

順風に付て、信使の船名護屋へ寄らざる故に、寺澤兵庫頭使者此處へ參着、

同廿七日渡

一 筑前國藍島、下關へ二十一里、小倉へも同し、松平右衛門佐光之

此處へ、小笠原右近大夫忠貞使者舟參着す、

同廿九日渡、

一 長門國赤間關、上關へ三里、松平長門守秀就

順風に任せ、信使の船小倉に寄す、小笠原右近大夫忠貞より、使者青物等舟に載せ此處に來る、

霜月一日渡、

一周防國上關、兼刈へ二里、松平長門守秀就

同二日に夕泊り、風雨、

一 安藝國鎌刈、按ずるに、鎌刈の前に、同日渡の文を脱せしなり、松平安藝守光晟

同四日渡、

一 備後國鞆津、下津江へ十里、水野日向守勝重

同五日、

一 備前國牛魔土、室へ十里、松平新太郎光政

同六日、

一 播磨國室津、明石へ三里、本多能登守忠義

本多甲斐守政朝、本多内記正勝

同七日向風逗留之儀、大坂町奉行へ申遣、同夜伊豆殿へ按ずるに、老御請申上、○順風に付て、信使之船明石へ寄す、故に松平丹波守康永使者舟此處へ參着す、

同八日、

一 攝津國兵庫、青山大藏少輔幸成

村上孫左衛門、小川藤左衛門

同九日出船、

同九日、

一大坂、

久貝因幡守、曾我又左衛門

豐島十左衛門、末吉孫左衛門

御堂にて、按ずるに、本願寺をいふなり、久貝因幡守、曾我又左衛門

同座にて書狀認注進、

一枚方、兼休、淀へ四里、永井信濃守尙政

一 淀、泊、淀へ四里、平野藤左衛門

同十四日、

一 淀、泊、淀へ四里、永井信濃守尙政

同十五日、

一 京都、泊、大津へ三里半、岡部美濃守宣勝

藤林市兵衛、木村宗右衛門

四日逗留、廿日に出京、

信使出京之時、人馬之入用覺、

一百五人、三使之輿三輦、一拾五人、小輿、一三

拾貳人、乘輿四輦、一六拾八人、長櫃拾貳、一四人、大鼓持、一三人、牀机三、一六人、曲糸三、一四拾人、大葛籠十、一三拾人、召長老璘西堂、人足合三百三人、

一上乘馬貳疋、上々官貳人、一三疋、判事官三人、一拾貳疋、上官拾貳人、一拾貳疋、小童拾貳人、一貳疋、召長老璘西堂、上乘馬合三拾壹疋、一中乘馬七拾八疋、中官七拾八人、二口合百九疋、

一乘懸馬百八疋、下官百八人、一三拾疋、通事三拾人、一貳拾疋、召長老璘西堂、一六拾疋、荷馬、二口合貳百拾八疋、

一大津、實息、守山へ五里二町、菅沼織部正

一守山、夜宿、八幡へ四里、小野宗左衛門

石川主殿頭昌勝

觀音寺

接するに、觀音寺は近江國蘆浦にあり、小野宗左衛門は、大津御代官なり、

一八幡山、實息、佐和山へ六里、市橋下總守政信

小堀遠江守政一

同廿一日、

一佐和山、夜宿、今須へ六里、井伊掃都頭直孝

一今須、實息、大垣へ五里、同

岡田將監 進藤宇兵衛

同廿二日、

一大垣、夜宿、墨俣へ二里、戸田左門氏鐵

一墨俣、實息、名護屋へ七里半、大久保加賀守季任

岡田將監善政

同廿三日、

一名護屋、夜宿、鳴海へ三里十二町、尾張大納言義直卿

一鳴海、實息、岡崎へ五里半十四町、御 同 人

同廿四日逗留、

同廿五日、

一岡崎、夜宿、赤坂へ三里半十六町、本多伊勢守忠利

一赤坂、實息、吉田へ二里半二十町、鳥山牛之助

鳥山牛之助 鈴木八右衛門

同廿六日、

一吉田、夜宿、荒井へ四里二十九町、水野隼人正忠清

鈴木八右衛門

一荒井、實息、濱松へ三里二十三町、服部權太夫

服部奎之助 秋鹿長兵衛

同廿七日、

一濱松、夜宿、見付へ三里七町、高力攝津守

一見付、實息、掛川へ三里半十六町、井上河内守正利

松平清左衛門

同廿八日、

一掛川、夜宿、金谷へ三里半、松平大膳亮忠重

松平清左衛門

一金谷、實息、藤枝へ三里、松平大膳亮忠重

遠山六左衛門

同廿九日、

一藤枝、夜宿、府中へ五里六町、水野盛物忠善

米倉平太夫

一駿府、實息、清見寺へ四里半、揖斐與右衛門

土屋市之丞 安藤彌兵衛

同晦日、

一清見寺、夜宿、吉原へ五里半、大關土佐守增親

細井金兵衛 安藤彌兵衛

間宮彦次郎

一吉原、實息、三島へ五里、松倉長門守

井出宇左衛門

一三島、夜宿、箱根へ三里二十八町、溝口出雲守宣直

土岐山城守頼行 小林彦五郎

同二日大雨故逗留、按するに、前文によるに、十二月二日の文を脱せしなり、然れば三島の前に、十二月朔日

一箱根、實息、小田原へ三里二十四町、稻葉美濃守正則

諸星庄兵衛 江川太郎左衛門

同三日、

一小田原、夜宿、大磯へ四里、稻葉美濃守正則

成大瀨五左衛門

一大磯、實息、藤澤へ四里二町、淺野内匠頭長直

遠藤伊勢守□□ 坪井治左衛門

同四日、

一藤澤、夜宿、神奈川へ五里十町、仙石越前守政清

小出對馬守吉親 成瀨五左衛門

同五日、

一神奈川、品川へ五里、加藤民部少輔□

松平左助長綱 伊奈兵藏
 一品川、江戶二里 織田左衛門長治
 相馬虎之助義胤 守屋左太夫朝鮮往來

寛文十三年十二月

今度朝鮮人往還、自大坂至江戸路次經營人被定之、
按するに、その交名は、拾萬石以上者自力經營之、但及二
 簡所者、畫一簡所者公儀雜掌也、然尾張亞相、二簡
 所共自分經營也、公儀雜掌所者、其近邊代官等沙汰
 之、紀年錄、

寛永十三年十一月、朝鮮より信使來りて江戸に行
 しを、阿惠島に假屋を構へて待接せらる、其饗應の
 いかめしき事、山海の珍味をあつめ美善を盡せり、
按するに、黒田、忠之も右衛門佐なり、彼島に出て、宗對馬守義成に對
 談し給ふ、黒田家譜、

土岐山城守頼行、寛永十三年丙子自冬十一月至明
 年丁丑正月、饗賞朝鮮國之信使於豆州三島也、此時
 與溝口出雲守宣直共勤之、改選諸家系譜、
 寛永十三年
 日本國臣周防守源重宗、謹拜復朝鮮國禮曹參判朴

公閣下、華絨展觀、雖阻洋海、恰如儀容、爰信使三輩
 遙踰溟渤、遠歷難險、恭齋國書聘問、以祝我君源大
 樹克續洪業、能述先志、包括宇內、綵撫兆民、誠講隣
 好尋舊盟、兩邦之歡心何以加焉、往歲義成調興爭訟
 間、有矯誣造偽書者、簡五辭正五爵、糾隱繩愆、而斷
 決之平治焉、於是乎閣下改往自新、最堪嘉尚矣、又
 於予祇承肩祝、不勝欣慰之至者、因獻不腆方物以表
 微忱、敬依回价聊摛謝悃、伏希采納、且所求之俘虜、
 前因悉刷還無有子遺焉、雖有存活者、其末裔庶孽者、
 而各土著親睦、無鄉念之動、曼乙或願還者、須在陀
 期、按するに、この事また兩國書、并儀物、乞垂炤營、時維孟
 春餘寒尙劇、爲國家保愛珍重、不既、

寛永十四年正月十九日 日本國臣周防守源重宗
機密便覽○按するに、かの來輸快す、
 れその返簡なるを、明年に係れり、
 寛永二十年癸未、嚴有院殿御誕生祝賀の信使、正使尹
 順之、副使趙綱、編一に綱、從事官申濡等來聘、この行、すへ
 旅中之始末詳にするを得ず、またかの禮曹より、京都所司代板倉周防
 守重宗に贈れる書あれども、重宗の頃在江戸なれば、その贈答も
 に、兩國書并儀物、附執政贈、七月七日江戸着府す、
 答信使御暇等の條に出す、
 寛永二十年癸未、明正院御宇、明の崇禎十六年、朝
 鮮純孝王二十一年、此年朝鮮尹順之、趙綱、申濡を

朝鮮人來聘のとき、道傍にはりつけをかけ、武威を
 示しけるは、其時代のならはせ成しを、土井利勝の
 議にて、寛永二十年より止る、是家説なり、大草紙漫筆、
 この書かく記せども、慶長以來度々の來聘に、この
 事ありし事所見なし、姑らく存して後勘に備ふ、

して來て、嚴有君の降誕を賀せしむ、朝鮮通交大紀、
 寛永二十年、朝鮮國通信使通政大夫尹順之、通訓大
 夫趙綱、通訓大夫申濡來聘、若君誕生を賀す、按するに、
 義成を護行、津島記略、
 寛永二十年の秋、朝鮮國の信使來朝の事あり、夫三
 韓は、古より本朝になひきしたかふこと久しとい
 へども、殊更東照大權現の御治世より以來、御三代
 入貢聘禮おこたる事なし、此頃將軍家若君御誕生
 の事を傳聞て、御祝儀の使者を捧度由、宗對馬守を
 以言上之處、御許容あるによりて、正使通政大夫
 禮曹參議尹萍溟、按するに、尹順、副使通訓大夫趙龍洲、
 禮曹參議尹萍溟、之淺漢と號す、按するに、申濡
 龍洲と號す、從事官通訓大夫申竹堂等、竹堂と號す、
 朝鮮國王のむねをうけて渡海す、上々官洪知事、李
 知事兩人通事たり、又日光山讀説のために、學士朴
 眞也といふもの三使に相副、其餘は上官、次官、中
 官、下官四百餘人從來、宗對馬守案内たり、路次中
 海陸の御馳走善つくし美つくせり、朝鮮使來聘記、
 寛永二十年、朝鮮國正使尹萍溟、副使趙龍洲、從事
 官申竹堂來聘、宗對馬守平義成、建仁寺鈞天洪長
 老、東福寺周南且長老道之、七月七日到江戸、續善隣、
 國寶記、

通航一覽卷之四十八終

通航一覽卷之四十九

朝鮮國部二十五

○信使參向道中 明曆度

明曆元乙未年、御代替賀慶として朝鮮の信使、正使趙珩、副使俞瑒、從事官南龍翼以下、六月九日釜山浦出船、同日對馬國佐須奈浦に着岸、同十五日對府に到着あり、是よりその旅中の御慶應、及び乘馬等の事は、預しめ大小名に課せらる、

乙未、按ずるに、我明曆元年なり、

關白源家綱新立、遣趙珩俞瑒南龍翼致賀、方策新編載、日親要改、

明曆元乙未年六月

一御鷹五拾五居、 一御馬三疋、

右者、今度朝鮮人進上物之由、六月九日對州の渡海仕候、朝鮮人二人、通詞三人同前に到着候由、信使より先達而大坂迄參着之由、

一正使、 一副使、 一從事官、 一上々官二人、

一判事官三人、 一次官十二人、 一下官二百

七十四人、

右今度朝鮮人參候上下之人數、右之通之由、六月九日朝鮮釜山浦を出船、同日之晚對州之内佐須奈と申所の着船之由、寬明日記、○按ずるに、正慶承明記等、これと異なり、參考のため下に出す、

明曆元年六月

一今度朝鮮人參上之人數書付差上之、

一正使、副使、從事官、以上三使也、 一上々官二人、 一上官廿九人、 一次官十一人、 一讀經官一人、 一判事官三人、 一中官百六十五人、 一下官二百七十四人、 上下四百八拾八人、正慶承明記、

明曆元年、爲將軍家綱公御代替之慶賀、從朝鮮國王獻使者、六月自注、是月小、九日釜山浦出船、對馬國佐須奈浦着岸、同十五日對府到着、

今度朝鮮人來朝之時、海陸御馳走所、歸國、同前、

勝本、壹岐、松浦肥前守○藍島、筑前、松平右衛門

佐○下關、長門、松平大膳大夫、守備毛利右京○上

關、周防、松平大膳大夫○蒲刈、安藝、松平安藝守

○鞆、備後、水野日向守○牛窓、備前、松平新太郎

○室津、播磨、松平式部大輔○明石、播磨、松平山城守○兵庫、攝津、青山大膳亮、賄方松村吉右衛門

掛川泊の事を脱せし、金谷、晝、北條出羽守、賄方長谷川藤兵衛○藤枝、泊、西尾主水、賄方大草次郎左衛門、萬年七郎左衛門、井出藤右衛門○駿府、晝、松平數馬、本多内膳、渡邊新藏、于時、此三人、賄方神保三郎兵衛、三宅太兵衛○江尻、泊、京極刑部少輔、戶澤能登守、賄方神保三郎兵衛、三宅太兵衛、細井左治右衛門○吉原晝、黒田甲斐守、賄方一色忠次郎○三島、泊、中川山城守、相良壹岐守、賄方伊奈兵藏、○箱根、晝、稻葉美濃守、賄方伊奈兵藏、○小田原、泊、稻葉美濃守、賄方成瀬五左衛門○大磯、晝、黒田市正、賄方坪井治右衛門○藤澤、泊、松平市正、大村因幡守、賄方成瀬五左衛門○神奈川、泊、小出大和守、細川丹後守、賄方伊平半左衛門○品川、晝、松平主殿頭、溝口出雲守、賄方伊奈半左衛門、朝鮮往來、○按ずるに、朝鮮使來聘記に載するところ、晝の異同あれば、こゝに附録す、

明曆元年

一朝鮮人來朝付而、對馬より日光迄之馳走人、按ずるに、日光の事は、是信使并上々官分、朝夕は七五三、晝は五々三也、

小川又左衛門○大坂、松平若狹守、賄方豊島十左衛門、中村左右衛門、鈴木三郎九郎○枚方、九鬼式部少輔、賄方豊島十左衛門、角倉與市○淀、泊、永井信濃守○京都御馳走人、本多下總守、賄方多羅尾久右衛門、小野長左衛門○大津、晝、谷大學頭、九鬼孫次郎、家來賄方小野惣左衛門、猪飼次郎兵衛○守山、泊、石川主殿頭、賄方觀音寺○八幡、晝、山口但馬守、小堀大膳、賄方小堀仁右衛門、○佐和山、泊、井伊掃部頭○今洲、晝、同人掃部頭、賄方岡田將監○大垣、泊、戸田采女正○黒俣、晝、松平丹波守、賄方岡田將監○那古屋、泊、尾張中納言殿按ずるに、御用掛御褒美等の條に出す御日記によるに、この間鳴海晝休の事を脱せしなり、下の朝鮮使來朝記同し、岡崎、泊、水野監物、賄方鳥山牛之助○赤坂、晝○小笠原壹岐守、賄方鳥山牛之助、鈴木八右衛門○吉田、泊、小笠原壹岐守、賄方鈴木八右衛門○荒井、晝、板倉主水佑、板倉甚太郎、佐橋甚兵衛、三宅半七、賄方秋鹿内匠○濱松、泊、太田備中守、賄方松平清兵衛、市野惣太夫○見附、晝、本多越前守、賄方宮崎三左衛門、平野三郎右衛門、按ずるに、御用掛御褒美等の條に出す御日記等によるに、見付晝、多越前守、御賄方松平清兵衛、掛川、泊、北條出羽守、御賄方宮崎三左衛門、平野三郎左衛門なり、この晝、

宗對馬守 松浦肥前守 松平右衛門佐 松平安
 藝守 松平大膳大夫 松平新太郎 水野備前守
 松平式部大輔 松平山城守○兵庫 青山大膳
 亮○大坂 松平若狹守○枚方 九鬼式部少輔
 ○淀 永井信濃守○京 本多下總守○大津 九
 鬼孫次郎、谷大學○森山 石川主殿頭○八幡山
 山口但馬守、小堀大膳○佐和山 井伊掃部頭○
 今須 同人井伊掃部頭、岡田將監、按ずるに、朝鮮往來によるに、
谷養休を脱せしなり、○大垣 戸田采女正○墨俣 松
 平丹波守○名護屋 竹腰山城守、渡邊飛騨守○
 岡崎 水野盛物○赤坂、吉田、小笠原壹岐守○
 荒居 板倉主水、同甚太郎○濱松 太田備中守
 ○見付 本多越前守○懸川 北條出羽守按ずるに、御日
記によるに、この間金 西尾右京、加番三人○
 江尻 京極刑部、戸澤能登守按ずるに、同書によるに、
谷養休を脱せしなり、○藤枝 中川山城守、相良
 ○吉原 黒田甲斐守○三島 松平主殿頭、
 壹岐守○箱根、小田原、稻葉美濃守○大磯 黒
 田市正○藤澤 松平市正、大村因幡守○神奈川
 小出大和守、細川丹後守○品川 松平主殿頭、
 溝口出雲守、

右歸國之刻も、道筋同前、十萬石以上は自分に而馳
 走、十萬石以下は從御代官衆賄也、
 一朝鮮人自大坂吉田迄之人馬は、板倉周防守より
 差圖にて、隣國之大名并御馳走衆より出る、吉田よ
 り三島まで馬出しの面々、歸國之刻は同前也、
 鞍置馬十疋、鞍皆具十三口、紀伊殿○五疋六口
 松平越後守○十五疋十六口 松平加賀守○四疋
 六口 松平新太郎○六疋八口 松平相模守○四
 疋六口 松平阿波守○十疋六口 細川越中守○
 六疋七口 松平大膳大夫○同斷 松平安藝守○
 四疋四口 松平出羽守○同斷 森内記○二疋二
 口 松平右京大夫○同斷 伊達遠江守○三疋四
 口 小笠原右近○二疋三口 立花左近將監○一
 疋二口 松平飛騨守○一疋一口 松平中務少輔
 ○同斷 松平但馬守○四疋五口 有馬松千代○
 一疋一口 松平山城守○同斷 伊達大和守按ずるに、
御日記には伊東 大久保加賀守○一疋
大和守と記す、 一口 津輕土佐守○同斷 山崎虎之助○三疋三
 口 松平攝津守
 馬合九十九疋、皆具百十九口、按ずるに、同書この交名
のうち、水野備前守あり、

一從三島江戸迄歸帆の刻、江戸より三島まで馬替
 え出面々、

鞍置馬十三疋、鞍皆具十四口 保科肥後守○五
 疋六口 酒井雅樂頭○六疋八口 酒井讃岐守○
 四疋四口 松平伊豆守○三疋四口 阿部豊後守
 ○六疋七口 堀田上野介○五疋六口 阿部備中
 守○三疋四口 安藤右近進○同斷 松平和泉守
 ○二疋三口 井上河内守○八疋九口 松平大和
 守○同斷 松平下總守○十五疋十八口 水戸殿
 守○七疋八口 眞田伊豆守○六疋八口 本多能登
 守○四疋四口 牧野飛騨守○一疋二口 朽木民
 部少輔○同斷 鳥居主膳
 馬合百疋、皆具百二十口、合馬二百二十疋也、
 一朝鮮人來朝之節、江戸上下送人馬、自西尾岡崎に
 井伊兵部少輔出之覺、
 高三萬五千石、高一萬石に付、人足十九人、裸脊
 馬十四疋、荷付馬六十二疋之割、
 來朝之節、
 一從岡崎吉田迄、人足二百四十七人、裸脊馬四十
 九疋、口付二人宛、荷付馬二百三十疋、口付一人宛、

歸國之節、
 一從岡崎名護屋迄、人足三百三十六人、裸脊馬
 四十二疋、口付一人宛、荷付馬三百二十五疋、口付
 一人宛、

以上、朝鮮使來聘記、
 七月廿一日、宗對馬守義成、信使を伴ひ自國を出帆
 し、九月十二日入洛、同十六日京を發し、同廿日三河
 國岡崎にいて、岡野權左衛門御先、上使としてこれ
 を勞ふ、十月二日江戸に着す、
 明曆元年七月自注、此廿一日、對馬出船、同日未刻壹
 岐勝本着船、朝鮮往來、
 明曆元年八月、朝鮮人七月廿一日對馬國を出船、壹
 岐島に着岸之注進、繼飛脚にて到來す、寛明日記、
 明曆元年八月二日、按ずるに、これ注進到朝鮮人七月廿
着の日なり、下同し、一日對馬を出船、同日八時壹岐國やくの島へ按ずる
隅國に屋久島あり、、到着、御日記、
の書傳聞の誤りにや、明曆元年七月廿六日勝本出船、同日未刻筑前藍島
 着船、朝鮮往來、
 明曆元年八月七日、朝鮮人七月廿六日筑前藍之島
 へ着船、御日記、
 明曆元年八月七日、朝鮮人筑前之内藍の島まで、七

月廿六日に參着之由、繼飛脚到來す、寬明日記、朝鮮使來聘記、
 明曆元年八月十四日、朝鮮人筑前之内あいの島へ
 着船候而、五六日出船不申候由、
 同月十六日、朝鮮人今月四日藍島出船、同未刻赤間
 ケ關着岸、以上、御日記、
 明曆元年八月四日、藍島出船、同日未刻長門下關按
るに、前に赤間關あり、地圖によるに、赤間關下關、朝鮮
は、比隣の地なるをもち、かく異同ありしなるへし、着船、往來、
 明曆元年八月十五日、繼飛脚到來、朝鮮人今月四日
 筑前之内あひ島出船、長門國赤間ケ關に着岸仕候
 由、寬明日記、○按するに、朝鮮來聘記に、周
防國下關と記せしは、異説なるにや、
 明曆元年八月十三日下關出船、同日夜子刻周防向
 島着船、同十四日向島出船、同晚同國室積着船、往來、
 明曆元年八月廿三日、朝鮮人去十四日室すみ着岸、
 同十五日上の關へ着岸、御日記、
 明曆元年八月十五日室積出船、同日午刻同國上關
 着船、朝鮮往來、
 明曆元年八月廿三日、朝鮮人今月十五日長州之内、
按するに、周防
國の誤りなり、上之關は着岸之由注進有之、寬明日記、朝
但し、寬明日記廿二日に
係しは、誤りなるへし、
 明曆元年八月十七日上關出船、口刻豫巡之内津和

繫船、同十八日津和出船、同日夜戌刻藝州蒲刈着
船、朝鮮往來、
 明曆元年八月廿七日、朝鮮人當月十八日安藝國蒲
 刈へ着岸、御日記、朝鮮使來聘記、但し、朝鮮使來
聘記に、廿八日に係しは誤りなり、
 明曆元年八月廿七日、朝鮮人今月十八日に蒲刈迄
 着船之注進、松平安藝守方より申來、寬明日記、
 明曆元年八月廿一日、卯刻蒲刈出船、同日藝州唐船
 島着船、同廿二日唐船島出船、同日申上刻備後着
 船、同廿三日夜子刻備後出船、同日按するに、下の寬明日記
に、廿四日酉中刻備前鹽俵着船、同廿五日辰刻鹽俵
出船、同日午下刻備前牛窓着船、朝鮮往來、
 明曆元年八月晦日、朝鮮人今月廿二日未之時、備後
 之内輛迄着船申處に、是迄朝鮮使來聘記同し、風に逢、同
 廿五日備後之内、按するに、朝鮮使來聘記、備前に作る、鹽俵
と申所迄着岸仕由注進有之、寬明日記、
 明曆元年九月二日、朝鮮人去月廿六日播州室津迄
 着船、御日記、
朝鮮使來聘記、
 明曆元年九月二日、今晚繼飛脚到來、朝鮮人去月廿
 四日鹽俵に舟懸り、同廿五日出船、午之上刻に備前
 之内牛窓へ着船、同廿六日出船、申之下刻に播州

室わ着候由、寬明日記、
 明曆元年八月廿六日、未上刻牛窓出船、同日酉中刻
 播州室津着船、同晦日巳上刻室津出船、同日子刻明
 石繫船、朝鮮往來、
 明曆元年九月四日、朝鮮人去月廿九日迄、播州室之
 津に滯船之由申來、朝鮮使來聘記、
 明曆元年九月朔日、卯上刻攝州兵庫着船、同四日夜
 兵庫出船、朝鮮往來、
 明曆元年九月六日、朝鮮人去る朔日兵庫へ着船、御
記、朝鮮使來聘記、
 明曆元年九月五日、未刻大坂着、以西本願寺堂爲旅
 亭、朝鮮往來、
 明曆元年九月十日、朝鮮人去る五日大坂着船、御日
記、但寬明日
記九日に係く、
 明曆元年九月十一日、大坂發足、淀一宿、同十二日
 入浴、以本國寺爲旅宿、同十六日京都發足、朝鮮往來、
○按する
に、寬永元年以降の例によれば、この時の禮曹より、京都
所司代の許にも、贈書ありしなるへけれども所見なし、
 明曆元年九月十六日、朝鮮人當十一日大坂發足、其
 後淀に泊、翌十二日京着、十六日出京之由、朝鮮使來聘
記、○按す
るに、御日記に、十二日京都發
足と載せしは誤りなるへし、

明曆元年九月十九日注進、朝鮮人十六日京都發足
 仕由注進有之、寬明日記、
 明曆元年九月、海道所々泊、十六日守山、自注、十七
日彦根、自注、十八日大垣、自注、十九日名護屋、自注、
二十日岡岡、自注、朝鮮往來、
 明曆元年九月廿日、韓人去る十六日守山泊、御日記、
 明曆元年九月廿日、朝鮮人當十六日京都發足、至森
 山に泊申之由申來、朝鮮使來聘記、
 明曆元年九月廿二日、韓人去る十九日名護屋參着、
御日記、
 明曆元年九月廿二日、朝鮮人當十九日尾張名護屋
 に泊申由申來、井伊掃部頭於馳走場、西國以來無之
 結構成馳走なり、七五三之膳金を置上、引替にて折
 敷家具共に梨子地、朝鮮人居所は新規に家を建、道
 中三ヶ所に貳拾間三十間之茶屋を建、茶道數傘百
 本宛所々に置之、見物之者居所には、不殘塵をか
 け、外より見へ候はぬ様に、所々事之外入念申由申
來、朝鮮使來聘記、
 明曆元年朝鮮人來る、此時道筋難所の分大方平に
 成、箱根も道よくなり、薩埵坂も上の山を切なたら

め、廣く道あき替り、山の中段を通る故に、是より親しらす子しらすなど云所をは通らぬなり、殊の外成御馳走にて、道中宿在所迄、古家を作りなをし、奇麗になる、まして城下は、町家大方普請あり、當名古屋も枇杷島口より熱田口まで、町屋普請をし、西は榎町より南大久保見まで、白壁になる、枇杷島二ヶ所の橋新敷かけ替る、上下とも御馳走にて、道中乗馬にて送らせ給ふ、正事記、

明暦元年、從朝鮮國信使來朝之節、御先手鐵炮頭岡野權左衛門英明、三州岡嶋へ上使被仰付、同年八月廿一日御暇被仰出、御目見仕岡嶋へ着仕、從四品鳥帽子狩衣を着、從三使虎之皮白綿鮫魚皮を贈、爲應報越綿を送候、同年九月廿八日歸府御目見仕候、野家譜、

明暦元年九月廿四日、朝鮮人當廿一日三州吉田着之由、同廿七日朝鮮人今晚小田原到着之由、明晩も小田原に泊可申由、以繼飛脚申來、是來朔日江戸入之處に依御玄猪也、朝鮮使來聘記、
明暦元年九月廿一日吉田、自注、廿二日濱松、自注、廿三日懸川、自注、廿四日藤枝、自注、廿五日江尻、自注、三日懸川、遠州、廿四日藤枝、駿州、廿五日江尻、駿州、

通航一覽卷之四十九終

廿六日三島、自注、廿七日小田原、自注、一日、廿九日藤澤、自注、十月朔日神奈川、自注、二日江戸參着、朝鮮往

通航一覽卷之五十

朝鮮國部二十六

○信使參向道中 天和度

天和二壬戌年、御繼統奉賀の信使、正使尹趾完、副使李彦綱、從事官朴慶俊等、六月十八日彼釜山浦を出船、同日對馬國佐須奈に着浦し、同月廿四日府中に到る、是より先、その旅中海陸の御饗應等は、かねて各國領主等に命し給ふ、

天和二年壬戌、後西院御宇、清の康熙二十一年、朝鮮光孝王八年、此年尹趾完、李彦綱、朴慶俊をして來て、常憲君の繼位を賀せしむ、朝鮮通交大紀、

天和二年、正使五月十八日朝鮮京城發足、同廿七日東萊着、自注、この所に逗留して、諸事支度す、ならひに順風を相伺ふ、是より釜山浦へ二里あり、六月三日、釜山浦に到る、自注、この所にて、同十八日、釜山浦出帆、自注、この間渡海四十八里、この内五里は釜山浦の内なり、同日申中刻、對馬佐須奈浦着船、自注、この所に逗留す、同廿四日、對馬に到る、自注、逗留の内にてこれ、同廿九日、信使對馬守方へ招請之、自注、七五を贈ふ、

リ、天和韓聘記、

天和二年、朝鮮人五月朝鮮發足、六月廿四日對馬に着船、則書翰あり、其辭曰、

朝鮮國禮曹參議尹嘉績、奉書日本國對馬州太守平公閣下、逖惟長夏對時珍、相慰係交至、朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專价奉幣、此係善隣修好之儀、惟願、諒奉至意、勉輸心力、將護海路、往還以時幸甚幸甚、略表菲儀並希莞領、不宣、

壬戌年五月日

禮曹參議尹嘉績續武家評林

天和二年、信使來朝歸國の間、對馬に逗留の内は、宗對馬守賄之、但し下行米なり、天和韓聘記、

天和二年六月廿四日、韓使本月三日東萊より乘船、同八日按ずるに、この間、巡風次第可致出帆之旨、宗對馬守注進、

同年七月五日、鮮使六月十八日釜山浦出船、同日對馬佐須奈浦へ、着船、獻上御鷹廿五居、御馬四疋は、先月二日對馬へ渡海の由、對馬守御注進、以上、御日記、天和二年六月十八日、朝鮮人對馬へ到着の由、七月五日に相聞ゆ、同年

一宿々御馳走人被仰付、人足、上乘馬、中乘馬、乘掛荷馬も相應に出すへき旨、諸大名へ兼々觸遣さる、

夜宿晝休之覺、

壹州勝本 松浦肥前守○筑州藍島 松平右衛門佐○長州赤間關 松平長門守○防州上關 同人○松平○藝州蒲刈 松平安藝守○備後鞆 水野美作守○備前牛窓 松平伊豫守○播州室津 本多中務大輔○攝州兵庫 青山大膳亮○大坂逗留五日、宿に東本願寺岡部内膳正○枚方、晝休 松平伊賀守○淀 石川主殿頭○京、逗留四日、宿に本國寺本多隱岐守○大津、晝休 九鬼和泉守、谷出羽守○守山 板倉隱岐守○八幡山、晝休 山口修理亮、小堀和泉守○彦根 井伊掃部頭○今須、晝休 同人○井伊○大垣 戸田左門○洲俣、晝休 松平丹波守○名古屋、歸國之時、一日逗留竹腰阿波守○鳴海、晝休 同人○阿波守○岡衛門大夫○赤坂、晝休 小笠原壹岐守○吉田 同人○小笠原○荒井、晝休 三宅土佐守○濱松 青山和泉守○見付、晝休 西尾隱岐守○掛川 井伊伯耆守○金谷、晝休 同人○井伊○藤枝 土屋相模守、井上筑後守○府中、晝休 平野丹後守、本多主殿

○江尻 水谷左京亮、小出備前守○吉原、晝休 九鬼大隅守○三島 淺野内匠頭、木下肥後守○箱根、晝休 稻葉美濃守○小田原 同人○稻葉○大磯、晝休 松平周防守○藤澤、參向之時、一日逗留伊達宮内少輔、土岐伊豫守○神奈川 伊東出雲守、植村右衛門佐○品川、晝休 松平市正、大村因幡守上、天和二年朝鮮來朝記、○按ずるに、續武家評林載する處、大同小異なれば姑らく略す天和二年、朝鮮人來聘付、所々御馳走被仰付之、壹岐勝本 松浦肥前守鎮信○筑前藍島 松平右衛門佐忠之○長門赤間關 松平元千代吉廣○周防上關 同人○松平○安藝蒲刈 松平安藝守綱晟○備前牛窓 松平伊豫守綱政○備後鞆 水野美作守勝種○播磨室津 本多中務大輔忠國○攝津兵庫 青山大膳亮幸實○同大坂逗留所、東本願寺岡部内膳正行隆○枚方晝 松平伊賀守忠俊○淀泊城下 石川主殿頭義孝○京逗留所、本國寺本多隱岐守康慶○大津泊 九鬼和泉守隆仲、谷出羽守衛廣○守山、泊板倉隱岐守重常○八幡山、晝 山口修理亮重貞、小堀和泉守正恒○彦根、泊城下井伊掃部頭直該○今津、晝 同人○井伊○大垣、泊、城下 戸田左門氏西○

墨俣、晝、領分 松平丹波守光永○名古屋、泊、城下、日還竹腰阿波守○鳴海、晝、領分 同人○阿波守○岡崎、泊、城下 水野右衛門大夫忠春○赤坂、晝 小笠原壹岐守長祐○吉田、泊、城下 同人○小笠原○荒井 晝 三宅土佐守康時○濱松、泊、城下 青山和泉守忠親○見付、泊、城下 西尾隱岐守忠成○掛川、泊、城下 井伊伯耆守直武○金谷、晝 同人○井伊○藤枝、泊、領分 土屋相模守正直○府中、晝 井上筑後守正榮、平野丹波守、本多主殿○江尻、泊 水谷左京亮、小出備前守英利○吉原、晝 九鬼大隅守隆常○三島、泊 淺野内匠頭長矩、木下肥後守○箱根、晝、領分 稻葉美濃守○小田原、泊、城下 同人○稻葉○大磯、晝 松平周防守○藤澤、泊 伊達宮内少輔、土岐伊豫守○神奈川、泊 伊東出雲守、植村右衛門佐家貞○品川、晝、本光寺、 松平市正、大村因幡守純長、以上、續武家評林、

十一日三河國岡崎に着、この地上使として、駒井次郎左衛門御使、出迎ふ、同月廿一日江戸に着駕あり、天和二年七月八日、信使對州出船、自注、この間、同日壹岐勝本に着船、自注、この所松浦肥前守、四十八里、同日壹馳走、信使三人、上々官三人は、朝夕ともに七五三の饗應、但晝休は五々三なり、其外上官までは、朝夕五々三、但晝休は二汁五菜なり、中官下官は、二汁五菜の御馳走なり天和韓聘記、天和二年七月廿一日注進、去八日朝鮮人對馬出帆、同日壹岐風本着船之由、甘露齋、萬天日錄、天和二年 七月九日、筑前國藍島に泊、御馳走 松平右衛門佐同長門下の關、同 松平長門守 右の勝本よりこの所まで五拾五里、按ずるに、同日次を脱せしなり下同し、 同 人 同周防上の關、自注、この間、三十五里、 同 人 右長門守御馳走、西國筋にて一番結構なり、七五三の膳部、金紋置上げ、極彩色なり、天和韓聘記、天和二年七月十日、朝鮮の信使肥前國按ずるに、筑前國の誤りなり、

藍島を發して、長門國赤間關に着す、靈廟實錄、
 天和二年七月廿二日に、宗對馬守まで以宿次狀箱
 被遣、是は朝鮮三使無恙、今月九日壹州風本令出
 帆、同日筑州藍島着船、同日藍島出船、同日長州
 赤間關着岸、同日逆風甚雨に付て滯留の由、注
 進之通及高聞候旨、奉書被遣之、萬天日錄、
 天和二年七月十八日、朝鮮の信使安藝國蒲苺に着
 す、靈廟實錄、

天和二年七月廿五日、朝鮮人去十日長州下關へ着
 船之所、逆風甚雨に付滯留、同十七日出帆、翌十八
 日藝州蒲苺へ着船之由注進有之、柳營日次記、
 天和二年七月廿五日、宗對馬守より次飛脚を以て、
 朝鮮人去十八日藝州蒲苺へ着船之由注進、萬天日錄、
 天和二年七月廿八日、朝鮮人去廿一日備前牛窓へ
 着船之由注進、柳營日次記、
 天和二年七月廿二日、朝鮮の信使播磨國室津に着
 す、靈廟實錄、
 天和二年七月廿九日、鮮人去廿二日播州室津に着
 船之由注狀、御日記、
 天和二年七月廿九日に、朝鮮信使去る廿二日播州

室津着船之由、對馬守より注進之、萬天日錄、
 天和二年

七月安藝蒲苺刈、
 御馳走 松平安藝守
 同備後頼、上關よりこの
 同 水野美作守
 同備前牛窓、この間
 同 松平伊豫守
 同播磨室津、この間
 同 本多中務大輔
 右信使御馳走之儀、拾萬石以上之分は、其所々の大
 名自分之賄なり、拾萬石以下は公儀之御賄なり、是
 は其所々の御代官所より賄有、
 右泊々より、宗對馬守以飛脚御馳走之次第、并警固
 之様子、委細に以書付言上之、次に御馳走之大名衆
 よりも、追々次飛脚注進之、
 御馳走 青山大膳亮
 同攝津兵庫、この間
 御賄 猪飼次郎兵衛
 松村吉右衛門
 岡部内膳正
 同廿六日大坂に着、
 御賄 小堀仁右衛門
 末好勤兵衛
 信使東本願寺難波道場を宿坊とす、この所に中十

五日の逗留也、自注、先規より如斯、○按するに、八月二日大坂
 誤り、是より江戸まで道中は、諸大名方より其分限
 に應し、鞍乗馬出之、朝鮮人乗之、其所々迄送之、
 同年八月、朝鮮國王以三使御禮申上、

正使 通政大夫吏曹參議知製教 尹趾完
 副使 通訓大夫弘文館典簿知製教 李彥綱
 兼經筵侍講官春秋館編修官
 從事官 通訓大夫弘文館授理知製教 朴慶俊
 兼經筵侍講官春秋館記注官
 右謂是三使、
 上上官 同知 朴再興
 同 兪知 千承業
 同 同 洪禹載
 同 同 所 珣
 學士 製述官成均館進士 安慎徽
 上判事 前主簿 鄭文秀
 同 前直長 劉以寬
 同 前上
 上官 四十人 中官 百六十人
 下官 二百六十一人
 右都合四百七十五人、自注、この内に、二十八年以前に、來
 朝の唐人三十人ほあり云々、
 右之内、上官四人、中官二十一人、下官八十七人、都
 合百十二人は、大坂東本願寺に残る、

右朝鮮船三艘にて來朝、此舟大坂まで乘來り、此所
 船を殘し置に依て、朝鮮人右之通殘るなり、
 右西國大名之役として、關舟を出し、朝鮮之船一艘
 關舟四艘にて、四方をかこみ、對州より大坂までの
 間、所々の大名衆より關船出之、以上、天和韓聘記、
 天和二年、大坂船場より宿坊まで乘鞍馬、御城代、
 御城番、大御番頭、加番衆四人、岡部内膳正、青山大
 膳亮出之、

一上馬十九疋、御城代 太田攝津守 五萬二千石
 一中馬三疋、御城代 太田攝津守 一萬五千石
 一上馬五疋、御城番 米津出羽守 二萬石
 一中馬一疋、御城番 保科彈正少 九千石
 一七疋上、同 大御番頭 植村土佐守 五千石
 一三疋上、同 同 本多紀伊守 六萬八千石
 一二疋中、同 同 加番衆 戶澤能登守 三萬二千石
 一十九疋上、同 同 同 小笠原土佐守 一萬石
 一二疋中、同 同 同 堀長門守 一萬石
 一九疋、一疋、同 同 同 溝口伊豫守 一萬石
 一三疋、一疋、同 同 同 溝口伊豫守 一萬石
 一三疋、一疋、同 同 同 溝口伊豫守 一萬石

一上馬六疋、大坂御馳走、岡部内膳正、
一上馬四疋、尼崎城上、青山大膳亮天和朝鮮

天和二年、朝鮮人大坂川入之行列、七月廿六日午刻川口へ唐船大小六艘にて着岸、川口より川船に乗移、同日酉の刻大坂難波橋南詰堺筋の濱より上、通町は堺筋本町御堂の前、泊東本願寺へ戌刻入、續武家評林、

天和二年、大坂にて三使へ上使を被成候へは、大坂御城代の宿は門跡にて候、常憲院様御代に初り、天和の格は、座敷へ上使と三使と一同に出合申候、朝鮮物語、

天和二年、對馬島主與朝鮮國禮曹書、日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、信使星槎七月初八、舉碇對浦、同二十六下纜攝津、三官及文武諸僚、寢餼迪告、進退辛勤、萬里護將如規、各浦支持依舊、欣慰良深、告諭在此、不腆土宜聊表忱意、以巧莞留、統希昭亮、不宣、天和二年壬戌八月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書、

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下、信使星槎七月初八、舉碇對浦、同二十六下纜攝津、三官使及文武諸僚、起居無恙、本道處處待遇如規、今呈書禮曹閣下、以告此事、乞轉達焉、土宜薄品錄在別幅、晒留惟幸、不宣、天和二年壬戌八月日、對馬州太守拾遺平義真、方策新編、

天和二年七月晦日、對馬守より注進、朝鮮人去廿六日酉刻大坂着船之由、甘露齋、
天和二年七月晦日、朝鮮人去廿六日大坂着船、彼地八月朔日まで滯留之由注進、柳營日次記、
天和二年八月二日、信使大坂發足、道中信使者屋橋に乗、上々官上判事等は乗物、夫より以下は乘馬なり、天和韓聘記、
天和二年、大坂より枚方まで川舟、
松平元千代 松平安藝守
水野美作守 本多中務大輔
松平隱岐守 松平伊豫守
松平土佐守 小笠原遠江守
伊達遠江守 稻葉右京亮

松平淡路守

右十一人より川船一艘つ、出之、尤水主船頭ともに出し可申之由、船引候ものは農民罷出候なり、武蔵、

天和二年八月六日、京大坂より次飛脚到來、但朝鮮信使去二日彼地令發足旨、大坂より注進、御日記、
天和二年八月七日、朝鮮人去二日大坂より發足、來る廿一日到着之段注進、柳營日次記、
天和二年八月七日、朝鮮正使去二日大坂發足之由、大坂御役人中より注進之、萬天日錄、
天和二年

- 八月二日休枚方、御馳走 松平伊賀守
- 御賄方 服部六門右衛門 角倉與市
- 同日泊淀、御馳走 石川主殿頭
- 御賄方 市岡理右衛門 藤林藤兵衛
- 同日京、御馳走 本多隱岐守
- 御賄方 多羅尾四郎右衛門 小野長右衛門
- 信使本國寺を宿坊とす、この所に中三日の逗留

なり、自注、先規は中五日の逗留なり、
○按するに、このときかの禮曹より、京都所司代の許にも、書簡ありしなるへけれとも、また所見なし、その事すてに、明暦度の條に、

天和二年八月二日、納鮮の信使大坂を發す、三日京着、靈廟實錄、
天和二年八月九日、京都より次飛脚にて、朝鮮人去三日京都へ着之旨、宗對馬守より注進之、柳營日次記、
天和二年八月八日、朝鮮正使去三日京着、同七日彼地發足之由昨晚注進之由、萬天日錄、
天和二年七月七日京都發足、
同七日休、大津 九鬼和泉守、谷出羽守、小野半助方、賄 同日泊、守山 板倉隱岐守、蘆浦觀音寺方、
○同八日休、八幡山 山口修理亮、小堀和泉守、賄 今井七郎兵衛方、井狩十介上、賄 同泊、彦根、賄 井伊掃部頭、賄 休、今津 同人、杉田九郎兵衛方、賄 石原清左衛門上、賄 泊、大垣、賄 自分、賄 戸田左門、賄 休、賄 墨俣 松平丹波守、杉田九郎兵衛方、賄 石原清右衛門上、賄 泊、名古屋 竹腰阿波守、賄 先規韓國之時、一日、賄 休、鳴海 同人、賄 尾中納言殿御馳走、賄 泊、岡崎 水野右衛門大夫、鳥山牛之助方、賄

信使へ上使として、駒井次郎左衛門被遣之、道中へ上使被遣候は此所計也、先規より如此、次郎左衛門宿坊は、岡崎城下龜戸町高田派満勝寺と云寺也、天和韓聘記、

天和二年八月十一日、朝鮮の信使三河岡崎驛に止宿す、使番駒井次郎左衛門往て勞ふ、憲廟日録、

天和二年八月十五日、駒井次郎左衛門、三州岡崎より以宿次、信使去十一日岡崎止宿、上意之趣演達之由注進、御日記、

天和二年八月十五日、朝鮮正使去る十一日三州岡崎へ參着之旨、今日注進之、柳營日記、
享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一天和信使之時、先例に任せ、岡崎へ御使番を被遣候所、何之官に候哉と三使被相尋候處、日本にては宰相侍從諸大夫など申候て、禁裏より被仰付候を、官と心得居候のみにて、唐朝鮮にて官と申は、元來今の役と申事に候と申心得無之候ゆへ、無官之人に候と通詞とも答候に付、公儀之祿を食み、御使を勤候人を無官なると申候は、不思議なる事に候と三使、殊之外うたかひ被申たる由に候、夫ゆへ正徳

享保之信使には、もし官を被相尋候は、其役儀を以て答候様にと、通詞ともへ被仰付候、信使之時計にても無之、御國之人送使兼官に渡り候時、必は御國にて何之官に候哉と相尋候事有之候、左様之節は役儀相勤候人に候は、其役を以て答へ、御番一通り勤居候人に候は、宿衛の官に候と答へ申候様に、通詞ともへ被仰付事に候、士以上之務々を官と申、士以下の勤々を役と申、其分け昔は日本も分明に有之候處、武家之支配に成候より、官と可申人をも役と唱へ候様に成たる事に候、隣突提議、
天和二年八月十二日、朝鮮人正使三州吉田へ着、天和日録、

天和二年八月
休赤坂 小笠原壹岐守、鈴木八右衛門^方、鳥山牛之助^方、同泊、吉田 小笠原壹岐守、鈴木八右衛門^方、同泊、荒井 三宅土佐守、秋鹿長兵衛^方、同泊、濱松 青山和泉守、松平市左衛門^方、市野惣大夫^方、同泊、(天龍川舟橋なり) 休見付 西尾隱岐守、松平市左衛門^方、同泊、掛川 井伊伯耆守、雨宮勘兵衛^方、同泊、平野三郎右衛門^方、天和韓聘記、

天和二年八月十七日、朝鮮人去十五日掛川發足之由、井伊伯耆守より注進之、萬天日録、

天和二年八月十七日、信使去十四日掛川一宿、翌十五日發足之由、天和朝鮮來朝記、

天和二年八月

○休金谷 井伊伯耆守、長谷川藤兵衛^方、(大井川

步渡川越し兩かわに一面に並、其間を渡なり) ○泊藤枝 土屋相模守、大草太郎左衛門^方、井出次

左衛門^方、(阿部川步渡り、川越大井川同前) ○休

○中 井上筑後守、平野丹波守、本多主殿、古郡文

右衛門^方 ○泊江尻 水谷左京亮、小出備前守、古

郡文右衛門^方、萬年三左衛門^方、(富士川舟橋な

り) ○休吉原 九鬼大隅守、野村彦太夫^方、(うる

井川借橋なり) ○泊三島 淺野内匠頭、木下肥後

守、伊奈兵左衛門^方、

右朝鮮人乗候鞍乗馬、大名衆より出之分は、京より名古屋まで送り、名古屋より吉田まで送之、吉田より三島まで送り、三島より江戸まで送之なり、

○休箱根 稻葉美濃守、伊奈兵右衛門^方、江川太郎左衛門^方、同泊小田原^方、稻葉美濃守、(酒匂

川舟橋なり) ○休大磯 松平周防守、坪井治右衛門^方、天和韓聘記、

天和二年八月、朝鮮人來聘、松平周防守康官、依台命於相州大磯驛往來饗之、松井家事蹟、

天和二年八月廿日、朝鮮人去十八日小田原へ參着、昨十九日大磯まで相越之旨注進之、彌明日到着之由、萬天日録、

天和二年八月

○泊藤澤 伊達宮内少輔、土岐伊豫守、成瀬五左衛門^方、(此間、晝休なし、先規より此所に一日逗留して、江戸への支度あり、今度は逗留なし、^{自注、一説、向の時}) ○泊神奈川 伊東出雲守、植村右衛門^方、

伊奈半十郎^方、同泊品川 松平市正、大村因幡守、

伊奈半十郎^方、天和韓聘記、

享保十三戊申年雨森東五郎書上、

一天和年、日本道中の列樹、何れも古木にて枝葉を損し候跡無之と見被申候て、法令の嚴甫^カなるゆへに候と、三使殊の外感心被致候由に候、日光大佛を以誇耀可被成と思召候ても、夫には感心も無之、却て日本人の心付申さぬ列樹に感心有之候にて、

日本朝鮮志尙のある所を可知事に候、正徳年には乞食を悉く被除候て宜候所、享保年には盲人比丘尼まで徘徊見苦事に候へカひき、是また重ての信使には兼て被仰上事に候、交際提議、

通航一覽卷之五十一

朝鮮國部二十七

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年七月十九日、信使等對馬國府中に着す、宗對馬守義方より、その次第を江戸に注進あり、

正徳元年辛卯五月口日、朝鮮三使等彼の王畿を發劄す、六月八日按するに、月堂見聞集に到着す、二十一日四日あるを是す、釜山浦にて乗船す、七月五日正使從事釜山浦より發船して、即日對馬國佐須奈浦に着岸す、今日副使乘たる船に、舊浦に漕遠る、其故を知す、十五日副使釜山を發帆して、其日に佐須奈浦に着岸す、十九日對府廻着、踐好録、

正徳元年、從朝鮮國凡道程

朝鮮より東萊の廿日路、東萊より釜山海の三里、釜山海より横島の一里、横島より鰐浦の四十八里、注、是より對馬島領也、釜島より坂の五里、坂より鴨瀨浦の六里、鴨瀨浦より對馬府の五里、府中より壹岐國松浦壹岐守殿御領分勝本の四十八里、勝本より筑前國松

通航一覽卷之五十終

平右衛門佐殿御領地藍島の四十八里、日和能候得者名護屋の不寄、直に藍島の參候よし、藍島より長門領下の關の二十二里、下の關より上の關の三十五里、上關より蒲刈へ二十里、蒲刈より鞆の二十里、鞆より牛窓の二十里、牛窓より室津の十里、室津より明石の十里、明石より兵庫の十里、兵庫より大坂の十里、凡朝鮮の都より東萊の廿日路、東萊より府中の八十六里、府中より大坂の二百五十四里、月堂見聞集、

正徳元年七月四日、朝鮮信使去月四日東萊下着、乗船之用意等仕候由、彼國より申越候段、宗對馬守より繼飛脚到來、柳營日次記、

正徳元年七月、宗對馬守留守居より廻狀之爲知、來聘之信使、七月五日朝鮮國釜山浦被致出帆、正使從事官乗船、并供船三艘同日午下刻、無恙對州佐須奈浦の着船被仕候、副使乗船者如何之譯候哉、釜山浦の三四里之程之所より乗戻候、日和次第可被致渡船之旨、以繼船御案内可申上候、以上、

七月一日

山川作左衛門
鈴木左二右衛門

同年八月二日、同人より廻狀に而、先日乗戻候副使、七月十五日午之刻、對州の着船之由申來、

今度來聘之上官使佐須奈浦より、七月十九日對州信使宿の參着、同廿六日出船之筈に候處、廿二日北東風大風雨に而、浦内以之外大波にて御座候得とも、信使宿船は兼て波戸之内に繋置候故、別條無御座候、副使下船一艘波戸之外に繋居候處、同日申之刻より大南風に成、難繋留致破船候、乍然乗居之朝鮮人者怪我無之助り申候、右破船四五日中に修復難成候は、對馬守手船に乗せ出船可致由申越候に付、御知らせ如是御座候、以上、

八月十日

山川作左衛門
鈴木左二右衛門

三官使七月廿六日對馬守屋鋪に致招請、今月二日に對州出船之筈に相極候よし、今朝申來候、爲御知如是御座候、以上、

八月十四日

右 兩 人續談

信使着の後、宗義方よりこたひ旅中上使の時、かれ接對迎送等の事によて、書簡往復あり、是預しめ鈞命ありしによりてなり、踐好録によるに、これらの事、彼途に承諾せしなり、また海陸所

所御馳走人、及び人馬等の事もかねて、諸大名以下に仰付らる、

正徳元年七月十九日、信使來對州、正使通政大夫趙泰億、副使通訓大夫任守幹、從事通訓大夫李邦彦也、義方君先導之、路次五所之饗宴、按するに、その次第下に見ゆ、三事昇之日、於營中舞樂之事、按するに、三事は進、被遣上見賜饗辭見なす、使之時、三使階下迎送、并門外式之事等、此時始了、本州編略略、

正徳元年七月

頃接東武分付文字有云、今番貴聘使在途、朝夕所用令沿路所司一以乾物入供、但赤間關按するに、還時牛窓、備前國、大坂、京城、尾張州、駿河府、當准貴國接待我國王使例、特設行路宴往返各一度、内大坂、京城、駿河府三所、特命上使一員傳旨慰勞、坐位對馬州太守兩長老與貴聘使相對、坐下上使就太守上頭、坐下傳旨訖即出、然後排宴、考諸貴國勝錄有云、國王使往聘貴國之時、宣慰使由中門入、客使就大門外祇迎、今者止聽階下出迎、其中官以下不論往返、仍從熟供事、使行到品川驛、特差上使一員傳旨迎勞事、

右頃一依東武分付、謹此書聞カ如此、窃念、壬戌年貴聘使、進向東武之時、沿路接待一從熟供、第飲食非無異嗜、調飪非無爽口、勉強就席不欲下箸、輒求乾受、任意自辨、排床之設止見勞煩、今有乾物入供之舉、其在上官以上足為便宜、至如累行慰勞之典、較諸前例、禮數加隆、止聽階下出迎、想亦出于優待、貴使不欲重勞之意、然古不云乎、敬隣國之君、乃所以敬其君也、今能就大門外祇迎、使其動必以禮之美播諸視聽、以為朝家嘉歎之地、如何、此乃不佞三成之微念、未知果中理也否、不敢自外直吐衷悃、幸勿答焉、

七月日對馬州太守平義方

承貴州騰報、東武行會文字已將沿路行厨以乾物供億赤間關、還時牛窓、大坂、京城、尾張州、駿河府等處設宴、往返各一遭貴國王使傳旨時、排坐序次悉皆照領、而累次勞餉、復出格外、仰認識眷深切感戴、但紙尾所跡、階下祇迎一事、恐貴國或有所未詳前例者、故茲就自丙子至壬戌四度信使時已行前規畫、呈別幅、而來諭所謂、貴國使臣往聘敵邦之時、門外祇迎一節、非徒事在久遠無所憑驗、前此通信使往來之

時、曾無據此為例之事、則到俺等何敢輕議變改有所低昂乎、而兩國交際之間、似此禮節所當一遵舊式無失體例而已、領將別幅轉報東武、以為考例遵處之地幸甚、

辛卯八月日通信正使趙泰億、副使任守幹、從事官李邦彦、

別紙

丙子按するに、寬十一月二十六日、通信使任統等一行到岡崎、江戶使者井上筑後守來、具公服自大門步入、跪足解劔、對馬州太守、及兩長老引入使臣、具冠帶出見、無階下迎入之節、

癸未按するに、寬六月二十四日、通信使尹順之等一行到岡崎、江戶使者松平新五左衛門來、解劔脫履、太守引使者入、三使臣具冠帶出接、而無階下迎入之節、乙未按するに、九月二十日、通信使趙珩等一行到岡崎、二十一日辰時江戶問安使岡野權兵衛至、太守引入如前儀、三使臣具冠帶出接外導入、

壬戌按するに、天和二年、八月十一日、通信使尹趾完等一行到岡崎、江戶問安使駒井次郎左衛門來、太守引入如前儀、三使臣具冠帶出接外迎送、相與再揖、

今番乾供設宴、并排坐序次悉皆照領之意回示詳悉、窃謂至當、但階下迎送一節、揆諸禮制、元當在大門外、朝廷優待之厚止聽階下迎送、貴使曾無謝恩之言、却有守例之意、詳察回示不勝駭悶、夫丙子以來已行之例、本州亦能知之、况在朝廷、豈有不詳之理哉、惟其斟酌量處、有階下迎送之命、若欲固報弊例以為辭退之地、則恐輾轉相持愈見難處、未知下落果如何、蓋此一節、已有前例與否姑且勿論、即使朝廷新創傳旨慰勞之禮、則為貴使者迎於櫺外、而後安于心耶、抑亦迎於大門外、而後安于心耶、萬一我國馳一介之使、報聘貴國、而使其欲援丙子以來弊例、止迎宣慰於櫺外、則貴國肯聽其所為耶否、誠能反復三思、則自知今番之命出於當然、而貴使所執未必盡事上之禮矣、以貴使之明斷、生長禮義之邦、此等道理素所熟講、兩國形勢、想亦在默會之中、不知有何所疑而至於此哉、我往使王國聘貴國事例、不獨記載明白、蓋時有古今、理無久近、禮義所關焉得推諉、回示所謂事在久遠、無所憑驗云云者、固非本州所宜狀聞、大夫出疆、安國家利社稷專之可也、惟望、熟加思慮、仔細商量、務使兩國之好歸於無事之境、幸甚、

辛卯八月日、對馬州太守平義方

來諭謹已領悉、而自前信使之來聘於貴國、非止一再、信使至岡崎、貴國輒有勞慰舉、我信使承接儀節、即伊時之所謹定而行之者、苟以禮外迎送為未安、則當初貴國亦豈肯聽從、我使臣亦何敢率意行之乎、來書以中道勞問為於新擧、禮外迎送謂非所當行、遠引俺等所不知之前事實之於今日、欲以百年來明白可據之例歸之於弁髦、誠未知其得當也、蓋俺等既受我國王命而來、貴使亦奉貴國王命而至、則彼此均是奉命之人、對坐序次亦且相當、而禮外迎送乃所以致祇敬之禮也、□□知貴國使臣之奉命、而不念俺等之亦奉王命何耶、舊例既如此、則豈因接遇之厚薄、而禮貌有所加損乎、東武則待之勤縟、俺等亦豈不知而無感賞之心哉、前牘已致其區區鳴謝之意、而來書謂以會無謝言、亦未可曉也、貴國自有已講之儀禮、俺等亦有應行之節、自在此嘔噉亦涉多事、而今持來書辭意欠溫、殊失相敬之道、顯有脅持之意、辭令之間不宜如是、並希照諒、

辛卯八月日、通信正使趙泰億、副使任守幹、從事官李邦彥、

這番大坂、京城、駿府三處宴享、及品川驛有上使慰勞之禮、三使夫人下階迎送、尤為妥當之事、既受東武分付、再四演說未見聽從之意、對州居於兩邦之間、每欲無事於交聘之際、故此事循前例施行、是願之意非不極力預先稟請、惟朝家參較古典、審量禮法、既有此等分付、則豈對州之力所能為哉、頃又接東武分付云、壬戌年以前使臣坐轎直到堂階、甚為不敬、排坐序次階下迎送豈非當然、語意嚴緊難可挽回、在東奉行不敢公然問其所以、潛地探其緣由、則朝家議論一如別紙所言云、蓋朝家之意、以為朝鮮素為尚禮之邦、豈不知坐轎等事、斯為非禮之大者耶、縱使我人有所不省、固當自改其非以盡敬隣之禮、而百年之久因循弊例、未嘗為之一辭、殊非誠信之道矣、夫東武之命、既出於事理之當然、而徒以前例為請、只恐枉費口吻不見成功、遷延相持之際、非獨壞了一團和氣而已、竊念、使道以禮自將斯速處斷、使兩國之好歸於無事之境、豈不美哉、

別紙

公食記云、賓之乘車在大門外西方、曲禮云、客車不

入大門、禮之所言如此、夫以君入其臣之門、猶未聞有乘車之禮、而朝鮮使臣偃然坐轎、直到堂階之下、此何禮耶、

聘禮云、賓到于近郊、君使卿勞賓、迎于舍門之外再拜、勞者不答拜、又云、君使卿歸饗餼、賓迎大夫于外門外再拜、大夫不答拜、又云、賓遂行舍于郊、公使卿贈、受于舍門外如受勞禮、

海東諸國記云、宣慰使到客館由中門入、客使就大門外祇迎、禮之所言既如此、其國之俗又如此、而朝鮮使臣不肯迎我上使於門外、此亦何禮耶、且以聘禮之文彼再拜此不答拜者、考之則、足為以君命勞者不敢為之相抗之的證、今傳旨之際、坐位之有序何須多言、朝鮮有禮義之名已久、而此等事既非先王之典、又非其國之禮、豈不幾於斯而可忍就不可忍者耶、具官源君美再拜、奉書對馬州太守宗拾遺執事、伏聞、執事迎接朝鮮信使、詣南府赴西京、王事無盪、賢勞何已、想今馬首已東、朝覲在近、至祝至祝、竊惟、貴州當兩國之衝居邊要之地、世襲其封外藩王室、以協隣結好、安社稷息民人、其為所係也尤重矣、昔者遭我喪亂九州不送之民、鋌而走險入犯朝鮮、其沿海

州縣為之厭苦蓋有年矣、貴州遠祖始與西隣合約、懲我姦宄、鎮撫其疆場、[○]而使其廟堂之上久無東顧之憂、是則貴州所以有大造于西也、延及今會祖時、我勝國主怨西隣無一介之使來繼前好賀其當國、命貴州責以禮聘、而彼以水路迷昧為辭、太守躬自臨其國、陳以禍福縛送其叛民在我者、而後與其使偕來、貴州為朝鮮謀也可謂至矣、然而以其使爭我禮報、激彼之怒奮焉震電、遂致兩國生靈之禍、關白嘗患師出無名、乃聲言在昔高麗導蒙古兵以來寇吾、復我九世之讎、蓋藉口於此耳、其實則怨彼君臣之鄙我也、及我神祖之興、誕膺天命遏其亂略、降命貴州講兩國之和、而彼又修怨於貴州、至於貴州行人有死其間者、然貴州不忘舊德、不校其犯、盡心竭力積以歲月、而後使命始通、於是又修前代之好息兩國之民、則貴州所以再大造于西也、由是觀之、則西隣通好於我、常以貴州為東道之主、凡兩國交際、事無大小、貴州自當不得不盡其心竭其力也、已今我王殿下、以外使辱在我國欲以禮拜其覬、乃使有司修明賓禮曰、謀事補闕禮以行之、是朝廷志厚之至也、僕聞諸道路之言、云執事體悉朝廷盛意、論賓以其禮、賓曰、我受命之

日、唯聞率舊從事不聞其他、至我使臣奉教就館設宴、賓不爲之迎、又不爲之送、不知此言信然否、若信然則、僕之所爲貴州憂者在此、禮稱他國之臣曰外臣、被國之使即我主之外臣也、今我使臣以我王命臨之、彼以我王之外臣不由出迎、則是與臣之無禮於其君者何以異哉、我國之爲臣子者、視外臣之無禮於我王如此、其誰能無介然於懷德耶、我朝世世嗣元元沐化黎庶、生死安樂目不視兵、於今百年、猛將悍卒無所施其勇、不得策功於世、徒以怏怏就死墟下爲恨、自初道路之言傳於都下、與[○]與[○]洵洵衆人巷議、皆掩腕切齒、且怒且喜、相謂曰、何其我王待彼使者又過厚哉、盍使我執彼無禮者以莅其境請戮於其社、君子之人則恕之曰、古稱積德百年禮樂可興、今我王有志於修禮、即此時也、且朝鮮古稱詩書禮樂之邦、其當專對之任、亦必說夫禮樂、而敦詩書者也、今我以禮待之、而彼傲使于人則棄其君命也、豈謂詩書禮樂之邦之人而如是乎、其必不然、古之大夫出竟[○]境有可以安社稷利國家者則專之去、君以禮與信屬諸使臣、而使臣以無禮行之、則信何以立乎、苟失禮與信、又何受命之有、春秋之義、諸侯用夷禮則夷之、用

中國則中國之、安有身出禮義之鄉而用夷自貶者哉、君子過也如日月之食、其必有改之、僕嘗辱知於執事、故不得不爲執事敢私布之、書曰、一人三失怨豈在明、願執事請實檢其容、自郊勞始、今僕區區之心、非獨爲貴州之憂、實是爲兩國生靈謀也、想書不盡言期以朱蟠、及于近郊之日、僕將自往而執謁於候館面承指教、頓首再拜、以上、國書復號記事、

正德元年朝鮮人來聘歸國之節、海陸所々御馳走人、但、拾萬石以上は領主之下行、拾萬石以下は御代官之下行、

壹岐風本 六萬千七百石餘 風前平戶、 松浦壹岐守
 往來共に不殘、御代官よりの下行、

筑前藍島十里 四十七萬三千石、筑前福岡、 松平右衛門佐
 往來共に不殘下行、

長門赤間關 三十六萬九千四百石餘、長門萩、 松平民部大輔
 來聘之節、於此所從國主以上意旨饗應之御禮有之様に被仰付、但五々三三汁五菜式歸國之節は不殘下行、

周防上關三十里 右御同人
 往來共に不殘下行、

安藝浦刈 二十七萬六千石、安藝廣島、 松平安藝守
 往來共に不殘下行

備後鞆 十萬石、備後福山、 阿部備中守
 往來共に不殘下行

備前牛窓十里 三十一萬五千石、備前岡山、 松平伊豫守
 來聘之節、於此所從國主以上意旨饗應之御禮有之様に被仰付、但五々三三汁五菜式、歸之節は不殘下行、

播磨室津十里 播磨姫路 榑原式部大輔
 往來共に不殘下行

攝津兵庫 四萬石、攝津尼崎、 松平遠江守
 往來共に不殘御代官所以下行、但中官以下は御賄之御料理被下之、

御賄代官
 室七郎左衛門
 前島小左衛門
 岡部美濃守
 御賄代官
 細田伊左衛門
 近山清左衛門

大坂宿坊西本願寺 五萬三千石、和泉岸和田、
 往來共に滯留中、以上使御饗應之儀一度宛可有

之、七五三五々三三汁五菜之式、其外は御代官所なり、

但、中官以下は御賄之御料理被下之、以御城代上意可有之、町奉行も可相越候事、大坂船揚り場より宿坊西本願寺迄、鞍置馬出之、

土岐伊豫守 渡邊備中守
 內藤式部少輔 松平山城守
 西丸隱岐守 內藤主殿頭
 堀長門守
 當秋加番 大番頭
 加番代以後二倍使到着 板倉甲斐守
 仕候得は、此四人相勤、小笠原駿河守
 右加番八人も、相模守 接するに、老中土屋政直、 宅わ呼寄申渡す、 米倉丹後守
 右之分に而於不足者、岡部美濃守松平遠江守より出候様に申達之筈、右之通先年馬數を以割入申候、右卯五月被仰出之、
 河内枚方休 五萬石、丹波龜山、 青山下野守

御賄代官 萬年長十郎
 往來共に御代官所之下行、但中官以下御賄之御料理被下之、
 山城淀泊 六萬石、松平丹波守
 御賄代官 平岡四郎左衛門 久下作左衛門
 往來右同斷、
 京都宿坊本國寺 六萬石、本多隱岐守
 御賄代官 辻彌五左衛門 古川武兵衛
 往來御饗應、大坂と申し、
 以諸司代上意可有之、町奉行も可相越候事、
 近江大津 休 一萬八千石餘、谷 播磨守
 丹波山家、
 御賄代官 雨宮庄九郎
 往來 脱カ淀と申し、
 同守山泊 六萬石、松平和泉守
 伊勢龜山、
 御賄代官 石原清左衛門 萬年七郎左衛門
 右同斷、
 同八幡 休 一萬石、市橋下總守
 仁正寺、

御賄代官 竹内喜左衛門 角倉與市
 右同斷、
 近江彦根泊 三十五萬石、井伊掃部頭
 往來共下行、但中官以下は料理、
 美濃今須 休 右御同人
 御賄代官 辻 六郎左衛門
 往來共に右同斷
 同大垣泊 十萬石、戸田采女正
 美濃大垣、
 往來共に右同斷、
 尾張起 休 尾張殿
 往來共に右同斷、
 同名護屋泊 右御同人
 往來共、於此所以上意旨饗應之御禮有之様に被仰出、但七五三三二汁五菜之式、
 同鳴海 休 右御同人
 往來共に下行、但中官以下料理、
 三河岡崎泊 五萬石、水野監物
 三河岡崎、
 御賄代官 多羅尾四郎左衛門 櫻井孫兵衛

往來共に下行、但中官以下料理、
 同赤坂 休 八萬石、牧野大學
 三河吉田、
 御賄代官 大草太郎左衛門
 往來 脱カ右同斷、
 同吉田泊 御賄代官 右御人 大學
 岡田庄太夫 堀田六郎兵衛
 往來 脱カ右同斷、
 遠江新居 休 三萬三千石、土井山城守
 三河西尾、
 御賄代官 馬場源兵衛
 往來共に下行、但中官以下料理、
 寄合より
 船渡 松平駿河守
 七萬石、
 遠江濱松、
 御賄代官 鍋島内匠
 松平豐後守
 遠江濱松泊 按ずるに、豊後守御番守に作るもの多し、
 御賄代官 古郡文右衛門 能勢又十郎
 往來共御代官所之下行、但中官以下は御賄、
 天龍船渡奉行 室田市郎兵衛
 同見附 休 右御同人 豊後守

御賄代官 町野惣右衛門
 同掛川泊 六萬石、小笠原山城守
 遠江掛川、
 御賄代官 高谷太兵衛 鈴木八右衛門
 往來共御代官所之下行、但中官以下は御賄、
 遠江金谷 休 六萬石、小笠原山城守
 遠江掛川、
 御賄代官 能勢權兵衛
 往來 脱カ右同斷、
 駿河藤枝泊 五萬石、内藤紀伊守
 駿河田中、
 御賄代官 市川孫右衛門 野田次郎右衛門
 往來 脱カ右同斷、
 同府中 休 一萬石 遠藤下野守
 六千石齋藤飛騨守 五千石 戸田勲負
 卯秋迄加番衆
 御賄代官 中川吉左衛門
 往來共に於此所以上使御饗應五々三三汁五菜式
 駿河江尻泊 七萬三千二百石 鍋島紀伊守
 餘、肥前小城、
 御賄代官 鈴木三郎兵衛 窪田長五郎

往來共御代官所之下行、但中官以下御賄之料理被下之、

按ずるに、文露殿にこの間、藤川舟橋奉行窪田長五郎とあるを是とすへし、

同吉原 休 三萬五千石、丹波田邊 牧野讚岐守

御賄代官 林甚五右衛門

往來脱カ右同斷、五萬千石餘、播磨龍野、脇坂淡路守

伊豆三島泊 御賄代官 飯島孫次郎

小林又左衛門 往來共御代官所之下行、但中官以下御賄之料理被下之、

相模箱根 休 十一萬三千石、餘、相模小田原、大久保加賀守

御賄代官 長谷川六兵衛

往來脱カ右同斷、右御同人加賀守

同小田原泊 六萬石、播磨明石、松平左兵衛督

往來共下行、中官以下料理、御賄代官 諸星内藏助

同大磯 休 御賄代官 諸星内藏助

往來共御代官所下行、中官以下御賄、

馬入川船渡奉行 平岡三郎右衛門

同戸塚泊 五萬石、豐後白杵城、稻葉伊豫守

御賄代官 下島甚右衛門 飯島八郎右衛門

往來共御代官所下行、中官以下御賄、

武藏川崎泊 五萬石、阿波新田、蜂須賀飛騨守

御賄代官 伊奈半左衛門

往來脱カ右同斷、六萬石、伊豫大洲、加藤遠江守

同品川 休 御賄代官 伊奈半左衛門

上使 酒井左衛門尉

朝鮮之都より壹岐風本迄二百二十八里餘、壹岐風本より大坂迄百八十九里、琉球紀事、

正徳元年 淀より京都、夫より美濃國大垣迄鞍置馬、

二十二疋 細川越中守○十四疋 松平丹後守○

八疋 松平土佐守○九疋 有馬玄蕃頭○六疋

小笠原右近將監○六疋 松平隱岐守○七疋 松

平庄五郎○四疋 立花飛騨守○四疋 伊達伊織

平岡孫市

遠州舞坂より江戸迄人馬割方、

野田三郎左衛門

雨宮勘兵衛

樋口又十越 海、月、談、見、

享保四己亥年五月、御用掛御勘定組頭奥野忠兵衛、

宗對馬守老臣平田直右衛門贈答書中、

二三使與昇人足看板模様之儀、御尋被成候、

國書與昇 地色淺黃紋形香之圖

大旗綱引 地色紺紋形輪違

羈綱引 右同斷

正使與昇 地色萌黃紋形淺黃香之圖

副使與昇 地色薄柿紋形右同斷

從事與昇 地色てり柿紋形香之圖

乗物駕籠昇 地色紺紋形輝違

右者、正徳年看板に御座候、

一信使方道中持夫人足、何を持候哉と御尋被成候、

正徳年人足入方左之通御座候、

通人足覺

大垣より濱松迄

四十一疋 松平加賀守○十二疋 松平右衛門督

○十疋 松平淡路守○五疋 松平讃岐守○四疋

松平越後守○四疋 松平長門守○四疋 本多信

濃守

濱松より三島迄

十三疋 藤堂和泉守○十疋 松平甲斐守○十疋

酒井雅樂頭○九疋 松平大炊頭○四疋 松平

下總守

三島より江戸迄

二十五疋 松平陸奥守○十疋 松平肥後守○十

疋 佐竹大膳大夫○六疋 上杉民部大輔○六疋

松平大和守○六疋 酒井左衛門尉○五疋 松平

越中守○四疋 南部信濃守○四疋 丹羽左京大

夫○四疋 堀田伊豆守○二十疋 水戸殿○十疋

紀伊殿

右馬數二百六十六疋

淀より遠州新井迄人馬割方、

竹村多郎右衛門 都筑小三郎

- 一國書與昇 十八
- 一三使與昇 六十六人
- 一同替與昇 二十四人
- 一大旗二本綱引 六人、但馬差無之、
- 一纛二本綱引 六人、右同斷、
- 一上上官三人乗物昇 二十四人
- 一金僉知學士良醫乗物昇二十四人
- 一通詞駕籠五挺 三十人
- 一朝鮮人乗掛荷馬之雨具入長持八持棹夫九十六人
- 一三使夜具長持三棹持夫二十四人
- 每日寄人足覺
- 一三使櫃荷四箇持夫 十六人
- 一乘輿雨覆持夫 六人
- 一三使并上上官長持、其外步行何持夫四百八十四人程、
- 右者朝鮮人方
- 一下行方諸帳面入挾箱持夫 四人
- 一人馬方諸帳面入挾箱持夫 四人
- 右者、毎日相定入申候人足之數に御座候、此外三使菓子并下行物之内、被爲持候持夫、此類に召遣候人

通航一覽卷之五十一終

足も、少々有之由に御座候、
同年七月同斷
正徳人馬員數
參向 通人足三百十人 寄人足一萬六千六百六十一人
馬九千七百四十五疋
下向 通人足參向同前 寄人足一萬二千七百七十七人
馬八千六百六十一疋、以上、享保己亥信使記載、

通航一覽卷之五十二

朝鮮國部二十八

○信使參向道中 正徳度

信使着船前、宗對馬守義方の老臣下知狀、及び諸職よりもその隊下に控書を出して、預かしめ諸事を戒定す、

正徳元年四月

信使今度佐須奈浦に着、同所出船之儀早速府内相知候爲、佐須奈より府内まで所々に火を立させ候に付、狼煙之法御郡奉行に、御郡支配大浦忠左衛門より書付相渡候覺書、并火立隈之所々左に記之、

狼煙之法

一大竹三本結立、是にわくを仕懸、わくの中に草柴を一はい積かさね、狼糞を生木の葉に包み、草柴の中に、したより火をかけて焼、
一わくの大き、横六尺角、高さ九尺、
一竹の長さ三間程可然候、三本にて弱候は、四本にて五本にて見合可被申付候、

一狼煙晝は火を主意とす、

一信使乗船佐須奈浦に着之節一度、彼所出船之節一度、都而雨度のろしをあげ可申候、依之一ヶ所に

貳宛、兼而可有用意候、
一歌舞會根の火立所の相圖者、府内鐘つき堂より晝は白き帆をあげ、夜は大挑灯をともし可申候間、鐘つき堂好見へ候場所致見分、火立所出來候様に可被申付候、

一狼煙をあげ煙たち上候は、薬をつよくして鐵砲貳放し宛打可申候、依之、信使乗船之日限相極候段申來候は、府内着船迄者、府内田舎共に鐵砲御停止被成候間、此段八郷に可被相觸候、尤府内中にも相觸申答に候、

右之通間遠無之様可被申渡候、以上、
四月廿八日 大浦忠左衛門

御郡奉行所

火立隈之所々

一遠見御番 佐須郷佐須奈村領○一木下し阿 同郷大内村領○一大塔會根 同郷惠古村領○一伊奈坂 伊奈郷志多留村領○一黒長會根 同郷久原村

領○一烽火嶽 三根郷吉田村領○一天神山 仁位郷仁位村領○一大山嶽 與良郷大山村領○一大河内會根 同郷慶知村領○一かふ會根 府内○一鐘撞堂 以上、

按するに、是より必月日に、らす、その事をもて次第す、

同年六年、船番中の年寄中より相渡候覺書左記之、

覺

一各儀、信使船番被仰付候間、萬端相慎御行規緩之無之様、可被相勤候事、

一萬一御法度之品商賣仕候歟、又は扱荷等仕候様子、見及び聞及び被申候は、縦令親子兄弟たりといふとも、無用捨可被申出候事、

一朝鮮船近所へ、日本船寄せ不申候様に堅可被申付候、尤内外波戸に役目人之外、徘徊不仕様に可被申付事、

一晝夜無緩致勤番、暮六時より朝六時迄、拍子木を打せ念入可被相勤候事、

一水木之通ひ船、又は朝鮮人荷物等乗せ揚いたし候節は、爲行規濱横目致上乘、往還可仕候得とも、猶又無油斷心を付、疑敷儀被致見分候は、早速可

被申出候事、

一朝鮮船萬一火を誤候様子見及被申候は、早速取消候様に、兼而心懸居可被申候事、

一萬一風波等之節、綱碇丈夫に入置候様に可被申付候、若不足之節は、御船奉行方へ可被申達之事、右之趣、無緩可被相勤候、以上、

卯六月廿五日

年 寄 中

參向節

小林源之允殿

永岡元右衛門殿

小宮判兵衛殿

好見與四右衛門殿

國部新八殿

井上傳之允殿

池川瀨兵衛殿

扇 九左衛門殿

船番衆中

下向之節

筑城半助殿

早田軍四郎殿

小宮傳藏殿

鈴木三右衛門殿

船番衆中

同年七月、濱御横目相渡候年寄中より之覺書、左記之、

覺

右之趣、無緩可被相勤候、以上、

卯七月廿五日

年 寄 中

參向之節

高崎忠藏殿

番 平 内殿

御横目中

下向之節

吉村左五右衛門殿

土田甚五左衛門殿

御横目中

信使來聘に付、船改役中の年寄中より申渡候書付、左記之、

覺

一他國人爲商賣大勢罷越居候由に候、信使着船候得者、御行規方不宜、潜商之儀無心元、其外相支儀有之候間、商賣物早々賣拂、信使廻着前爲致歸帆候様に、問屋に可被申付候、以上、

七月

成瀬五兵衛殿

畑島傳左衛門殿

船改役中按するに、月日の下年寄中の文脱せしなるへし、下また辨せず、

同年六月、大廳御横目相渡候書付、左

一各儀、濱御横目役被仰付候間、諸事相慎御行規無緩様に可被相勤候、萬一御法度之品商賣仕族被致見分候は、親子兄弟たりといふとも、無用捨急度可被申出候事、

一信使當浦着船候て乗渡之御徒士、其外上乘之者陸に揚候刻、行規并手廻り荷物之儀相改可被申事、

一爲見分御横目、并組之もの信使船に乗候節、其時時行規可被申付候、惣して改行規仕候刻者、御横目頭通詞頭見分可被仕候事、

一御横目并組横目勤方、圍を以可被相勤候、御横目頭通詞頭同前に見分可被仕候事、

一下目付組之者、通詞役買物役出入之節、御徒横目行規爲仕人足下々之儀者、組之者行規可相勤候事、

一信使乘船朝鮮人數多罷居候間、夜中彌以念入、波戸邊其外垣廻内外見分被仕、尤番人等油斷無之様に、毎度可被申渡候事、

一就用事朝鮮人徘徊仕候節、上官以上者、大小姓横目并組横目壹人宛、中官以下者、御徒横目并組横目壹人宛、警固可仕候事、

一信使船火用心随分念入候様に、下知可被仕候事、

記之、

覺

一各儀、大廳御横目役被仰付候間、諸事相慎御行規無緩様に可被相勤候、萬一御法度之品商賣仕族被致見分候者、親子兄弟たりといふとも、無用捨急度可被申出候事、

一信使滞留中、朝鮮人方より諸方に遣候音物、并此方より遣候諸色、其外調物出入之節者、番所にをめて悉改可被返候事、

一御横目并組横目出入之節、於番所其時々行規可被申付候事、

一下目付組之もの、通詞役買物役出入之節者、御徒横目行規爲仕、人足下々之儀者、組之者行規可相勤候、惣して改行規仕候節者、御横目頭通詞頭同前に見分可被仕候事、

一御横目并組横目壹人宛、闇取を以夜廻り致、火用心等可被入念候事、

一朝鮮人爲問案罷出、并船等々用事有之罷越候節、上官以上者、大小姓横目并組横目壹人宛、中官以下者御徒横目并組横目壹人宛、警固可被申付候事、

一裁判御使者、問案之御使者、兩御横目頭、通詞頭此面々行規被差免候、尤召連候家來者腰掛に罷居、猥に歩行不仕様可被申付候事、

一信使宿近所若火事有之候は、火消番馳付可申候間、申談随分可被防候、萬一難防朝鮮人立出不申候而、不叶首尾に候は、御横目頭并御横目之内見合相附、散々に無之様に行規能仕、徳松院に被立退候様可被仕候、尤御横目之内、信使宿に被相殘荷物者成次第、其節之風並宜方角に取出し、紛失無之様に随分下知可被仕候事、

右之趣、無緩可被相勤候、以上、

卯六月廿二日 年 寄 中

参向宿

梅野 忠兵衛殿

小島 縫右衛門殿

御横目中

下向宿

山川 何右衛門殿

林 彌右衛門殿

御横目中

大廳、御横目中、年寄中より相渡候覺書、左記之、

覺

一前々信使渡海之節、大廳之近邊にて、朝鮮人共女童に手指を致し、殊外難儀仕候もの有之たる由相聞候、ケ様之節、當番を相勤ながら其儘に爲仕置候而者、番人之誤に罷成候事に候間、此度左様之儀、無之様に堅制擋可被致候事、

一前々信使渡海之節、大廳近邊に子供相集り、朝鮮人に言葉を掛、或者礫を投候族有之たる由相聞候、子供之仕業なからも、外人に對し甚不屈の至に候、此度者大廳近所に子供不立集様に、制擋可被致事、一信使渡海之節、朝鮮人知人有之者、朝鮮人大廳門外に出候刻立寄、暫物語等致し候族前々有之たる由相聞候、役人之外猥に朝鮮人入交様に之儀、各々相渡候書付にも委細有之候間、此度者別紙之趣に相違無之様に可被申付候、若無據譯に而、朝鮮人の面談之儀相願候輩有之候は、此方に可被申聞候、其節可致差圖事、

一兼々被仰出置候御法度もの者勿論、輕き品食物たりとも、朝鮮人方より買取候事甚た宜からず、殊に各信使役被仰付置候故、萬一少之食物にても被買取候様に有之候ては、役儀に對し不似合仕形に

て、畢竟上之御外聞不宜事候間、不及申候得とも、會て左様之儀無之様に可被相慎候、縱令輕き品彼方より音信仕候とも、役方無届被致受用候儀、堅無用に候、此旨末々之役人にも堅被申付、若左様之族被見及候は、無用捨可被遂案内事、

一別紙に如申達候御用無之節、朝鮮人^カに入交物語等被仕間敷候、末々之者迄も行規無緩可被申付候、將又以前より信使渡海之節、末々之者致潜商、彼是罪科被仰付候事毎度有之候、外國よりの使者の儀に候故、末々之ものまで異難無之様に、首尾能歸國仕候様に有之度事に候得とも、双方被仰合之御法犯候而者、難被闍罪科に被仰付事に候、畢竟潜商之儀者、日本人相對之事に候故、朝鮮人より申掛候而も、日本人承引不仕候得者、潜商之憂者無之筈に候處、外國之使者召連候ものとも致潜商候段、甚た重科之者に候間、心之及たけ被遂吟味、左様之族無之様制擋可被仕候、若潜商之志有之候もの存候人有之候は、縱令不分明候とも被及聞候通、此方に密々に可被申聞候、自然虚説に而候は、双方とも迷惑罷成様に、此方に而も了簡可仕候、萬一

役々之人隱置、脇より合露顯候は、急度可被仰付候間、末々之ものとも迄も、能々可被申付事、右之趣堅被相守、組以下末々之役人にも堅被申付、萬一不届之仕形見及候もの有之候は、急度遂案内候様可被申付候、以上、

六月

樋口佐左衛門 印

大廳御横目中

濱御横目中

彩原紙半切二通に相認、銘々に相渡、

大廳に相詰候御目付中、年寄中より相渡候書付、左記之、

覺

一今度信使渡海に付、各儀宿御目付被仰付候、朝鮮人入交之儀に候間、萬端相慎御行規緩之無之様に、可被相勤候事

一各儀、通詞下知役衆被申合、兩人宛被相詰、夜者不寝番可被仕候、尤各身分之御行規被指免候事、

一大廳御徒横目、并組横目、其外出入之者御行規被申付候節、御横目頭前之見分可被仕候事、

一御徒横目并組横目勤方、圖を以相勤候間、圖取之

節是又、御横目頭前に見分可被仕候事、

一各儀、大廳内外折々夜廻可被仕候、其節は組横目壹人宛、圖取を以召連可被申候、勿論御徒横目并組横目夜廻之節も、見合不時に相附立廻所々見分可被仕候事、

一信使渡海之節者、他國より商人罷越居、人參等潜商仕候由沙汰有之候間、大廳者不及申、信使乗船にも朝鮮人數多罷在候付、抜荷之企仕候族可有之候間、寄々被承立、萬一右の沙汰有之候は、不依虚實早々可被申出候、尤通詞下知役中被申談、夜中濱近所并乗船垣廻り、別而入念可被致見分候事、

一上官以上大廳外に立出候節者、大小姓横目相附、其以下之朝鮮人に者、御徒横目相附罷出候筈に候、各儀、只今まで通詞下知役中被相勤候格之通、可被相心得候、將亦通詞共之下知等被仕候儀者、無用に候事、

一三使并朝鮮人方より音物差出候節者、買物役方に請取長持に仕込、大小姓横目圖取に而、各立合致見分長持に切封仕、印鑑を於先々御横目見届封印引合、別幅物相渡候様に可被仕候事、

一大廳の出入仕候人之内、御行規被差免候面々に者、各の通詞下知役之者、又者大小姓横目之内壹人宛相附、可被罷通候事、

一朝鮮人病氣或者痛所有之、日本醫師外科罷通候候節、先例之通御行規被差免候間、各相附罷通候次第、右に合書載候通に可被仕候、其外御行規御免不被成人に者、大廳出入共に於御番所、御行規可被申付候事、

一通詞役買物之面々者、朝鮮人と入交申儀に候條、間々立廻り見分可被仕候事、

一大廳に相勤候人足誓旨血判仕候節、御横目頭前に見分可被致候事、

一朝鮮人共衣類洗候よしに而、火消番所前之川、海岸寺之下惠比須堂之脇毎度罷越、其節先々にて潜商仕候由風聞有之候、此段別而無心元候間、各にも被心掛密々開立可被申候事、

一大廳内外之番人無油斷相勤、若少に而も疑敷儀、見及聞及候は、早速各々密々申出候様に可被申付置候事、

一濱御横目方、不依晝夜折々立廻、御行規無緩様に

被承合、諸事無親疎申談可被相勤候事、右之通堅被相守、萬一御行規疑敷儀於有之者、存寄之趣早速可被申出候、以上、

月日

津口又兵衛殿

松岡惣左衛門殿

通詞下知役、年寄中より相渡候覺書、左記之、

覺

一今度信使渡海に付、各儀、大廳に被相詰候様に被仰付候、朝鮮人入交之儀に候間、萬端相慎御行規緩に無之様に、可被相勤候事、

一各儀、晝夜兩人宛被相詰不寝番可被仕候、尤身分之御行規被相免候事、

一大廳御横目并組横目、其外出入之もの御行規被申付候節、御横目頭前に見分可被仕候事、

一各儀、大廳内外折々夜廻可被仕候、其節組横目壹人宛、圖取を以召連可被申候、勿論御横目并組横目夜廻之節、見合不時に相附立廻、所々見分可被仕候事、

一朝鮮人渡海之節者、他國より商人罷越居、人參等

潜商仕候由、每度沙汰有之候間、拔荷之企仕候族可有之候、寄々被承立、萬一右之沙汰有之候は、不依虚實早々可被申出候事、

一 宴席之節、別幅之品朝鮮人方より買物役方に請取、長持に仕込候節、御横目闇取に而、各立合致見分長持に切封仕、印鑑を於先々各見届封印引合、別幅相渡候様に可被仕候事、

一 大廳に罷出候人之内、御行規被差免候面々に者、各壹人宛相附可被罷通候事、

一 朝鮮人病氣或者痛所有之、醫師外科罷通候節、先例之通御行規被差免候間、各相附可被罷通候、其外御行規御免不被成人に者、大廳出入共に於御番所御行規仕候故、各相附被通候に者及不申候事、

一 通詞役買物役之面々者、朝鮮人と入交申儀に候條、間々立廻見分可被仕候事、

一 大廳に相勤候人足督旨血判仕候節、御横目頭同前に見分可被致候事、

一 大廳内外之番人無油斷相勤、若少に而も疑敷儀、見及び聞及び候は、早速各々密々申出候様に申付可被置候事、

一 信使乗船に朝鮮人數多罷居候間、夜中者彌以念入波戸邊、其外垣廻り内外見分被仕、尤番人等油斷無之様に、每度可被申渡候事、

一 朝鮮人共衣類洗候由にて、火消番所前之川、海岸寺之下惠比須堂之脇に每度罷越、其節先々に而潜商仕候よし風聞有之候、此段別而無心元候間、各々も被心懸密々聞立可被申候事、

一 各儀、御目付兼帶之儀に候間、信使宿非番之内、濱御番所にも不依晝夜、折々立廻御行規見分被仕、存寄之儀於有之者、無遠慮可被申出候事、

一 御行規方之儀、諸事各中無親疎被申談、念入可被相勤候事、

右之通堅被相守、萬一御行規疑敷儀於有之者、存寄之趣早速可被申出候、以上、

六月廿五日 年 寄 中

通詞下知役

田城澤右衛門殿	江口孫兵衛殿
吉賀源左衛門殿	平田 左中殿
國分留兵衛殿	米田惣兵衛殿
木守 多吉殿	木村新兵衛殿
淺井 喜内殿	西山庄左衛門殿

五日常掛中の、年寄中より相渡候覺書、左記之、

覺

一 各儀、此度信使渡海に付、五日常掛役被仰付置候、御時節柄甚御差支之儀に候間、御費無之様に精を入可被相勤候、存寄之儀者、何時も御勘定所申出、可被得差圖候事、

一 五日常相渡候剋居帳之通、少も無相違廉直に可被相渡候、成丈者物替代銀に而、相渡候様に心掛可被申候、御勘定手代并御徒目付に請拂見届させ、御歩行目付證印請可被申候事

一 朝鮮人方より五日常物之内、相拂度よし申聞候とも、決而買調被申間敷候事、

右之通候間、可被得其意候、以上、

六月廿五日

年 寄 中

五日常掛中

覺 杉原紙中切に認之、

一 朝鮮人方より五日常物之内、音物に遣候儀被差留候間、随分吟味可被仕候事、

一 朝鮮人方諸色相調候品、脇々より密々に買調候儀有之、又者朝鮮人方より之音物之返禮之由に

而、商買もの大廳に入候儀も有之段、粗相聞候間、買物役之町人より外、少之品に而も朝鮮人方賣渡候儀被差留、返禮者音物遣候人數に引合、朝鮮人方相渡候様に可被仕候、尤通詞役中にも、此旨堅申渡可被置候事、

右之通、随分被入念、大廳門出入紛敷品有之候者、差留可被致吟味候、以上、

六月廿五日

年 寄 中

宿御横目中

同年七月、覺

朝鮮人調物拂物有之刻者、通詞中より用事相違遣候様に申付候得とも、御用繁多に而差支可申候間、別而町人之内より可申付候間、人柄之儀通詞中より存寄申出候様に申渡候得者、書付差出候故、其内武田與次右衛門梯源、兩人に申付候間、随分入念廉直に相勤候様に堅可被申付候、通詞中申渡候趣者、以別紙申達候、以上、

七月六日

年 寄 中

平田類右衛門殿

大廳奉行の、組頭中より申渡候書付、左記之、

覺

一各儀、毎日信使役人之會所の寄合一人宛、代々大廳の罷出、上上官之内致對面、三使御別條無之段承届退出可被致候、尤會所夜番に不及事、

一各儀、三使着船乗船、并殿様大廳御見舞三使御屋敷御饗應、其外上々官上判事等同道之節者、布上下に而可被相勤候、毎日三使屋の參上之刻者、戻子肩衣着可被致候事、

一各儀、信使着船之節者、直に信使屋の被罷出、三使并上上官上判事等御料理方不相滞候様に、下知可被致候事、

右之通被仰付候間、可被得其意候、以上、

七月十三日

組頭中

多田判兵衛殿
番 權右衛門殿

大目付中の、年寄中より申渡候趣、左記之、

覺

一通詞頭之儀、御目付兼帶之儀に候間、信使宿非番之内より、濱御番所の不依晝夜、折々立廻御行規見分被仕、存寄之儀於有之者、無遠慮可被申出、先例

者信使宿并濱御番所の御目付相勤候得とも、此度者諸方の被召遣、御目付差支候に付、右之通被仰付候、此段可被申渡候事、

一三使府着船揚之節、爲行規大目付并御徒目付濱に立廻、萬端不行規無之様に可被申付候、大目付中之儀者、御召船に被乗候間、殿様御船場以後御跡に殘居、行規無緩可被申付事、

一御目付并御歩行目付儀、信使着岸之節、非番之面不殘濱の罷出、不行規無之様に可被申付候、尤下目付儀も右同斷に候事、

一三使御招請之節、大目付一人御目付一人、例之通朝鮮人拜禮之下知可被仕候事、

一右之節御歩行目付儀者、御廣間より御寄附并大手御門迄立廻、行規無緩可被申付事、

一上中下官御料理被成下候所々の、御目付御徒目付相附、居座配等混雜不仕様に被致吟味、通之者立廻等不行規に無之様に可被仕候事、

一右之節下目付一人宛、上中下官賄所の相附置、御費無之様に可被仕候事、

一信使宿御横目番所、并濱御横目御番所に下目付

一人宛、晝夜相詰候様に可被申付候事、

一信使行列之跡より御徒目付貳人相附罷越、朝鮮人并見物之者とも不行規に無之様に、下知可被仕候事、

右之外御目付中可被相勤儀者、此方より度々不及差圖、各被申談夫々被相觸候様に可被申渡候、以上、

七月二日

年寄中

大目付衆中以上、正徳辛卯信使記録、

義方に先たちて出帆の家臣、及び御鷹馬宰領の輩に、老臣より下知狀を出す、

正徳元年四月、先登之御馬役、并乘方御目付役の、年寄中より申渡候覺書、

覺

一各儀、御馬方爲用意今度被差登候、大坂參着若御注文前之内、出來揃不申候は、被致催促、萬一不宜候而難被用品も有之候は、仕直し候様に役口も可被申談候、

一御用之外、不限晝夜他出被仕間敷候、尤御厩之者人足に到迄、猥に町出不仕様可被申付事、

一御馬之儀、見掛宜を御牽馬に被撰、其次者信使方

役人中、并御供之役人中、役柄次第見掛宜を被撰可被相渡候、少も内證會釋を以被相渡候儀、堅無用に候事、

一御馬之儀於江戸被相調、來月末迄之内に五拾正程、三度に大坂迄被爲牽候よし申來候間、參着候は隨分精出し乗込置候様に可被仕候、勿論馬持様も入念させ可被申候事、

以上

四月十一日

年寄中

谷傳内殿
青野市之丞殿

覺

一貴殿儀、御馬方爲用意被差上候間、江戸よりの御調馬參候は、飼口等被入念御馬見掛能様に可被飼立候、勿論飼料等費無之様に可被仕候事、

一御用之外、不限晝夜他出被仕間敷候、飼口之者も可被申付候事、

一大坂京都道中に而病馬有之節、息合飼口念入候様、御馬屋之者にも無油斷可申付、尤御費無之様に可被致吟味候事、

以上
四月十一日 年 寄 中
御目付 加勢丹兵衛殿

同年六月、覺

一各先登被仰付候、同前に被罷登衆中被申合、御行規宜様可被相慎候、組之者大勢罷登候間、兼々被仰付置候御法度、堅相守候様に可被申付事、
一見物事有之所に、曾而被參間敷候、惣而他所の振舞等に罷罷出間敷候事、

一船中不行規に無之様に相慎可被申候、津々浦々湖^カ掛之刻、猥に陸に被揚敷候間、尤下々者水取之外者、陸に被揚間敷候事、

右之通、能々可被申渡候、御先登之侍下々迄大勢に候間、御徒目付下目付宿々折々見廻、行規見届候様に可被申付候、不時之儀有之節者、俵五郎左衛門方より可被申談候間、無遠慮可被遂相談候、以上、
正徳元辛卯年六月廿八日 年 寄 中

幾度六右衛門殿 平田所左衛門殿
内野權兵衛殿 三浦酒之允殿
吉田兵左衛門殿

一紙に而相渡、
御供之内先登被仰付候與頭物頭に、年寄中申渡候書付、

覺

一先登大勢之儀に候間、兼々被仰付置候御行規法度被相守候様、何も中の時々可被申聞候、組頭手代御徒目付、并書手役を折々宿々の廻し、他行等無之行規宜敷様に可被申渡候事、
一侍中、晝者不殘御屋敷に罷出、代々夜番も相勤候様に可被申付候事、

一見物事有之所に、曾而被參間敷候、惣而他所の振舞等被罷出間敷候事、
一船中不行規無之様に相慎可被申候、津々浦々湖掛之刻、猥に陸に被揚間敷候、尤下々者水取之外、陸に被揚間敷候事、

右之通、侍中の能々可被申付候、若不時之儀於有之者、先登之物頭役人中に可被申談候、組々も大勢罷登候頭役も有之候得とも、宜様に可被申談候、以上、
正徳元辛卯六月廿八日 年 寄 中
料紙肌吉登繼同紙に而上包
衛門重人に渡る、

俵五郎左衛門殿 先登り故、五郎左衛門重人に渡る、

同年七月

朝鮮國王より献上之御馬御鷹、先達而御登せ被成候に付、御馬に龍田權右衛門、御鷹に箕原多七相附被差登候故、年寄中より申渡候覺書左記之、

覺

一不依何事、從公儀被仰出候御法度之趣堅被相守、通詞御厩之者下々にも、急度可被申付候事、

一御昵近之衆に無禮無之、随分慇懃に仕、通詞御厩之者下々にも、堅可被申付候事、

一御馬船に乗候面々下々迄者、於船中も猥に陸に揚不申、行規能放碍成儀無之様、堅可被申付候事、
一御馳走之所々に而、御料理御音物等被下候とも、達而御斷可被申候、御料理之儀自然押掛出、辭退も難被申上首尾に候は、被給候而御禮被申上、其趣帳面に可被記置候事、

一能歌舞妓傾城町入込之風呂、其外見物事有之所、茶屋等有之所に被參間敷候、惣而酒事遊興御停止候間、下々迄堅可被申付事、
右之通堅可被相守候、以上、
卯七月 年 寄 中

龍田權右衛門殿

覺

一不依何事、公儀より被仰出候御法度之趣堅被相守、御鷹に相附候面々下々にも、急度可被申付候事、
一御昵近之衆に無禮無之様、随分慇懃に被仕、右之面々下々にも、堅可被申付候事、

一御鷹船に乗せ候面々下々迄、於船中猥に陸に揚不申、行規放碍成儀無之様、堅可被申付候事、

一御馳走之所々に而、貴殿并御鷹匠に到り、御料理御音物等被下候共、達而御斷可被申候、御料理之儀者、自然押掛出辭退も難被申上首尾に候は、被給候而御禮被申上、其趣帳面に可被記置候事、

一能歌舞妓傾城町入込之風呂、其外見物事有之處、茶屋等有之處にも、被參間敷候、惣而酒事遊興御停止候間、下々迄堅可被申付候事、
右之通堅可被相守候、以上、
七月 年 寄 中

箕原多七殿 料紙奉書
三枚綴

一朝鮮國より進上之御鷹餘計共貳拾五連、今度被

差登候に付、貴殿御附被成間、海陸に而随分入念餌飼等仕候様に、鷹匠可被申談候事、

一船中に而自然風波強難儀之節者、漕船綱碇等被指出候様にと、兼而御馳走所被仰遣置候間、左様之時節者被致催促、浦津に為漕込繋候様に可被仕候、勿論先年も御馳走之所より、漕船并迎送着船之使者被差出候、此度も其通可有之候間、被入御念候段可申聞由挨拶被仕、漕船敷使者之名等、具に可被記置候事、

一海陸御馳走之所々に而、餌鳥被請取候員數、為心得別紙書付相渡候間、此格を以御鷹數に應し被請取、手形者貴殿方より可被出候、其所々に而被請取候員數帳面に記、互に證文可被取替候、以來吟味候節引合申爲に候間、相違無之様可被入念候、尤御定より過分に請取不申候様に堅可被申渡候、若落鷹有之刻、早速貴殿被見届、餌鳥請取候員數其數に應し減候様、可被仕候事、

一船中に而相定る御馳走所之外、御大名様方より餌鳥等被差出候儀有之候とも、受用被仕間敷候、自然餌鳥等差支、御馳走所之浦津迄難儀候節見合可被請取候事、

被請取候、若又風により他之御領に着船候節、餌鳥差支候は、其趣被申達見合に被被請取候而、員數右之譯等委細に帳面に記置、互に證文可被取替候事、

一着津之刻、其所より案内船出候而、繋所指圖之所に繋可申候、若風波等強綱碇之不足も候者、御馳走方に可被申入候事、

一大坂着之刻者、木津川より可被乗込川筋、為案内御船奉行より案内船出可申候、此方御屋敷番も出迎可申候、御馳走方より先乗、跡乗、騎馬警固足輕等出可申候、此方御屋敷番も先乗可仕候間、貴殿跡乗可被仕候、鷹匠并餌打之ものも相附可參候、船場之行列者、大坂役人中に申遣候得とも、為念寫遣候事、

一大坂在留中、餌鳥等御賄方より相渡候間、請取手形貴殿方より可被出候、彼方より證文も可被請取候、尤毎日請取候員數、帳面に可被記置候事、

一御鷹御馬大坂着船之儀、町奉行衆より道中御馳走之所々に、先達而御觸有之候、依之御觸狀之寫爲念相渡候間、御屋敷番に被相渡、町御奉行に持參、

御用人まで其譯申達、御觸有之候様に可被仕候事、

一大坂發足之儀者、牛窓迄に三使着船之段被承候上發足可被仕候、夫共に三使京大坂逗留之日數在之事に候間、見計可被申候、其上幾日に發足可仕之旨、龍田權右衛門申合御屋敷番に被申談、同道に而町奉行所に罷出被遂御案内、御差圖次第發足可被仕候事、

一大坂より淀迄、御鷹不殘荷船に而爲登申候、船之儀者御町奉行に發足之案内同前に申上、彼方より過書に被仰付候と相見、過書より五十石六十石之船三艘請取申候、過書より一艘に上乘之者一人宛乗候而出候、淀より道中者御鷹方之諸道具附用に、荷馬一疋御渡被成候、今度も可爲其通候事、

一道中に而御馬曲馬之内病馬有之候は、馬之勢次第其所に可致逗留候間、御鷹者無滞可被連越候事、

一道中御馳走之所より、迎送之使者并御鷹之持夫、警固足輕等可被差出候間、帳面に委可被記置候事、

一道中御鷹乘候釣臺桐油共に、於大坂御賄方より

り相渡候、着船之刻持出可申候間、彼地に而承合可被請取候事、

一於江戸者、信使宿本願寺之内に被召置候、參着之節品川迄爲迎御留守居役差越、委細杉村三郎左衛門方より差圖可仕候、江戸逗留中被請取候餌鳥の手形、貴殿方より被出、役方より證文可被請取候、重而吟味之刻爲引合候間、可被入念候、毎日之員數帳面に可被記候、彼地に而の儀者、三郎左衛門可被受差圖候事、

一海陸御馳走所に而、御料理御音物等被下候とも、達而御斷被申上受被申間敷候、自然陸に被揚候節、御料理押掛出、辭退も難被申上首尾に候は、其時之様子次第被受候而御禮被申上、其趣帳面に可被記置候事、

一海陸御馳走人御賄之御代官衆、人馬割之御役人衆、別紙に書付相渡候間、其所々に而役人衆被致相對、諸事不滞様に可被仕候事、

一御鷹之諸道具附候荷馬、并御鷹附之面々乗候駄賃傳馬之儀、大坂御城代より傳馬御證文御出し被成筈に候間、伊左衛門助左衛門に申談、受取可被申

事、

一御鷹獻上之刻、如先例貴殿相附可被罷出と存候、乍然此儀者、重而於江戸表可致指圖事、

一貴殿方は日帳委く記置、重而可被差出事、

右之通被相心得、諸事無滯様可被仕候、以上、

卯七月 年 寄 中

笑 原 多 七 殿

獻上之御鷹之儀に付、道中御馳走人衆は、信使御用掛御役人衆より御渡被成候御書付之寫、多七は相渡、則左記之、

覺

一獻上之御鷹 二十五居

見送之使者并足輕十八人、此使者之儀者、先日之書付に有之候、持夫繼人足五十四人、

一獻上之御鷹之餌

一居一日分 雀に而者拾貳羽、鳩に而者三羽、鳩に而者壹羽中、

右之通、人馬其外品々、道中所々御馳走方より出候先例に而候間、此度も右之通に可被相心得候、其許領分に着之節、爲心得書記之候、鷹大坂出立之日限者、大坂より先觸可申來候間、次之宿は可被申送候、

右者、先例之趣を所々に御觸被成置候間、此度之御鷹數に應し可被請取候、以上、

七月 年 寄 中

笑 原 多 七 殿 以上、正徳幸卯信使罷歸

通航一覽卷之五十二終

通航一覽卷之五十三

朝鮮國部二十九

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年、宗對馬守義方、信使同伴自國發船前、かねて旅中扈從の諸臣に、壁書及び老臣の條牒、また信使旅中護行の輩に、旋書を出す、前卷併せ、見るへし、

正徳元辛卯年六月、信使に付、御供之侍中に被仰渡候御壁書、條々

一公儀より被仰出候御法度之旨、不依何事堅相守へき事、

一御直勤之衆に對し、不禮不仕、詞遣迄心を付、慙懃可仕候事、

一御返簡與之前、乗打不禮仕間敷候、朝鮮國より來候書簡與之前も、同前之事、

一日本人朝鮮人に對し不禮仕間敷候、尤朝鮮人日本人に對し無禮不仕様に、役々之者可相心得事、

一自國他國によらず、公儀并自分之法度物、朝鮮人と取遣仕者見届候は、兼々申付置候通急度可遂案

内候、若法度相背候もの於有之は、侍々によらず死罪可申付事、

一他方之衆入込に候間、不行規に無之、宿々に而雜談高笑ひ亂酒令停止候事、

一自然傍輩中、喧嘩口論仕候は、不論理非、雙方曲事に可申付事、

一大坂京江戸に而、他所に一切參間敷候、不叶用事有之は、組頭に申斷可受差圖、歩行之者組々に到迄、

其頭々より差圖次第可仕候、又者は其主々より可申付、自然町に而大酒喧嘩口論等仕候は、僉議之上

曲事に可申付、組々は頭方より、又者は主人より行規法度不相背様、兼々可申付事、

一朝鮮人書畫他方より望候衆有之は、年寄共は可申聞候、不及案内書物取次仕間敷候事、

一役人之外朝鮮人と入交申間敷事、

一白小袖、紫小袖、練無紋之小袖、并紅裏惣而目立たる小袖着仕間敷事、

一歩行之者、衣類羽二重紋無絹細木綿之外可爲無用、弓襪砲之者は對之着物、羽織は各別細木綿之外不可着之候、并又若黨は龍紋絹細木綿之外、着

仕間敷候、小者中間は襟帶肌帯に到迄、絹布之類少も着仕間敷事、
 一本主之かまひ在之もの抱間敷候、付り手負之者有之所に、同宿も仕間敷事、
 一能、歌舞伎、操、傾城町、其外見物事有之所に參間敷候、付り入込之風呂に參間敷事、
 一世間に取沙汰有之儀承候は、無用捨與頭まで可申間事、
 一船中行列出船入津之次第、年寄共方より申渡候旨可相守事、
 一海陸共に泊々に而、其國々之法度承届可相守事、
 一此方宿幕打候後は、乗打仕間敷候事、
 一上下之日備馬かた、其外往來之諸人に少も障無之様、可相慎事、
 一道中供之者共、書付出之候行列之通可參候、自然馬沓等打直し候刻は、脇に引除行列之通、跡より追付次第、面々乗前之所に可乗入候、併狭き山坂等に於て込合候時は、見合に相扣、年寄之所に乘入可申候、尤乗物乗之者より、跡に不可乗事、
 一待下々まで宿入宿出之時は、笠着仕間敷候、尤雨

天は格別之事、
 一足輕中間又者侍共無禮不仕様に、組々之頭々主々より堅可申付事、
 一於江戸登城之刻供仕候者共、他所之乗入組居申間敷事、
 一於江戸札なしに屋敷より外に出間敷候、若私用に罷出候は、申下刻を限り急度可罷歸事、
 右之趣、堅可相守者也、
 正徳元辛卯年六月十五日御朱印
 俵 五郎左衛門
 樋口久米右衛門
 料紙、奉書紙、墨紙、紙なり、
 御供之侍中、年寄中より申渡候條書、
 覺
 一御供船之次第、
 一御使者船鎮銚丸、御使者船五十六挺、五十挺、廿六挺、御座船、小使船、
 一御使者船、御召替小早、御使者船五拾六挺、五拾挺、廿六挺、
 一津泊に而は、御座船を中にいたし、大方右之行列

に繫可申候、浦津之狭廣により、少々宛様子替候共、大概右之通に相心得繫可申事、
 一壹番太鼓に而船こしらへ可申事、
 一貳番太鼓に而御出船、右之行列に順々に出船可被致候、尤出船着船共に込合不申候様に、上乘之侍中より兼而船頭に可申付置候事、
 一津泊潮繫之所に而は、繫太鼓に而碇を入可申事、付り御觸無之以前陸に上申間敷事、
 一組頭壹人、大目付壹人、御使者番二人、御小姓組六人、御佑筆不殘、御側步行四人、右之面々殿様陸に御上被遊候刻、先達而御宿に可被相詰候、尤御供番之面々も、組以下に至迄御先に上、御船場を相扣可罷在事、
 一御使者番之内、貳人宛鍵挾箱爲持、御使者に罷出候用意仕、陸に揚可被申事、
 一御通船之頃、他所より御迎之使者於有之は、御使者番小早を押寄、様子承之相替儀無之、御迎之使者一通に候は、御着津之刻可被申上候、御急用之儀有之候は、小使船に乘移、御船に參意趣可被申上候、付り御出船之刻も同前に候事、

一惣して他方より使者有之節、使者船押寄口上承之、進物は何方も御斷申候、乍然先可申開由挨拶仕、進物は彼方の預置、目録計請取、使者之名御口上具に書付、御船に罷出右之書付可被差上候、御使者船に而差支候場所は、小船に而御船に可被罷出候事、
 一京大坂に而組頭貳人、大目付壹人、物頭壹人、奏者番貳人、御使者番五人、御小姓組五人、大小姓貳人、御步行五人、毎日一日代御寄附に可被相詰候、此外御供番之面々は、御供頭を初御駕籠御馬組以下に至、毎日早朝より大坂に而は御屋敷に、京都は御宿坊に可被相詰候事、
 大坂京都江戸に而、他所に御出之節御供廻、
 御供頭四人、御小姓貳人、御納戸掛壹人、御小姓組貳人、御供大小姓貳人、御佑筆壹人、御側徒三人、假御側徒貳人、御供步行拾貳人、御持道具貳本、御立傘、御挾箱、御牽馬壹疋、御供道具四本、御供馬貳疋、押四人、右之外、騎馬に而御供之人は、其時分御見合を以可被仰付候、

一大坂御發足之刻、殿様御船に而御越被成候時、御供之面々は、其時分御書付に而可被仰出候、外は陸を淀まで可被罷越候、御行列其節可被仰付候條、與頭差圖を可被受事、

一道中に而御本陣之前罷通候刻、御着前は不及下馬候、御着以後は下馬可被致候、惣而宿入之節、込合不申候様に順々に相扣、靜に宿入可被申候事、一旅籠錢失念被致間敷候、主々より下々入念可被申付事、

一途中に而自然御用に付、茶屋又は何方に成共御立寄被遊候は、御供之面々下々まで不殘、御立寄被遊候方に付候而、行列之通行規能可罷在候、往來之諸人に不相障様に、可被致覺悟事、

一途中に而他方より御使者於有之は、御駕籠之脇之御供頭被出迎、意趣被承之早々可被申上候、其間は御駕籠靜に昇候様に、兼而御供廻之面々可被相心得事、

一御宿之亭主罷出候は、御供頭より如常披露可被致候、御駕籠之戸を明被申間敷事、
一御鐵砲は幾度六右衛門宿、御弓は平田所左衛門

宿、御旗は内野權兵衛宿、御長柄は三浦酒之允宿、御持弓御肩助は古川繁右衛門宿、御先道具は吉川六郎左衛門宿、御挾箱は御納戸役宿に可被置候事、一御持鍵貳本、御長刀并御側鍵三本、御鏡箱二荷、御不斷之御挾箱四つ、書札方之簞笥挾箱、右之分御本陣に可被置候事、

一惣して行列之通不亂様に可被參候、騎馬は三間程宛間を置、可被參候事、
一若黨は貳人並にして、横廣あるかせ被申間敷候、信使御馳走に見せ砂、或は見せ土、或は道中土手に繩を張有之候を、少も不相障一筋に可被參候、此旨組々頭々、下々は主々より急度可被申付事、

一船橋有之所は、何も下馬にて可被相通事、
一川渡之所は、御行列之通順々靜に可被罷越候、尤下知人可遣候間、可被任差圖事、付り船渡可爲同前事、
一道中にて、茶屋に寄酒一圓給被申間敷候、湯茶は各別之事、
一御馳走之草履草鞋、并馬沓買被申間敷候、宿々に而一日宛之可被致用意候、自然差支候時は、常に調

申候宿々に而相調可被申事、

一先達之面々は、朝七つ時に發足可被致候、御供之面々は、前晚より與頭差圖之通相仕廻居、御供觸之節早速可被罷出事、

一御供番行列書付之通に、無相違可被參候、尤休泊共に一列に可被參候、付り休早々仕舞、與頭觸次第急度可被罷出事、

一御泊御休共に御着之刻、心儘に宿々被參候は、込合可申候間、靜に順々に宿入可被仕候、下々諸道具荷物等、猥に町中に不置候様に可被申付事、
一先番一組は早々仕舞、御泊御休共御本陣に可被相詰候、人柄は與頭方より可被致差圖事、

一途中に而、他所より御使者有之、取次被申候は、御船中之通に口上御音物、并使者之名具に被致書載、御着之節御本陣に早速可被致持參候事、

一御晝休之刻、宿々幕打候人は各別、其外は持鍵を可被出置候、泊に而は幕打候面々は、紋付之丸挑灯、其餘は宿頭紋付之箱挑灯出し可被置事、
一川渡船渡等有之節は、又者并荷馬猥に遣し被申間敷候、七前より仕舞居、御觸次第先番より順々遣

之可被申候、船橋掛候場所川淺く被越候程に有之候は、船橋通間敷候、自然水出渡瀬無之刻は、船橋可被罷通事、

右之趣被仰出候間、堅可被相守者也、
正徳元辛卯年七月 日付なし 年 寄 中

儀 五郎左衛門殿
樋口久米右衛門殿
自注、久米右衛門儀、入左衛門前死仕候付、爲代頼判役被仰付相勤、依之假組頭吉川六郎左衛門に被仰付相勤る、御供組々の頭々、年寄中より申渡候覺書、

一從公儀被仰出候御法度、并連々被仰付置候趣可相守事、
一自國他國之者によらず、公儀并御自分之御法度物、朝鮮人と取遣仕間敷候、自然左様之者見聞仕候は、兼々被仰付置之通、急度面々之組頭迄可達案内事、

一船中浦津御着、陸に御揚被遊候刻、御供之ものは各別、其外陸に揚候儀御停止被仰付候、難去儀有之候は、其意趣組々頭々に申斷、差圖次第可仕事、
一御昵近之衆々、無禮不仕様に随分心を付可申候、

御家中侍中にも、分に随ひ慇懃に可仕事、
 一他方之衆入込に候間、不行規に無之随分相嗜、宿
 宿に而難談高笑ひ亂酒停止之事、
 一傍輩中自然喧嘩口論仕候は、理非之御僉議無
 之、双方曲事に可被仰付候間、能々可相嗜事、
 一朝鮮人書畫、他所より望之候共、一切取次仕間敷
 事、
 一役人之外、朝鮮人入交間敷事、
 一大坂京江戸に而、他所一切參間敷候、不叶用事
 有之は、組々頭々申斷、差圖次第に可仕候、自然
 他所に而、大酒喧嘩口論仕候は、僉議之上曲事に
 可被仰付事、
 一毎朝七つ時に仕舞、御本陣并役所可相詰事、
 一太刀は鞘共に貳尺七寸、脇差は鞘共壹尺八寸よ
 り上無用、付り色さや停止之事、
 一本主之かまひ有之もの抱間敷候、付り手負之者
 有之所同宿も仕間敷事、
 一能、歌舞伎、操、傾城町、其外見物事有之所參間
 敷候、入込之風呂に參間敷事、
 一宿入宿出之時着笠仕間敷候、尤雨天は各別之事、

一道中往來共に、旅籠錢無失念相拂可申候、少も非
 法之於有之は、急度可被仰付事、
 一途中にて、自然茶屋又は何方成とも、御立寄被
 遊候は、御行列之通行規能可罷在候、往來之諸人
 に不相障様に可仕事、
 一道中に而、茶屋に寄酒一圓給申間敷候、湯茶は各
 別に候事、
 一御馳走之草履草鞋買申間敷候、宿々に而一日分
 宛可致用意候、自然差支候時は、常々調候宿々に而
 相調可申事、
 一於江戸御登城之刻、御供仕候者とも、他所之衆入
 組居申間敷事、
 一於江戸、無札に而御屋敷より外に出間敷候、若私
 用に罷出候刻は、申下刻を限に可罷歸事、
 一惣而其時々之御觸、并於途中被仰付候御行規、下
 知人申渡候通、必隨其下知可申事、
 右之趣堅可相守之旨、可申渡者也、
 卯七月
 年 寄 中
 幾度六右衛門殿 平田所左衛門殿
 三浦酒之允殿 内野權兵衛殿

吉川六郎左衛門殿 戸田 仙 助殿
 島 雄 多 内殿 松 尾 木 工殿
 谷 傳 内殿 右之面々に登通宛渡す、
 一御鐵砲は、貴殿宿に召置、取扱随分念入行規能可
 仕事、
 一御鐵砲之ものは、對之着物、羽織は各別、絹袖木綿
 之外不可着之候、并襟帶肌帶に至まで、右之外目立
 たるもの、かつて着仕間敷事、
 右は、鐵砲大將幾度六右衛門に渡ケ條之内、
 一御弓は、貴殿宿に召置、取扱随分念入行規能可仕
 事、
 一御弓之儀は、對之着物、羽織は各別、絹袖木綿之
 外不可着之候、并襟帶肌帶にいたる迄、絹布之類少
 も着仕間敷事、
 右は、弓大將平田所左衛門[○]に渡ケ條之内、
 一御長柄は、貴殿宿に召置、取扱随分念入行規能可
 仕事、
 一御道具之ものは、對之着物、羽織は各別、木綿之
 外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着
 仕間敷事、

右は、長柄奉行三浦酒之允[○]に渡ケ條之内、
 一御旗竿は、貴殿宿に召置、取扱随分念入行規能可
 被申付候、付り御圓居箱、并柄相添御本陣に差置、
 若火事等有之節は、早速被仰付置候御側徒、并持夫
 罷出候様に可被申付候、御用之刻は、島雄多内方よ
 り支配可仕候事、
 一御旗之ものは、對之着物、羽織は各別、絹木綿之
 外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着
 仕間敷候事、
 右は、旗掛内野權兵衛に渡ケ條之内、
 一御持鍵は、吉川六郎左衛門宿に召置、取扱随分念
 入行規能可仕事、
 一御手道具四本、御本陣に被召置候事、
 一今度之儀は、別而御行規嚴被仰付候事候間、御法
 度之買賣等仕候もの有之歟、或は傾城町、能、操、狂
 言芝居に參候仁、或は他所に而喧嘩口論仕、并内外
 亂酒等仕候仁、惣而何事によらず、不行規之躰見聞
 候は、御年寄共御馬廻大小姓御歩行組々不依下
 下、急度遂案内候様にと、御歩行目付并下横目、右
 之趣堅可相心得事、

一下横目は、對之着物、羽織は各別、袖木綿之外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着仕間敷事、

右は、吉川六郎左衛門戸田仙助に渡ヶ條之内、

一御持筒之ものは、對之着物、羽織は各別、袖木綿之外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着仕間敷事、

右は御持筒掛島雄多内へ渡ヶ條之内、

一御鎧箱貳荷、御不斷之御挾箱四つ、書札方筆筒挾箱、右之分御本陣に被召置事、

一御挾箱は御納戸掛宿に而召置、取扱随分念入行規能可仕事、

一御草履取御駕籠之ものは、對之着物、羽織は各別、木綿之外不可着之候、襟帶肌帶に至まで、絹布之類少も着仕間敷候事、

右は、御草履取御駕籠掛松尾木工に渡ヶ條之内、

一御馬屋之ものは、對之着物、羽織は各別、木綿之外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着仕間敷候事、

右は、御馬掛谷傳内へ渡ヶ條之内、

右料紙、肌吉堅に認、同年七月、御供之通詞下知役へ、年寄中より申渡候覺書、

覺

一朝鮮國の公儀よりの御法度物は不及申、御自分之御法度物、兼々被仰付置候通、少も相背申間敷候、并自國他國之者によらず、朝鮮人と御法度もの取遣仕候者見届候は、急度目付之者方へ可申出事、

一御法度物之外たりども、惣而此度私之商賣等、會而仕間敷候事、

一朝鮮人の書畫之儀頼候人有之候而も、御差圖之外、會而書せ申間敷候、尤も取次も仕間敷事、

一於所々公儀御馳走人衆、其他所之衆は不及申、此方御家中に至^{ルカ}少も無禮無之、尤喧嘩口論不仕様可相慎事、

一所々に而他所之衆に不入交様相慎可申候、道中に而茶屋之湯茶は各別、酒其外之食物等給申間敷候、惣して酒に給醉候もの於有之は、無調法可被仰付事、

一於所々御振舞被下候刻、諸事相愼懃仕、無調法之儀無之様可仕事、

一所々に而逗留之時分、下行被下候刻、我かちを受取候儀、會て無用に候、左様之時分は仲間申合下代差出、尤善惡之儀不申、役人衆より一所に受取之、手前に而配分可仕候、勿論多少等在之儀、少も不可及違論事、

一所々於津泊通詞下知役差圖無之以前、陸に揚申間敷事、

一所々於泊々、むざと他所罷出間敷候、自然不叶用事等候は、其意趣通詞下知役まで申斷、可得差圖事、

一道中に而謠、小うた、高咄、高笑ひ、并馬かたに小うたうたわせ間敷事、

一道中に思々不參、通詞下知役差圖之通、組々一連に參り可申候、尤宿入宿出には笠を取可申候、付り船橋之所に而は下馬可仕事、

一往來共に御家中、并他所より預り荷受取間敷事、一於所々、能、歌舞妓、操、辻風呂、傾城町、惣而見物事有之所へ參間敷事、

一衣類之儀は、紋附日野袖木綿之外不可着、付り染色目立たる儀不仕、尤赤裏等無用之事、

一内之者衣類彌目立たる染色不仕、尤襟帶肌帶に至迄、絹布之類無用之事、

一乗掛半櫃可仕事、

一道中乗掛蒲團、紋無日野木綿之外無用、此外目立たる染色は無用之事、

一乗掛之相印、上より御出し被成候事、

一通詞之儀、於所々御料理下行、下々下行、又は下行銀御定之通可被下候間請可申事、

右之趣可被相守候、町通詞中へ可被申渡者也、

卯七月

年寄中

田城澤右衛門殿 江口彌兵衛殿

米田惣兵衛殿 西山庄左衛門殿

平田左仲殿 吉賀源左衛門殿

淺井喜内殿 木守多吉殿

國分留兵衛殿 木村新兵衛殿

口上覺

各々、於所々押掛御料理被出候は、見合給可被申候、下行之儀は達而御斷被申受用被仕間敷候、以上、

卯七月

年 寄 中

通詞下知役中

料紙、肌吉紙半切奉書包、

御組頭儀五郎左衛門樋口久米右衛門、年寄中より相渡候書付、左記之、

大坂京江戸并道中御休泊に而出火之節之覺

一御出被遊候刻は、兼而申渡置候通、山本勘右衛門

吉村甚兵衛早速御本陣に馳着候而御馬印出之、島

雄多内可受差圖候事、

一夜は竿挑灯八本申付置候、御先に二本、御側に四

本、御跡に二本爲持可被申候事、

一御召馬二疋御宿に立置候間、早速御鞍置牽出可

申事、

一御召御乗物は、出し不及申候、乍然火事之様子に

寄、外驛に御越被成候首尾も候得は入申候間、左様

之節は、御乗物一挺御駕籠之者相添、御本陣に之

可申事、

一御持道具二本、御手鍵一本、振かたけ御挾箱一、

御茶辨當爲御持被成候間、御草履取御道具之もの、

御茶辨當持早速驅着可申候事、

一組頭、御用人、大目付、奏者番之面々は、若黨三人

道具一本草履取召連、早速御本陣に驅着可被申事、

一御供頭御使者番は、若黨二人道具草履取に而可

被罷出事、

一御馬廻御小姓組、其外大小姓之面々、若黨一人草

履取に而可被罷出事、

一無役之御徒、并坊主御料理人は、無儀に而早速可

罷出事、

一御弓、御鐵砲、御旗、御長柄奉行之面々は、銘々御

先道具支配致し、風上之宿手寄之方は立退、御本陣

より之御差圖請可被申候、其外之御先道具も同前

に候、尤手明き之人足銘々小頭壹人宛相附、早速御

本陣に差出可被申事、

一御納戸方支配之品々、御長持御挾箱に至御納戸

掛貳人、并宰領相附、手寄之宜方は早々出之可被申

事、

一御祐筆方御書物入候荷物、御祐筆壹人、日帳附壹

人、并宰領相附、手寄宜方は早速出之可被申事、

一御膳方并御膳方御荷物之儀、町外又は御本陣近

所之空地、何によらず手寄宜き方は早々出之、銘々

支配之御荷物念を入相附居可被申事、

一御家中銘々荷物之儀、宿近所之空地、并町外何に

而も、手寄宜き方は出之、銘々家來相附置可被申

候、尤乗馬早速鞍置、銘々荷物有之所に立置可被申

事、

一御家中召連候日用之儀、休泊共に銘々宿に馳着、

差圖次第相働候様に、兼而可申付置事、

一御道具附日用、并持夫日用之儀、銘々支配之宿に

早々驅着、得差圖相働候様に、兼々可被申付置事、

一信使附之面々は、一本道具家來見合召連、早速三

使宿に驅着、萬一信使屋近く候は、御馳走所申

談、手寄宜方は被立退候様に仕、追而御本陣より之

御差圖請可被申事、

一信使附之面々家來之儀、兼而人數心當仕置、自分

諸道具之儀、手寄宜方は除之可被申事、

一通詞頭は、三使屋に早速罷出、信使奉行得差圖相

働可申候事、

一兩長老附御馬廻之儀、御銘々御宿に驅着、御馳走

方之衆同前に致下知、御宿近候は、手寄宜方は御

立退被成候様に可被仕事、

右之趣、御供之面々組以下に至迄、兼而能々被申渡

置、出火之節少も不致混雜候様に可被仕候、以上、

七月

年 寄 中

儀 五郎左衛門殿

樋口久米右衛門殿

御供之侍中に被仰渡候書付、左記之、

覺

一信使之儀は、朝鮮國王より公方様之御使者に

候故、上使同前に諸事懇懃にあいらし申事に候、

家中之者とも送使僉官に罷渡、朝鮮人を卒草にあ

いらし候由に候、其心入とは各別之儀に候間、家

中侍組々下々まで、心入能合點仕候様に可申付事、

一朝鮮人作法に背きたる儀仕候は、年中中まで

急度可遂案内候、必無吟味致打擲、或馬より引おろ

し等仕間敷候、自然朝鮮人方より非法之働仕、打擲

睡はきかけ候而、極而堪忍難成事に候は、互に可

打果候、自然後れたる様子候は、後日露顯候共、

急度嚴科に可申付候、家來までも右之趣、堅可申付

候、以上、

七月

同年八月、假組頭吉川六郎左衛門、年寄中より申渡候覺書、左記之、

覺

朝鮮書簡與通候時、下馬下座等いたし、無禮之儀無之様に可被仕候、笠を扱候には及はず候由、今度儀より被仰出候得共、此方御家中は、三使被通候節笠を取候間、書簡輿には彌笠を取、禮義有之可然候、歸國之刻は御國書有之候故、猶以無禮無之様に可被相心得候、道中に而三使被通候は、被致下馬笠を取禮可被仕候、船中に而面々乗船之前、三使衆乗船被通候時分、是又同前に候間、船中之ものにも堅可被申付候、以上、

八月八日

年 寄 中

吉川六郎左衛門殿

按するに、是より以下の諸書付は、月日に、はらす、その事によりて次第排列するなり、

同年三月、覺

今度就信使、各被相勤候御用向之眞文、并朝鮮人に出會詩文等被致候衆も有之候は、輕儀たりとも悉記録に仕立、信使相濟候以後可被差出候、勿論書落等無之様に、清書役人可被申談候、以上、

三月十日

雨森東五郎殿

松浦儀右衛門殿

按するに、月日の下年寄中の文脱せしなるべし、下同

御船奉行濱田源左衛門、年寄中より申渡候書付、左記之、

覺

一今度就信使、貴殿勤方并役方に而被取行候御用、瑣細成儀まで悉記録に仕立、信使相濟候以後可被差出候、勿論下役取捌候輕儀杯は、貴殿不被存儀も可有之候間、右之趣下役にも委細被申合、一事も書落し無之様に、念入仕立可被申候、以上、

辛卯三月十日

年 寄 中

濱田源左衛門殿

出馬支配役吉田兵左衛門三浦貞右衛門、年寄中より申渡候覺書、左記之、

覺

今度信使付、各勤方并役方に而被取行候御用、瑣細成儀まで悉記録に仕立、信使相濟候以後可被差出候、勿論下役取捌候輕儀杯は、不被存儀も可有之候

間、右之趣下役にも委細立申合、一事も書落無之様に、念入仕被可被申候、以上、

三月十日

年 寄 中

吉田兵左衛門殿

三浦貞右衛門殿

同年六月

一中馬之儀、朝鮮人并殿様御入用之分は宿馬差出、常之往還之用事は、近郷之寄馬に而相償候様に被仰出候、鞍皆具等之出方之儀は未相極候、江戸表より申來次第、追而可申越候、大坂に而も相知可申候間可被聞合候、

一急火之節、三使宿に御馳走方より鞍置馬三疋早被差出可然候、輿昇若間に合不申候時之爲用心候、其外乗用之馬牽出候而は、働之妨に可罷成候間、人馬共に道に出張不申、片附罷在候様に、御馬附之衆に兼而可被申談置候、
一紀州様より御出し被成候馬、他所之馬と入交不申様に、一列に參候様に致度由、彼方御役人中より兼而斷に候間、最初に一列に參候様に可被相渡候、一上官中官馬を奪取に仕候而は、混亂いたし候故、

朝鮮人乗馬共に双方に札を付置候様に申渡候、猥に無之様に堅可被申聞候、朝鮮人方には兼而申斷置候、其上にも非法に働候は、上々官に可被申届候、

一馬附之足輕人足に不禮成仕形無之様に、朝鮮人可被申渡候、不禮之品により殺害等仕候而は如何に候、此旨信使奉行裁判役より、兼々申聞置候得とも、猶又能々合點いたし候様に、度々丁寧に可被申聞候、

一枚方淀に而宿に被揚候刻、以前は濱近所に候故乗馬入不申候、若此度少も遠候は、乗馬入申儀も可有之候故、爲念大坂御殿屋敷番方まで、内々申遣置候、

一音物之儀は、何方にも御斷申上候間、諸方より被成下物有之候共、返進可被仕候、
一通詞之儀被申聞候故、津江勘右衛門森田辨吉申付候、

一旗挑灯持夫之儀、四人申付候、

六月廿九日

年 寄 中

吉田兵左衛門殿

三浦貞右衛門殿

自注、此書付重而出船之御相渡し、七月四日に船仕る。

同年七月、人馬役小田平左衛門に、年寄中より相渡候書付、左記之、

覺

淀より京遠州新居迄人馬割

竹村太郎右衛門殿

都築小三郎殿

平岡孫市殿

遠州舞坂より江戸迄人馬割

雨宮勘兵衛殿

野田三郎左衛門殿

樋口又十郎殿

右は、道中人馬割之御役人に而候間、宿々に而彼方役人衆に被對談、人馬不滞様に可被申談候、

一大坂船揚之節、人足等役當て之場所に立候札之儀、公儀之町へ立候事に候間、大坂に而畑島伊左衛門一宮助左衛門被申談、町御奉行の内所被申上置候て立可被申候、則此方より相渡し候、若不足候は、大坂にて拵足し可被申候、

一淀船場にて、右同前に手配可被仕候、
一大坂にて荷物船に積候節も、右之格を以荷物混雜不仕候様に、船積可被仕候、

一朝鮮人雨具之儀、馬上之者不殘雨具共に、馬に附被差出候、步行立乗掛荷馬合羽、此方より出申候、以前も長持六棹程有之候、

一餘馬之儀は、此方より曾て申達事に無之候間、彼方可爲心次第候、

一兩長老方人足荷馬の儀は、彼方より直に被請取例に候、自然此方御頼候は、重而可申達候、

一通詞乗掛馬之儀、貴殿方にて支配可被仕候、

一朝鮮人病人有之候節、出駕籠之儀、公儀に申上候處に、御馳走方に被仰渡候而、用意有之事に候、

一朝鮮人方下行掛方は、被相渡候荷馬人足之儀、先例之可爲員數候、

一各役方に挾箱持人足之儀、先例之可爲員數候、

一朝鮮人荷物中乗仕候節、混雜不仕様に、通詞可相付之由被申聞候、通事三人申付候間、混雜不仕候様に能々可被申聞候、

一朝鮮人方、并殿様御入用之分は宿馬差出、常之往

還之用事は、近郷より之寄馬に而相儀候様に被仰出候間、其心得にて可被請取候、

一急火之節、三使與昇若間に合不申時之爲に、御馳走方より鞍置馬三疋、早々被差出可然之旨申達置候様に、出馬請取方にも申渡候、其節之様子により荷物等取除候方角人配等は、兼而公儀に申上置候間、御馳走方敷、御賄方に可被仰付と存候間被承合候而、荷物出候人夫之手配等、心當可被仕候、
一朝鮮人方荷物猥に取出し候様に有之候得は、致混亂紛失も可有之候間、取除候人數下知役と能々可被申合置候朝鮮人方には兼而申斷置候、
一音物之儀、何方にも御斷申候間、諸方より被成下物有之候共、返進可被仕候、以上、

七月二日

年寄中

小田平左衛門殿

同年同月、覺

信使先

平田隼人

吉田兵左衛門

信使跡

大浦忠左衛門

寺田市郎兵衛

加城狩野之助

樋口久米右衛門

三浦貞右衛門

平田幸右衛門

右は、大坂船揚大坂發足、京入京出、江戸入江戸出、惣而道中信使前後之騎馬、但道中に而は一日代に跡先に可參候、

平田隼人

寺田市郎兵衛

加城狩野之助

小田平左衛門

右は、室兵庫邊より、先達而大坂に可爲登候間、御役人中にも申談、信使方用事不差支候様に可仕候、一道中に而、此方本陣之前以前は、上々官を初下馬申付候得共、今度は不及下馬候事、

一道中に而、此方通候刻朝鮮人先立之者、或は三使供廻之もの馬に乘居候は、下馬致し候様可申付候事、

一船中出船之儀、毎度案内可申事、

一浦津着船、并潮繫毎度案内可申事、

一道中發足參着、毎度案内可申事、

一信使方は此方見廻候而能時分、兩人方より案内可申候事、

一兩長老信使方は御見廻候儀、是又兩人方より見計可申達候、其段此方にも可申聞候事、

一朝鮮人船中道中に而、此方に使に參事有之は、前方に可申聞事、
 一朝鮮人馬をあら乗不仕様に、度々可申付事、
 一先年之信使來聘之時分、御馳走に驕或大酒仕、殊外慮外を働、或唾を吐掛足に而蹴、或致打擲非法有之由に候、今度は右之仕形候は、日本人堪忍仕間敷候間、能々相慎候様、下々迄毎度可申聞候事、
 一先年諸方宿々に而、張壁屏風床かまら、其外柱等に至まで、唾を吐掛、小刀にて削旁放埒成働有之候、今度は堅相慎候様に、急度可申付事、
 一三使并學士方、諸方より詩文等之書物來候は、兩森東五郎松浦儀右衛門西山寺在合候もの、跡榴仕、其上に而其方共承可差出候、此段信使方之役人通詞とも、堅可申付置事、
 一諸方御馳走所に而被入御念候段忝之由、三使方より上上官を以、慇懃に禮法無懈怠被申候様、兼々可申入置候、附中官以下大酒不仕様可申付候、酒給候は、必非法之儀在之候事、
 一所々宿々にて、たはこの火草卒に不仕候様、毎度可申聞候事、

一下行之儀、今度は大分餘慶無之様可相渡候、然共遺餘可有之候、其品々朝鮮國の特渡可被申は心次第に候、其所々に而相拂候段不宜候間、無用可仕候事、
 一其方共中より壹人、裁判中より壹人、右大坂發足一兩日前に、京都に可差登候、尤枚方淀にも立寄、信使御馳走人衆に掛御目可申談候事、
 以上
 七月御朱印突之
 平田隼人
 大浦忠左衛門
 同年六月、町奉行平田類右衛門に、年寄中より相渡候書付、左記之、
 覺
 一朝鮮人調物拂物之儀、通詞中より肝煎遣候様に申付候、乍然通詞共は御用繁に候故、其儀に貪着仕候而は、御用差支可申と存候故、外に役人兩人申付候間、此もの共の申渡候而、爲相調可申候、御制法に而朝鮮に不被差渡候品は、兼而能存居候故具に不申渡候、少も疑敷存候品は、申出可得差圖候、肝

煎遣候苦勞分之口錢は、常に朝鮮人方用事達遣候大法之通に可仕候、

一大坂京江戸に而、諸色相調候品賣込申候町人は、御得意之もの、内、人柄吟味之上可申付候間、其者共方より調、脇よりは調間敷候、諸色見掛は能候而も、手扱等有之候品を賣渡、早速損し候様に有之候而は、朝鮮人存分も如何に候、御得意之者之内より、人柄相定申付候上は、左様之儀無之様には、役人を以右之もの共の申付置候得共、其方とも方よりも猶亦申聞、少も無用捨相改候而、價相應之品を入念致吟味相調候而可遣候、彼ものとも朝鮮人の直に相對は、御法故不申付候間、調物は役人方より取次候而賣渡可申候、
 一買元之價不吟味に而、高直に候而は朝鮮人可令迷惑候間、隨分相働き承合、下直に相調遣候様に心を付可申候、若右之者共方より賣渡候品、他所より高直に候は、早々可遂案内候、
 一買物賣物之品見届候爲下知、米田惣兵衛平田左仲兩人申付候間、諸事致し方之様子兩人に申達可得差圖候、調物拂物等有之度毎に、其品を兩人に爲

見候而、帳面に記し證印を受、隨分廉直に可仕候、若調物役之者不届之仕形等有之候而は、通詞中之不調法に候間、仲間中より心を付候而、折々可令吟味候、
 右之趣、通詞中の可被申渡候、以上、
 六月六日
 町奉行
 平田類右衛門殿
 同年七月、通詞下知役平田左仲米田惣兵衛に、朝鮮人調物拂もの役之上、下知役被仰付候に付、年寄中より申渡候書付、
 覺

一各儀、朝鮮人調物拂物役之上、下知役被仰付候間、隨分買元下直に相調遣し、朝鮮人不及迷惑候様、下知可被仕候、
 一調物拂物共に、通詞中の申付置候得共、御用繁多に候故、其儀に貪着仕候而は、御用差支可申と存候故、外に兩人役人を申付候間、通詞中の申談、朝鮮人用事無滞相違候様、下知可被仕候、
 一朝鮮に不被差渡候品、兼而被仰付置候進、何も能被存候故具不申達候、此節相調度之由申品之内、若

疑敷被存候品も候は、早速申開可被得差圖候、以前より渡不來候品、了簡を被加候而、相調被渡候儀は無用に候、

一肝煎遺候苦勞分之口錢は、常に朝鮮人用事違遣候大法之通に可仕候、少も利慾を構、朝鮮人及難儀不申様に堅可被申付候、若疑敷様子見及被開及候は、早々可^{脱方}被^{脱方}申開候、可遂吟味候、

一大坂京江戸に而、諸色相調候品賣込申候町人は、御得意之者之内、人柄吟味之上可申付候間、其ものとも方より調可申候、脇よりは調申間敷候、諸色見掛は能候而も、手扱等有之候龜草成品を賣渡、早速損候様に有之候而は、朝鮮人存分も如何候、御得意之者之内より人柄相定申付候上は、左様之義無之様に能々被申開、少も無用捨相改、價相應之品を致吟味請取相渡候様に可被入念候、此旨右之者共にも具に申付候、萬一價高直に而、脇に而下直に被調候筋も有之候は、早々可被申開候

一調物拂物共に、其品詳に見届、帳面に證印可被仕候、
右之趣、通詞中并調物役之者に、委細に可被申渡

候、以上、

七月六日

平田 左 仲殿

年 寄 中

米田惣兵衛殿

下行奉行加城狩野之助平田幸右衛門に、年寄中より相渡候書付、左記之、

覺

一各儀、朝鮮人下行奉行被仰付、朝鮮人入交之儀に候間、兼而被仰付候御法度之趣、堅可被相守候事、
一下行之品致吟味、不宜品不相渡様に能々可被申付候、此度は兵庫より大坂京道中江戸まで、下行之入方御國町人、并出入之者に被仰付候故、相渡候品一入宜敷、朝鮮人心に叶不申候而は、被仰付候詮も立不申候間、随分入念候様に可被申付候事、

一下行請取場は、公儀之御役人衆、并他所衆入交之事に候故、見掛爲行規御歩行目付壹人、下目付壹人宛差出候間、各手代差引方見届候様に、可被仕候事、

一御賄方より被請取候諸色請取證文は、押物判事と各連印にて可被差出候、彼方より各方にも證文

可被申請候、若重て違却有之刻、御役方は差出引合之爲に候間、品々少も無相違様に、随分可被入念候事、

一各手代、并下代下々に至まで、朝鮮人入交申候間、外見疑敷も無之様に、随分可相慎之旨能々可被申付候、其上にも不審成様子之者も候は、早々可被申開候事、

一御音物は、何方より之被成下物も受用不被仰付候間、御斷可被申候、御料理之儀者、若被罷居候所に押掛被出、御斷難被申様子に候は、見合給可被申候事、

一公儀御役人、并他家中之衆出合之儀に候間、諸事心を付、不禮等無之様に被相心得、手代中にも能々可被申付候事、

一手代中各々の挨拶、其外下々より手代中々の挨拶等、分に随ひ慇懃に致し不禮無之様に可被申付候、内所御心易事に候得とも、他所之衆出會に候得は、外見之爲に候間、左様之所まで、能心を付候様に可被申渡候事、
一朝鮮人調物拂物之儀は、通詞中より用事相違遣

候様に申付候間、相頼候とも役人の申達候様に、可被仕候事、

一朝鮮人は、物之善惡多寡等を論候而、下々必口論いたし候事有之由に候、随分道理を立候て、通詞を以申達、不及諍論候様に可被相心得候、其上合點不仕候は、上々官まで可被申届候、此方より無體に打擲、又は笠をはぎ候様成手越し不仕候様に、堅可被申付候、彼方若非法之働有之、却而此方は手越し仕候は、急度打果候様に可仕候、萬一朝鮮人に對し、後たる仕形等有之候は、後日に雖爲露顯、嚴科に可被仰付候事、

一各方日帳委記置候而、重而可被差出候事、
一諸方より書畫御頼候共、曾而取次被申間敷候、達而望候衆候は、信使奉行迄申斷、差圖次第可被仕候事、

一朝鮮人下行物之外、少之物に而も、無案内取遣不仕候様に堅可被申付事、

右之趣各堅被相守、下々にも委細可被申付候、以上、
七月 年 寄 中

加城狩野之助殿

平田幸右衛門殿
同年九月、參向信使御供之御使者番中、被申渡候様
にと、假組頭吉川六郎左衛門に、於備前下津井相渡
候書付、左記之、

覺

各所々に而御使者御音物之取次被仕候節、御酒肴
野菜、其外食物類は御受被成候間、右之品來候は
は、直に進物受取候而可被申開候、若端物類又は時
服等之重き進物、御目錄之内に有之候は、此度は
於何方も及御斷受用不仕候間、御音物之儀は先御
差扣可被下候、御口上之趣は可申開候由被申達、御
目錄計御船に可被致持參候、以上、

九月十日 杉原中切紙に認る、以上、正徳辛卯信使記録、
は、すてに出船後の事、
なれども、因に附す、
○按するに、最末の一通

通航一覽卷之五十三終

通航一覽卷之五十四

朝鮮國部三十

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年八月九日、宗對馬守義方、信使を率ゐて
對馬國出船、同二十九日長門國赤間關に豐東郡、おい
て、かねて命により、領主松平毛利、民部大輔某に、改選
諸家系圖によるに、大膳大夫綱廣なるへけ、特に饗應あり、九月
十四日攝津國兵庫に郡、着船、翌十五日大坂に着駕
し、同二十五日上使として、土岐伊豫守頼隆大坂御城か
の旅館西本願寺にいたる、御饗應あり、同二十七日、發
興す、前卷併せ見

正徳元辛卯年七月五日、信使朝鮮國釜山浦を出船、
同日對州佐須奈浦に着船す、壹岐風本より江戸ま
て、御馳走大名小名に至迄美盡せり、案内者として上
官一人、對馬守家來一騎、道中御馳走場家居住居、
二三日前日に見分有之、琉韓紀事、
正徳元年八月九日、宗對馬守三使以下の輩を率て
發船し、即日壹岐國風本に着岸す、京師相國寺慈照

院緣長老、建仁寺永源庵集長老同しく從へり、先
是、兩長老旨を受て對馬國に赴き、三使來聘を待居
て、同伴して江戸に來り、歸國の時も隨行して對州
まで送り、其後京に歸る、

御馳走人

松浦壹岐守

御賄代官

竹村太郎右衛門下行

右竹府氏、今度海道人馬割付を勤役す、故に上方
に在留守居の手代、下行を沙汰す、

廉按、按するに、この書柱、舊例信使經過處、國主城主并
川元廉の著なり、
爲御馳走人、一十萬石以下厨饗給費出自内帑、代
官分領其事、州牧則遣吏館待、不關經費等事、一
十萬石以上一切儲待皆自辨、官不給費、故無代
官、凡盛饗鋪設者、是謂饗應、贍遺廩穀及魚鳥、不
以治具、是謂下行、

十七日、筑前藍島に至る、御馳走人松平右衛門佐下
行、○二十六日、筑前の内慈島に至る、○二十九日、長
門國赤間關に至る、斯にて上意として御饗應あり、
御馳走人松平民部大輔、○九月朔日、周防國向島に
着く、○二日上關に着く、御馳走人前人又是を勤て、
下行を沙汰す、○六日、家室、○七日、安藝國蒲刈、御

馳走人松平安藝守下行、○九日、備前國鞆、御馳走人
阿部備中守下行、○十日、備前國下津井、○十一日、牛
窓、御馳走人松平伊豫守下行、○十二日、播磨國室
津、御馳走人榊原式部大輔下行、○十四日、攝津國兵
庫、御馳走人松平遠江守、御賄代官室七郎左衛門
前島小左衛門下行、○十五日、兵庫より大坂に赴く、
踐好録、

正徳元年

一信使江戸往來之節、そこ、御馳走之次第、江戸
より御尋に付、對馬殿被申上候は、寶永信使之時
は、按するに、天和 安藝蒲刈御馳走一番と注進御座候、
の誤りに、
正徳之信使之時は、長門下之關、按するに、赤間
關の誤りなり、御馳走
一番と注進有之事、異本朝鮮物語、

正徳元年、朝鮮國信使大坂着岸船中行列、
正徳元年朝鮮人來聘歸國之節、海陸所々御馳走人、
大坂御馳走川御座、并諸大名川船、

御樓船四艘

波早丸、御幕縹子紫地葵御紋、孔雀丸、同斷色、
機幕色々純子、元土佐
丸、同斷、中土佐丸、同斷、
一番

松平隱岐守

惣幕緋縮緬、鞆幕天鷲絨、舟印金幣、幔幕蒭黃純子、吹貫白縮緬基盤染、紋葵五星、

二番 松平淡路守
惣幕緋縮緬、鞆幕白縮緬子、幔幕花色純子、紋五七の桐、

三番 松平土佐守
惣幕緋縮緬子、紋三つ柏、幔幕色純子、

四番 松平民部大輔
惣幕紅、紋三つ星一文字五七の桐、幔幕色純子、

五番 稻葉伊豫守
惣幕紅、紋角切折敷三文字、幔幕淺黃純子、

六番 松平安藝守
惣幕紅、紋九鷹羽、幔幕空色純子、

七番 伊達織部
惣幕紅、紋九曜竹雀、幔幕黃純子、

八番 小笠原右近將監
惣幕緋縮緬子、紋三階菱五七の桐、幔幕色純子、

九番 松平主殿頭
惣幕緋縮緬、紋二重扇子、幔幕色純子、

十番 阿部備中守

惣幕紅、紋九鷹羽、幔幕色純子、瑠璃紀事、
正徳元年九月十五日
大坂河口川船名記、
三使以下、并對馬守兩長老等大坂河口に至る、御馳走として川御座船を出して迎へらる、大名の諸家よりも、例として各川船を出す、三使并に對州兩長老、右の川船に乗り替て、難波橋に着岸し、それより陸行して、本願寺の旅館に到着す、歸國の時も同し、

宗對馬守 自分の川船に乗る○國書橋 浪速丸
○正使 紀伊國丸○副使 土佐丸○從事 中土佐丸○上上官 松平隱岐守船○上上官 松平淡路守船○上上官 松平民部大輔船○上上官 松平土佐守船○上上官 稻葉伊豫守船○上上官 松平安藝守船○上上官 伊達織部船○上上官 松平主殿頭船○集長老 小笠原右近將監船○綠長老 阿部備中守船
自難波橋至西本願寺送迎鞍馬差出、
御城代 土岐伊豫守

御定番 渡邊備中守 内藤式部少輔
加番四人 板倉甲斐守 小笠原駿河守
水野攝津守 米倉丹後守
在番大番頭二人 稻葉駿河守 水野飛騨守
右差出の鞍馬若し不足なれば、岡部美濃守松平遠江守兩家出すへしと定めらる、
十六日按ずるに、前に十五日とあり、こは誤寫なるへし、大坂に到る、信使以下并に對馬守兩長老、御川船にて難波橋に到着し、斯より陸行して西本願寺の旅館に到着す、

御馳走人 岡部美濃守
御代官二人 細田伊左衛門 近山清右衛門下行
二十五日御饗應あり、在城の大番頭稻葉駿河守、水野飛騨守兩組の衆、素襖長袴にて給仕を勤めらる、上使として土岐伊豫守參向、三使等階下に出て、迎ふ、
二十六日大坂難波橋より發船す、川の上一里許乗り出たす處に、雨大きに降ける故に、翌日二十七日卯の中刻に及びて、河内國枚方に着く、小船にて料

理等を通ひ、船中にて支度、畢りて巳の刻出船す、右晝休なり、御馳走人青山下野守、御代官萬年長十郎下行、
二十七日山城國淀に至り、小橋の下に船を止めてあかる、斯にて宿す、御馳走人松平丹波守、御代官二人平岡四郎左衛門、久下藤十郎下行、
正徳元年
近例には、彼使人等輿に乗ながら客館に入り、御使客館に至れ共迎送の儀もなく、是等の事尤古禮に合す、又昔我國の使彼國に行し時の例にも違へり、今よりして後は、其客館に入らん時に輿より下り、御使客館にいたらん時、階下に迎送するの儀等、昔我國の使彼國に行し時の例の如く成へしと、對馬國に仰下さる、此二月に至ては、彼等近例によりて其禮をあらそひ、既に大坂に至ぬれど、此事の爲に賜宴の事は仰下されし事の如くにそ行はれける、是も終には仰下されし事の如くにそ行はれける、大坂に於て、信使等禮を争ふと聞て、對馬守に贈らん書の草を奉りしに、しかるへしと仰下されしほどに、其儀すてに行はれぬと聞へて、書をおくるに

も不及、されど此草は御覽したるものなれば、我後にも傳ふへし、白石私記、

一大坂にて三使の、上使を被成候へは、大坂御城代之者は門跡に而候、常憲院様御代に初り、天和まで之格は座敷へ上使と三使と一同に出合申候、文昭院様御代、寶永之按するに、正徳の誤りなり、三使大坂へ着之砌、江戸より被仰越候、此度は上使門跡之堂へ御登り之時、階之下へ三使迎に罷出、亦上使御歸之時分其所へ送て被出候へとの御下知にて、色々三使へ申聞せ候へとも承引不仕候、兎角左様に思召候は、朝鮮王へ伺ひ候而、又々可參候、只今俄に被仰懸候而は、自分杯之仕方に不相成と申切、江戸よりは兎角迎送り被仰付詰り候由被仰下、其間之掛合大坂に日數滯留仕候へとも、不埒にて詰之處承引無之候、いつ迄も此所に指置敷、亦是追立ると成とも可仕と申候、正使之師匠學士に東郭と申もの有之、夫杯を以色々申させ、いつ迄も此分に候へは、惣中も遂出仕候而、三使へ其通り被仕被相濟候而可然と相願候故、旁三使もこまり漸納得にて、階の上際まで迎送仕候、異本朝鮮物語、○按するに、朝鮮人大坂に残りのものあるにより、かれて宗氏より差添残り役に出せし書

付あり、左に附録す、
正徳元年七月

大坂川船之上乗、并伏見登上乗等之儀、組頭物頭大坂御代官の、年寄中より申渡候書付、
覺

大坂川入上乘

右は國書乘候川御座船
吉川六郎左衛門
幾度六右衛門

右は正使被乘候川御座船
平田所左衛門

右は副使被乘候川御座船
三浦酒之允

右は從事被乘候川御座船
淺井與左衛門

右は正使附之上上官乘候川船
吉田七左衛門

右は副使附之上上官乘候川船
黒木惣左衛門

右は從事附之上上官乘候川船

右は國書先導船

古川忠右衛門
大浦左近右衛門

右は上官乘候川船

高勢市左衛門

右は集長老御乘候川船

伏見登上乗

國書船
戸田仙助

正使船
俵五郎左衛門

副使船
内野權兵衛

從事船
小川加賀右衛門

上之官船
淺井與左衛門

上官船
吉田治部左衛門

内山郷右衛門

吉村忠右衛門

樋口富右衛門

高勢市左衛門

一國書船之船印旗桃色也、國書奉案船と白字に有

志賀甚五左衛門

兩長老船

之候、正使副使從事は、彼方より之本船之通之旗に而候、上々官三人は、三使之色を帯候而無地に而候、右上乘之面々、川口に而早々川御座に乘移被相待、朝鮮船參着之刻、順々に相印を見合漕寄、正使乗組之從者乘候而、正使被參候様に可被仕候、副使從事共に右同斷、込合不申候様に川入可被仕候、一殿様御召之新川御座、并古御召川御座二艘共に、御迎に可被出之候、右二艘之御船に道具持候侍衆、先登之内手透之衆一人宛、上乘被申渡可被差出候、尤殿様御乘移被遊候は、上乘之侍衆は脇船に可被乗移事、
一御供川船一艘
右は、隼人忠左衛門乗用に候間、是亦同前に川口迄可被差出事、
右書付之通、各方より大坂に而被申渡候、以上、
七月 年 寄 中

幾度六右衛門殿
平田所左衛門殿
三浦酒之允殿
畑島伊左衛門殿
俵五郎左衛門殿
内野權兵衛殿
吉田兵左衛門殿
一宮助左衛門殿

大坂殘之御歩行目付に、年寄中より申渡候書付、

覺

一各儀、大坂殘朝鮮人方之御目付被仰付候間、兼々被仰付置候御行規御法度、堅相守候様に可被申付候、附り潜商等仕候人被承候は、早々可被申上候事、

一侍以下町人下々によらず、勤方疑敷様子之もの於有之は、其子細畑島伊左衛門、一宮助左衛門、濱田源右衛門三人之内に、勝手次第可被申達候、重き儀は可進案内事、

一下行之品請取候場所、朝鮮人も罷出候間、各内一人下目付召連被罷出、請取渡之様子具に見届、随分廉直に有之様に可被申談候、公儀之御役人衆立合之事に候間、諸事可被心付候、若私慾かましき事、又は不埒成儀於有之は、早速可被進案内事、

一此度御家中、并下々水夫等迄大勢罷登候間、茶屋見物所、惣して慰山所の參候もの、又は酒などに給醉候もの、或は宿に而も放埒成人等有之通見及被承及候は、不聞可被進案内事、
右之趣堅可被相守候、御發足以後難計儀も於有之

は、右三人に可被得差圖候、以上、

七月二日

年 寄 中

江島伊兵衛殿

倉掛幾左衛門殿

大坂殘朝鮮人、并水夫等之下知人の、年寄中より申渡候覺書、

覺

一朝鮮人乗用之川御座、并兩長老川船貳艘、附り三使荷物等揚申候用之上荷物船は、公儀より請取役人、一宮助左衛門、并春田源五兵衛、近藤喜右衛門被仰付候事、

一三使乗船曳船共六艘、大坂參着候は、三使陸に被揚候跡に而、右繫所之下知人右三人に被仰付候事、

一朝鮮人調物之儀、通詞中より用事相達候様申渡候付、通詞中より役人相定置候間、其役人の申達候様可被仕候、如何様に願候共、外之人より決而調物等不仕候様、堅可被申付候、調遣候品は何品によらず、各々得差圖候而其品を御徒目付に見せ、帳面に引合、御目付證印請候様に可被申付候、兼々御制法

被成候朝鮮國不差渡候品は、何も能存罷在候故不及申渡候、随分可被入念候事、

一朝鮮人調候諸色は、大坂京共に御得意之者之内より人柄撰候而、其者方より一口に役人の賣渡候様申付置候、脇よりは調申間敷候、諸色見掛宜候而も、手拔等有之龜相なる品を賣渡し、早速損し候様有之候而は、朝鮮人存寄も如何に候間、御得意之者之内より人柄を相定申付候上は、左様之儀無之様能々被申聞、少も無用捨相改、價相應之品を吟味致し、請取候而相渡候様に可被申付候、萬一價高直に賣渡し其品惡敷、脇より下直に調候筋も有之候は、早速可被申聞候、吟味之上可相改候事、

一公儀より朝鮮人方に賄雜物之内、銀に而請取申儀無用に仕候様に之御事に候、惣而現色に而請取候様に、可被相心得候事、

一大坂逗留中、公儀より相渡候賄諸色渡様之儀、公儀衆朝鮮人此方賄人通詞同前相對に而、朝鮮人方に相渡可被申候、不依何色に、此方に請込不申様可被仕候事、

一惣而日本人朝鮮人と常に參會無用に候、賄人通

詞之もの自然用事有之、參會不仕候而不叶時は、御目付相附御行規宜可被申付候事、

一朝鮮人諸方見物等仕度と願申候共、今度は宿寺乗船之外、一切不能出様にと之御事、

一大坂殘之朝鮮人は、不殘乗船に被召置候、御行規之儀は、右三人に被仰付候間、目付被致相對見分可被申付事、

一江戸表に參候朝鮮人荷物之儀、朝鮮船に積置可然候、若左様難成子細於有之は、本願寺之藏に入置、御馳走人方より番被仰付可然候事、

一朝鮮人入交之儀に候間、不及申候得共、御行規方無緩様堅可被申付事、

右之通可被相守候、信使大坂在留中賄下行之儀、加城狩野之助平田幸右衛門方より令支配候様申渡置候間、可被得其意候、以上、

辛卯七月日

年 寄 中

濱田源左衛門殿

自注、御船奉行、

畑島伊左衛門殿

自注、大坂御代官、

一宮助左衛門殿

自注、右同所加番、

大坂殘御横目下行請取役中、年寄中より申渡

候覺書

一各儀、於大坂朝鮮人方御横目役、下行請取役被仰付候、兼々被仰出候御行規御法度之旨、堅可被相守候、附り下々にも殿敷可被申付事、

一 下行之品被請取候刻、朝鮮之船頭三人、大坂殘之御徒目付一人小田分右衛門、御横目二人、通詞二人、下目付一人同前に、御賄所罷出可被請取候、證文は分右衛門、并朝鮮船頭三人連印可被仕候、其品は即座に朝鮮人方相渡致配分候様に可被仕候、通詞下行并下人下行銀之請取證文は、分右衛門一印に而可被仕候事、

一 此度は、朝鮮人御賄方之諸色御國之町人、并此方御出入之町人に被仰付候故、下行之品別而能無之候而は不能成事に候間、随分入念相改、宜敷品相渡候様可被仕候事、

一 被請取候品は、彼方にも證文致し遣之、此方にも證文可被申請候、以來御吟味等有之候節、引合之爲に候間可被入念候事、

一 下々御行規等相背候歟、潜商之様子又は疑敷儀

被及見候は、早々可被申出候事、

一 音物は、何方より被下候共、御斷申受用被仕間敷事、

右之趣堅可被相守候、信使大坂逗留中は、下行之儀加城狩野之助平田幸右衛門に可被得差圖候、發足以後は畑島伊左衛門、一宮助左衛門、濱田源左衛門に可被得差圖候、以上、

卯七月

年 寄 中

大坂殘り

御横目中

下行請取役中、以上、正徳幸卯信使記録、

通航一覽卷之五十四終

通航一覽卷之五十五

朝鮮國部三十一

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年九月廿八日、宗對馬守義方信使を贊導して京師に着す、翌廿九日上使として、松平紀伊守信京都所庸代、信使旅館本國寺に赴く、御饗應あり、京都にて、此、には、十月二日京を發し、同五日尾張國名古屋において、尾張中納言殿特に饗應せらる、これがわて上命によりてなり、前卷併せ見

正徳元辛卯九月

二十八日、淀より出て京師に赴く、是より江戸まで陸行也、是日、京本願寺の按ずるに、本國、旅館に着く、寺の誤りなり、御馳走人本多隱岐守、御代官二人辻彌五左衛門、吉川武兵衛下行、二十九日御饗應あり、城の大番頭松平近江守、永井備前守兩組の衆、素襖長袴にて給仕せらる、上使として松平紀伊守參向、三使等階下迎ひ出つ、踐好録、正徳元年九月廿八日

京都廿九日爲御名代、松平紀伊守本國寺へ行列、牽馬壹疋、口附貳人、白丁鞭持壹人、馬柄杓壹人、白丁手明貳人、白丁對挾箱、對鍵拾文字鏡、如常、先從兩行五拾人、牛上下、素袍兩行八人、烏帽子、布衣六人、紀伊守束帶、長柄輿、駕輿丁拾人餘、草履持壹人、塗履持壹人、笠持壹人、皆白丁、引馬壹疋、口附鞭持持皆白丁、同勢引馬六疋、如常、押騎馬布衣壹人、以上、西小屋永井備前守組下、太田甚次郎、山本源八郎、長谷川藤次郎、川奈伊左衛門、大井理兵衛、中根善八郎、遠山半介、松平新兵衛、鹽入源之丞、國領市左衛門、松田源之助、櫻井忠右衛門、萩原孫四郎、櫻井權右衛門、松下半左衛門、合拾五人、

東小屋松平近江守組下、永田孫次郎、水上六左衛門、森川清四郎、石川市右衛門、杉原傳五右衛門、石川三四郎、本間治部右衛門、飯室三郎兵衛、富永善右衛門、蔭山小八郎、大屋奎之助、野田半之丞、原田甚右衛門、石卷小次郎、杉原權左衛門、合拾五人、御番頭御兩人布衣、按ずるに、番頭布衣とあるは、ふしんなり、御大番三拾人素袍にて御給仕也、右は三使へ御饗應之御給仕也、上上官上官へ御給仕は、本多隱岐守殿御家來衆、素袍、

下官の給仕は代官衆の請取故、領分の百姓上下、勤之、廿九日夜宗對馬守殿諸司代へ、今日之御禮に御越之由、十月二日朝卯の刻、朝鮮人本國寺より參向、

九月十八日、本多隱岐守殿家中本國寺へ上着、狸々皮鐵砲百挺、弓六十張、長柄百筋、騎馬五十騎、隱岐守殿は廿五日上京、鐵砲三十挺、弓廿張、長柄三十筋、騎馬二十騎也、月堂見聞集○按するに、是より先、洛中其外諸御觸等の事あり、左に附載す、

同年四月
一朝鮮人來聘に付、江州八幡町御賄之人足入札、七日攝津按するに、京都町奉行中根攝津守、屋敷に而有之、

同年六月、朝鮮人來聘に付、申觸覺、
一朝鮮人之宿坊はいふに不及、洛中洛外之寺社、并町方在々に至迄、火之元隨分念を入、少もおこたる間敷事、

一逗留中又は道筋にても、三使之召供し候者等、金銀諸道具はいふに不及、何にても商賣躰之事、竊に相はかるといふ共、一切に請合へからず、たとひ後日にあらわるゝといふとも、物之輕重多少によらず、罪科に可行事、

一三使往來之節、見物之場におゐて、男女僧尼等まじり居るへからず、或者酒肴菓子杯どりひろめ、或は酒宴遊興愆而不作法之躰いたすへからず、其外往來之人と、まり見るものも其道をさけ、見物之場をさまたくへからず、

附、絹段子之ましまく、金銀之屏風等あるにしたかひ、見物之場をかざるは苦かるまじき事、
右之趣、今度被仰出候條、其旨急度可相守者也、

卯六月
同年七月

一朝鮮信使道中往來共に、書簡之與通りし時、下馬下座等いたし、無禮之儀有へからず候、菅笠等をぬくには不及候、以上、

七月十八日觸
右之御書付、從江戸到來候間、洛中□□
同年八月廿三日觸狀

一朝鮮人京着二日前より逗留之間、洛中洛外自身番可仕事、
一朝鮮人通り道筋之町中、掃除念を入、間敷に應し水手桶出し置、朝鮮人通り候前に水打可申事、

一朝鮮人通り候節、往來之輩急用之外者、貴賤によらず斷を申、道の左右へよらせ留置へし、若横筋より通りかゝり、朝鮮人の行列割候者有之候は、斷を申相と、むへし、急用之子細分明に候は、見合候而、行列之間切れ候時、早々通し可申事、
一見世店并二階にて見物仕候共、作法能高聲高笑ゆひさし杯不仕、物靜に見物可仕候事、
一辻の横小路へ行懸り見物之儀、棧敷とは違候間、男女僧尼等入交り候とも不苦候、行儀よく見物可仕事、

一通り筋橋より見通しの川岸并橋詰、竹木の類積候所は猥に無之様に並能積置、掃除可仕候、店下の手桶つみ置へからず、勿論竹棒梯子熊手、其外見苦敷もの立置申間敷事、

一高瀬川筋三條小橋見通し左右は、船退け可申事、一看板等物のかたちを造り繪書候類の内、わけもなき物ともは、朝鮮人通候内、とらせ可申事、
以上、以上、月堂見聞集、

正徳元年七月
帝都の近境内、及び院の御料と臣下の采地との境

杭に、禁裏御料、仙洞御料等書事然るへからず、たとへは山科の御料、鳥羽の御料等改へきよし、且洛中商家の招牌に、禁裏仙洞の文字書へからずと、辛卯の七月關東の有司、自注、大久保大隅守、松平石見守、海道以西に令せらる、是今度朝鮮の信使來聘の故、我國近世の非俗を革させ給ふとにや、さらすとも至尊の御倉、院の御處分なんと、陪臣の領地とならへ書事、元より憚りありし、萬つ名分を正させ給ふ昭代の典則、おほけなき事なからいとめてたし、鹽尻、

正徳元年十月

朔日發駕を催す所に、大雨にて延引す、二日發京して、近江國大津に着す、晝休御馳走人谷播磨守御代官雨宮莊九郎下行、是日守山に宿す、御馳走人松平和泉守、御代官二人、石原清左衛門、萬年七郎右衛門、三日八幡晝休、御馳走人市橋下總守、御代官二人、竹田喜左衛門、角倉與市下行、是日彦根に宿す、御馳走人井伊掃部頭、井伊侯は、時の執政にして、江戸の邸宅に在、家人等代て下行を沙汰す、四日美濃國今須晝休、御馳走人前入、御代官辻六郎左衛門下行、是日大垣に宿す、御馳走人戸田采女正下行、

五日尾張國起晝休、尾張公下知ありて下行を沙汰せらる、是日、名古屋宿尾張公より上意の御饗應あり、六日鳴海晝休、尾張公より下行を并せらる、是日、三河國岡崎宿、御馳走人水野監物、御代官貳人、多羅尾四郎右衛門、櫻井孫兵衛下行、殿好録、正徳元年十月二日、

一今朝卯後刻、三使本國寺發輿以後、辰下刻殿様同所御發駕、
一殿様并三使京都御發駕、御行列京入同前也、
一信使通り筋、本國寺より西堀川を松原迄、松原より東へ、室町を上へ三條通迄、三條通を粟田口日野岡へ、京都より日野岡迄之道筋、左右に土手を築き、上は柴草を置、脇は泥鍔塗也、家々には絹布之幕を張、金屏風にて構ひ、左右に、罎を結ひ有之、
一本國寺より粟田口迄、町々辻々に兩町御奉行より警固として、與力同心被指出、與力衆は麻上下着也、大津迄之道筋別而入念有之、
一今朝本多隱岐守様狩衣被召、信使屋へ御出被成、三使被罷出候刻、寄附縁類迄御送り被成、尤三使と御一揖有之、

一松平紀伊守様より、信使爲御見送粟田口迄兩使被差越、取次内山奥左衛門、
一本多隱岐守様より、信使爲御見送御使者被差出、
一三使巳下刻大津參着晝休、
一殿様午上刻同所御着、大坂屋嘉右衛門宅に御休被遊、

一三使午の中刻大津發輿、
一殿様午の下刻、同所御發駕被遊、
一谷播磨守様、御見送り之御使者宿外迄被差出、
一草津と守山之間、休息茶屋二ヶ所建有之、
一三使申中刻、守山着被致止宿、
一殿様酉上刻同所御着、鶴野忠右衛門所に御止宿被遊、
一信使京都發足、并御馳走之次第被遂御注進候に付、土屋相州様相模守政直、老中御證文之宿繼にて被遣之、御代官石原清左衛門殿、萬年七郎右衛門殿に、御側徒山本勘右衛門を以被遣之、
十月三日
一今未明、平田隼人大浦忠左衛門方より、高木儀之助を以被申聞候は、此節は宿々殊外込合通用難成

候、昨日大津にて殿様御着前、三使與輿仕度之由被申聞、其通に仕度存候へ共、左にては殿様護行被遊候際はきと無之様に存、殊に御指圖も無之儀と申、其上今日旅行初之儀に候故、御着を被相待候様に差留置申候、宿殊之外込合候處に、三使發輿前殿様御着被成候へは、兩様之人馬差湊、勿論御馳走方并出馬之御大名様方人馬入込、彌宿中差湊ひ候中を、三使發輿被致候様に有之候ては、必怪我人等も可有之哉と大切に存候、此以後三使より跡に御旅行被遊、三使晝休早く被相仕廻候節は、殿様御着を不被相待發足被致候様に可仕候哉、尤殿様御立之先後により、極て此手番に可罷成儀に無之、道幅廣き宿にては不差支義も可有之候、所により見合差圖仕候爲に候故、此段相伺候由に付被申聞候趣、成程尤存候、殿様御着被遊候て御案内被申上、三使發足被致候義は無之候へ共、怪我人等有之候ては大切成事候故、所により見合御着前にては、發足被致候様に可仕候、尤町幅廣き所にて差支無之節は、御着を被相待可然旨返答申遣也、
一三使卯上刻、守山發輿、

一殿様卯中刻、御發駕被遊、
一松平和泉守様御家老杉田頼母、爲御見送守山宿外迄被差出候に付御逢被成、
遠藤下總守様 板倉 修理様
小笠原山城守様 松平丹波守様
根來新左衛門様 松平内匠頭様
右者、守山より八幡之間、所々に爲警固御家來被指出候に付、御時宜有之、
一江州安川御通り之刻、井上河内守様按するに、老中井上正崇御證文御連名之御奉書一箱、守山より送來候に付、御側步行津留四郎左衛門取次之、受取手形相認渡之、左記、
覺
一井上河内守様より、對馬守方に被下候油紙包御狀箱一、并宿繼御證文一通、江州安川にて今三日辰の刻相受取申候、以上、
卯十月三日 宗對馬守内 津留四郎左衛門
一赤井信濃守様、日根野備中守様御家來、黒澤十右衛門石原傳右衛門途中迄被罷出、當所者知行所に

て御座候、爲御馳走私共罷出候との義に付、御時宜有之、

一守山と八幡之間、水茶屋壹ヶ所建有之、

市橋下邊守御使者
渡部仁右衛門

右八幡宿外迄、爲御迎罷出候に付御時宜有之、

一三使、已上刻八幡山參着晝休、

一八幡と彦根之間、休息茶屋水茶屋二ヶ所建有之、

一井伊掃部頭様より、御使者渡部彌五左衛門内田

源左衛門を以、三使方に被遣候杉重三組、御本陣に

被指出候に付受取置、信使奉行平田隼人方右之

趣申遣す、御歩行使にて爲持遣之、

一三枝攝津守様能登川之茶屋、井伊掃部頭様御内

山崎之茶屋に、三使立寄被致休息、

一三使西之上刻彦根着、

一殿様西中刻同所御着、林吉兵衛所に御止宿被遊、

一井伊掃部頭様より爲御迎、宿口迄御使者堀田藤

内被差出候、

市橋下邊守御使者
高橋作左衛門

右御口上、今日者信使御同道被成、八幡山御休宿御

馳走首尾能相濟、大慶奉存候、彌御堅固是迄御着被

成目出度奉存候、爲御見送以使者申上候との御事、御返答御相應、

十月四日、晴天、

一三使卯中刻彦根發興、

一殿様卯下刻御發駕被遊候、

一彦根之宿御通り筋、家毎に大挑灯燈之、里離橋際

より切り通し坂峠にかけ、五六間程宛間を配り、右

左ともに大挑灯燈之、

一鳥居本番場の間、休息茶屋壹ヶ所建有之、

一柏原之内、休息茶屋一ヶ所有之、

一三使午中刻今須着晝休、

一殿様午下刻同所御着、喜田十次郎宅に御晝休被

遊候、

一垂井より大垣之間、休息茶屋水茶屋二ヶ所建有

之、

一關ヶ原より垂井之間、休息茶屋壹ヶ所建有之、

一三使酉下刻大垣參着止宿、

一殿様戌上刻同所御着、沼波喜之助所に御止宿被

遊候、

一當所迄人馬鞍皆具被差出候、御大名様方より之

御使者、是より被引取候衆爲御届、御本陣へ被罷出候付、一統對馬守旅宿へ御出被下候様に、出馬掛より申達候也、何を被罷出候に付、被相揃候て頼母致對面、一統に御口上申達候者、此度當町迄人馬被差出、無別條相濟可爲御大悦と存候、各にも遠方御越御大儀存候、對馬守可掛御目之處、殊外不快に罷在、公儀向之勤をも暇成に相勤候様に候故、其儀無御座候旨申達す、吉田兵左衛門三浦貞右衛門義も罷出挨拶仕る、被罷出候面々左記之按するに、左記之を逃せし

當所より人馬鞍皆具被指出候御使者左記す、

松平加賀守御使者

村田縫右衛門

松平讃岐守御使者

渡邊庄兵衛

松平右衛門督御使者

朝倉才藏

松平淡路守御使者

三澤十郎兵衛

松平越後守御使者

岩田淺右衛門

本多信濃守御使者

清水鳥之允

別所孫太夫

三好孫右衛門

土肥伊左衛門

渡邊庄兵衛

渡邊忠右衛門

松平長門守御使者

堀 彈右衛門

佐 脇 數 馬

右之面々御本陣に被罷出、御口上今般信使御同道、是迄御着被成珍重奉存候、然者私義人馬差出候様に被仰付候に付差出申候、御役人中より宜御差候様に被仰渡可被下候旨、御銘々様より御口上也、依之、杉村頼母罷出致面談、尤出馬掛吉田兵左衛門

三浦貞右衛門相副挨拶仕る、

一今日途中所々に而御逢被成候面々、左記之、

井伊掃部頭御使者

右は、御領分境迄不行規に無之様に、御跡より被

附參、

御同人様御内

大 橋 貞 八

御同人様御内

右は、鳥居本之宿諸事爲下知役罷出候由被申聞、

御同人様御内

青山勝右衛門 寺 島 久 彌

右は、すりはり坂茶屋番人、

御同人様御内

後藤彌三右衛門

右は、樋口村御馳走人、

御同人様御内

後藤仁兵衛

長谷川武右衛門

菅野谷文七、石丸傳右衛門
 右は、同所茶屋番人、
 竹中主膳様より
 吉永勘之允、山田平右衛門
 八木久左衛門
 右は、山中宿爲御馳走被罷出、
 堀田豊前守様より
 向、善太夫
 右は、いしき村迄爲御馳走被罷出、
 御同人様より
 上田太次右衛門
 右は、領分御通被成候付、爲御馳走罷出候由被申
 開、
 西郷市正様より
 向、長左衛門、宮崎林左衛門
 右は、爲御用達罷出候由被申開、
 竹中主膳様より
 菅井儀、六、竹中助三郎
 右は、路次爲行規被罷出、
 御代官平岡五右衛門殿
 御手代兩人
 右は、同断に付被罷出、
 今須御代官、辻六郎
 左衛門殿御手代、岩本利右衛門
 右同断に付被罷出、

右は、爲御迎罷出候由、樽井宿迄被罷出、
 御同人様より御來老、
 戸田機大夫、岩本十藏
 代官、山田左五右衛門
 右は、大垣宿口迄被罷出、
 十月五日、曇天、巳之刻より雨天、
 一殿様寅上刻大垣御發駕被遊、
 一三使卯下刻發輿、
 一大垣東出口の番所建之、侍足輕數十人被相詰、飭
 道具等有之、
 一小野村の茶屋新規に立武具飭之、麻上下着之侍
 貳人、并茶湯坊主二人相詰、臺子料紙硯多葉粉茶出
 有之、
 一佐渡り川に、御領私領より船橋掛る、船數八拾
 艘、わらひ大綱織之鎖にて繋有之、内三拾艘は采女
 正様より被差出、兩川岸に番所侍足輕相詰、采女正
 様被差出、尤武具等飭有之、
 一佐渡りの茶屋新規建、侍坊主足輕數十人相詰、尤
 臺子料紙硯檜重壹組、多葉粉盆等用意有之、

一小熊川に船橋掛る、船數十貳艘、御代官大島伊織
 殿竹中主稅殿御支配兩川岸に番所建、右御兩人よ
 り侍足輕相詰、尤武具等飭有之、墨俣入口左之方
 番所新規建、侍足輕相詰る、
 一墨俣川に尾州様安藤右京進様より舟橋掛る、船
 數百貳拾艘、兩川岸に番所二ヶ所建、侍足輕相詰
 る、尤武具等飭有之、
 一坂井川に船橋掛る、船數十二艘、是は尾州領より
 兩川岸に新規之番所建、武具飭侍足輕相詰る、
 一起川に尾張領より船橋掛る、船數三百艘餘、兩川
 岸に番所三ヶ所所有之、侍足輕相詰、尤武具等飭有之
 中納言様御内、毛利治部左衛門
 右は起し御着之節、同所船場邊に被罷出候付、御
 時宜有之、
 一殿様午中刻起し御着、御晝休被遊、
 一三使午下刻參着、
 一起し於御本陣、尾張様より御家中一統御料理被
 成下、組之者又者は銘々宿にて、御振舞被成下候、
 一殿様には、爲御膳部用御臺所に種々御用意有之、
 右殘者受用被成候御勝手へ、御馳走人生駒因幡近

藤彌大夫、其外侍數人被相詰、右御馳走人因幡彌大
 夫に、御次之間にて御逢被遊、御馳走之御禮等御直
 に被仰達、杉村頼母披露之、
 一殿様未上刻起し御發駕、
 一三使未下刻同所發輿、
 一稻葉村宿離右之方に、尾州様より茶屋二軒、貳間
 に貳拾間程に建有之、大机三其外色々飭有之、
 一かわらけ野と申所に、新規之茶屋有之、侍足輕相
 詰る、菓子等飭有之、
 一ひわ島と申所橋之左右に、新規番所建有之、
 一阿野と申所に茶屋有之、茶多葉粉御用意有之、
 中納言様御内、荒川式部
 右は、名護屋御着之節宿口迄被罷出候に付、御時
 宜有之、
 一殿様酉中刻名護屋御着御止宿、御宿坊摠見寺、
 一三使酉下刻名護屋參着、
 今晚御饗應有之付、年寄中狩衣裁判布衣、其外大小
 姓之小役人鬘斗目半上下、御徒并通詞和中半上下
 着、信使屋に相詰る、
 一殿様御直垂被爲召、戌上刻信使屋へ被爲入、上上

官式臺之前迄御迎に罷出る、鼓吹奏之、直に御休息所の御着座被遊、兩長老先立て御出、御休息所次之間に御控被成、

一中納言様より御使者成瀬隼人正殿自注、大上意之旨を以、信使御饗應被成候との御口上、平田五右衛門狩衣着取次之御前の申上、隼人正殿御逢被成、御相應之御返答被仰達、相濟而兩長老御同前御饗應之間に御出座候而、信使奉行を以三使出座候様にと被仰達、三使出座之節、殿様兩長老御次之間迄御出向、御一揖有之、御同前之間之内に御入被成、殿様兩長老左之方、三使者右之方御面々御齒之前に御立、殿様と三使二揖被成、相濟而三使と兩長老二揖有之、御双方御褥之上に御着座、追付五々三之御饗應出る、勲盃之式其外上上官以下御饗應被下、次第赤間關に同し、式之膳部御茶迄相濟而、殿様より直右衛門を以、各御心易まいり候様にとの御事にて、別て御料理被仰付候間、寛々まいり候様御三人退座被成候旨、上上官三使の達之、相應之御挨拶有之、如初御双方御褥の前に御立二揖被成、三使御次之間迄被送出御一揖有之、殿様には直に

御歸被遊、上上官初罷出候所迄送出、鼓吹奏之、兩長老も追付御歸、

一追付三使の引替之御料理出る、上上官より次官小童迄右同前、中官以下御料理等萬事赤間關同前故略之、按ずるに、長門國赤間關御饗應の次第詳ならず、

一尾州様より三使の、御使者一村甚左衛門を以、槍折一合つ、被遣之、隼人取次上上官を以三使の差出之、上上官を以御禮被申上、

一此所御馳走尾張中納言様、御馳走役成瀬隼人正殿、竹腰阿波守殿、渡邊飛騨守殿、

中納言様御内
石川 主膳

右は、御着之節墨侯西町はつれまで被罷出、
御同人様御内
松井與兵衛

御樽一荷 鮮鯛一折 粕漬鮎一箱
尾張中納言様

右は、御使者平岡七大夫御口上、今度朝鮮人來聘に付、御同道是迄御着目出度存候、依之、爲御祝詞目錄之通、令進覽候との御事、

一尾州様より爲御料理用、肴野菜色々御臺所へ被差出、

一戸田采女正様より當町迄、爲御見送御使者戸田平兵衛被差越、三使衆にも宜御心得可被下との御事、取次小川加賀右衛門、

一尾州中納言様より、御使者横井作左衛門御口上、彌御堅固御着珍重存候、然者今日御饗應に付、先達而預御使者被入御念義に存候、右之段爲可申入、以使者申入候との御事、取次小川加賀右衛門、

十月六日晴天、

一三使卯下刻名護屋發興、

一殿様辰上刻御發駕被遊、

一名護屋にて御饗應相濟候段、御注進之御狀夜前出來不仕、今朝致出來候付、尾張様町奉行平岡七大夫支配下檢斷役高木又右衛門被渡之、請取證文取之、御使者平田繁之允、

中納言様御内
野崎源五右衛門

右は、鳴海御着之節、熱田築出迄被罷出候に付御時宜有之、
一三使巳の下刻、鳴海參着晝休、

一殿様午上刻同所御着御晝休、下里助右衛門宅に被爲入、

一御本陣にて、尾張様より御家中一統に御料理被下之候、組之者又者には、夫々宿にて御料理被成下、

一鳴海御着之刻、同所町はつれに尾張様御家來横井源五兵衛被罷出候に付、御時宜有之、

枝拂一曲 御茶一器 尾張中納言様

右當所御着之爲御祝詞、御使者村勢彦左衛門を以來る、

鮮鯛一折 はりこ一箱 鱸一折 薯蕷一折
御樽一荷

右御同人様より

右者、御馳走役被申候者、兼て御料理可進旨被申入候處、御不快に付御斷に候故、其儀無御座候、依之右之品差出候間、御勝手次第御料理被仰付候様、尾張殿被申候との儀に付、御受用被成、

鳴海御宿御馳走人
兼 松 善 藏
紗綾三反宛 返進 横井頼母

右者、御宿に相詰諸事被致心遣候に付而、右之通

御使者を以、被遣候得とも受用不被仕也、右兩人
わ於御宿御逢被成、何角之御禮等御直に被仰入、
菓豆五斤 紗綾三反

御城代
返進 渡部新左衛門

右者、鳴海御馳走所惣奉行にて、諸事被致下知候
付被遣之、

銀子貳枚

鳴海御宿亭主
下里助右衛門

右爲御宿錢被下之、

一三使未上刻鳴海發興、

一殿様未後刻、同所御發駕被遊、

一名護屋と鳴海之間に、休息茶屋三ヶ所建有之、

一鳴海と大濱茶屋之間、水茶屋二ヶ所建有之、

一大濱茶屋と岡崎之間、水茶屋二ヶ所建有之、

一三使酉下刻岡崎參着止宿、

一殿様戌上刻岡崎御着、太田彦十郎宅へ御止宿被
遊、

一新井御止宿、亭主疋田彌五介、并間屋致同道御本
陣に參上、船渡り方并三使御立之刻限等、爲可承罷
越候由に付、吉川六郎左衛門罷出挨拶仕る、持參之

書付左記之、

覺

一百五拾七艘 新居に有り合候船之分

内百艘御役船 貳拾壹艘新越船 三拾六艘

獵船濱船

一百三拾九艘

一百六拾九艘

船合四百六拾五艘

遠州海邊寄船 三州浦之寄船

内、六艘御繼飛脚御用、舞坂新居兩所相詰申候、

殘る四百五拾九艘

此譯、屋形三艘 但六人水主 是者、御公儀様

御入用に而、窪島一郎兵衛様より屋形御仕付

被成

日覆船拾貳艘 但四人水主 右同斷

三拾一艘 但五人水主 是者、獻上御荷物并官

人衆御乗船、其外御用船共に

六艘 但三人水主 是者御輿乗船

百七拾五艘 但三人水主 是者馬乗船荷物共に

貳百三拾貳艘 所々寄船五人水主、四人水主、三人水主 是者官

人衆御荷物、對馬守様御家中、其外荷物同勢乗船

右者、今切御渡海船割大積り如斯御座候、以上、

卯十月

新居宿問屋
九郎左衛門

同 市 十郎

同 武右衛門

同 彌次兵衛

同 八郎兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

同 彌次兵衛

事、

一官人駕籠乘馬、御關所前より渡海之事、

一朝鮮人の諸大名方より被差出候人馬附之荷物、

同 胴勢餘計之乗馬、并皆具等新船場より渡海之事、

一其許様御供廻行列之外、御家中之胴勢荷物共に、

新船場より渡海之事、

一長持并跡付等改之義も、新船場番所に而、御關所

同前に相改渡海之事、

一新居中町に荷物胴勢新船場わ之別れ通有之、爲

案内家來差出置候事、

右之通、先年も御關所前并うのはな崎兩所より舞

坂へ渡海に付、此度も御關所前、并新船場兩所より

渡海候様に被仰付候、依之、松平駿河守殿にも申

合、船場混亂無之渡海不及遲滞候様に存候、爲御

案内先達而右之趣申入候、以上、

十月六日

一新居船場込合候に付、御先道具并御家中荷物之

儀、先達而舞坂に差渡し、御着之節込合不申候様可

被相觸之旨、吉川六郎左衛門被申渡、

一信使奉行方に申遣し候者、新居船場込合に付、三

牧野大學使者

大木勘兵衛

一三官使以下官人不殘、并長老通詞御關所前より
乗船、舞坂に渡海之事、

一官人之荷物同斷之事、
但、官人附添不來候、荷物計者新船場より渡海之

使其外之荷物常用之外者、不殘先達而被差越候様に可被申渡旨申達す、正徳辛卯信使記録、

通航一覽卷之五十六

朝鮮國部三十二

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年十月七日、朝鮮の信使三河國岡崎を頼田發興ありて、同日遠江國金谷藤原郡、晝餉の定めなりしか、大井川満水にて、こゝに滞留し、同十二日金谷を發して、駿河國藤枝に登頭宿す、前登併せ見
正徳元辛卯年十月七日、赤坂晝休、御馳走人牧野大學、御代官大草太郎左衛門下行、是日吉田宿御馳走人前人、御代官二人、岡田莊太夫、堀内六郎兵衛下行、同八日、遠江國新居晝休、御馳走人土井山城守、御代官馬場源兵衛下行、是日濱松宿御馳走人松平伯耆守、御代官二人古郡文右衛門、能勢又太郎下行、同九日、見附晝休、御馳走人前人、御代官町野惣右衛門下行、是日懸川宿御馳走人小笠原山城守、御代官二人高谷太兵衛、鈴木八右衛門下行、同十日金谷晝休、御馳走人前人、御代官能勢權兵衛下行、去八日之夜より雨大に降り、九日申の下刻より大井

通航一覽卷之五十五終

川人馬渡ることあたはず、十日十一日に至て洪水漲り出つ、十二日水少し落たり、故に今辰の中刻に及て、徐發駕して藤枝に赴く、十二日、駿河國藤枝宿御馳走人内藤紀伊守、御代官二人市川孫右衛門、野田次郎左衛門下行、踐好鐘、
正徳元年十月七日、晴天、
一三使卯下刻、岡崎發興、
一殿様、辰上刻同所御發駕被遊、
一岡崎赤坂之間、大草太郎左衛門殿御支配領之内、中柴と申所に、半道ほとも間有之、水茶屋二ヶ所建有之、下役之衆兩人宛相詰被居、
一岡崎水野監物様御番所番人、御通之節、下座有之に付、御時宜有之、
一右御同人様道奉行安見新七宿口迄被罷出候付、
一早川奥左衛門罷出、御時宜申達候、
一藤川町之内、休息茶屋建有之、
一藤川にて牧野大學様より爲御迎、御使者朝比奈源大夫被罷出、早川奥左衛門取次、御即答御禮被仰遣候、
一藤川と赤坂之間、水茶屋建有之、

一赤坂宿口迄牧野大學様より爲御迎、御使者拜江新八罷出、右同人取次之、御即答御禮被仰遣候、
一三使午中刻、赤坂着晝休、
一殿様午下刻御着御宿豐田彌兵衛宅に御晝休被遊
一御油と吉田之間、水茶屋建有之、
一三使午中刻赤坂發興、
一殿様午下刻、同所御發駕被遊、
一赤坂宿外れに、大草太郎左衛門殿御手代渡部甚五兵衛被罷出居、
一御油宿外れに、牧野大學様御使者加藤勘左衛門御油櫻町之間、大草太郎左衛門殿御手代、平松彦兵衛清水六藏被罷出候、
一小さかへと申所に茶屋有之、茶多葉粉水菓子用意有之、御賄大草太郎左衛門殿支配、
一中柴と申所に茶屋有之、大草太 左衛門殿手代小林伊左衛門、黒柳傳左衛門被罷出候
一御油と吉田との間、水茶屋建有之、
一三使申之下刻、吉田參着止宿、
一殿様酉之上刻同所御着、清洲屋與右衛門宅に御止宿被遊候、

一竹村太郎左衛門殿御代官なり、御出、御着之御祝詞、將又於爰元人馬無滞相濟珍重奉存候、明日者御休迄罷越、御様躰可承之處、我々三人宛は御跡に罷在、人馬差引等仕申故、得罷越不申候間、彌御勇健御旅行可被成之御事、

一正使方より鹽硝火繩致拂底候付、所望致度之由、信使奉行迄被申候段申來候付、鹽硝は幾度六右衛門方へ申渡し、火繩は勘定手代方へ申付調させ、鹽硝三斤火繩十把、信使奉行方迄爲持遣す、

一三使銘々不時之爲御見舞、求肥飴養命糖二箱宛、以御使者被遣之、仕立左記す、

求肥飴一箱宛、養命糖一箱宛、 三使銘々宛

但、壹組に拾三斤半入、貳重物にして箱桐くり足にして糸真田緒付け、箱一組つゝ、臺に据る、臺かけなかし、

十月八日

一三使卯上刻吉田發興、

一殿様卯中刻、同所御發駕被遊、

一伊奈村と申所に、腰掛水茶屋建有之、菓子茶多葉粉飴有之、侍茶道被相詰、

一飯村と申所に、水茶屋有之足輕相詰、
一小坂井村と申所に、水茶屋建有之足輕相詰、
一山中橋と申所に、水茶屋建有之足輕相詰、
一三使巳中刻新居參着晝休、

一殿様巳下刻同所御着、御休御宿疋田彌五助、

一新居舞坂船渡爲下知、吉川六郎左衛門、内山郷左衛門、黒城惣左衛門、御步行落合彌七兵衛、山田式右衛門、内山多左衛門、足輕四人、下目付二人差越、場下知仕る、

一新居舞坂船場爲御馳走、松平駿河守様鍋島内匠様、當所御越御詰被成候、

一新居三使宿より船場迄、町に葦三枚並敷有之、上上官已下歩行にて罷越、乗船仕る、

一船附に假橋三ヶ所掛る、三使是より乗船、

一三使午中刻新居乘船、追付舞坂着船、

一殿様未上刻新居御發駕、御駕籠に乍被爲召直に御番所之前御通り被成、牧野大學様より御出被置候船に被爲召候處、松平駿河守様御番所に御勤、殿様爲御對面御船場に御出被成候に付、殿様御船より御揚御挨拶被遊相濟、御船に被爲召御出船、追

付舞坂本船場御着船御揚被遊、

一舞坂御番所、鍋島内匠様御詰居被成候付、御駕籠より御出御時宜被成候、

一舞坂御番所、牧野大學様御家來數多被相詰候、
一此方御荷物、并御家中出馬等、御番所之前より渡し候而者込合候付、御番所御構之外卯の花崎と申所に新渡し場御用意、此所より差渡す、勿論舞坂に而も、新船場より荷物揚る、新規に假御番所建有之、

一三使乗船三艘塗小早、絹赤幕張之、

但、正使乗船に國書乗り、書簡與者臺に据、六枚折之小屏風に而構之、

一殿様御召船塗早船、絹淺黃幕張之、

一縁長老集長老乗船一艘、右同斷、

右五艘之内早船は、牧野大學様より御馳走に被差出候、

一上上官三人乗船、日覆船三艘、

一上官者日覆船數艘に乘組、

但、此船之日覆水夫之飯米等之儀者、御代官窪島市郎兵衛殿より御支配被成候、

一寄船者、朝鮮人并此方御家中段々乗渡る、
一信使奉行平田隼人、并裁判寺田一郎兵衛は、別に日覆船壹艘に乗、
一同大浦忠左衛門、并裁判樋口久米右衛門は、別に日覆船壹艘に乗、
一直右衛門頼母、并御用人三人乗船者、日覆船五艘用意有之、直右衛門渡り之節者、折節兩長老乗船戻り候付、此船に乗り候様にと、御馳走方より被申に付乘渡る、

右渡船之支配之儀者、牧野大學様御家來被相勤候、

一舞坂宿之中程、新船場之わかれ道札立置、爲案内松平伯耆守様より御家來被差出置候、

一松平伯耆守様より濱松宿口迄、爲御迎御使者被差出候、

一舞坂と濱松之間に増樂村と申所に、新規之茶屋一軒建、臺子菓子其外色々飴有之、三使被立寄休息在之、

一同所東若林村と申所に、新規茶屋一軒建、茶多葉粉等飴有之、

一三使酉上刻、濱松參着止宿、
一殿様酉中刻同所御着、御宿川口屋次郎兵衛宅御
止宿被遊、

鹽白鳥一箱 手樽一 水戸中納言様より御使者
雨宮又右衛門

右は、出馬差出候に付以使者申入候、依之致進覽
候との御事、并自分伺御機嫌も被申聞候、取次淺
井與左衛門、

古郡文右衛門殿 能勢又太郎殿

右御旅宿御出、當所御賄役相勤候、御用も被成御
望候は、可被仰付候、御着之御祝詞旁致伺公候
との御事、取次古川忠右衛門、

雨谷勘兵衛殿

野田三郎左衛門殿

樋口又十郎殿

右は、舞坂より江戸迄人馬割御役御務に付爲御
届御出、取次古川忠右衛門、

一松平伯耆守様御着之爲御祝詞御出、御通被成御
對面御相應之御挨拶被成、追付御歸、

松平右衛門督様御内
朝倉才藏

土肥伊左衛門

本多信濃守様御内
清水鳥之丞

松平加賀守様御内
村田縫右衛門

松平淡路守様御内
三澤十郎兵衛

松平長門守様御内
佐脇數馬

松平越中守様御内
岩田淺右衛門

松平讃岐守様御内
渡部庄兵衛

右は、御本陣に被罷出、我々儀、是迄相送人馬引
取申候爲御届罷出候由に付、直右衛門致面談、三
浦貞右衛門挨拶仕る、尤殿様御達可被成候處、去
比々御不快に付御達不被成旨、直右衛門申達候、

紀伊中納言様御内
正木五郎右衛門

水戸中納言様御内
雨宮又右衛門

松平大炊頭様御内
國枝小市郎

藤室和泉守様御内
須知彦之允

松平下總守様御内
伊東彌太夫

松平甲斐守様御内
竹下三郎大夫

別所孫太夫

渡部庄兵衛

堀源右衛門

渡部忠右衛門

三好孫右衛門

永田甚之允

白井一郎兵衛

山本平藏

清水惠左衛門

酒井雅樂頭様御内
梅澤賀大夫

右は、當所より三島迄之出馬差出候に付、爲御届
以使者申入候との義、直右衛門致對面、三浦貞右
衛門挨拶仕る、尤御不快故、殿様御達不成旨、直
右衛門挨拶仕候、

一三使より爲問案金判事參上、通詞下知役木寺多
吉、通詞壹人相附口上、今日者新居致渡海末々迄無
別條大悦仕候、彌御替被成間鋪と珍重奉存候、爲御
見舞問案差上候との義也、御即答御相應也、

織田山城守御内
横山清左衛門

池田内匠様御内
神取小十郎

松平伯耆守様御内
沼野判太夫

城代
關圖書

同
鳥居主馬

同
藍原源藏

右御着之御祝詞、爲伺御機嫌參上、

藤室備前守様御内
和田幸右衛門

岩城善左衛門
用人

中島團右衛門
町奉行

根野口郷右衛門

右御着之御祝詞、爲伺御機嫌參上、

右御着之御祝詞、爲伺御機嫌參上、

御代官
窪島市郎兵衛殿

御子息
御同姓作右衛門殿

新居御賄御代官
馬塲源兵衛殿

御子息
御同姓傳右衛門殿

濱松御賄御代官
古郡文右衛門殿

能勢又太郎殿

雨宮勘兵衛殿

野田三郎右衛門殿

樋口又十郎殿

永田甚之允

白井一郎兵衛

山本平藏

清水惠左衛門

須知彦之允

伊東彌太夫

竹下三郎大夫

別所孫太夫

渡部庄兵衛

堀源右衛門

渡部忠右衛門

三好孫右衛門

永田甚之允

白井一郎兵衛

山本平藏

清水惠左衛門

須知彦之允

伊東彌太夫

竹下三郎大夫

別所孫太夫

渡部庄兵衛

堀源右衛門

渡部忠右衛門

三好孫右衛門

永田甚之允

白井一郎兵衛

山本平藏

清水惠左衛門

須知彦之允

伊東彌太夫

竹下三郎大夫

別所孫太夫

渡部庄兵衛

堀源右衛門

渡部忠右衛門

三好孫右衛門

永田甚之允

白井一郎兵衛

山本平藏

清水惠左衛門

須知彦之允

伊東彌太夫

竹下三郎大夫

別所孫太夫

渡部庄兵衛

右之通、以御使者被遣之、
 一就御用、土屋相模守様（按するに、老中政直、）以御宿繼御狀被遣候に付、相州様御證文相添、御當所町奉行迄、御側歩行津留四郎左衛門を以被遣之、彼方より宿繼にて被差立候様に申遣す、

一今晝新居御渡海之節、鐵砲御免之御證文一通、御番所（吉川六郎左衛門を以被差出、牧野大學様御家來番頭五味六郎左衛門を相渡す、御證文請取證文之儀申達候處、請取證文差出候義者終に無之候、則鐵砲無異議相通申事に而候故、左様御心得可被成候由被申候に付、成程御尤に存候、此段内證申談得御差圖候様にと申付候に付、申達候之旨申罷歸る、）

十月九日、雨天、

一三使辰上刻濱松發興、
 一殿様辰中刻、同所御發駕被遊、
 一濱松と見付之間、藥師村と申所に、新規に茶屋建、臺子菓子茶多葉粉等飭有之、
 一天龍川瀬壹つ有之船橋掛る、舟數六十三艘、前後に番所建、松平伯耆守様より侍足輕相詰、尤武具等

飭有之、

一濱松と掛川之間、原川村と申所に茶屋建、足輕相詰、
 一立野村に休息茶屋建有之、
 一御代官窪島市郎兵衛殿、同姓作左衛門殿御手、渥美四方助、渡部武助、林仲右衛門、佐藤又八郎爲御馳走被罷出、取次内山奥左衛門、

一中泉町に茶屋建有之、窪島市郎兵衛殿、同姓作左衛門殿御手代田中半藏、下役中村兵吉相詰被居候、取次内山奥左衛門、
 一三使午中刻見付參着晝休、
 一殿様午下刻同所御宿、御宿飯田宇右衛門宅に御晝休被遊、

一三使未中刻見付發興、
 一殿様未下刻、同所御發駕被遊、
 一袋井町之内、休息茶屋壹ヶ所建有之、
 一大草太郎左衛門殿御手代爲御祝詞、袋井宿其外所々に被罷出候、
 一小笠原山城守様御使者、藤本幸右衛門御迎として、袋井掛川之間に被差出、相應之御即答有之、

一掛川御賄御代官高谷太兵衛殿、鈴木八右衛門殿御手代太田幸左衛門、根本郷左衛門掛川宿口に被差出御口上、當所御賄被仰付候付相詰罷在候、御用等被成御座候は、可被仰付との事、取次樋口富右衛門、

一原川村と申所へ、新規に茶屋建、侍足輕相詰候、
 一途中に而及暮候付、伯平伯耆守様より、殿様を爲御馳走竿挑灯十六、小笠原山城守様より、同貳御行列之内に被差出、
 一三使酉上刻掛川參着止宿、
 一殿様酉中刻同所御着、山口彌兵衛所へ御止宿被遊、

一夜に入、大井川役人六左衛門と申者、掛川御本陣に罷出、川之御注進に罷越候由に付、松原判左衛門取次之申聞候者、今五つ時より晝迄之間、狹に掛り候瀬壹三瀬に成申候を見届、午之刻時分金谷罷立候、尤追々御注進申上候筈に御座候、馬越不能成程之水に成候得者、猶以早速御注進申上候筈に御座候、私義者、爰元々相控罷在、金谷より段々申越候注進之趣を申上等に御座候由、申聞る、

一窪島市郎兵衛殿、御同姓作右衛門殿御手代山崎爲右衛門御使に而、大井川今七つ時前者、步行渡り有之候得とも、段々満水いたし川越相止み申候、爲御案内差越候と之義に而、書付壹通來、左記之、取次小川加賀右衛門、則吉川六郎左衛門罷出川之様子相尋、御返答相應に申遣す、

一 大井川 三瀬 金谷方小川 股通 中本瀬 横帶下 島田方小川 膝通
 右者、大井川渡瀬爲御案内御使者申上候、以上、
 十月八日 窪島作右衛門 窪島市郎兵衛

宗對馬守様御用人中
 一金谷庄屋川村惣右衛門、今夜四つ時掛川に罷越、春日龜竹右衛門を以申聞候者、大井川出水相増、往來相留り申候、併川之儀に御座候得者、夜中に何程に水劣り可申も不相知、殊外之満水に御座候得者、迎も明日步行渡り杯罷成候程に者、水引可申とも不奉存候、追々御注進申上候筈に御座候由、申聞候、

一右之通り之儀に付、明日者早朝より御發駕被遊間敷候、尤追々注進有之、今晚明朝に水減し申候は、御渡り被成候義も罷成候哉、殊金谷迄御越被成候間も有之候故、其内に者水も減し可申候間、御供觸者五つ頃に相揃候様に、御發駕之儀者、明朝可被仰付之旨被相觸候様にと、吉川六郎左衛門に申渡す、

十月十日

一三使辰上刻掛川發輿、
一殿様辰中刻、同所御發駕被遊、

一窪島市郎兵衛殿御手代狩野尉右衛門、丑之刻金谷出歩仕候由に而、今朝掛川の參着申候者、大井川之水満水にて、人長けより相増候に付、渡り止り申候由、尤一郎兵衛殿作右衛門殿よりの書付、左に記す、

大井川之儀、先達而申上候通、段々水増申候間、渡り瀬無御座候、猶又水之趣追々御注進可申上候、以上、

十月九日

窪島作右衛門
窪島市郎兵衛

宗對馬守様御用人中

右之通に候得者、川涉之儀者、不罷成に相究り候得者、願者金谷迄御越被遊、彼所に而水之様子御待合被成候方、御手當も宜敷候得共、金谷者御晝休之場所に而候故、御止宿被遊候而も、宿等之差支有之間敷候哉、其程無心元候付、信使奉行方に申遣し、彼方より當所御代官、并金谷御代官衆方得と被承合候處、御止宿被遊候而も決而差支無之由、勿論諸大名様方出馬役之衆等も、外之所に止宿被致候様、御代官方より御觸被成候由申來候付、御發駕被遊、一新坂町に休息茶屋建、折菓子、臺子、茶、多葉粉飴有之、

一ぬめり川に茶屋建、飴物等右同斷、
一佐野新田に茶屋建、飴物等右同斷、
一三使午中刻金谷參着、晝休之筈に候得とも、大井川満水に付被致止宿、
一殿様午下刻同所御着、大井川満水に付、御宿西照寺御止宿被遊候、

一窪島作右衛門殿御出御口上、三使御同道御堅固御着被成珍重奉存候、爲御祝詞致參上候、然者大井

川満水に付、御渡りも難成御氣毒に可被思召と奉察候、瀬踏等もいたさせ候得は、殊外満水に而御座候、水之様子追々御左右可申上候、相應之御用等被成御座候は、可被仰聞候、御祝詞旁致參上候との御事、取次小川加賀右衛門御通り被成候に付、直右衛門頼母罷出御挨拶申入る、對馬守可懸御目儀候得共、此節不快に罷在候故、其儀無御座候由、相應に申入る、

一能勢權兵衛殿、御同姓宇兵衛殿御出御口上、海陸御堅固當所迄御着珍重奉存候、我々儀、爰元御賄役被仰付罷越候、御祝詞旁致參上候由、被仰置御歸り、取次吉川六郎左衛門、

栞五拾、蜜柑百貳拾、柑子百貳拾、蜜いけな

三 使 ね

右三使に爲御見舞、御使者平田繁之允を以被遣之、一三使に御使者淺井與左衛門御口上、彌御無異當所御着珍重奉存候、然者大井川之水増し、今日者當所に致滞留御同前氣毒に存候、乍然天氣も能候故、明日者渡りも罷成由、所之者申候、彌渡り有之候は、此方より御左右可申入候間、其節御發足可被成

候、當所御着之御祝詞旁爲可申伸、以使者申入候との御事、

一縁長老集長老にも、右之趣を以御使者右同人被遣之、

一縁長老より使僧泰藏主口上、昨夜迄者殊之外大雨に而御座候得とも、三使衆無別條當所參着、御満足可被思召奉察候、御手前様にも彌御替被成間敷と珍重奉存候、爲御見舞使僧を以申上候との御事、御即答御相應、取次島雄菅右衛門、

一窪島市郎兵衛殿より、御使者御手代市橋富右衛門御口上、大井川之水今朝御案内申上候通、今に落不申候、本川筋者一寸程落申候得共、徒渡り等決而難成御座候、右之段爲可申上、手代を以申上候との御事、取次幾度與一右衛門、

一毛利周防守様鞍皆具之御使者、山中左次右衛門爲窺御機嫌參上、取次内山郷左衛門、

一能勢權兵衛殿御手代、興津惣助谷村左太夫御旅宿に被罷出、唯今迄川に市郎兵衛作右衛門儀も相附居候得とも、水之淺深別而相替義無御座候、只今之通に候は、明日川御渡り者罷成間敷よし被申

開候、吉川六郎左衛門罷出挨拶仕る、

紗綾三端

金谷御前御代官 能勢權兵衛殿

同 貳端

宇兵衛殿

右御口上、今度信使就來聘、爰元御賄蒙仰御苦勞存候、依昨日旅宿の預御出被仰聞候趣、令承知被入御念義に存候、拙子儀、先頃以來少々不快に罷在、不得御意御殘多存候、御禮旁以使者申入候に付、目錄之通令進覽候この儀に而被遣之、御使者志賀甚五左衛門、

紗綾三端

天龍川船橋奉行

窪島市郎兵衛殿

同 二端

大井川河越御支配 御同姓作右衛門殿

右御口上、今度信使同道當所致參着候、爲御祝辭昨日者預御使者、殊大井川満水に付、水之様子委細折折被仰聞、別而入御念義辱存候、旁以使者申入候に付、目錄之通令進覽候この義、御使者志賀甚五左衛門、

一今亥下刻、土屋相模守様より宿繼之御奉書到來、當所問屋藤左衛門持參仕る、取次内山郷左衛門、例之通藤左衛門へ郷左衛門よりの請取證文出之、右

御奉書者、名護屋御饗應相濟候御案内被仰上候御返事なり、

一大井川満水に付、當所御止宿被成候段、江戸表に被送御案内候、御狀箱に宿繼之御證文相添、御側歩行山本勘右衛門を以、當所御賄御代官能勢權兵衛殿に爲持遣し、品々飛脚に差立候様にと被仰遣る、十月十一日、晴天、

一大井川満水に付、金谷御滞留、

一今朝御旅宿の窪島作右衛門殿御出、御役人中に掛御目度由に付、松尾木工罷出候處、作右衛門殿御申聞候は、川之様子吟味致させ候處、川端に而は水減候得とも、其水本瀬に込入、本瀬殊外深く成り申候、勿論徒渡り者成申候得共、馬越し罷成不申候、唯今之様子に而者、今日御渡り被成候義無心元奉存候、併後程に而も急に水減り申儀も可有御座候哉、兎角追々様子御案内可申上由、被仰置御歸被成、

一小笠原山城守様御使者、西脇幸次郎御口上、大井川満水に付、未其許へ御逗留被成候段、家來共方より申越承之候、兼而御休之所に而候故、手狭御座候

而御難儀可被成御座と推察仕候、爲御見廻御使者申上候この御事、取次内野權兵衛、

一窪島作右衛門殿御出、今日に至りても御涉被成候程に水減不申、御滞留被遊御氣の毒可被思召候、乍然今晝時者俄に餘程水減し、大男の横帯に掛り候程に候故、夜中にも又々水落可申候、明日者必定御渡可被成候間、其御心得被成候様にと、川越御下知之御代官衆被申候故、彌明日御越可被成と存候旨、直右衛門へ被仰聞、相應に御挨拶申入、

一今日も大井川水減不申候に付、三使金谷被致止宿候段、相州様迄被仰上候御狀、宿繼御證文相添、并駿府御加番衆へ、今晚爰元止宿之段被仰遣候、御狀箱者御使者高勢宅兵衛を以、能勢權兵衛殿へ爲持遣候、右宅兵衛持參之口上書、左記之、

今日者、旅宿へ預御出被仰置候趣令承知、被入御念儀存候、然者大井川満水に付而、今日も爰元へ三使被致止宿候段遂御案内候に付、相模守殿へ之狀箱一、宿繼の御證文相添爲持進之候、將又駿府御加番衆へ遣候狀箱一、是又爲持申候、相屆候様に被仰付可被下候、爰元不慮に三使被致滞留

候處、諸事被入御念候儀、三使心易休息被仕候段、江戸表へ申上候、御出之御禮旁爲可申伸以使者申入候、

一殿様大井川御渡被成候節、川端役人左記之、

惣下知役

川越奉行

大浦左近右衛門

樋口吉右衛門

組頭手代

大浦左平太

同書手

同書手

川村格之允

仁位三右衛門

同書手

川原太右衛門

山内五郎兵衛

同書手

西宮七郎左衛門

吉永作左衛門

同書手

高勢文九郎

組之者 四人

宿口に而、此方御家中他家中之衆見分候而、御代官手代に申遣候御徒、

高勢文九郎

一信使方川越役人、左記之、

信使川越奉行出馬掛

同書手

三浦貞右衛門

吉田兵左衛門

同書手

小田平左衛門

同馬掛

同書手

山田式右衛門

右手代召連川端に罷出、殿様方川越奉行と申談候様に申渡、

同書手

永留助兵衛

小川貞五郎

梅野津右衛門

川内宇佐右衛門

同下代 足輕 六人

十月十二日、晴天、

一窪島作右衛門殿、御手代谷村左太夫を以、少々水落に付、今朝より大井川渡懸申候、爲御届以使者申上候との御事、御即答相濟、

一大井川水減し馬渡り成候に付、今日川御越被遊筈に付、夜前申渡置之川越役人、川端に罷出下知仕候、

一縁長老より使僧寅藏司、今日者天氣能水も減し候間、川御渡り可被成と奉存候、右爲御悦以使僧申上候、且又御 老中申入候、何時分川渡可然哉之旨申來候付、從殿様之御返答相應に申達、年寄中より之返答に者、三使も追付可被渡候間、川奉行衆方御閉合、其跡に成とも御勝手次第、御渡り被成可然之旨申遣す、

一三使方より問案使崔同知、通詞下知役米田惣兵衛、并通詞江口金七相附來る、口上、此間者御左右不承候、愈御堅固可被成御座と珍重奉存候、然者今日者天氣能御座候付、川渡り之様に被仰候間、追

付罷渡り可申候、御見舞旁以使申上候との義、取次小川加賀右衛門、御返答者古川繁右衛門を以、相應に被仰遣、

一三使辰中刻金谷發興、

一殿様已上刻同所御發駕被遊、

一於大井川御先番之面々、三使より先に被差渡、朝鮮人荷物不殘渡切候以後、殿様御發駕被成川端に御扣、御先道具并御供之面々大形相渡候を御覽被遊、大井川御越被成、

一大井川之水三瀬有之、數百人之川越川之上下を立切る、川越近郷より之寄人も、尤馬駕籠、其外川端に參り掛り候面々者、常之通川越之者人數夫々に應し相附渡る也、

一川爲下知、金谷川端に窪島市郎兵衛殿、御同姓作右衛門殿御出之由に候得共、御通之時分者、不被相見候付御挨拶無之、

一窪島市郎兵衛殿、御同姓作右衛門殿御手代、并家來衆、其外金谷島田兩町肝煎問屋、年寄、川月行司役之者共不殘、兩方川端并川越之者共入置候小屋出口へ罷在、夫々下知仕也、右御手代家來衆者、金

谷に而者吉川六郎左衛門、島田に而者島雄多内披露、御駕籠之口より御時宜有之、

一諸方より出馬附之衆、其外一昨日より川涉留り候に付、他所之人も大勢差渡候得者、一度に渡掛候而者、川端込合、川越之者も差支可申候間、川役之衆へ此方川役之人夜前より申談置、此方御家中信使附之面々迄、不殘渡し切候已後、出馬附之使者、其外他所之人被渡候様、宿口に差留筈也、依之、御先番之面々罷越候時分より、此方川越奉行大浦左近右衛門、并手代御徒或人相附、先達而川之方宿口迄差越置罷通候人見分け候而、此方之御家中、他家中之衆夫々に川役之衆に申達、他所之人者一人も不被差通なり、

一金谷之方川端に而、窪島市郎兵衛殿御同姓作右衛門殿より、大井川御渡り被成候爲御祝詞、御使者落合牧右衛門御逢被成、御即答相濟、

一駿州安倍川御代官鈴木三郎兵衛殿、御同姓小右衛門殿より、去る九日之日付之口上書一通、御使岡部治助八日之暮より九日迄、晝夜大雨降安倍川水増、九日晝より馬越留り候よし御知らせ申來る、使

之人申候者、最早水減り渡り、決て罷成候と追々注進有之由申聞る、御即答相濟、

一まかり山へ茶屋建有之、爲御馳走内藤紀伊守様御家來淺野雲四郎と申人被罷出、

一三使未中刻藤枝參着止宿、

一殿様未下刻同所御着、松村伊右衛門宅へ、御止宿被遊、

蜜柑三百宛但、眞目録相添、三使銘々々

右御使者御口上、今日者大井川無別條罷渡互に珍重存候、且又明日者於駿府御饗應有之候間、早朝より御發足可被成候、隨而任見來目錄之通令進覽候との御事、御使者淺井與左衛門、御返答相應、

氷砂糖貳斤和目錄相添、崔同知

右、此間病氣有之候付、爲御見舞御使戸田權右衛門を以被遣之、

一三使并下々迄無別條、大井川罷渡り候段御注進被成候に付、土屋相模守様御狀箱、宿繼之御證文相添、御賄方市川孫右衛門殿、野田二郎左衛門殿、市川新右衛門殿信使屋に御詰被成候付、則御使戸田權右衛門を以被遣之、右三人に渡之、請取手形取

之罷歸る、

一南新屋村腰掛茶屋建、侍茶道相詰る、正徳辛卯信使記録
享保四己亥年五月、御用掛御勘定組頭奥野忠兵衛、宗對馬守老臣平田直右衛門贈答書中、

一正徳朝鮮人新居渡海之時、小早五艘右乘船、
三使三艘 兩長老壹艘 宗對馬守壹艘
右之通に候由、松平伊豆守より書付被出候、上上官不相見候、小早之外に乘候儀と相聞候、享保己亥信使記録

通航一覽卷之五十七

朝鮮國部三十三

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年十月十三日、朝鮮人駿河國藤枝より益頭同國府中に安倍着す、即刻上使として長澤壹岐守高家、信使旅館寶泰寺に參向し、使節を勞らばせ、かつ御饗應賜はり、宗對馬守義方及び兩長老して相伴せしめらる、事畢りて信使發與し、同國江尻鹿原に鹿原止宿す、同十七日武藏國川崎荏原に荏原着駕、時に新井筑後守寄合、内命を蒙ふり、こゝに來りて宗義方と、進見の式等諸事談判し、三使にも對顔あり、同十八日品川宿に在りて、また上使酒井左衛門佐忠真をもて、到着を迎へしめ給ふ、是日信使着府す、

正徳元辛卯年十月

十三日府中、晝休、御馳走人三人、遠藤下野守、齋藤飛驒守、戸田靱負、御代官中川吉左衛門、斯にて御饗應あり、在城せらる、御書院番頭板倉筑後守組の衆、素袍長袴にて給仕なり、江戸より上使として

通航一覽卷之五十六終

長澤壹岐守參いる、是日、江尻宿、御馳走人鍋島紀伊守、御代官鈴木三郎兵衛、窪田長五郎下行、十四日吉原晝休、御馳走人牧野讀岐守、御代官林甚五右衛門下行、是日伊豆國三島宿、御馳走人脇坂淡路守、御代官二人、小林又左衛門、飯塚孫次郎下行、十五日相模國箱根晝休、御馳走人大久保加賀守、御代官長谷川六兵衛下行、大久保侯は時の老中なり、故に家人代りて勤む、是日小田原宿、御馳走人前人下行、十六日大磯晝休、御馳走人松平左兵衛督、御代官諸屋内藏之助下行、是日戸塚宿、御馳走人稻葉伊豫守、御代官二人、下島甚右衛門、飯島八郎右衛門下行、廉按、按するに、この書桂川元廉の著なり、戸塚河崎相去不過六里、故不更置午時饗享所、是日武藏國河崎宿、御馳走人蜂須賀飛驒守、御代官伊奈半左衛門下行、十八日品川晝休、御馳走人加藤遠江守御代官前人、斯所に於て上使として、酒井左衛門佐參向はる、三使拜命畢る、既にして對馬守下知して、江戸初入の儀を沙汰し、未の刻出て赴、踐好録○按するに、中て妓女を買われ被申候、朝鮮人喜申候由とあれども不審なり、村兵衛記抄に、道中に

正徳元年十月十三日、晴天、

一今日於駿府三使の御饗應有之、其上上使被成下候に付、大浦忠左衛門、并樋口久米右衛門、雨森東五郎、其外通詞下知役、御祐筆通詞等、先達而駿河へ罷越可然旨申談、右之面々鞠子より駿府へ先達而罷越す、

一於駿府以上使御饗應有之候に付、前々のごとく先達而上上官一人罷越可然旨申談、三使の申達候處、李同知可差越と之儀に付、詞通下知役米田惣兵衛、通詞加瀬傳五郎相添、寅之上刻藤枝發足仕候由、隼人方より申來、

一忠左衛門久米右衛門、先達而駿府に被差越候付、今日信使跡乗り、杉村頼母并戸田仙助相勤、

一三使寅中刻藤枝發與、

一殿様、寅下刻同所御發駕被遊、

一藤枝と岡部之間に、水茶屋二ヶ所建有之、

一岡部宿之内、休息茶屋建有之、

阿部川下知役

儀 四郎左衛門

同手代 山田式右衛門

西宮七郎左衛門

樋口吉右衛門

山内五郎兵衛

内山多左衛門

吉永作左衛門 川原太右衛門
同下役 足輕 六人

右者、先達而阿部川に罷越下知仕る、

御代官鈴木三郎兵衛殿御手代

澤村儀太夫 關戸條右衛門

右同所の下知として相詰候付、四郎左衛門吉右衛門挨拶仕る、右之外人數大勢相詰候、川越之人夫二千二百十五人、

但、衣類淺黄地白之三つ引之模様有之、

一殿様御駕籠三使輿に相附、川越人數右印之衣類着之、

一朝鮮人先荷物、且亦御家中先立之面々乗掛駄荷共に、参り掛りに先相渡す、壹疋六人、或者四人川へ越夫相附、

一川越人夫之義、窪島一郎兵衛殿御支配に而、此方御家中も朝鮮人同前に、公儀より御馳走也、

一三使今朝發輿、如順殿様より先立而阿部川無失儀相越す、

一殿様已後刻阿倍川御渡被遊、御家中無別儀罷渡、一駿府御馳走人遠藤下野守様、齋藤飛驒守様、戸田

靱負様、御賄中川吉左衛門殿より、所々堅之人被差出置候付、御時宜有之、

一三使阿部川茶屋龜屋新左衛門所へ被立寄、府中に御饗應有之に付、裝束替被致、

一此所之名物故、三使銘々に餅一重つ、白木縁高に入、白木三方に乗差出す、上上官銘々へ白木縁高に入、塗木具に据る、良醫製述官は、塗縁高に入塗木具に据而銘々に出す、右用意等之爲に、勘定手代賄掛等、先達而阿部川に差越、三使の當所銘物に而候故、掛御目候由に而、勘定手代を以上上官迄差出す、

一三使、上上官、學士、良醫、上判事、軍官、次官迄、御馳走方より餅被差出、

阿部川に而常々御立寄被成候定御宿、

金子貳百疋 庄右衛門

右者、三使其外に被遣候餅、并かけなかし縁高三方調差出候代、且又御立寄可被成哉と存、商賣を相止置、殊御通之節餅進上仕候付、右之通被成下一今日者於駿府御饗應有之候付、三使阿部川茶屋に立寄被居候間に、殿様駿府に先達而御越被成、

一殿様三使より先御通被成候に付、三使供廻出馬、并他家中乗り掛馬、御家中先立等、阿部川宿口へ湊い、^カ込合候付、人馬下知役小田平左衛門罷出居、前後に段々繰出し、殿様御通り之路を明なり、

一三使にも殿様御通り以後、追付阿部川發輿、一府中宿口迄、水野小左衛門殿與力、大野忠右衛門田宮貞之進、右同組同心拾人為御馳走被罷出、取次内山奥右衛門御時宜相應に申達す、

一府中宿に而、水野小左衛門殿與力望月治部右衛門為御馳走被差出、取次樋口富右衛門御時宜相應に申達す、

一殿様午上刻駿府に御着、御宿和泉屋平左衛門宅に御晝休被遊、

一三使午中刻同所参着、晝休宿坊寶泰寺、

一當所御着、早速上使長澤壹俊守様の御使者内山奥右衛門被遣、御口上御着之御届、且又追付信使屋に罷出候間、其節萬端可得御意候との御事被仰遣、

一兩長老、殿様より先達而信使屋へ御出候故、御届之御使者不被遣なり、

此所御役人様方、左記之、

通航一覽卷五十七

上使 長澤壹岐守様

御馳走人 齋藤飛驒守様

御成代 青山信濃守様

御成番 伊丹覺左衛門様

御座席御給仕奉行 近藤十兵衛様

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行 御座席御給仕奉行

御加番 遠藤下野守様

御加番 戸田 靱負様

御加番 板倉筑後守様

御加番 水野小左衛門様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

御加番 荒川 内記様

一殿様信使屋寶泰寺へ御出被遊候に付、御供者布衣素袍、其外白張着之者先規被返なり、

一殿様客館へ御入被成候付、御馳走人御番頭、御定番、町御奉行大紋素袍御着用、立關に御出迎被成御

座候、御居附被成候而、追付遠藤下野守様、齋藤飛騨守様、戸田鞆負様、水野小左衛門様、其外御番衆、御賄御代官中川吉左衛門殿の御對面被成候而、上使御出を御待合被遊、

一上使長澤壹岐守様、午之下刻信使屋寶泰寺の御出被成、

一中門外に而御下輿、此所迄遠藤下野守様、齋藤飛騨守様、戸田鞆負様御出迎被成、此時平田隼人、平田直右衛門、大浦忠左衛門、杉村頼母下輿所迄罷出る、上上官三人爲御迎下輿所迄罷出る、

一上上官下輿所迄罷出候旨、平田隼人披露之、上上官へ御會釋有之、中門之内に被爲入候節鼓吹奏之、上上官御先導仕る、

一殿様并兩長老は、庭上之中程迄御出迎御會釋被成、何も上使御右之方御後脇に御添御步行被成、

一上使爲御迎階下迄罷出、階下に而南向に被立並、上使者北向に御立御一揖有之、上使と正使御立並本堂の御入、副使從事も正使之跡より順々に被入、殿様并兩長老、上使之御跡に御隨ひ間之内に御入被遊、

一間之内に被爲入、上使と三使御齒の前に御立向、御互に二度之御對揖被成、殿様并兩長老之御銘々御擲の前に御立並被成、上使と三使御對揖畢而、御齒之上に御着座被成、上使より殿様の上意之旨有之由被仰聞時、殿様御中座被遊、謹而御開被成、此時兩長老擲をはつし俯伏被成、上意之旨者、

信使來聘大儀に被思召候、仍而於此地御響應之義被仰付候、

右上意之旨を殿様御開被遊、崔同知を御呼被成、上意之趣被仰含、此段三使の申達候様に被仰渡、則崔同知三使銘々に申達、上意之旨三使謹而承之、此時直に御請者無之、三使より上使の之挨拶に御響應可被仰付之旨難有奉存候、我々儀、今度信使に罷越候處、於所々段々御馳走被仰付、難有次第奉存候旨、崔同知殿様の申上る、殿様より上使の被仰上、上使相應之御挨拶有之候付、其趣崔同知を以三使の被仰入、右畢而上使より、其方并兩長老の上意之旨有之由を被仰候付、殿様兩長老の御會釋被成、御三人共御中座被成候而被仰渡候上意、

信使御響應に付、各三人相伴之儀被仰付候、

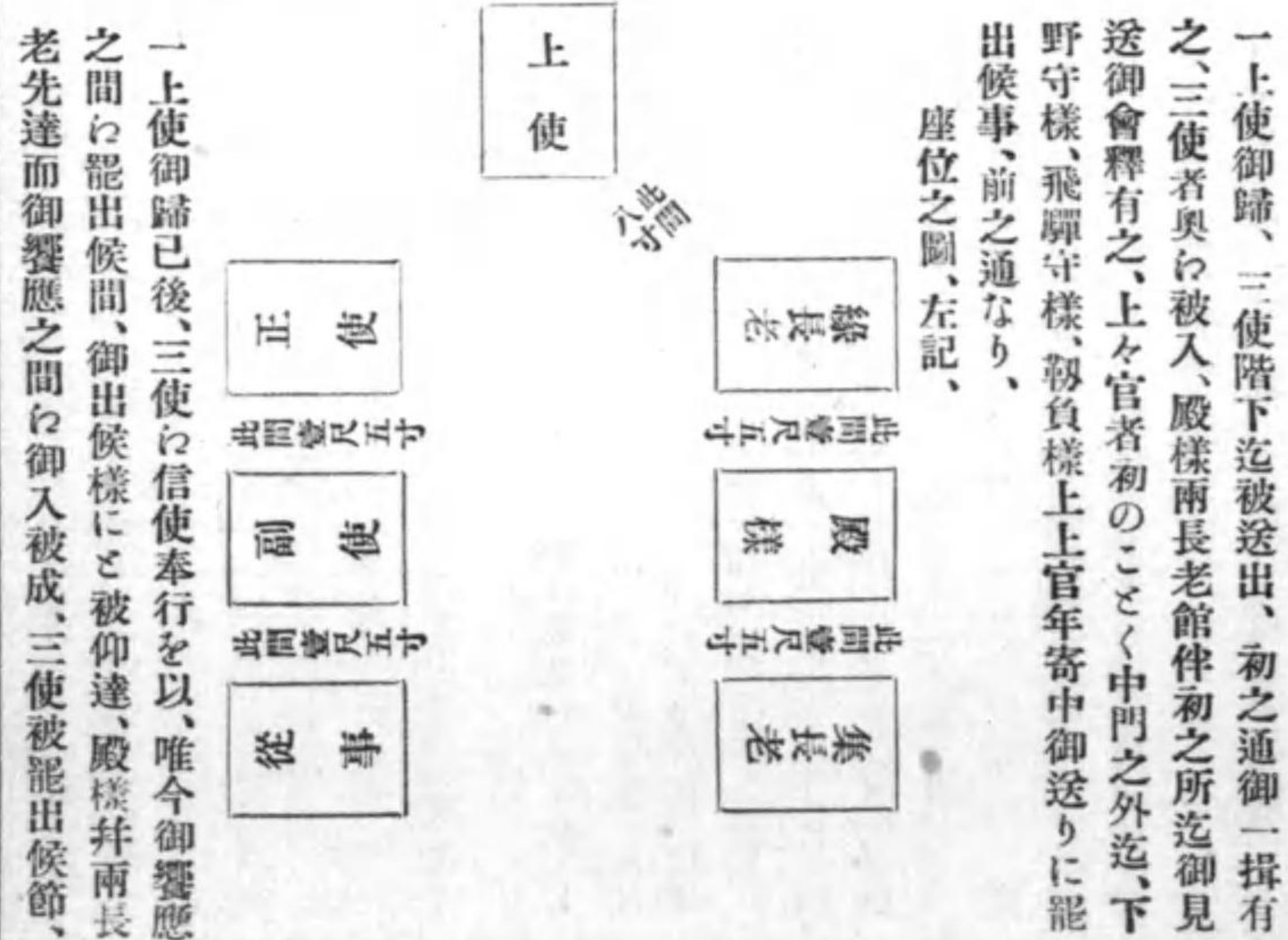
右之趣、謹而御開被成奉畏候旨、御請被仰上、御本座の御移被遊、

一此間に上使の參湯出る、

一右畢而上使、殿様の三使之御請を可承よし御會釋有之候時、殿様御中座被成、崔同知を被召寄、御請被申上候様に被仰渡、崔同知三使の達之御請有之、

今度爲使者罷越候に付、上使被成下、其上御響應被仰付之旨旁難有仕合奉存候、御禮之儀宜被仰上被下候様にこの儀、崔同知殿様の申上候を、則上使の被仰上、相濟而殿様并兩長老御會釋被成、御三人中座被成、上使の殿様被仰上候御請、

信使御響應に付、我々相伴之義被仰付難有奉存候、御禮之儀宜奉頼候よし被仰上候時、重而上使是に而御響應之儀者、信使長途之上疲勞にも可有之候間、各宜御取計候様に被仰候に付、奉畏候旨被仰上、畢而上使御立可被成由御會釋有之、初之通御齒の前に御立並、二度之御對揖有之、此間殿様并兩長老は、御齒の前に御立被成御座相濟、



御三人共に縁類迄御出迎、御會釋有之而三使御同道に而問之内に御入被成、御襖の前に御立向、二度の御對揖被成、次に兩長老と三使二度の御對揖有之、其間御立被成御座相濟而、御銘々御齒の上に御着座、三使の御挨拶、先刻者上使首尾好相濟珍重存候、其節被仰渡之通、東武よりの御饗應に候間、寛寛まいり候様にこの儀、杉浦頼母被仰合、上上官を以三使の申達相濟而御饗應出、

一御饗應相濟而、三使より上上官を以御禮被申候義者、公儀より被差留、此方重き御家來を以、御禮被申上可然との義被仰出置候付、三使よりの爲御禮長澤壹岐守様御旅宿に、平田隼人狩衣の儘を以被申上御口上、先刻者上使被成下御饗應被仰付難有仕合奉存候、御禮可然様に東武に被仰上可被下候、殊に御自分様にも初而懸御目大慶存候、右之段爲可申上如此御座候、上上官を以可申上之處、御法故隼人を以申上候由申上る、御取次御家老を以御返答なり、

勘盃之式 御土器、御捨土器、御吸物
初獻 御銚子、御加

初獻、殿様御始被成、次に正使、次に縁長老、次に副使、次に集長老、次に従事に而御酌被引之、

二獻 御銚子、御加

此時御吸物出、最前之御吸物被引替之、

二獻目、縁長老御初、次に正使、次に殿様、次に副使、次に集長老、次に従事に而御酌被引之、

三獻 御銚子、御加

御盃臺銘々出、押取肴銘々出、

星之物、但、貳つ星之物一膳に、器臺、但、三方に据る、

熨斗土器高盛輪据、但のしの上にからすみ五切のりからみ金銀小具、但、小具金のよりに挟み、上にかまぼこ筭木に切五され、

三獻目、集長老御始、次に正使、次に殿様、次に副使、次に縁長老、次に従事に而御酌被引之、御膳部等順々に被引之、

御菓子 縁高銘々 御茶銘々

一右式之御膳部引、御茶迄相濟而、杉村頼母へ被仰合、上上官を以三使の被仰達候御口上、各心安まいり候様にこの御事に而、別而御料理被仰付候間、寛

寛まいり候様に、拙子義者致退座候由被仰達、御返答御聞被遊候而、初のごく御褥の前に御立向、二度の御對揖被遊、次に兩長老と三使と二度の御對揖有之、其間に殿様御立被成御座相濟而御出、縁類迄三使被送出、此所に而御互に御會釋有之、御休息所の御入被成、此時御賄御代官より御料理可指出旨、御挨拶有之候へ共、御不快に付御斷被仰入、押付御歸被遊、三使次の間迄被送出、御一揖有之、上上官は初御迎に罷出候所迄送出、尤鼓吹奏之、一殿様信使屋より御歸掛に、長澤壹岐守様御旅宿に御出被遊、御口上、

今日御饗應に付、私儀御相伴被仰付難有仕合奉存候、乍憚御禮爲可申上參上仕候、將亦貴様御事、上使被蒙仰萬端首尾好相濟、可爲御大慶と察存候、

右之趣、御取次に被仰置御歸被遊、

一殿様壹岐守様の御出に付、直右衛門義も御供仕致參上、壹岐守様の懸御目候而申上候者、今日上使首尾好御務被成候御祝詞相應に申上、將亦於京都御饗應之節、上使松平紀伊守様御入被成候處に、座

位之義紀伊守様と正使と對座に而候由、公儀の紀伊守様より繪圖を以被仰上、此方の案内と相違仕迷惑に奉存候、座位之儀兼而從公儀被仰出たる儀故、三使の色々申達、今日座位者御覺被成候通、正使と對馬守對座に而、御手前様御在位は、對馬守座位より者三四寸も間有之上に褥敷置申候由、得と御合點被成候様に圖を致し掛御目、此段於江戸表御役人様方に能々被仰入可被下旨申上候、被得其意候由被仰聞罷歸、上使之御齒と殿様御齒の間寸法違吟味候處、七寸餘八寸程上り候故、其趣繪圖いたし、以飛札壹岐守様に申上候、

一中川吉左衛門殿、御着の御祝辭、御饗應首尾好相濟候御祝詞爲旁御出被仰置御歸、取次幾度與一右衛門、

一御城代青山信濃守様より、御使者與住兵右衛門御口上右同斷、取次内山郷左衛門相應御返答有之、一三使屋より御歸以後、板倉筑後守様齋藤飛騨守様へ、御使者志賀甚五左衛門被遣之、前刻者乍早々得御意珍重存候、今日者御饗應首尾好相濟、互に大慶存候、此段爲可申伸、以使者申入候由被仰遣、

一遠藤下野守様、戸田鞆負様、水野小左衛門様へ同斷に付、御使者古川忠右衛門被遣之、
 一御饗應相濟而、三使申上刻駿府發與、
 一殿様申上刻、同所御發駕被遊、

銀貳枚

和泉屋平左衛門

右爲御宿錢被成下、
 一府中江尻之間に而、曾我周防守様御内精屋治部左衛門と申人被罷出、御通に付爲御馳走差出候、御用等被成御座候は、可被仰付之旨、尤書付持參、島雄權之助取次之、持參之書付請取之、左に記、

覺

一曾我周防守知行所、駿州有渡郡中吉田村、同國原郡嶺村、横砂村合三ヶ村、往還通りに御座候事、
 一横砂村地田庵原川假土橋、長十八間横二間に御座候、公儀御入用を以、駿府御代官所より御掛渡被成候事、
 一周防守給人精屋治部左衛門義麻上下着、并下役人とも羽織袴着用仕候事、
 右之通、朝鮮人來聘爲御馳走、周防守就申付知行所に相詰、火之番掃除等萬端入念申付罷在候、以上、

卯十月

曾我周防守内 精屋治部左衛門

宗對馬守様御用人中様
 一青山信濃守様御領分、竿挑灯廿四張出有之、
 一古庄村之内に、新規之腰掛茶屋建、茶多葉粉等飭有之、

一草薙村に新規茶屋建、臺子硯多葉粉等飭有之、茶道相詰、挑灯燈有之、信濃守様御家來花田源助、是迄旦那領分之由に而被罷出候に付、相應に御時宜有之、取次樋口富右衛門、

一三使、戌上刻江尻參着止宿、

一殿様、戌中刻江尻御着、寺尾長左衛門宅御止宿被遊、
 水仙花一瓶、安部茶一箱、蜜柑一籠、

奥津

清見寺

右清見寺住持持參之口上、御着之御祝詞、且又三使衆清見寺に御立寄詩作等被召候先例も有之候、當寺再興之儀、兼而公儀にも申上置、右御立寄之義をも申上候得者、旁に付御修葺被仰付候間、彌此度御立寄被成候様に被仰入可被下旨、取次平田繁之允

に被申聞候付、平田直右衛門罷出挨拶申入、右之趣信使之方に相附居候家老、平田隼人大浦忠左衛門方の御出可被仰入候、成程三使衆に可申入候得とも、朝鮮人之事に候得者、被立寄候哉不定之事に候旨、挨拶申達被歸、

一今日信使藤枝發與、阿部川無別條被相越、且亦於駿府御饗應首尾克相濟候段、被遂案内候御狀箱宿繼之御證文相添、御使戸田權右衛門を以、當所御代官市川新右衛門殿、野田次郎左衛門殿、市川孫右衛門殿方に爲持遣之、早々御送り被成候様に申遣す、

十月十四日、晴天、

一三使、寅中刻江尻發與、

一殿様、卯上刻同所御發駕被遊、

一彌勒町に休息茶屋建、臺子多葉粉等飾有之、侍被相詰、
 一西倉澤村に新規茶屋建、臺子多葉粉等飾有之、侍被相詰、

一七難坂上に、水茶屋建有之、

一岩淵村に新規休息茶屋建、臺子多葉粉飾有之、侍

被相詰、

一富士川二瀬内、一瀬船橋三十四艘、前後番所二軒建、一ヶ所者、江尻御馳走役鍋島紀伊守様侍數多被相詰、一ヶ所は天龍川船橋奉行鈴木三郎兵衛殿より番人數多被相詰、

一同一瀬船橋二十五艘、前後番所二ヶ所、内一ヶ所は吉原御馳走役牧野讃岐守様より番人數多被相詰、一ヶ所は鈴木三郎兵衛殿より番人被相詰、

一田中新田村に、水茶屋建有之、

一原町に休息茶屋建、臺子多葉粉等飾有之、

一木瀬川村に水茶屋建有之、

一三飾、午上刻吉原參着晝休、

一殿様、午中刻同所御着、長谷川利右衛門宅に御晝

休被遊、

一三使、午下刻吉原發與、

一殿様、未上刻御發駕被遊、

銀二枚

長谷川利右衛門

右爲御宿錢被成下、

一吉原と原との間、水茶屋一ヶ所建有之、

一三島、り木瀬川之間、水茶屋一ヶ所建有之、

一 水茶屋三ヶ所建有之、
 一三使、戌上刻三島參着止宿、
 一 殿様、戌中刻同所御着、巴屋彌太夫所に御止宿被遊、

松平越中守様御内
 樋口文右衛門
 松平大和守様御内
 須田治兵衛
 平井與兵衛
 初瀬倉源太左衛門
 南部信濃守様御内
 仁木三郎左衛門
 松平肥後守様御内
 竹村七左衛門
 右者、三島より江戸迄出馬差出候、宜御差圖被成可被下候、爲御届以使者申入候由、右之面々御本陣に被罷出、

堀田伊豆守様御内
 香宗我部佐仲
 酒井左衛門佐様御内
 中村伊左衛門
 松平陸奥守様御内
 古内孫十郎
 佐竹大膳大夫様御内
 志田又左衛門
 丹羽左京大夫様御内
 長澤小市右衛門
 上杉民部大輔様御内
 山本傳左衛門

松平下總守様御内
 竹下三郎太夫
 紀伊中納言様御内
 正木五郎右衛門
 藤堂和泉守様御内
 須知彦之允

伊藤彌太夫
 山本平藏
 水月中納言様御内
 雨宮又右衛門
 白井市郎兵衛
 永田甚之丞

右者、濱松より三島まで出馬差出し、當町まで無異議送届候爲御届參上仕候との儀、右双方出馬の御者、御本陣に被罷出候に付、杉村頼母致面謁、殿様去頃より御不快に付、御逢不被成之旨挨拶申達、尤出馬掛三浦貞右衛門相附罷出、夫々に挨拶仕る、十月十五日、晴天、

一三使、卯上刻三島發興、
 一 殿様、卯中刻同所御發駕被遊、

紀伊中納言様御内
 正木五郎左衛門
 藤堂和泉守様御内
 須知彦之允

水月中納言様御内
 雨宮又右衛門
 伊藤彌太夫
 山本平藏
 白井市郎兵衛

右之面々出馬に相附被罷越、當所に而引渡相濟被罷歸候に付、今朝御發駕之節御逢被成、吉川六郎左衛門披露之、

一 山中、新田新規之休息茶屋二軒建、臺子茶多葉粉飾有之、侍相詰、三使被立寄休息被仕、小林又左衛門

門殿御馳走なり、
 一坂中笹原と申所に水茶屋建有之、右御同人より御馳走なり、
 一坂中の水茶屋建有之、右御同人よりの御馳走なり、
 一 宮根宿出口爲新規、大久保加賀守様御家來中根彦右衛門被差出、
 一 山中と宮根宿之間に、三使爲御迎加賀守様より近藤庄右衛門被差出、
 一 宮根宿口迄、三使爲御迎加賀守様より廣中伊右衛門被指出、
 一三使、午中刻宮根參着晝休、
 一 殿様午中刻同所御着、駒太五右衛門所御晝休被遊、
 一 於信使屋、加賀守様御家老大久保又右衛門隼人に被申聞候者、三使衆無恙候哉各迄承、加賀守可申聞との儀に付、三使に申達、則又右衛門に三使よりの御禮申達、其上御音物之御禮、上々官罷出申入候旨、信使奉行方より申來、
 一三使、午下刻宮根發興、

一 殿様、未上刻御發駕被遊、
 銀貳枚
 駒太五右衛門
 右爲御宿錢被成下之、
 一 大たいらへ加賀守様より新規休息茶屋建、菓子色々臺子多葉粉飾有之、御馳走として奏者役吉田六郎左衛門、某外給人足輕等被相詰、
 一 さいかち坂の上に水茶屋建、侍足輕被相詰、
 一 畑宿に有來の茶屋壹軒、三使可被立寄哉の由に而御用意有之、
 一 加賀守様御家老杉浦平太夫途中迄、爲御使者被罷出、
 一 加賀守様より湯元之橋に、菅沼八右衛門三使爲御迎被罷出、
 一 箱根より小田原迄、加賀守様より爲御先拂、足輕兩人御先を參る、
 一 小田原の宿辻々々、侍并足輕其外町役之者罷出、
 一三使、酉下刻小田原參着止宿、
 一 殿様、戌上刻小田原御着、清水金左衛門宅に御止宿被遊、
 一 新井筑後守様信使御用之儀に付、明後十七日川

崎迄御越被成候由に付、平田直右衛門義、御着前川崎に罷起居、御用之儀等申上候様にこの御事に付、雨森東五郎同道、明後十七日の朝川崎に参着の積に、明朝寅下刻發足仕る、

一日帳付李田左太郎儀、直右衛門に相附發足仕候に付、川崎迄出駕籠申付る、

- 上杉民部大輔御内
- 藤堂備前守御内
- 山本傳左衛門
- 和田幸右衛門
- 佐竹大膳大夫御内
- 松平肥後守御内
- 志田又左衛門
- 竹村又左衛門
- 毛利周防守御内
- 松平越中守御内
- 山中左次右衛門
- 樋口文右衛門
- 堀田伊豆守御内
- 酒井左衛門佐御内
- 香宗我部左仲
- 中村伊左衛門
- 南部信濃守御内
- 丹羽左京大夫御内
- 仁木三郎左衛門
- 中澤小一右衛門
- 小出信濃守御内
- 田中丈助
- 松平陸奥守御内
- 古内孫十郎
- 池田内匠頭御内
- 增山河内守御内
- 神取小十郎
- 堀部金左衛門
- 織田山城守御内
- 松平大和守御内
- 横山次右衛門
- 須田治兵衛

右之面々、御旅宿に罷出伺御機嫌、并官人中無恙是迄附送り候に付、爲御案内參上仕候との儀、取次幾度與一右衛門、大浦左近右衛門、

右之面々、御着之御祝詞、并官人中是迄附送り候爲御案内致參上候との儀也、取次幾度與一右衛門、一江戸表杉村三郎左衛門方より、今朝卯中刻大坂迄道中五日切時廻し日積にして差越候御用之狀箱、今暮方相達す、

一土屋相模守様の按ずるに、被遣之御狀箱一、彼方様よりの御證文一通相添、當所町奉行方に御使大浦幾左衛門を以差越、宿繼を以被指越被下候様に申遣す、則請取手形取歸る、

十月十六日、雨天、

一三使、已上刻小田原發與、

一殿様、已中刻同所御發駕被遊、

一酒匂川土橋懸る、二百軒餘有之、御代官伊奈半左衛門殿より被掛也、

一三使、午中刻大磯參着晝休、

一殿様、午下刻同所御着、川崎次郎右衛門宅に御休被遊、

一三使、未上刻大磯發足、

一殿様、未中刻同所御發駕被遊、

一馬入川に船橋掛る、船數百艘、兩川淵に新規に番所建、松平左兵衛督様より物頭、其外侍數多被相詰、

一右船橋、御奉行平岡三郎右衛門殿御支配也、一藤澤宿口に、御代官小林又左衛門殿御家來兩人罷出、書付被差出之に付、早川奥左衛門請取、左に記す、

覺

此間大磯より道法三里九町、上段八疊、下段八疊、次八疊、四つ谷、

一三官使御休息所一軒、上段八疊、下段八疊、次八疊、此所臺子一飾、并多葉粉盆貳組、但次煎茶、御休息所に差置候、小林又左衛門役人服紗麻上下着、

加藤平藏

右同斷袴羽織着、

白居惣右衛門

蒔田善右衛門

右者、今度朝鮮人來聘に付、爲御休所右之通御座候、以上、

卯十月

小林又左衛門

一三使、戌上刻戸塚參着止宿、

一殿様、戌中刻同所御着、鈴木八郎兵衛宅に御止宿被遊、

一松平左兵衛督様御使者粕屋平左衛門御口上、三使衆是迄御送被成候との御届也、取次黒城惣左衛門御即答有之、

十月十七日、陰天、

一殿様、卯下刻戸塚御發駕被遊、

一三使、辰上刻同所發與、

一戸塚と神奈川の間、水茶屋二ヶ所建有之、

一殿様、申上刻川崎御着、御宿根本惣兵衛所に御止宿被遊、

一三使、申中刻同所參着止宿、

一三使より爲問案、崔兪知罷出口上者、爰許御着の御祝詞、并明朝爰元發足の儀、未明罷立候段迷惑に存候間、夜明に而發足仕候様仕度との義也、御即答、御無異當所迄御着珍重存候、明朝御發足の儀被仰下承届候、明日者品川に而も、上使有之事に候得者、爰元未明に御立不被成候而者、宜かる間鋪候、拙子には明朝七つ時爰許發足可致候間、各にも早早御仕舞被成、私發足跡に御立可被成候、長途御疲

可被成候得とも、明日計の道中に御座候間、乍御苦勞御精被出未明に御立被成、品川江戸表に而も首尾宜様に有之候様に存候旨、御返答被仰遣、

松平肥後守様御内
竹村七左衛門
上杉民部大輔様御内
山本傳左衛門

丹羽左京大夫様御内
長曾根小一右衛門
松平越中守様御内
樋口文右衛門

南部信濃守様御内
仁木三郎左衛門
酒井左衛門左様御内
中村伊左衛門

堀田伊豆守様御内
香宗我部左仲
松平陸奥守様御内
太内孫左衛門

右信使衆無恙是迄送届候故、爲御案内致參上候との義、取次幾度與一右衛門、

一堀七郎兵衛殿按ずるに、御船手頭なり、御使者武田仁右衛門、彌御勇健是迄御着被遊目出度奉存候、然者六郷御越の節、三官使乗船、御自分様御乗船、兩長老乗船共に、上之御船被差出候、其内私御預りの御小筆御自分様御乗り船に被成候、委細の儀御家老中申談候様に申付候、且又微少の至に候得とも、鯉一折被致進覽候との御事、取次吉川六郎左衛門、一堀七郎兵衛殿御組中島喜右衛門參上、右御乗り船爲御相談、家來竹田仁右衛門相添遣之候との儀、

取次右同人、

一新井筑後守様へ、直右衛門家來を以申遣候は、御勇健當所御着珍重奉存候、御指圖に而私儀當所は罷越居申候、御着の御祝詞旁御差圖次第に、御旅宿の東五郎同道參上可仕との儀申遣す、

一追付筑後守様より以御使、勝手次第罷出候様にこの御事に付、東五郎同道に而裏付上下着罷出、御用向申談る、

一新井筑後守様此方御旅宿に御出御通被成、殿様御對面被遊、御吸物に而御銚子出御盃事被遊、御茶御菓子出る、直右衛門頼母御挨拶仕る、筑後守様には信使御用に付、一兩日前より當町へ御越被成、今日信使屋へ御出、三使に御對面被成候に付、御出掛放水干なしうち烏帽子御着に而御出也、

一筑後守様信使屋に御出被成候付而、直右衛門儀も罷出候、三使に筑後守様御對面の次第、其外信使屋の趣、信使方日帳に委細有之、

一筑後守様、直右衛門東五郎に被仰聞候は、殿様江戸表へ御着被遊候へは、以上使御教諭の御書付御渡被成候筈に付、御草案殿様御内見被成候ため御

持越、將亦三使江戸參着、初而登城進見之式御持參被成、此時筑後守様被仰聞候は、此度新に御教諭之御書付、殿様の御渡被成候に付、此御書付に御押被成候ため、黄金の御印を被仰付、御印の始りに此御書付に御押被遊候、御家の爲には誠御規模なる御事に候との儀被仰聞、又筑後守様被仰聞候は、此度於大坂京都駿府門外式、并上使座位等の儀、兼而被仰出候通、禮式無相違候哉と御尋に付、門外禮式上使座位等の儀、從公儀被仰出候旨、對馬守方より三使に申達候付、三使被致得心御差圖の通相濟申候、就夫江戸本願寺門外禮式の義も、大坂京都駿府に而のこく被仰付候へく、若相違候而は、右以對馬守三使に申達候趣も相違に罷成、其上御禮式も所所に而違候様に、朝鮮人存候而は如何敷儀に奉存候旨申達候へは、禮式重く成候儀は難成事に候へ共、軽く成候分は少も不苦候ま、彌右之通本願寺に而も、門外の禮式有之候様に可被成との義也、一集長老へ被仰遣候趣、直右衛門頼母方より口上書に相認遣、左記之、

關藏主を以被仰下候御口上の趣致承知候、三使

江戸着御規式の次第、拔書仕差上候様にと對馬守申付置候故、相認置候得共、最前の様子とは違、京大坂に而の御規式の通に可被成様子に御座候故、前の書付は差上不申候、先京大坂の格と可被思召候、且又明朝御發足の儀、對馬守并三使より先達而御立被成、品川に而御待可被遊候、江戸御着の儀も、對馬守三使より先達而御發駕被成、本願寺に御入被成御待可被成候、以上、

十月十七日

杉村 頼母
平田直右衛門

雲壑大和尙

十月十八日、雨天、

一殿様、寅中刻川崎御發駕被遊、

一三使、卯上刻同所發輿、

一六郷船渡りに付、從公儀御出し被成被置候御船に被爲召、御渡り被遊、堀七郎兵衛殿御預りの御船なり、

一六郷川上の方に籌船出有之、川端兩方に竿挑灯數十丁燈し、焚火も數々有之、
一六郷渡場は從公儀御廻被成候御船、左記、

向井將監殿御預り小隼三浦丸三十四挺立
 正使 乘り 船
 天野佐左衛門殿御預り小隼飛鳥丸三十二挺立
 副使 乘り 船
 小濱佐右衛門殿御預り小隼住吉丸三十二挺立
 從事 乘り 船
 堀七郎兵衛殿御預り小隼橋丸三十挺立
 殿様御乘り 船
 小濱佐右衛門殿御預り小隼蒼隼丸十八挺立
 兩長老乘り 船
 一上々官、上官、此方年寄中、其外重立候役人は、屋形船十三艘に而往來して渡之、
 一國書橋は、正使乗船の二之間に棒共横向に乗之、此義は兼而公儀に被仰上置、右之通也、
 一先道具并中官、下官其外馬駕籠、此方信使附御供末々の者は、常の渡し船十艘にて往來して渡之、
 一右渡し方の儀、御代官伊奈半左衛門殿御手代に、出馬掛三浦貞右衛門致面談申談、無滞様に双方より下知仕有之、
 一殿様、辰上刻品川御着、岩田茂兵衛宅に御休被

遊、
 一三使、巳中刻同所參着、晝休客館本光寺、
 一今日品川に而の上使酒井左衛門佐様、公儀より御渡被成候御書付寫し來候に付、左記之、御書付何方より來候共不相知候得共、御紙品川にての事相見候付、此所に記置之、
 一於大坂西本願寺、上使の節門外に上々官階下迄按するに、この間三使の 出迎候由、
 一上使階下迎送の場に而一揖、上使の常齒の前に而二揖、退出の節も齒の前に而二揖いたし候、上使檜扇懷中、空手にて答拜いたし候、
 一於京都本國寺、上使の節三使後座に小童在之、上使召連候布衣着の者、其席迄罷出候由、
 一上使、淺沓階下際毛氈の上迄はき候由、退出の節も同斷、
 一右爲心得、京大坂にての様子有増書付相添之、一座位の繪圖相渡候、其節宗對馬守に諸事可被相談候、
 一上使の節、裝束狩衣着用の筈候得共、時宜により衣冠着用の事も可有之候間、衣冠も用意可有之候、尤衣冠の時者檜扇持候事、

一旅館の事候間、上使對面の節、三使重き裝束大儀にも候條、急度無之様に對馬守迄申達、任其意候者狩衣着用可有候、右之趣に候得共、三使裝束重き様子に候は、上使も衣冠帶劔候様に可被相心得候、
 一衣冠着用に成候は、淺沓可被用候、左候は、ぬき所、はき所など對馬守に可被開合候、
 一狩衣着用に候は、金剛草履可被用候、是又ぬき所はき所、對馬守に可被開合候、
 一狩衣着用に被勤候共、布衣四人素袍六人可被連候、歩行者等麻上下、傘持沓取以下白張、
 一自然衣冠着用に成候共、轅には不及候、
 一本光寺中仕切門の外にて可有下乗候、
 一上使相濟候は、可有登城候、
 右之趣、可被得其意候、
 一三使仕舞方の様子御開合被成候て、殿様御衣冠御下襲御帶劔にて、三使屋に御出被遊、布衣御用人島雄多内、松尾木工、古川繁右衛門奏者番吉田治部左衛門、素袍六人、奥御小姓表御小姓組より勉之、其外御供廻り前々の通り、
 一上使酒井左衛門佐様、御使者吉田七左衛門被

遣之、拙者儀唯今信使屋に罷出候、御勝手次第彼方に、御出被成候様にと被仰遣、御返答御相應、
 一信使屋於御休息所、御馳走人加藤遠江守様、御賄御代官伊奈半左衛門殿に御對面被遊、
 一縁長老集長老、先達て信使屋に御出御待合被成、
 一上使酒井左衛門佐様御衣冠帶劔、信使旅館に御出、館伴加藤遠江守様、御賄御代官伊奈半左衛門殿、中仕切門外に爲御迎御出被成、上使此所にて下輿被成、向拜所迄御步行被成、
 但、上使の節御賄御代官御出迎は何方にても無之儀に候へ共、半左衛門殿には格別故大紋を被着、上使の節は御出迎被成候様にこの御差圖在之候故、御出被成候由、
 一上上官三人并年寄中、上使の御下輿所に罷出、上官此所迄御迎に罷出候と、平田隼人披露仕、上使御會釋被成、中門に御入被成候時鼓吹奏之、上々官三人、隼人、忠左衛門御先導仕る、
 一中仕切門より向拜所迄、下に蓮三枚並に敷之、上に又薄縁二枚並に敷有之、
 一殿様兩長老庭中半程迄、上使爲御迎御出被遊御

會釋有之而、上使より少し御下り被成、左右に御歩
行被爲並入、

一三使階下の爲御迎被罷出、御互に御一揖有之、階
上にて御一揖有之、上使と左右に御立並、上使の間
に順々に被爲入、御銘々御齒の前に御立並二揖被
成、御齒に御居着被成、

一殿様兩長老も御齒に被爲附、御座席定而左衛門
佐様三使への上意有之由殿様へ被仰候時、殿様御
中座被成、上意の趣謹而御開被成、上意の旨は、「今
日到着に付、以上使迎入らるゝとの儀」右し上意の旨
を殿様御開被遊、崔同知に被仰合、此段三使の申達
候様に被仰渡、則崔同知三使銘々に申遣す、上意の
旨三使謹て承之、海陸御馳走被仰付難有仕合奉存
候旨三使被申候由、崔同知殿様へ申上る、殿様右の
趣を上使に被仰上、上使相應の御挨拶有之に付、其
旨を崔同知を以三使に被仰入、

一右御挨拶相濟て參湯出る、通ひ小童、
一左衛門佐様、三使の御請を殿様へ被仰候時、殿
様又中座被成、崔同知を以三使に御請を被仰上候
様にと被仰候時、三使謹て御請被申上、則其旨崔同

知御側へ差寄申上候付、殿様上使に被仰上、

三使の御請

今日到着に付、被成下上使御懇の蒙御詮寔以難
有仕合奉存候、御請の義宜被仰上可被下候奉頼
候、

右御請相濟て、御退出可被成との儀、殿様に御會釋
有之付、三使に被仰通、如最前御齒の前に御立二揖
被成御退被成、

一前のごとく階上にて御互に一揖有之、三使階下
へ被送出、又一揖有之、

一上使御還の時、御禮式御入被成候時のごとし、
一上使御歸被成候て、三使より御禮の御使者杉村
頼母狩衣の儘、左衛門佐様御旅宿へ罷出、御口上前
のごとし、

一殿様御歸の時、御禮式前儀のごとし、
一殿様、信使屋より御歸被遊候て御湯漬被召上、未
上刻品川御發駕、正徳辛卯信使記録、

通航一覽卷之五十七終

通航一覽卷之五十八

朝鮮國部三十四

○信使參向道中 享保度

享保四己亥年六月廿一日、柳營秘鑑脱論等廿日に備朝鮮の
信使對馬國佐須奈浦に着岸、同廿七日對府に到着あ
り、

享保四己亥年四月十一日、信使朝鮮發途、五月十八
日、乗船六月廿日佐須奈浦着船、同廿三日御鷹對馬
着船、同廿六日御馬對馬着船、同廿七日信使對馬到
着、柳營秘鑑脱論、
雜話類談、

享保四年朝鮮國信使來聘、六月廿一日超海著佐須
奈浦、同廿七日府著、太守暨予各駕樓船出迎虎崎、
同廿九日予偕太守初訪賓館、三使接遇饗應最敦、迎
送奏樂、其翌差緇价申謝、星様答響、

享保四年四月十一日、朝鮮人を出、五月十八日に
乗船候筈、此間に十八里の大灘あり、扱對馬に著し
て十日程も逗留あり、此内に二度饗應あり、

從朝鮮道法

朝鮮より東萊の廿日路、東萊より釜山海の三里、釜
山海より槇島の壹里、槇島より鰐浦の四十八里、
是より對馬 釜ヶ島より坂に六里、坂より鴨瀬島の五
里、鴨瀬島より府中の四十八里、月堂見聞集、

享保四年五月十一日、

一松平對馬守様按ずるに、御用掛り寺社奉 御用人吉田十
兵衛井川治右衛門方より手紙來、返答別紙共に左
記之、

然者先比も得御意候處、其節御報被仰開候通信使、
朝鮮國の都四月十一日發足、五月十八日釜山浦乘
船と有之候、都より釜山浦迄道法何里程有之、道中
の様子、是[○]且又五月十八日より同廿日過、對州に
渡海の由、海上の道法、并對州に幾日程滞留に候
哉、右之趣共急度御尋申候譯にて者無之候、御内々
にて承置度由に御座候、御報被仰開可被下候、此旨
拙者共より得御意候様に、對馬守申付候、以上、

五月十一日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様按ずるに、平田直右衛門は
宗對馬守老臣御用掛なり、
御手紙致拜見候、然者先比信使、朝鮮國の都四月十

一日發足、五月十八日釜山浦乘船仕候由風開承及候通申上候に付、都より釜山浦迄の道法何里程、道中之様子、且又五月十八日より同廿日過、對州に渡海海上の道法、并對州に幾日程逗留に候哉と御尋被成候、朝鮮國都より東萊府迄の道法、凡十二三日路の由に御座候得共、信使の節者大丘の郡と申所にて、從者被相揃候故、道中右の日積より被及逗留候由に御座候、從者揃次第東萊府に下着被致、船仕廻相濟候得者、釜山浦と申所より乘船被仕、順次第出帆御座候様に承及候、

一朝鮮國釜山浦より、對州渡し口佐須奈浦と申所迄者海路四十八里と申傳、一日路にて御座候、奈須奈浦より對府迄は順能候得者、三日程には府着仕候、府中逗留の日數、古來よりの規式等御座候候、日數十四五日程は逗留可被仕哉と奉存候、然とも此儀者随分日數掛り不申候様に申遣候、順能候は其内にも出帆可有御座哉と奉存候、彌對馬守方定日届有之候得者、段々御案内申上事に御座候間、此段何分にも宜被仰上可被下候、將又昨日天和年對州逗留日數の儀、御尋被成候得共不覺に候、御覽

の通覺書者持參仕候得共、考候て申上候て者間後れに成候故、覺不申候由申上置候、爲念書附進之候間、御序に被仰上可被下候、其内萬々期貴面可申述候、以上、

五月十一日

平田直右衛門

吉田十兵衛様

井川治右衛門様

右之手紙に相添遣書附、

天和二年信使參向

六月十八日、朝鮮國釜山浦出船、即日對州佐須奈浦に着船○同月廿四日對州着船○七月八日對府出船○同月廿六日大坂着船○八月二日大坂發足○同月三日京着○同月七日京發足○同月廿一日江戸着、同年同月十九日、

先頃如申上候、朝鮮國の信使、彌四月十七日彼國都發足の由、昨日對州より申來候に付、河内守様按ず、御用掛老中、井上正岑、御用掛様にも□□案内申上候定て御前様にも御聞可被遊と奉存候、發足の日限無相違御座候上者、乘船日取も多くは間違有之間敷哉と奉存候、以上、

五月十九日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様按ずるに、奥野忠兵衛は、御用掛御勘定組頭なり、

同月廿一日來聘之信使、四月廿九日東萊に下着の段、昨日繼船を以御案内申來候得共、御用掛の御狀の案不相見候に付、爲念御用掛御三人に、右の趣御案内申上候口上書、原宅右衛門を以、今朝松平對馬守に差出、井川治右衛門に面談口上書差出す、

口上

朝鮮國の信使、四月廿九日彼國東萊府に被致下着候由、對馬守方より申越候、最早可被開召候得共爲念申上候、未乘船の儀者不相知候、重て相極次第御案内可申上候、以上、

五月

宗對馬守内 原宅右衛門

同年七月廿二日、信使六月廿七日府中廻着、御鷹は同月廿三日、御馬同廿六日府着の由、海陸日切にて申來書狀、大井川水出三日滞留にて今日到來に付、井上河内守様、并御用掛様を御口上書相認、平田又左衛門を以差出之、以上、享保己亥信使記録、朝鮮人旅中海陸の御馳走、及び人馬等の事は、かねて諸大名以下に命し給ふ、

享保四年二月初朝鮮人御用被仰付之、左之通、

- 壹岐國勝本 肥前平戶居城 六萬三千石 松浦肥前守○筑前國藍島 筑前國主五十 二萬二千石 松平肥前守○長門國下關 長門國防主三 十六萬九千石
- 松平民部大輔○豐前國小倉 豐前國小倉城主 十五萬石 小笠原右近將監○周防國上關 松平民部大輔○安藝國浦刈 藝州廣島主四十 二萬六千石 松平安藝守○備後國鞆 備後國鞆城主 主十萬石
- 阿部伊勢守○備前國牛窓島 備前主三十 一萬石 松平大炊頭○播磨國室津 播磨姫路城主 十五萬石 榊原式部大輔○同國明石 播州明石城主 松平左兵衛督○攝州兵庫泊 攝州尼 四萬石御 講代衆
- 松平遠江守○大坂 泉州岸和田城主五 萬三千石御講代衆 岡部美濃守○河内國枚方休 丹波龜山城主五 萬石御講代衆 青山因幡守○山城淀泊 山城淀泊主六 萬石御講代衆 松平和泉守○京本能寺休
- 江州膳所城主七 萬石御講代衆 本多下總守○江州大津 在所丹波山 家一萬石 谷出羽守○同國守山泊 勢州龜山城主 五萬石御講代衆 板倉近江守○同國八幡休 江州水口城主 二萬五千石 加藤和泉守○同國佐和山泊
- 江州彦根城主 三十萬石 井伊掃部頭○濃州今須休 右同人 掃部頭 ○濃州大垣泊 濃州大垣城主十 萬石御講代衆 戸田采女正○尾州起

るに、瀧州の六十二尾張殿○同國名古屋泊 御同人張殿
 〇同國鳴海 御同人張殿○參州岡崎泊 城主五萬
 石老 水野和泉守○同國赤坂 五千石奏者番 三浦
 壹岐守○同國吉田泊 三州吉田城主 七萬石奏者番 松平伊豆守○同
 國荒井渡 五千石寄合 近藤三次郎、勳番宮城三左衛
 門○遠州濱松泊 遠州濱松城主七 松平伯耆守○同國見
 附 右同人伯耆守○同國掛川泊 遠州掛川城主 小笠原
 佐渡守○同國金谷 右同人小笠原○駿州藤枝泊
 駿州田中城主 三萬五千石 土岐丹後守○駿府 在所城後三池一 立花
 出雲守○同國江尻泊 駿州國島城主 京極若狹守○同
 國吉原 豫州今治城主四 松平采女正○豆州三島泊
 越前丸岡城主五 有馬左衛門佐○相州箱根 城主十一萬
 萬石御譜代衆 三千石 御譜代衆 大久保加賀守○同國小田原泊 右同人久保
 加賀守○同國大磯 下野壬生城主 鳥居丹波守○同國藤
 澤泊 在所城後村松 堀左京亮○武州神奈川泊 在所城
 三萬五千石 石 黒川甲斐守○同州西川 在所同州之 三萬石松平豐前守
 柳營日録、○按するに、諸記によるに、この行藤澤泊
 より品川泊なるなり、この書誤りなり、下同し、

享保四年
 一當秋朝鮮人來朝に付、海陸道筋所々御馳走人被
 仰付候御衆中、自注、右戊辰十月
 壹岐勝本 自分馳走松浦肥前守殿○筑前蓋島 同松
 平肥前守殿○長門赤間關 同松平民部大輔殿○安藝
 浦前 同松平安藝守殿○備後鞆 同阿部伊勢守殿
 ○備前牛窓 同松平大炊頭殿○播磨室津 榊原式
 部大輔殿○攝津兵庫泊 松平遠江守殿、石原清左衛門
 ○同大坂 旅籠西本願寺 岡部美濃守殿、櫻井孫兵衛
 内枚方 谷出羽守 青山因幡守殿、角倉與市○山城淀
 泊 松平和泉守殿、平岡彦兵衛○京都 旅籠本能寺 本
 多下總守殿、坂井五左衛門○江州大津泊 青山因幡守
 谷出羽守殿、古郡文右衛門○同守山泊 板倉近江守
 殿、多羅尾四郎右衛門○同八幡 加藤和泉守殿、遠山
 牛四郎○同彦根泊 美濃今津 自分馳走井伊掃部頭
 殿辻甚太郎○同大垣泊 同墨俣 同戸田采女正殿○
 同起休 尾張名古屋泊 同鳴海 同尾張中納言
 殿○參州岡崎泊 水野和泉守殿、飯塚孫次郎○同赤
 坂 三浦壹岐守殿岩室伊右衛門○同吉田泊 遠江

荒井 休 松平伊豆守殿、寔島作右衛門按するに、鶴林來聘
 勘四郎山田九郎 ○今切渡 船渡奉行近藤三次郎殿、宮城
 兵衛と載す、
 三左衛門殿○同濱松泊 同見附 休 松平伯耆守殿
 龜田三郎兵衛 大章太郎左衛門 ○同掛川 同金谷泊 小笠
 増田太兵衛 美濃部勘右衛門 休前島小左衛門 ○駿河藤枝泊
 原佐渡守殿、柴村藤兵衛 休 立花出雲守
 土岐丹後守殿、竹田喜左衛門 ○同府中 休 立花出雲守
 殿、戸田主水殿 小林又左衛門 ○同江尻泊 京極若狹守
 殿、岩手三次郎 ○同蒲原 休 松平采女正殿、秋山彦太夫
 神保甚三郎 ○伊豆三島泊 有馬左衛門佐殿、河原治兵衛 ○相
 模宮根 休 自分馳走大久保加賀守殿○同小田原泊
 鈴木小左衛門○同大磯 休 鳥居丹波守殿、遠藤七左衛門
 ○同藤澤泊堀左京亮殿、小宮山長右衛門 休 武藏神奈川
 泊 黒田甲斐守殿、伊奈半左衛門○同品川 休 松平豐
 前守殿、伊奈半左衛門、月堂見聞集、
 鶴林來聘記、
 享保四年、道中川々船橋出來之事、
 佐渡川 船橋八拾艘、内五拾艘松平攝津守、三拾
 艘德永八左衛門、西尾主水、
 墨俣川 同百三拾艘、尾張中納言殿、安藤對馬守
 起川 同貳百七拾艘、 尾張中納言殿

天龍川 同五拾三艘 御代官所
 富士川 二瀬に而同九拾艘 御代官所
 馬入川 同九拾四艘 御代官所
 外
 酒匂川 同九拾艘、御代官所、大久保加賀守
 小龍川 同貳拾八艘、大島肥前守、同采女 柳營日録
 享保四年五月朔日、奥野忠兵衛様より返書、
 一蚊帳臥具の儀、私存寄の通申上候に付、其趣御伺
 被遊候處に、朝鮮人暑氣の節來朝候は、蚊帳御渡
 被遊、冷氣に至り來朝候は、不及蚊帳候間、臥具御
 渡可被遊候、對州迄被遣候例無之候間、此度者兵庫
 迄可被遣之御事奉畏候、此儀者近日得貴意候節、少
 少御咄申上度儀共に御座候、
 覺
 先比朝鮮人の被下候蚊帳臥具の儀申上候處に、當
 分者暑氣の節に候故蚊帳可被成下候、對州に被差
 下候例者無之候間、兵庫迄可被差下置由被仰出候、
 先日書附を以申上候通、朝鮮人用に被仰付候事
 に候間、願者於大坂、對馬守屋敷に御渡被成被下候
 は、對州に差下船中道中共に用可申候故、左候得

者船中御馳走所々御方様、臥具の御用意被成候御心遣も無御座、餘程の助と奉存候、御差圖の通兵庫にて御渡被成候て者、兵庫より下の所々に者、蚊帳のみならず、臥具迄悉御用意被成候故、彌御馳走方被勞候事に候、御當地發足の刻者秋半に罷成候間、臥具不被成下候て者罷成間敷候故、爰元にて被成下候臥具を、道中船中共に用候得者、御馳走所の御方様者、蚊帳臥具等の無御心遣、相濟申事に御座候間、乍憚又々此段申上候、兎も角も御差圖次第にと奉存候、以上、

五月

宗對馬守内
平田直右衛門

右之蚊帳臥具の書付寫一冊、御用掛井上河内守様御用人衆まで、鈴木左治右衛門を以差出す、

同月八日、奥野忠兵衛様より手紙、

一宿々旅館の儀、見分の者とも段々罷歸候、三使屋の内にも住居少々直し可然の旨も相伺候、其外官人宿等大破にて、見苦敷分は引替候様にも可致候、繪圖參り次第遣し可懸御目候哉、又松平對馬守宅にて御相談可申候哉思召次第に存候、尤左様は、役人中も御召連御談し候様に可然候、次第に相互

に御用も多く罷成事に候間、御直談にて諸事相濟申度如此候、以上、

五月八日

奥野忠兵衛
平田直右衛門様

右節、
一宿々旅館御見分に被遣候衆段々御歸の由、三使屋の内にも住居少々、御直し可然の旨も御伺被成候、其外官人宿等大破にて、見苦敷分者被引替候様にも可被成候、繪圖參り次第御見せ可被成の由、被入御念候趣致承知候、三使屋井上官屋者、少宛にても住居直り候は、一覽仕度候、其上にてもし存寄の儀も御座候は、可申上候、松平對馬守様御宅にて可被仰聞哉の由被仰下候得共、願は此方にて得と一覽仕候上にて、存寄も有之候は、申上度候間、到來次第此方被遣御見せ被遊可被下候、中官以下の宿々者、見申候に不及候、疊敷を以廣狹者御極被遊候て相濟可申候、次第に御用も繁多故、御逢被成諸事御濟被成度旨奉得其意候、此方も御直に相度事共御座候得共、此間者別て用事取紛以參上も不申上候、若其内御尋被遊候儀も御座候は、御書

附を以被仰下候様にと奉存候、近日拜顔に萬々可申上候、以上、

尙々、宿々の朝鮮人宿相極り候は、先日も申上候通繪圖被仰付、宿中圖共に一通此方御渡し被成候様にと奉存候、急に出來合不申候は、宿見分の者成共御渡し被成可被下候、願は此方の參候得者、猶以能御座候心事奉期貴面候、以上、

五月八日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月十日、松平對馬守様所にて、忠兵衛様御逢被成候て、左の趣御尋被成る、
一京大坂にて攝入候哉之事、
一國書三使與昇看板の事、
一持夫人足何を持候哉の事、
一臥具蚊帳の事、
一人馬割役人、何人被懸候哉の事、
右の儀、御覺書を以御尋故、覺候通有増に申達、とかく委事は日記を考候て、書付候て差上可申由申入、御覺書請取之、

一忠兵衛様の申達候者、先日臥具の儀申上候得者、當分は蚊帳時分に候間、蚊帳可被成下候、對州迄被差下置候例者無之間、御用意被成候は、兵庫迄被差下置、彼所にて御渡可被成由御返答候、然共私奉存候は、迎も朝鮮人用に御用意被成候事に候故、兵庫にて御渡被成候て者、兵庫より下々御馳走の所々六七ヶ所、蚊帳のみならず臥具共に、御用意被成候事に候故、無益の事に大分御馳走方御費被成候候、就中松浦肥前守様、六七萬石にて御馳走被成候さへ御大儀に存候處、其上臥具等迄御用意被成候て者、彌御迷惑可被成候、壹州迄被遣候得者、彼所より江戸表迄相濟申事に候得者、船中所々御用意不被成候故、餘程の違に罷成と察存候付、先比存寄申上候、此間も方々より臥具用意の儀尋來候得共、仰出は有之候得共、先暫御扣候様にと申置候、何とぞ蚊帳御用意被仰付候は、大坂にて對馬守屋敷番に御渡被成被下候へかし、對州迄差下、壹州より用候様に仕度由申入候得者、忠兵衛様被仰候は、左様の委細の譯曾て不存候、思召寄尤至極に存候間、其譯御書付被遣候様にと被仰聞候故、畏候由申入、

御用掛御三人様の懸御目、右の趣存寄忠兵衛様の申上候、委敷書付差越候様に被仰候間、書付差上可申由申上罷歸る、

同月十一日、奥野忠兵衛様より手紙來、返答書相認直右衛門持參、往復の書面別て書付持參、彼方にての次第共に段々奥に記、

昨日者久々に懸御目候、然者承度儀共に左記候、
一朝鮮人對州より兵庫迄の内に、船中七人の御馳走の面々より、滯船の内者數日にても、前々下行相渡り候哉、若無益の用意者、對州より其御心掛有之候哉、

右御答書、左之通認之直右衛門持參、委細奥に記す御手紙にて御尋被成候御答書、

一朝鮮人對州より兵庫迄の内、船中七人の御馳走の御面々より、滯船の内者數日にても前々下行相渡り候哉、若不意の用意者、對州より其心掛有之哉の由御尋被成候、信使船中逗留の間者、幾日にても其所の御馳走人より、下行御渡被成候先例にて御座候、對州出船以後者、對馬守方より下行相渡候例者無御座候、以上、享保己亥信使記録、

一先達て申進候通、富士川若出水等にて船橋往來難成節者、奥にて者船に乗せかたく、三使之分者乗物之用意致置候、究り候は、重て可申進之由被仰越候故、如此御座候、以上、
追て、昨日承合候趣、共に御書付被成可被遣之候、以上、

五月十一日 奥野忠兵衛
平田直右衛門様

右答
一先達て被仰下候富士川、出水等にて船橋往來難成節者、奥にて渡し船に御乗せ難被成候故、三使之分者新敷乗物御用意被仰付置可然候、追て究り候様子被仰聞被下候様に申上置候に付、彌其通御極め被成候段被仰聞承知仕候、其趣國本にも可申遣候、以上、

五月 宗對馬守内
平田直右衛門

同日御用掛様の差出候書付
朝鮮人風波に遭候て漂着候は、網、碇、水、薪、馳走有之候様にこの御觸の事先日申上候、其外に唐津淡路に者、漕船の儀被仰付候、淡路などは就中大

切の場所故、漕船の御用意爲在之か能御座候間、無御失念被仰付候様に申達候得者、御書留被成候て天和に者無之由被仰候故、天和には無之、正徳には御座候由御挨拶申達、兵庫御賄御代官森山又左衛門様御同席故、御近附に罷成、兵庫之事共申談罷歸候、

同月十九日、奥野忠兵衛様の、直右衛門方より遣候手紙、

以手紙申上候、御鷹御馬先達て登可申候、大坂御鷹部屋御厩之事、先日申上置候、如何様に相濟申候哉、間に逢兼可申と奉存候故、御様子承度奉存候、一蚊帳臥具等の儀も、私存寄先日申上置候、御返答次第御馳走所にも可申遣候、

一下行に被下候魚鳥野菜諸色の儀、先日書附差上候通相濟、御差圖被仰出候様に被仰聞候口覺申候、彌其通對馬守方にも可申越候哉、爲念承度奉存候、右の通御馳走所被仰渡候得者、對州より其格を以、下行の品相渡候事故、一刻も早く申越度奉存御尋申上候、

一兩長老駕籠人足馬等の儀も、先年の通彌被仰遣

被下候哉、對州當番の和尙方にも申遣度奉存候故相同候、右の趣未御返答駈と承不申候付て、爲念承知仕度奉存如此御座候、委く被仰聞可被下候、此旨以參可申上候得共、殊の外間近に罷成候故、取込以手紙申上候、

同月廿日、奥野忠兵衛様よりの手紙并再答、昨日者御手紙の處、御用寄合夜更罷歸候付、御答及延引候、

一大坂御鷹部屋御厩の事、御鷹者彼地土藏成共、又は座敷圍候ても差置候様に被仰渡候、厩者相立申等に御座候、

一蚊帳臥具の儀、御用掛迄申聞候、一下行渡りの魚鳥野菜諸色の儀、帳面の通り自分馳走の面々御賄方にも相觸申候、

一兩長老駕籠人足馬等の儀も、正徳の通相濟申候、對州にも先達て被仰越候に付、御尋の由右の通に御座候、左様御心得可被成候、今日も登城早々及御報候、以上、

昨日の貴答致拜見候、被仰下候通信使四月十一日彼國の都發足の由申來候故、用事取紛候段御賢察

可被下候、

一大坂御鷹部屋御厩の事、昨日御尋申上候處、御鷹者彼地の土藏に成共、又は座敷圍に成とも被成候様に被仰渡、御厩は御建被成筈の由奉得其意候、定て西本願寺の内にて可有之歟と奉察候、大坂對馬守役人方にも其趣可申遣候、

一蚊帳臥具の儀、御用懸中様に被仰上置候口承知仕候、段々御馳走所御用意等も可有之候故、何とぞ早く御返答被仰出候様に奉頼候、

一下行の魚鳥野菜諸色の渡り方、私存寄申上候通、自分御馳走の御面々御賄方にも、御觸被下候由奉得其意候、早速對馬守方にも可申遣候、

一兩長老駕籠人足馬等の儀、正徳の通に相濟候由被仰下奉得其意候、本番加番の長老方にも相達候様に可仕候、段々相伺置候御用向無滞相濟、別て忝奉存候、御用懸様に御序の刻、宜御挨拶被遊可被下候、奉願候、以上、

五月廿日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同日松平對馬守様御用人衆より、直右衛門方々來

候手紙并返答、

以手紙致啓上候、當年獻上の御鷹幾居、御馬何疋、右御鷹馬に附參候官人の員數御書付可被下候、此段拙者共より得御意候様、對馬守申付候、以上、

五月廿日

吉田十兵衛
井川治右衛門

田直右衛門様

前刻者御手紙被下候處、罷違候て不能即答候、然者當秋獻上御鷹御馬の員數、右御鷹御馬に付參候官人員數書付差上候様に御意の由、被仰下奉得其意候、御鷹數四十四居の由頃日申來候、御馬數官人員數の事は未申來候、大形者獻上御馬二疋曲馬三疋にて可有御座候、官人者中官一人、次官一人、下官一人、都合三人相附參候先規に候故、此度も先規に違は有之間敷と奉存候、將又信使先月廿九日東萊と申所に罷着候由、御繼船を以遂御案内今日致參着候、定て御聞可被遊候得共乍序申上候、右の趣宜被仰上可被下候、以上、

五月廿日

平田直右衛門
吉田十兵衛様

上承度候、以上、

五月

同月廿七日、松平對馬守様御用人方よりの手紙、以手紙致啓上候、然者今日八時過、御家來中御壹人被遣候様に、貴様迄可申進旨、對馬守被申付候間如此御座候、以上、

五月廿七日

吉田十兵衛
井川治右衛門
平田直右衛門様

右返事

御手紙致拜見候、然は今八時過、役人共壹人差上候様、御意の旨仰下奉得其意候、以上、

五月廿七日

平田直右衛門
吉田十兵衛
井川治右衛門様

一朝鮮國忌日精進日相知次第、早々可被申聞候事、一實相寺にて如前々、當秋も菓子は不出筈に候事、一清見寺見物致度旨、達て望候は、可任其意由被仰渡候間、左様に可被心得候事、一御鷹はこ木はこたれ、大坂にて申付、宿々持送筈に候事、一蚊帳臥具の儀相伺候處、最前相達候通、當秋は於兵庫蚊帳相渡候様にこの事、右之儀共爲御心得申達候、御申聞候儀は御吟味の

井川治右衛門様

五月廿三日、奥野忠兵衛様より文通、

一岡崎宿従事物置正面にて者無之候、依之暗くは無之候事、

一濱松宿従事之居所、舊冬の通にてはひきく、次の間却て高候に付、間取り振替候由に候、則繪圖遣之候事、

一道中宿印荷印船印、并乘馬中馬集所挑灯の印、右旗等の紋染色書付、正徳に被遣之候に付、所々御馳走人々此方より觸申候、

此印品々、何方より拵候哉の事、

一朝鮮國忌日精進日相知次第、早々可被申聞候事、一實相寺にて如前々、當秋も菓子は不出筈に候事、一清見寺見物致度旨、達て望候は、可任其意由被仰渡候間、左様に可被心得候事、

一御鷹はこ木はこたれ、大坂にて申付、宿々持送筈に候事、

一蚊帳臥具の儀相伺候處、最前相達候通、當秋は於兵庫蚊帳相渡候様にこの事、

仰付被下候様に申達候て、又申達候は信使宿見分の者、去十九日船中所々致見分、大坂に致參着候、依之口上書持參可仕と存罷在候折節、被召寄候付持參仕候由にて書付差出候處、早速被申上被仰出候は、宿割繪圖の儀彌御借し被成候、宿見分大坂著に付、書付被差出候趣御開届被成候、扱信使は對州の幾日程逗留可有之候哉と御尋に付、十二三日も逗留可仕歟、何とぞ逗留有之様に、直右衛門方より度々申遣事に御座候旨申上る、其外あなた御當地にて御出馬被成候付、諸事御支度の譯など、十兵衛被尋候付、前々の通致物語、宿割繪圖致拜借罷歸る、左次右衛門持參の口上書、左記之、

口上

對馬守家來朝鮮人宿見分の者、去十九日大坂表に參着仕候由申越候、船中筋御自分御馳走の所は、朝鮮人宿は過半出來仕候得共、兵庫にては御用掛様より宿繪圖は御渡被遊候得共、其儀に付被相伺置候事共在之、いまた如何様共御差圖無御座候故、普請取掛不被申由被申開候に付、不得止御繪圖を以、座園等の儀申談置候由、檢分の者共方より申越候、

若道中筋外にも御取掛り無之宿も可有御座候哉、不及申上儀ながら、一日も早く夫々に座拵等も被仰付被下候様に、大概座拵等出來候上、檢分の者罷通候様に仕度候、見分の者五六日中には大坂出立可仕候由申越候間、此段申上候様に平田直右衛門申付候、以上、

五月

宗對馬守内

鈴木左次右衛門

吉田十兵衛様
井川治右衛門様

御用掛様の差出候書附の内、與昇看板紋形の儀、左の通認持參之、

圖書并三使與昇紋形模様

右之通、肩前後に相見申候、先年公儀より右の模様を、香の圖と御書載被下候、我々覺候香の圖とは違有之候故、爲念寫差上之候、以上、

右之書附兩通、忠兵衛様の直右衛門致持參候に付、昨日御用掛様方より、被仰開候御尋ヶ條書の御返答書、并臥具の儀に付、存寄の趣申上候覺書相認致持參、御取次は渡置可罷歸と仕候得者、致在宿候間

是非可申開候由、御取次申候て則申達候得者、罷通候様に有之、罷通候得者深澤八左衛門殿、山田平

大夫殿も御同席に候故、書附の趣有増申達、人夫の入方は先日御物語の員數とは違候得共、此方帳面の趣書寫差上候由申入、右帳面二冊、左記之、

覺

一天和年京大坂にても褥入候哉と御尋被成候、天和年京大坂にては、褥の代りに毛氈を敷用相濟申候、

一三使與昇人足看板様様の儀、御尋被成候、

圖書與昇 地色淺黃紋形香の圖

大旗綱引 地色紺紋形輪違

籬綱引 右同斷

正使與昇 地色萌黃紋形淺黃香の圖

副使與昇 地色薄柿紋形右同斷

從事與昇 地色てり柿紋形香の圖

乗物駕籠昇 地色紺紋形輪違

右者、正徳年看板にて御座候、

一信使方道中持夫人足何を持候哉と御尋被成候、武徳年人足入方、左之通に御座候、

通り人足覺

一圖書與昇 十人 一三使與昇 六十六人

一同替與昇 二十四人 一大旗二本綱引 六人

但脇指 一籬二本綱引 六人 右同斷 一上上官三人

人乗物昇 二十四人 一金僉知學士良醫乗物昇

二十四人 一通詞駕籠五挺 三十人 一人乘

掛荷馬之器具入 九十六人 一三使夜具長持三棹持

夫 二十四人

毎日寄人足覺

一三使櫃荷四箇持夫 十六人 一乘輿雨覆持夫

六人 一三使上上官長持 四百八十四人程

右者朝鮮人方

一下行方諸帳面入挾箱持夫 四人 一人馬方諸

帳面入挾箱持 四人

右者、毎日相定入申候入足之數に御座候、此外三

使菓子并下行物の内被爲持候持夫、此類に召遣

候人足も少々有之由に御座候、

一人馬割役人何人相務候哉と御尋被成候、

朝鮮人方人馬割取役 同手代

樋口吉右衛門 土井與兵衛 高本伊兵衛 海津

程右衛門 平間新七 溝井佐治右衛門 對馬守 被成
下候御傳馬人足一色助左衛門 同手代 井上勝右衛門 賦實傳馬支配役
佐伯市左衛門 但、手代役者、其内代り候事も可有御座候、

右之外、足輕共數人申付置候、以上、

五月

宗對馬守内 平田直右衛門

同月廿九日、奥野忠兵衛様より來候手紙、對馬守殿御家來、兵庫旅館見分有之、宿をも好引替候由に候、尤御賄御代官は、いまた彼地ね着不申故歟注進無之候、此段は兼て申達置候通引替候得者、宿々の住居も官人により違可申候、左候得者取締も有之に付、好候ても引替不申候間、其通御心得可被成候、見分の面々々も、其趣御申越候様にと存如此候、

一大坂にて藏屋敷役人、御鷹ほこたれ、并木綿にても繪莚にても入候由、好有之旨に御座候、先達て御申越候に付、ほこたれは三つ申付候、右の外入事に候哉承度候、
一御鷹籠載候臺、并日覆雨桐油入候箱も好候由に御座候、此段先達て不承事に候故、御賄方にて不申

付候、前々御代官にて出來候事に候哉、
右之通承合申候、以上、

五月廿九日

奥野兵衛

同年六月朔日、奥野忠兵衛様は昨日の返事遣之、昨日は御手紙致拜見候、兵庫旅館對馬守宿檢分の者好にて宿引替候由御聞被成候、御賄御代官方、いまた彼地ね御着不被成候故歟、御注進無御座候由、此段は兼て被仰聞置候通、宿替の好無之模にとの御事に付、其趣は先達て申遣候、乍然先達ても申上候通、中官下官の宿々迄は、一々吟味も難仕候故、人數に應し疊數の積り被成、宿割被仰付候様に申上候故、若は人數に寄疊數少く、暑氣の節致難儀可申と存候宿等有之候は、見分の者吟味仕候て、御引替被下候様に好申たる事も可有御座候、宿の善惡等にて振替の儀可申とは不存候、被仰下候趣者又々途中迄可申越候、
一大坂にて對馬守役人共、御鷹ほこたれ、并木綿にても繪莚にても入候由、好候旨被仰下候、夫はほこたれの用にて可有御座候、ほこたれの外、左様の品

入可申とは不存候、

一御鷹籠乗せ臺、并日覆雨桐油入候箱も好候由被仰下候、日覆は御鷹籠載候釣臺に、常住掛置申ものに候故、箱に入持越可申様は無之候、雨覆は正徳年合羽籠、御賄方より持送りに被仰付候と相見へ申候、箱と有之候は長持の事にても可有之歟と奉存候、此度は長持に及間敷候、荷馬に附候ては濟可申故、其通申上候様に先頃申遣候、定て其書狀不達、右之通申上たるにて可有御座候、天和正徳共に御鷹數貳拾四五居にて御座候、此度は四拾四五居に候故、雨具諸色共一倍相増不申候ては、差支可申と奉存候、其程御了簡被成候て、御差圖被仰越可被下候、以上、

六月朔日

奥野忠兵衛様 平田直右衛門

同日忠兵衛様より右の再答、
昨日者御答拜見、對馬守殿御家來兵庫見分、旅宿引替の儀に付申進候趣御承知、途中迄も又候御申越可被成由致承知候、
一大坂にて藏屋敷役人中、御賄方被好候ほこた

れ、并木綿にても繪莚にても入候由申進候處、左様の品入可申とは不思召候由承之候、

一御鷹籠載候臺、日覆桐油の儀、右入候箱の儀、此度は荷馬に附候ても可相濟候間、其元より御申越候右書狀不相届内に、右之好直しと思召候由、御賄方にも御紙面の通可申遣候、
一大名衆被出候乗鞍馬鞍皆具相極候に付、書付貳通進之候、以上、

六月朔日

奥野忠兵衛 平田直右衛門様

同年七月十六日、去る十四日奥野忠兵衛様より、來り候御手紙の御返答、
此程の御手紙拜見仕候、懸川宿天龍寺の内繪圖被差出候以後、座敷二間出來に付、其所座取被仰付候は、新規取附等も減し可然由申上候得共、右場所最早繪圖の通、帳出し等も出來候由、御代官方より被仰上候間、右二間は御用不被成候由奉得其意候、一岡崎三使屋莚薄縁御用意の儀、御代官方被仰渡候由承知仕候、
一宿見分の者共、御馳走方にて雨具等御用意有之

可然由、書附所々に差置罷通り候に付、此儀は先例も有之、支度可有之事に候、書附相渡通り候事にては有之間敷の由、御用掛様被仰候由、依之私爲心得被仰下候由忝奉存候、前々より書附差出し罷通り候先規故、此度も左様に爲仕にて可有之と奉存候、若御沙汰も御座候は、宜奉頼候、以上、

尙々、天龍寺出來候二間も、若入候は、餘計御用可被成由奉得其意候、御勝手の方出來候上は、入申間敷と奉存候、且又御別紙の御返答拜見仕候、七月十六日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同年八月二日、奥野忠兵衛様よりの手紙并返答、對馬守殿荷物等、從大坂淀迄正徳は人馬にて陸參候由に候、此度は先達て如申入候、請負通し人馬に付、淀より新居迄は京都の者請負、舞坂より江戸本願寺迄は江戸の者請負候、右の通候間、對馬守殿荷物も、大坂より淀迄は船にて相廻し可申候、其心得可被成候、乍然船にて難成譯も御座候哉、左候は、其様子委く可被仰聞候、一新居にても右荷物、船にて舞坂に相廻可申と存

候、正徳は本坂を人馬にて送候哉、此度は淀より新居迄の請負に候間、本坂には參間敷候、右の通に候間、新居も船にて相廻すにて可有之候、

一下行渡の儀に付、江戸御賄御代官より承合候も有御座候、差急き候間、今日中右御答被成候様にと存事に御座候、

一御鷹馬、去月廿一日備後頼若船の沙汰承候、彌右の通御聞候哉、左候へは大坂に何頃着船可申候哉、大坂にて幾日程足を休、江戸に可被罷下候哉も承度候、以上、

八月二日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、對馬守殿荷物等大坂より淀迄、正徳年は人馬にて陸參候得共、此度は請負通し人馬に付、淀より新居迄は京都の者請負、舞坂より江戸迄は、御當地の者請負候に付、對馬守殿荷物も大坂より淀迄は、船にて廻し可申候、乍然船にて難成譯も候は、其様子委く可申上旨承知仕候、船にて廻し申候ても別て差支は有之間敷と奉存候、途中迄其趣申遣し、若差支候儀も有之候は、追て可申上候、

一新居にても、右荷物船にて舞坂に廻り可申と思召候、正徳は本坂を人馬にて送り候哉、此度は淀より新居迄の請負に候間、本坂には參間敷候間、新居も船にて相廻可申由奉得其意候、先日も申上候歟と覺申候、正徳にも荷物本坂には參不申、新居を船にて卯の花崎より渡し申候、

一下行渡しの儀に付、江戸御賄御代官方より御聞合の儀可被仰下候、被差急候間、今日中に御答申上候様にとの御事奉得其意候、此方には未如何様と不被仰越候、手間取不申御用向に候は、早速御返答可申上候、若御用の品により留書等考合、積り等仕儀に候は、急速に御返答難成事も可有御座候、兎角被仰聞候上の事と奉存候、

一御鷹御馬、先月廿一日備後頼若船の沙汰、御聞被成候由被仰下候、此方には未到來無御座候、大坂にはいつ頃着船可仕哉の由被仰下候、船中は風次第の事故、いつ頃と申儀極候而は難申上候得共、大概中分の仕合にて、先月中には大坂着船にても可有之歟と奉存候、且又大坂にては、幾日程足を休發足可仕哉の由、御尋被成候、天和年は九日振に發足仕

候、正徳年は十五日振に罷立候、御鷹御馬共船中草臥の様子次第、大坂逗留の不同有之候、此度も草臥の様子見計發足仕にて可有御座候、其内兎角早き方にて可有之と奉存候、

尙々、大坂より淀に荷物廻し候儀、若船にては差支候譯も有之、御子細此方申越候上にて、大坂に御差圖被遊候ては、間に合申間敷候間、差支候譯、大坂にて人馬割御代官方に申上る儀も可有御座候間、御聞届の上譯立候事に候は、陸より被送候様に被仰遣置可被下候、多くは船にて廻し候て、衣へは有之間敷と奉存候得共、爲念此段申上置候、以上、

八月二日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月八日、奥野忠兵衛様より、直右衛門方に贈答手紙左記、
然者、御鷹馬去月廿七日夜大坂致着、差添參候官人通詞御賄も無滞由、昨日御賄方より申來候、
一御鷹江戸着候得は、對馬守殿屋敷に彌被差置候哉、此段承度候、餌鳥は御賄方より相渡可申候哉、

左候は、一日分の員數も御書付、明朝迄に可被遣候、若品川より直に、御鷹部屋に被遣候筈相濟申候哉、委細御書付可被遣候、以上、

八月八日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、然者御鷹御馬、先月廿七日夜大坂着いたし、相添參候官人通詞御賄無滞相濟候由、昨日御賄方より御到來の由、爲御知被遊忝奉存候、此方の飛脚は途中相滞、未到來無御座候、

一御鷹江戸着候得は、對馬守屋敷に彌差置候筈に候哉と御尋被成候、最前は御鷹部屋に遣し候様に被仰出候處に、去四日の晚俄に對馬守屋敷に差置候様に被仰付、御鷹部屋等用意仕事に御座候、餌鳥の儀、御賄方より御渡し可被成哉の由被仰下候、前々信使の度々、御賄方より御渡し被成候先規に御座候、此度も御賄方より彌御渡し被成被下候様にと奉存候、餌鳥一日分の員數申上候様にと被仰下候、一居に付一日分の餌鳥、雀にては十二羽、鶉にては三羽、鳩にては一羽半の積りと、留書に相見へ申候、

一信使勝本着以後、便り御聞不被成候由、此方も御前に御座候、以上、

八月八日

平田直右衛門

享保四年六月

奥野忠兵衛様以上、享保己亥信使記録、

信使宿坊御堂の内にて、對馬守休息所荒し有之候由、於江戸表申上候に付、此段御奉所に被仰越候、依之昨日見分被仰付見及候處、荒候、無御座候、先達て宿見分の者罷通り候節、對馬守休息所の儀は、江戸表より御差圖無之候故、御究不被成候由被仰渡候に付、此段江戸表詰合の家老共申遣候處、心得違にて荒居候と爲申上候にて可有御座と奉存候、以上、

六月廿二日

宗對馬守内
中原勘兵衛

大浦左近右衛門

同年七月朔日、大坂町奉行衆より來る、

去る八日の御連札致拜見候、朝鮮人獻上の御馬、宗對馬守藏屋敷に繫候外は、土藏に成共、座敷園に成共可致の由被仰渡、其旨御賄方にも被仰越候、暑氣の節にて、土藏にては痛可申旨候は、本願寺の内

座敷に差置、番人御馳走方附置候様に可申達候、從信使御鷹馬共に先達て參候事に候は、御鷹は本願寺の内座敷に差置候ても、支候儀は有之間敷候間、御賄方にも右の通申渡候の様にと思召候由致承知候、

一對馬守屋敷に差置候共人少に候間、萬一火事等も候は、御馳走人より人夫差出退候様に、是又可申渡旨致承知候、

一御馬の儀、本願寺の内損料概申付候様に、御賄方にも先達て被仰遣候、彌早々取掛候様可申渡旨致承知候、

一本願寺の内、對馬守詰所荒候て有之由申候、暫罷在候處見立可申付旨致承知候、正徳年對馬守休足所成候所を、先達て繪圖に附紙いたし、御賄方より懸御目候由、此度も右の場所用候積りに、御賄方にも申渡候、荒候て有之由、其元にて申候儀間違候に付、對馬守當地藏屋敷留守居の者見せ候上、書附を取懸御目候、

一當月朔日兩通の書狀相達候由致承知候、以上、

六月廿六日

北條安房守 印

鈴木飛驒守 印

松平對馬守様

横田備中守様

大久保下野守様以上、竹橋藏前、

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一日本船と朝鮮船と違有之、日本船の出しかたき日和にても、朝鮮船は快乗取候事罷成候故、此方より出船難成日和に候と被仰聞候ても、彼方の船將は成程出船安き日和に候と申候に付、毎度違却有之事に候ゆへ、兼々日本船朝鮮船違候譯、前廣に被仰諭置度事に候、其上殿様御旅行船中道中に御逗留被成候程、公儀より御宛行有之御爲に成候と、彼方書物に記し有之由、正徳の譯官享保の譯官何れも申候、箇様の儀に付候ても、出船成申日和に候得共、態と御逗留被成候との疑心有之候間、其心得可被成候事に候、

一惣躰三便の心入いつにても、御國より抑制をうけ申ましきとの我意有之様に相見申候、曾て抑制にては無之、日本と朝鮮とは風俗の違ひ有之、朝鮮の思召にては日本向に合不申、何とぞ兩國間宜敷

様に思召候處より被仰入事に候、古人の言葉にも使從俗禮從宜と申候間、朝鮮の國躰にあづかり候は格別に候、其外申入候趣を得度被開通候様にと、御丁寧に可被仰入事に候、交隣提議、

通航一覽卷之五十九

朝鮮國部三十五

○信使參向道中 享保度

享保四己亥年七月十九日、宗對馬守義誠等朝鮮國信使を贊導して自國を出帆し、九月三日攝津國兵庫に着船、同四日大坂に着す、其日旅館西本願寺にをいて御饗應、安藤對馬守重行大坂御城代なり、上使たり、九日までこ前卷併せ考ふへし、

享保四己亥年七月十九日、順風卯中刻開帆、未刻舟著壹州、星様答響、

享保四年六月、朝鮮信使來對州、正使通政大夫洪致中、副使通訓大夫黃瓊、從事通訓大夫李明之也、方誠君、按するに、義誠の初名なり、先導之、今般不被用正德之例云云、本州編略、

享保四年

府中より勝本に五里、勝本より藍島に四十八里、藍島より下關に二十二里、下關より上關に三十五里、上關より蒲刈に二十二里、蒲刈より鞆に二十里、鞆

通航一覽卷之五十八終

より牛窓に二十里、牛窓より室に十里、室より明石に十七里、明石より兵庫に五里、兵庫より大坂に十里、凡朝鮮より東萊に廿日路、東萊より對州府中に八十六里、府中より大坂迄二百五十四里、

人馬役 平岡彦兵衛 京師 鈴木九太夫月堂見聞集

享保四年八月二日、奥野忠衛様按するに、御用掛御勘定組頭なり、返書、一信使、先月十九日壹州勝本浦着船に付、對馬守方より之繼船之書狀箱も御到來之由に而、對馬守より私方に之書狀、今朝河内守様より御使を以御持せ被下候、御用懸様へは、右繼船便に書狀を以御案内申上候故、疾御聞可被成とは奉存候得とも、爲念此段申上候、以上、享保己亥信使記録按するに、これ宗對馬守老臣平田直右衛門よりの返書なり、享保己亥、朝鮮通信使經過九州沿海之地、秋八月朔、使槎到泊本州藍島、按するに、この書状前夜己三三更、同小野士厚の著なり、三使及官員皆登陸就館、淹留凡九日、厚蒙吾君侯之命、六月到于藍島、職務之劇未遑唱和、春間予作御苑春暮詩、有人傳示韓客、通筒往復在三日至九日之間、其明十日使槎解纜、至半路颶風大作、不得直進、下碇泊舟藍島、十八日天晴風順、遂赴長州赤間關

云、藍島鼓吹、

享保四年七月十五日過迄大風、出船不成、同十九日對馬出船、八月朔日藍島着船、自注、大風故十八日同十八日赤間關着船、自注、廿七日迄、同廿七日蒲刈着船、同廿八日鞆着船、按するに、月堂見聞集に、七月廿七日筑前藍浦刈、同廿九日備後國鞆、八月十八日長門國下關、同廿七日安藝國連江戶着、御馬本願寺へ入、御靈は月、同二日室着船、同三日兵庫着船、同四日大坂着船、西刻本願寺に入、丑刻御饗應畢、自注、同九日、柳營神靈脫漏、迄逗留也、雜話爛談、

一川御座船、大坂より登り、
上上官第一船 松平民部大輔○同第二船 阿部伊勢守○同第三船 松平土佐守○判事官第一船 松平阿波守○同第二船 伊達大膳大夫○湛長老 松平隱岐守○萬長老 松平安藝守鶴林來聘記、○按先、川御座御船印等の事により、宗對馬守家來より、同、及び御船御修復等の事あり、因に、こゝに附す、
享保四年六月、宗對馬守家來差出候口上書之寫、

口上

三使被乘候御川船印之旗染色之書付、國許より就差越候指上候之處、副使之旗染色、正徳年者淺黄に

而候之處、此度は黄色に相成候付、右色相之儀、如何様之譯に而違候哉、先年之通り淺黄に而も苦々間敷候哉、我々了簡に而差支間敷哉之旨御尋被成候、右色相之儀者、三使衆被好候而相究候様に承傳候、今度之儀は、唯今國許に申越否之儀相尋候而は、時節押迫間等^カに難合可有之哉と奉存候、御差支も無御座候は、彌黄色に御用意被仰付被下候様にと奉願候、此段宜被仰上可被下候、奉願候、以上、

六月十四日

宗對馬守内
中原勘兵衛

三使船印御入用入札銀積り

松平孫太夫

孫太夫は、大坂御船手なり

覺

新規
一合印壹本、地繪子、地色黄、副之字紅染入、右之代、新銀六拾七匁五分、
一地繪子花色、正之字紅、染入合印壹本
一地同斷紅、從之字花色染入合印壹本、
右貳本染仕立直、新銀三拾匁

但、壹本に付拾五匁宛、
新銀合九拾七匁五分

右新規合印壹本、染直貳本被仰付候へは、御入用右之通御座候、

外轎子船合印

一地繪子紫、金御紋壹本、

是は染直不申被用候、

以上

六月

松平孫太夫

三使船印御入用入札積り

覺

一紀伊國丸 土佐丸 中土佐丸 浪速丸

右四艘御船、船外廻り眞塗、并ごち屋根軒口朱塗所所漆落見苦敷御座候所塗繕代、新銀三百拾六匁、

一御小指 四本 染仕立直代

一御吹貫 四本 同斷

新銀貳百四拾目、但、御小指共壹本に付、新銀三拾目宛、都合新銀五百五拾六匁、

以上

六月

松平孫太夫

以切紙致啓上候、然者、朝鮮人來朝に付、指出候御船用意段々出來仕候、

一此度出候四艘之川御船、外廻り眞塗、并枋屋根軒口朱塗少宛漆落有之候得共、其儘指置候積り仕候處、此度御船卸候得者、右之漆落候所目立候に付、町奉行衆共遂相談、安藤對馬守殿に申達、御入用も纒之儀に候に付、塗繕取合候様申付候、

一右四艘之御船、小指吹貫破損も無之に付、其儘用候積り仕置候得共、紫之色かわり見苦敷相見候に付、是亦町奉行衆致相談、安藤對馬守殿に懸御目、染直し致御修復候積り申達候處、其通り申付候様に被仰候に付、染直し御修復申付候、

一宗對馬守家來、三使船之合印之儀書付指出候、去年帳面に相認致進達候之通、正徳年之合印有合候付、最前用意之儀不相同候處、此度副使之合印黄色と書出候、正徳年者地色淺黄に而御座候、依之、指懸り候儀に御座候間、正徳年之通之合印用候而も^カ不苦問敷哉之旨、右家來に承之候處、三使より好之儀に候得は、家來了簡に而難申候、何とぞ此度好之通り用意御座候様仕度旨申候付、口上書取之寫懸

御目候、右之通御座候間、副使之合印壹本新規に可申付候哉、左候は、早々被仰聞可被下候、相殘分は正徳之合印用申候、下略、

六月十九日

松平孫太夫

松平對馬守様

横田備中守様

大久保下野守様

竹橋番頭

享保四年五月朔日、奥野忠兵衛様より手紙左記之、正徳年中朝鮮人來聘、淀の乗船之刻、國書船に杉重樽、歸國之時も右同斷に被下候、淀に而歸國之刻も被下候由に候、大坂淀共に被下候員數乍御六箇敷御書付可被下候、

五月朔日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

昨今は折々御手紙被下候得共、被仰下候儀共委細に相考可申上と即答不申上候、然者、正徳年朝鮮人來朝淀登り乗船之刻、杉重樽被成下候、依之、大坂淀共に被成下候員數書付差出候様に被仰下奉畏候、大坂着船之節、川口に而川御座に乘船之節、國書船に御杉重二組御樽二荷、淀往還共に御杉重御

樽被成下候、三使上上官の者勿論被成下候、先頃も如申上候、下向之刻大坂川口本船に乗候刻は、三使を初川御座船に被成下物見へ不申候、參着之節被成下候故、下向之節も同前に可有御座儀かと奉存候得共、若は留書に書落申候哉無心元奉存候、公儀御扣等御吟味被遊可被下候、昨日被仰下候於大坂諸役船員數之儀、日外書付差上候船數之儀、大坂町御奉行に被仰遣、當秋過半不相増候様に被仰越候處、兼而對馬守、朝鮮人附役人にも其趣申渡置候様にと之御事奉畏候、不時之儀等無之候は、隨分不相増候様にと申遣置候、兎角朝鮮人方へ出候船者、對馬守役人證印仕候様に有之度事奉存候、

同月八日同斷

於大坂朝鮮人荷物、鳩場より宿坊迄運候人足之儀、對馬守殿へ被下候御朱印之内、文書に書載有之候哉、天和正徳之寫一覽申度候、天和には歸國御朱印出候由承候、此寫も一覽申度候、右荷物上ケ運人足御馳走方、御賄方より出候哉、天和正徳之運人足之わけ御書付可被遣候、御用懸り中尋に付如斯御座候、以上、

追而、右書付今日歟明日迄之内、御寫し可被遣候、以上、

五月八日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右答

御手紙致拜見候、於大坂朝鮮人荷物、鳩場より宿坊に運候人足之事被仰聞候、差而運候と申程之儀は無之故、人足は入申間敷と奉存候、五七人は若入申事も可有之歟、朝鮮人方わ者入申間敷候、荷物は西横堀本願寺裏門近所迄、上荷船に而漕廻し申候、此川端より旅館へ運候人、説カ正徳年は町人足二百五十人出候由相見へ候、對馬守御朱印之内に左様之事は無御座候、

同月十一日同斷

一信使大坂着之日、御饗應之日、忌日精進日に相當り候は、翌日に而も饗應可有之義に候、依之大坂着之前、右之儀爲御知候様に致度候、御賄方も前廣に申遣し置度如此候、

右答

一信使大坂着之日、御饗應之日、忌日精進日に相當

り候は、翌日に而も御饗應可有之儀に候、依之大坂着之前、右之儀御知せ申上候は、御賄方にも前廣に被仰達置度由被仰聞候得共、船中之義に候得者、大坂何日も可被着との儀は、難極事に候故、大坂着之節ならては難相極可有之と奉存候、成たけは先達而御賄方へも申達に而可有御座候、京着も國忌に相當り不申日を考申事に御座候、國忌自分精進日之儀は未相知不申候、追而申來次第御案内可申上候、御當地參着も國忌に相當り候得者、御饗應他日に罷成候先例に御座候、

同月廿三日

一奥野忠兵衛様へ直右衛門罷出懸御目候而申達候は、大坂尻無川と申所に、朝鮮船六艘繫置申候、此圍之儀、手前より仕候様に被仰付候通申來候、自分より仕候而は、垣又は竹等を抜盜取候様罷成、行規之爲にも不宜候、番所も從公儀無仰付、御馳走方より番人被指出候様に有之候得者、外見も宜候故、自と垣際へ寄付候ものも無之、垣之内は元より對馬守方より申付候事に候、垣之儀と御番人之儀者、上より被仰付被下候様にと奉存候、御手前様御働に

罷成事に候は、頼存候由申候處、天和者如何様に候哉と御尋故、天和に者手前よりいたし候に付、行規も存候儘に無之候に付、其御斷申上被開召候分候而公儀より被仰付候間、幾重にも宜様に奉頼候由申達候處、忠兵衛様被仰候は、天和に左様に候は罷成間敷由御挨拶なり、

同年七月九日、奥野忠兵衛様へ差出候帳面、左記之、

- 三使居所銘々に被差置候品、并臺所賄用器物、
- 一齒六、先頃申上 一臺子三飾、一臺天目六通り、
- 一羽箒二本、一鐵茶碗三、一燭臺大小、六本、ん切り、しん入り、ぼんぼり 一手燭二本、んぼり 一臺火爪三
- 一遠州行燈三、但、油次油共に、次に、 一銅盞三通り、
- 一鐵行燈三、一手拭掛三、一多葉粉盆六通、内
- 通りは、客用燈 一塗炭取三、一行水盞三、一湯桶
- 三、一水桶三、一かい木六本、一手水桶三、
- 一手水柄杓三本、一今里大皿九枚、一蓋天目十五、
- 一中天目十五、一猪口九つ、一鉢大中小十五、
- 一しゆる箒六本、一中藥罐三、一炭取三、但、蓋所用

一 櫃火鉢三、一 庖丁九枚、但、出及骨打 一 眞板大中六面、一 播盆六、但、播木 一 燒物片口九、一 火箸六膳、内、三膳 一 火吹竹六本、一 かね杓子九本、一 飯櫃中小六、一 木杓子六本、一 飯釜六、一 七つ入り鍋三組、一 味噌こし三、一 すいなう三、一 燗鍋三、一 油德利三、共、油 一 七つ入り鉢三組、一 あぶりこ六、一 渡しがね三、但、五本 一 壹升入すい三、一 水大桶三、一 米かし桶三、一 五徳か金輪か九、一 火かき三、一 柄杓大小六本、一 さいし三、一 布布六、一 とうしん付木一 澁うちわ六本、一 白箸五拾膳入十五袋、一 徳利か手樽か九、二三升 一 わさびおろし三、一 そくろ板三枚、共、へら 一 裁板三枚、定木共 一 組棚三組、一 火打道具、

上上官三人遣用之器物
一 臺子一飾、一 臺天目三通り、一 茶碗五、一 塗炭取一、一 臺火抓一、一 しゆろ箸三本、一 手拭掛三、手に、共 一 手水桶三、柄杓 一 手水盥三、一 行水盥一、一 燗鍋三本、はんぼり、し 一 手燭二、一 塗木行燈三、一 金行燈二、蓋所 一 多葉粉盆四通、

但、きせる二本つ、内一通りは客用、出及 一 眞板三面、一 庖丁四枚、骨打 二枚、一 火箸二膳、一 味噌こし一、一 すいなう一、一 わさびおろし一、一 渡しがね一、五本 一 あぶりこ一、一 播盆一、播木 一 七つ入り鍋一組一 飯鍋一、一 藥罐大小二、一 かね杓子三本、一 木杓子一本、一 七つ入り鉢一組、一 今里皿十五、一 今里蓋天目十五、一 同猪口九、一 小皿九、一 同大鉢九、一 壹升入白銚二、但、鐵 一 手樽か德利か壹升入三、一 油德利一、油 一 櫃火鉢一、一 置いろり二、一 手桶三、一 五徳か金輪か大小四、一 水桶一、一 米かし桶二、一 柄杓一本、一 水荷擔桶一荷、荷棒 一 白箸五拾膳入二袋、一 燒物片口一、一 砥一、一 とうしん付木、一 澁うちわ二本、一 火吹竹二本、一 組棚一組、一 裁板二枚、定木 一 そくろ板一枚、共、へら 一 火打道具、一 羽帚二本、

上判事三人、製述官壹人、次上判事二人、押物判事三人、漢學判事一人、醫師三人、書記三人、寫字官二人、畫員壹人之遣用器物、
一 臺子一飾、一 大藥罐一、一 大櫃火鉢一、一

薄茶茶碗二十、一 茶柄杓二本、一 水こぼし一、一 しゆろ箸二本、一 ちり取一、一 手水桶三、木こい 一 手水盥五、一 行水盥一、一 臺火抓二、
一 燗鍋二本、一 手燭二、一 多葉粉盆 通り、きせ 本つ、一 鐵行燈油次、一 同二、蓋所用油 一 眞板大小二面、一 炭取二、一 庖丁四枚、出及二枚、一 布巾七、一 火箸二膳、一 飯櫃大小三、一 味噌こし三、一 すいなう二、一 わさびおろし二、一 渡しがね二、五本つ 一 大あぶりこ二、一 播盆二、播木 一 飯鍋大中二、一 木杓子三本、一 かね杓子五本、一 中藥罐二、一 七つ入り鉢二組、一 壹升入かんなべ二、一 膳十九膳、一 今里皿三十八、一 同蓋天目三十八、一 同中天目三十八、一 同小皿三十八、一 同猪口三十八、一 德利か手樽か貳升三升入五、一 壹升入白銚二、但、鐵 一 油德利壹升入二升入三、一 櫃火鉢三、一 五徳か金輪か五、一 水桶二、一 半切桶二、一 米かし桶二、一 柄杓大小五本、一 かい木三本、一 手桶三、一 白箸五十膳入十袋、一 燒物片口五、一 砥二、一 火吹竹三本、一 とうしん付木、一 火抓二、蓋所

一 澁うちわ二本、一 裁板二枚、定木 一 そくろ板二枚、共、へら 一 組棚二組、一 火打道具、

軍官十八人遣用之器物
一 臺子一飾、一 大藥罐一、一 大櫃火鉢一、一 茶柄杓二本、一 水こぼし一、一 薄茶茶碗二十、一 燗鍋二本、一 手燭二、一 鐵行燈三、油次 一 同二つ、蓋所用油 一 多葉粉盆七通り、きせる 一 炭取二、一 手水桶三、木共 一 手水盥五、一 行水盥一、一 臺火抓二、一 しゆろ箸三本、一 ちりとり一、一 裁板二枚、定木 一 そくろ板二枚、へら 一 眞板大小二面、一 庖丁四枚、出及二枚、一 布巾七、一 飯櫃大小三、一 木しやくし三本、一 味噌こし三、一 すいなう二、一 播盆二、播木 一 中藥罐二、一 渡しがね二、五本 一 大あぶりこ二、一 火箸二膳、一 かね杓子五本、一 德利か手樽か貳升入三升入五、一 壹升入白銚二、一 五徳か金輪か五、一 水桶二、一 手桶三、一 半切桶二、一 米かし桶二、一 柄杓大小五本、一 かい木三本、一 火抓二、蓋所 鐵鍋大七つ入り鉢組、一 七つ入り鉢貳組、一 飯鍋大中二、一 壹升入燗